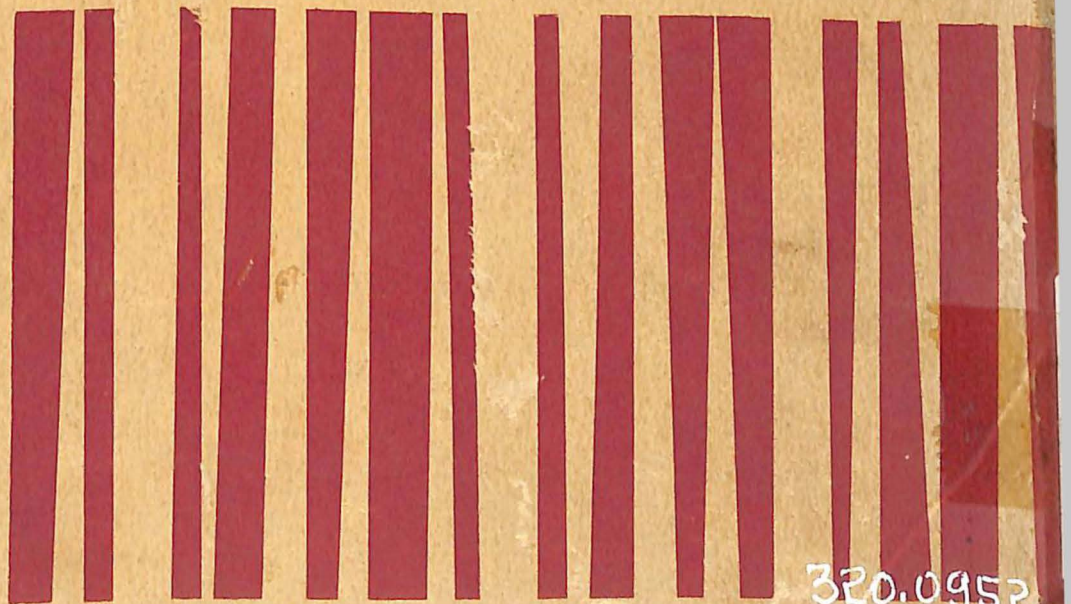


Readings in Japanese Political Science

edited and compiled
by Joseph K. Yamagiwa

Part I. selections



320.0952
Y14.1

Readings in Japanese Political Science

Part I. selections

**edited and compiled
by Joseph K. Yamagiwa**

**texts selected by Ritsuo Akimoto
and Junnosuke Masumi**

Ann Arbor: The University of Michigan Press

INDIAN INSTITUTE OF
ADVANCED STUDY
SIMLA



EDITOR'S FOREWORD

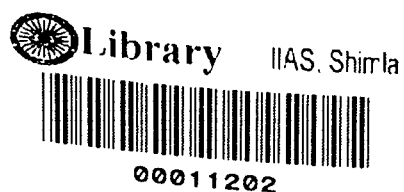
In the present volume, one in a series of five, the student of Japanese will find reproduced a variety of texts selected with a view to making available to the Western student a ready source of fully annotated reading materials, representing the best of contemporary scholarship in Japan. The series covers the fields of Japanese language, literature, history, political science, and sociology, respectively, and each volume includes extracts both from full-scale works and from articles appearing in the leading learned journals, while yet other pieces comprise whole articles in themselves.

A certain amount of care has been taken to insure that adequate representation has been accorded to each of the several subdivisions of the individual disciplines; the prospective user will note that the materials have been chosen in order to provide as wide and diverse a coverage as possible within each field. Thus, while it is not anticipated that any single student or group of students will wish to apply himself to all the selections offered, each user should here find some selections which bear directly on his own particular field of interest. If this be so, the study of these texts will assist in introducing the student to the specialized terminology and to some of the contemporary trends in thinking in his subject, prepare him to read more extensively, and so profit the more from his reading. On the other hand, the student should also extend his reading to those texts which lie outside his primary field of interest, as this will serve to increase his general competence and facility of comprehension in the language.

It must not be assumed that all the conclusions reached in the various selections are those which are most widely accepted by authorities on the subject, nor that many of them are not open to a great deal of debate, but the very tentativeness of the solutions offered will, it is hoped, demonstrate to the student what lines of investigation he himself could most profitably follow, and perhaps inspire him to individual research.

Some two or three years of preliminary training in the language, accomplished in a strong university program, are assumed. With this background it should be possible for the student, whether he works with his language teacher, with a specialist in his own discipline, or by himself, to study the texts with the aid of the accompanying annotations, and thereby gain a real insight into contemporary Japanese scholarship.

The editor is especially happy to make his acknowledgments to the authors whose works appear in the present readers and to their publishers. The permissions received from the



11202
27/8/66
320.0952
Y 14.1

Copyright © by The University of Michigan 1965
All rights reserved

Library of Congress Catalog Card No. 65-13047

Published in the United States of America by
The University of Michigan Press and simultaneously
in Toronto, Canada, by Ambassador Books Limited
Manufactured in the United States of America

*This work was developed pursuant to a contract between the United States
Office of Education and The University of Michigan and is published with
the permission of the United States Office of Education.*

511

CONTENTS

Selection	Page
1 Oka Yošitake 岡義武 , "Rikkensei no doonyuu 立憲政の導入 (The introduction of constitutional government)," in Yanaibara Tadao 矢内原忠雄, ed. , <u>Geñdai Nihon šooši</u> 現代日本小史 (A short history of modern Japan), Tookyoo, Misuzu Šoboo, 1952, pp. 78-91	1
2 Hattori Šisoo 服部之總 , <u>Meiji no seijika-tači</u> 明治の政治家たち (Statesmen of the Meiji period), vol. 1 [Iwanami Šinšo 岩波新書 (Iwanami New Books), 31], Tookyoo, Iwanami Šoten, 1950, ch. 6, "Ito Hirobumi 伊藤博文 ," pp. 98-128.	17
3 Oka Yošitake 岡義武 , <u>Yamagata Aritomo</u> 山県有朋 , Tookyoo, Iwanami Šoten, 1958, ch. 9, "Bañneñ to sono ši 晩年とその死 (The last years and his death)," pp. 164-195	49
4 Maruyama Masao 丸山眞男 , <u>Guñkoku šihaiša no seišĩn keitai</u> 軍國支配者の精神形態 (The mentality of the leaders of a military nation)," reprinted in his <u>Geñdai seiji no šisoo to koodoo</u> 現代政治の思想と行動 (Thought and action in contemporary politics), Tookyoo, Miraiša, 1956-1957, vol. 1, pp. 83-101, 123-124.	83
5 Kamišima Jiroo 神島二郎 , <u>Kĩndai Nihon no seišĩn koozoo</u> 近代日本の精神構造 (The mental structure of modern Japan), Tookyoo, Iwanami Šoten, 1960, "Seitoosei no moñdai 正統制の問題 (The problems of the political party system)," pp. 22-39	105
6 Ōuji Kiyooki 辻清明 , "Šihai taisei no seisaku to kikoo 支配体制の政策と機構 (Policy and machinery in the ruling regime)," in Oka Yošitake 岡義武 , <u>Geñdai Nihon no seiji-katei</u> 現代日本の政治過程 (Political processes in contemporary Japan), Tookyoo, Iwanami Šoten, 1958, pp. 53-68	125
7 Išida Takeši 石田雄 , "Hošu-seitoo no rekišiteki tokušiđu 保守政党の歴史的性質 (The historical character of conservative	

former to publish their works and the understandings furnished by the latter exemplify the type of cooperation which now takes place across the Pacific Ocean.

The basic selections and bibliographical headnotes for the language reader were made by Professor Hiroshi Tsukishima of Tokyo University, for the literature reader by Professor Keiji Inaga of Hiroshima University, for the political science reader by Professors Ritsuo Akimoto of Waseda University and Junnosuke Masumi of Tokyo Metropolitan University, for the history reader by Professor John W. Hall of Yale University, and for the reader on social anthropology and sociology by Professors Richard K. Beardsley of The University of Michigan and Kiyomi Morioka of the Tokyo University of Education. Participating extensively in the compilation of the language reader was Professor Hideo Komatsu of Tokyo University of Education and in the history reader Professor Yukihiro Motoyama of Kyoto University.

Helping in the work of annotation were Mrs. Karen Woodard Brazell, Miss Kyoko Iriye, Mr. Roland Lange, Mr. Ray A. Moore, Miss Eiko Shinohara, Mrs. Mineo Takada, Mrs. Hideko Masumi, Mrs. Hideko Wayman, and Mrs. Tazuko Yamanaka Uyeno.

Participating in the process of editing were Professors Eric Ceadel of the University of Cambridge, Patrick G. O'Neill of the University of London, Hide Shohara and Yoshio Iwamoto of The University of Michigan, and Mr. Chaote Lin of The University of California.

These readers were prepared under Contracts SAE-8861 and OE-3-14-025 between The University of Michigan and the United States Office of Education, Department of Health, Education, and Welfare, provided for under the terms of the National Defense Education Act. The editor wishes to thank Dr. A. Bruce Gaarder and Dr. James E. Alatis of the Language Development Section, U.S. Office of Education, and Dr. Austin E. Fife, formerly of that office, for their constant aid and encouragement in bringing this project to completion.

Joseph K. Yamagiwa

日本太平洋問題調査會監修

現代日本小史

上 卷

矢内原忠雄編

SELECTION 1:

Oka Yošitake, “Rikkenŕsei no doonyuu,” in
Yanaibara Tadao, ed., *Geñdai Nihon ŕooŕi*,
Tookyoo, Misuzu ŕoboo, 1952, pp. 78-91.

みすず書房

- parties), " Sekai, December, 1955, pp. 96-103, reprinted in Inoki Masamiči 猪木正道, Nihon no nidai-seitoo 日本の二大政党 (The two major parties in Japan), Kyooto, Hooriçu Buŋkaša, 1956, pp. 57-73 143
- 8 Tagučī Fukuji 田口富久治, "Nihon Šakaitoo-roŋ 日本社会党論 (On the Japanese Socialist Party)," Čuuoo kooron 中央公論 (Central review), February, 1961, pp. 32-34, 36-42. 161
- 9 Nagai Yoonosuke 永井陽之助, "Ačuryoku seiĵi no Nihonŋteki koozoo 圧力政治の日本的構造 (The structural characteristics of pressure politics in Japan)," Neŋpoo seiĵigaku 年報政治学 (Annual of the Japanese Political Science Association), 1960, pp. 9-29 173
- 10 Kyoogoku Juniči 京極純一 and Nobutaka Ike ノブタカ・イケ, "Seŋgo soosenkyo ni okeru toohyoo-koodoo 戦後総選挙における投票行動 (Voting behavior in the general elections in post-war Japan)," Šisoo 思想 (Thought), August, 1960, pp. 21-34 195
- 11 Rooyama Masamiči 蛭山政道, "Ippaŋ šimiŋ 一般市民 (The common citizen)," in Rooyama Masamiči, Ukai Nobunari 鵜飼信成, Ōuji Kiyooki 辻清明, Kawabara Jikičiroo 川原次吉郎, and Nakamura Kikuo 中村菊男, eds., Soosenkyo no jittai 総選挙の實態 (The actual situation concerning general elections), Tookyoo, Iwanami Šoten, 1955, pt. 1, ch. 2, sect. 2 . . . 211
- 12 Maruyama Masao 丸山眞男, "Nihon ni okeru našonarizumu 日本におけるナショナリズム (Nationalism in Japan)," in his Geŋdai seiĵi no šisoo to koodoo 現代政治の思想と行動 (Thought and behavior in contemporary politics), Tookyoo, Miraiša, 1957, vol. 1, pp. 149-166 221

立憲政の導入

地位を打破しようとする意圖にもとづいたものでもあつたのである。なお、彼らは、建白書提出後その主張について世上のひろい支持を獲ようとして愛國公黨と名づける政黨を設立したが、しかし、時機は未だ熟せず、この政黨は間もなく自然消滅をした。さて、建白者たちの中で議會の開設に關して最も強い熱意を抱いていたのは、前參議の板垣退助（舊土佐藩士）であつた。建白者たちの多くがその愛國公黨の思わしく成長しないのをみて甚だ落膽して運動から手をひくにいたつたのに對して、彼はその郷里土佐にかえつて、そこに立志社という政治結社を組織し（一八七四年（明治七年）四月）、郷里のひとびとの中に民主主義思想を鼓吹することに力めるにいたつた。彼は後年になつて當時のことを回想して次のごとくいつている、彼は愛國公黨にかけた期待が外されたのをよい試煉であると考え、「抑モ政黨ハ人民ノ自覺自動ニ俟タザル可ラズ、カノ失意ノ政治家ガ集マリテ、中央ニ於テ政黨ヲ組織シ、之ガ政綱ヲ掲ゲテ、地方ノ賛成ヲ求ムルガ如キハ、コレ眞ノ民權論ニアラズ。眞ノ民權論ハ蓋シ我々人民ト自カラ呼ブ所ノ、被治者ノ聲ナラザル可ラズ。即チ輿論政治ノ本領ハ人民ノ自覺自動ニ在リ、故ニ予ハコレヨリ土佐ニ歸リ、先ヅ地方ニ模範政黨ヲ作り、各地方ニ於テ各個獨立シテ民權ヲ唱ヘシムルノ素地ヲ成シ、然ル後チ天下ノ同志ヲ中央ニ會シテ、一大政黨ヲ結成シ、以テ我黨ノ目的ヲ達スベキナリト。乃チ……土佐ニ歸リ、立志社ヲ創立」した（板垣退助、我國憲政ノ由來、國家學會編、明治七年、一八八頁以下）。ところで、時の進むとともに、民選議院設立建白の企てを歴史的起點とした民主主義運動——一八九〇年の帝國議會開設にいたるまでのこの運動は「自由民權運動」と呼ばれている——は徐々に發展を示した。そして、一八八〇年（明治一三年）には、當時の自由民權團體の全國的聯合體たる愛國社（後に國會期成同盟と改稱）は、運動の當面の目標を國會開設の實現に置くことを宣言したのである。

ここに注意すべきことは、この運動の指導者やこの運動を支持する有識者たちは、一般的に言えば、ナショナル・リベリズムの見地に立つてその主張をなしたということである。彼らは必ずしも天賦人權論を口にし筆にしな

立憲政の導入

第三章 立憲政の導入

明治維新を通じて生れ出た新政府の重要な地位は、少數の例外を除いて、「藩閥」に屬するひとびとでみたされ、その故に新政府は世人から「藩閥政府」と綽名されたことは、すでに一言した。ところで、一八七四年（明治七年）一月、韓國征討問題の紛争で前年に辭職した諸參議（西郷隆盛を除く）は若干のひとびとと共に連署して民選議院設立建白書を新政府へ提出した。このことは、「藩閥政府」の施政に對する抗議として世上に大きな衝撃をひき起した。

● 彼らは、この建白書の中において、「方今政權ノ歸スル所ヲ案スルニ上帝室ニ在ラス、下人民ニ在ラス、獨リ有司ニ歸ス」と述べ「政令百端朝出暮改政刑情實ニ成リ賞罰愛憎ニ出ツ、言路壅弊困苦告ルナシ、夫如是ニシテ天下ノ治安ナラン事ヲ欲ス、三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ知ル、因循改メス、恐ラクハ國家土崩ノ勢ヲ致サン、臣等愛國ノ情自ラ已ム能ハス、仍テ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ惟天下ノ公議ヲ張ルニ在ルノミ、天下ノ公議ヲ張ルハ民選議院ヲ立ルニ在ル而已」となしたのである。これら參議の唱えた韓國征討論が、世上において相當ひろく支持を与えていたにもかかわらず、その主張が政府内において敗れたことが、彼らをしてこのように民選議院設立を唱えるにいらせた有力な動機の一つであつたと想像される。けれども、同時に注意すべきことは、彼らのいすれもが土佐藩又は肥前藩の出身であつた。この兩藩の出身者は、前章においてふれたように、政府内において薩摩藩及び長州藩出身者にとかく壓せられて伴食的地位に置かれがちであつた。それ故に、議會の開設を要求した點において進歩的と呼び得るかもしれない彼らの建白書は、實は一面においては、政府内における薩摩、長州兩藩出身者の優越的

立憲政の導入

族」とよばれるにいたつた封建社會下の舊武士層のひとつであつた。明治維新以後、武士層の中でも特に薩摩藩及び長州藩出身の武士たちの少からぬものは新政府内に地位を獲ち得たが、それら以外の舊武士の極めて多數のものの運命は悲劇的であつたといふことができる。新政府が前に述べた一八六九年^(明治二年)及び一八七一年^(明治四年)の改革によつて封建制度を廢止したことは、武士たちの中に烈しい怨みを抱かせた。新政府が又一八六九年^(明治二年)に布告を發して、これまでの公卿及び諸侯を華族、藩士を士族、庶民を平民と呼ぶこととする旨を宣言し、それによつて、封建制度下に久しく保たれて來た複雑な身分的差別を著しく單純化したことが、このことも、これまでの武士たちが甚だしく不満ならしめずにはいかなかつた。さらに新政府が一八七三年^(明治六年)徴兵令を發布したことは、舊武士たちが長く保有して來た武事の獨占者たる地位を彼らから奪つたものであり、この特權の喪失もまた彼らを少なからず憤激させた。新政府はまた一八七六年^(明治九年)には帶刀を禁止した。そこで、舊武士たちは封建の日以來「武士の魂」として肌身を離さず愛重して來た刀を悲憤の中にすてねばならなかつた。彼らを見舞うにいたつた「不幸なる運命」は、しかし、以上では盡きなかつた。新政府が封建制度を廢止したとき、舊武士たちがこれまで彼らの藩主から給せられて來た俸祿も條理からいへば當然に打切られるべきであつたが、しかし、そのようにすることは、彼らの生活の基礎を一舉に破壊することを意味するので、新政府としては當座の措置として、新政府がこれまでの藩主に代つて引つづき俸祿を支給することにした。けれども、そのような措置は本來理に反するばかりでなく、士族たちに對していつまでも俸祿を給しつづけることは財政的見地からいつても到底不可能であつた。そこで、新政府は一八七六年^(明治九年)に布告を發して、全士族に對して、その在來の俸祿高を考慮して定めた額面及び利率をもつた公債證書を交付し、それをもつて今後俸祿の支給を打切るにいたつた。ところが、これまで高祿を與えられて來た極めて少數のものを除いては、士族にとつてはこの公債の利子をもつて生活することは全く不可能であつたから、彼らの

立憲政の導入

- つたわけではない。又、必ずしも個人主義の哲學にその論據の一つを求めなかつたわけではない。けれども、一般的に言つて、彼らが最も力説した點は、政治の民主化は國民をして彼らの國家の運命に強い關心をもたしめることになり、従つて、それは國家を強大にすることに役立つということであつた。すでに述べたように、幕末における西洋諸國との接觸以來、それを通じて日本人の民族意識は著しく高揚せしめられ、世界政治の中において民族的獨立を確保することは、ひとり政府のみならず世人の極めて深い關心事となつて來た。自由民權運動の指導者やこの運動を支持する有識者たちも、その例外ではなかつた。そこで、彼らのほとんどすべてはナショナル・リベラルであつたのである。この點において、この運動において指導的役割を演じた板垣退助が自由民權論を自己の信念とするようになった動機を知ることには興味あることである。彼は、一八六八—一八六九年(慶應四年—明治二年)の内亂において、朝廷側の軍の參謀として東北地方の鎮定に參加した。この内亂において、會津藩は朝廷軍に對して英雄的抵抗を試みた後屈服したが、その際に藩に殉じたものは五千人の藩士だけであり、この藩の庶民は藩の運命をよそに戰禍を免れようとして逃げまどう有様であつた。この有様を見て、板垣退助はこのような事態は藩の支配者と被支配者とがあくまで截然と別個の集團をなして、兩者を結びつける紐帶が缺けていたためであると考えた。そして、そのことに暗示をうけて、彼は日本が將來強國となるためには政府と人民との間の一致協力が必要であり、それには、人民を政治に參與させて國家の休戚に關心を持たせることが絶対に必要であると考えた。これが彼が民権運動の思想的內容をある程度象徴しているものといつてよい。日本の獨立の確保は、こうして、政治的立場の如何をとわず、正に民族的課題であつたのである。

次に、この運動は、國民の中のどのような層を基盤としたものであつたか。それは、主として、明治維新後「士

立憲政の導入

業化に力め、そのかぎりにおいては、ブルジョア階級の育成者としての役割を演じていたのであり、徐々に成長しつつあるブルジョア階級は、政府のこの手厚い保護政策に頼る有様であつた。その點を考えると、一般的にいえば、彼らが、藩閥勢力に正面から對立する自由民権運動の有力な支持者にならなかつたのは、むしろ自然といつてよい。この運動に資金的援助を與えた若干の地主及びブルジョアたちがなかつたわけではない。けれども、その場合、彼らは一般的にいえば前にふれたように、むしろ自由民権思想に共鳴した有識者としての立場においてこれを助けたものと考えられる。

さて、自由民権運動はこのようにして政黨の形において進展することになるが、藩閥政府はその對立者たるこれら諸黨をあらゆる手段をもつて壓迫することを試みた。藩閥政治家たちはかつて幕末において政敵である江戸幕府を倒すためにはその手段をえらばなかつたが、いまや權力者の地位にある彼らは彼らの第二の敵——それは、しかし今度の場合には彼らの支配を覆そうとするところの敵であつた——と抗争する上においても全くマキアヴェリ的であつた。このような壓迫に對して、以上の諸黨は果敢なる戦いを演じつづけたのであるが、その場合、それら諸黨の地盤をなす現状不滿の士族の中に沸き立つ激烈な反政府的傾向は、實にこのような闘争のエネルギーの補給源であつたのである。けれども、「藩閥政府」の激しい彈壓政策と一八八二年（明治十五年）に始まる不況にもとづく資金の缺乏とは、これら諸黨の運動をやがて甚だしく困難にし一八八四年（明治十七年）自由黨は遂に解黨した。そして、同じ年改進黨の黨首大隈重信以下若干の領袖も同黨の解散を唱え、黨がこの主張に賛成しなかつたとき、彼らは黨を去り、その結果同黨は存続はしながらも全く形骸を止めるにすぎぬ有様となつた。

このような中に翌一八八五年（明治十八年）政府は西洋諸國に倣つて内閣制を採用するにいたつた。政府組織のこの近代化は、一つには、來るべき國會開設にそなえんがためであつたが、しかし、この改革は政府の實體の變更を意味

立憲政の導入

心に主張して來た一人であり、その政治思想において彼らの中では進歩的であつた。彼は一八八一年(明治十四年)の危機の際に政府の他のひとびとから、自由民權派と通謀して藩閥支配の打破を策謀したとの嫌疑をうけて政府から追放せられたのであつた。なお、この二つの政黨の指導者の中、板垣退助は舊土佐藩士であり、大隈重信は舊肥前藩士であつたことは注目し價する。この二つの藩の出身者たちは政府内において薩長兩藩士出身者が優越的地位を占めてゐることに對して由來いたく不満であつた。今政黨を率いて「藩閥政府」に對峙するにいたつたこの二人の政治家が、政治的に不遇なこの二つの藩の出身者であつたことは看過されてはならない。

さて、このようにして生れた政黨の主たる地盤はこれまでの自由民權運動がさうであつたように、現状不滿の士族たちであり、そして、その資金においては、士族たち以外には、有識者としての資格における少數の地主及びブルジョアの援助を受けた。一八八九年(明治二十二年)に刊行された改進黨の政綱解説書は述べて、日本においては有識者

●と有産者との範圍は一致してゐない、才能あるものの多くは貧しい、従つて、將來において國會議員の選舉資格を決めるにあたつては、選舉資格の中に財産條件を加えず、教育あるものに對しては選舉權を與えなければならないと主張してゐる(立憲改進黨綱領摘要、明治二十二年、三四頁)。改進黨は自由黨に比較すれば穩和な民主主義的プログラムを掲げ、自由黨が士族

層及び貧農へ呼びかけることに熱心であつたのに對して、地方の地主、都市の實業家たちの中にもその支持を求めることに努めた政黨であつたが、その改進黨でさえもこのような見解を抱いてゐたことは、當時において自由民權を唱える政黨が、有産者階級の中に支持者を見出すことが必ずしも容易でなかつたことを示すものに外ならない。

西洋においては、民主主義運動の推進力としてブルジョア階級が大きな歴史的役割を荷つたのであつたことはよく知られてゐる。しかし、この時代のわが國においては産業革命は未だ本格的な發展をなすにいたつておらず、ブルジョア階級はなお有力なものにまで成長していなかつた。さらに、前章に述べたように、藩閥政府は、わが國の産

立憲政の導入

ば、日本人よりも富裕である西洋人は、日本の肥沃な土地、金山、銅山等をその手に収めるにいたるであろうとしたのである。このような主張は西洋諸國に對して劣者インフエリオリタイ・コムプレックス意識を抱いていた當時の多くのわが國人にとつては、尤もに考えられ、強く共鳴されたのである。けれども、このような世論のように、對價を支拂うことなくして條約改正を實現しようとすることは、政府にむかつて不可能事を強いるものに外ならなかつた。しかし、それにしても、自由民權派はこのような世論を背景として、政府として條約改正に關して當然とらざるを得ない妥協的交渉方針を激しく論難攻撃して、しばしば政府を甚だしい窮地へと陥れたのである。すなわち、第一次伊藤内閣（一八八五—一八八八年（明治二一年））の外相井上馨は、その條約改正對案に關して、自由民權派を始め世上一般の激しい論難を浴びて辭職し、伊藤内閣は條約改正交渉を後日に延期する旨を聲明することを餘儀なくされた。黒田清隆を首班とする次の内閣の下においても、外相大隈重信の條約改正對案は世上及び、自由民權派（當時改進黨は舊黨首大隈重信を支持して、彼の對案を擁護する立場をとつた）の喧しい反對を蒙り、そのような中において、大隈は右對案を退嬰的なりとして痛憤するものの襲撃をうけて重傷を負い、黒田内閣は總辭職をなすにいたつた（一八八九年（明治二二年）十二月）。そして、次の山縣内閣は大隈の對案を撤回して、今後は不徹底な方針の下に條約改正交渉を行わないことを聲明して、事態の鎮靜をはからねばならなかつた。こうして、條約改正問題は自由民權派にとつては常に政府攻撃の絶好な題目であり得たのである。

さて、黒田内閣の瓦解した一八八九年（明治二二年）に欽定憲法が發布せられた。この憲法の草案は、極秘の中に伊藤博文の下において主として彼の信任する井上毅によつて準備せられたのであつたが、井上は、當時政府の法律顧問であり且つプロイセン憲法の禮讃者である二人のドイツ人、ヘルマン・ロessler（Hermann Roesler）及び、アルバート・モッセ（Albert Mosse）の意見を徴しつつ起案した。そして、それはプロイセン憲法をモデルとしたところのものになつた。この草案はついで、一八八八年（明治二一年）に創設された樞密院へ附議せられて幾分の修正を

立憲政の導入

せず、従つて、一八八五年（明治一八年）以來の歴代内閣における大臣の地位は、久しきにわたつて藩閥出身者か又は藩閥勢力の傀儡をもつて充たされたのである。

- さて、一八八六年（明治一九年）頃から經濟界は長い不況を脱して好景氣を迎えることになつたが、このことは、國會開設の日が近づくにいたつたことと相まつて自由民權運動を復活へと導くことになつた。しかも、そのような氣運を當時における條約改正問題の紛糾は著しく促進することになつた。すでに述べたように、條約改正は明治初年以來日本の朝野が久しく熱望して來たところであり、治外法權制度の存在は日本人の民族的矜持を強く刺戟せずにはいず、又わが國が關稅自主權を有しない結果西洋の先進資本主義諸國の廉價な商品が自由に流入して日本における近代産業の發達を著しく阻みつた。このような事態は、成長しつつあるブルジョア階級を不滿ならしめていたばかりではない。それは、民族的獨立に鞏固な經濟的基礎を與えようとする政府の根本方針にとつて大きな障礙でもあつたのである。そして、國內における近代産業の發展するにつれて事態はいよいよ堪えがたいものにならざるを得なかつた。このようにして、政府としても又民間においても、時とともに、條約改正の實現に焦躁することになつた。しかし、それはもとより容易に成功し得るものではなかつた。條約を改正して、治外法權の廢止と關稅自主權の回復とを一舉に完全に實現することが不可能であつたばかりではなく、部分的改正さえも相當の對價を西洋諸國に對して支拂わすしてはなし得ないことはもちろんであつた。そして、その對價としては、西洋人に内地雜居を認めること及び土地所有權を認めること、その他が考えられ得たのであつたが、世人の少からぬものは關稅自主權の回復及び治外法權制度の廢止を迅速に且つ一舉に實現することを望み、しかも、以上のような對價を支拂うことに強烈反對であつた。彼らは、もしも西洋人に内地雜居を許すならば、實業を營む能力において日本人に勝つてゐる西洋人は日本經濟の實權を掌握するにいたるであらうと考えた。彼らは又、土地所有權を西洋人に許すなら

立憲政の導入

この憲法においては帝國議會の權限は極めて狹隘なものに定められた。そのことは、上に述べたところからある程度理解し得るが、以上に挙げた諸點の他に、この點に關する最も著しいものは豫算議定權についてであつた。憲法は、豫算案がなんらかの理由で成立しない場合には、政府は、前年度豫算を踏襲し得る旨を定めた（憲法第七一條）。この規定の結果、帝國議會は豫算議定權を通じて政府を牽制し得る力は極めて薄弱なものにされたのである。わが國は一八八九年（明治二年）のこの帝國憲法の發布によつてここに立憲君主國へと轉形したわけであるが、しかし、その憲法は以上のような内容のものであつたから、その結果、絶對主義的要素が日本の政治の中に多分に殘ることになつた。この意味において、憲法發布によつて日本に樹立されたものは、外見的立憲政であつたといふことができる。

なお、ここで注意すべきことがある。憲法の發布はいうまでもなく國會の開設にそなえてなされたものであり、

この國會の開設は、一八八一年（明治四年）の勅語において約束されたのであつた。この勅語の渙發自體は、すでに述べたように當時における自由民權運動の壓力によつて餘儀なくされたのである。この點においては、自由民權派は

藩閥勢力を強いて立憲政を採用せしめたものであるといつてよい。この意味では、一八八九年（明治三年）の憲法は自由民權派が藩閥勢力から獲得した讓歩であつたわけである。しかし、それは果してどの程度の讓歩であつたであらうか。われわれは、一八八一年（明治四年）の勅語發布前に政府は諸參議に對して立憲政に關する意見書をすでに提出させていたことを注意しなければならぬ、また、「藩閥政府」は一八八一年（明治四年）において國會開設を公約しながらもその開設の時期を九年後という比較的遠い將來に置きながら當時の危機を切抜け得たことを注意しなければならない。また他方、憲法發布前において自由民權派によつて作られた憲法私案の大多數のものはその内容においてイギリス風の立憲政をモデルにしたものであつたことを考えねばならない。それらを考え合わせるとき、當時自由民權派が藩閥勢力に對して加え得た壓力及び藩閥勢力から獲得し得た讓歩の程度は結局それほど大でなかつたと

立憲政の導入

● 經た後、翌年發布せられたのである。因みに、伊藤博文は、憲法は欽定憲法として發布されるべきものであるが故に、天皇はその草案を國民を代表した機關のごときものでなく、「國家の元勳及練達」のひとびとを網羅した會議に諮つた上で公布するのが適當であると考えた。彼のこの主張が、樞密院が設置されたところの直接の動機であつた。しかも、やはり彼の意見にもとづいて、この樞密院は憲法草案を審議するための一時的な會議體たらしめず、今後重要な國務について天皇の諮問にこたえる常設的機關たらしめることになつた。なお、この樞密院の顧問官の地位は、唯一人の舊幕臣を除いては薩摩・長州・土佐・肥前の四藩の出身者をもつて充たされたのである。

さて、こうして發布された憲法はいかなる特色をもつものであつたか。第一に、憲法は皇位繼承及び攝政に關しては規定せず、これらの件については、憲法と同時に發布せられたところの皇室典範の規定が國法としての效力をもつ旨を定めるにとどめた(憲法第一七七條第一項及第七四條第一項)。これは、何人が皇位を繼承すべきか又何人が攝政たるべきかは皇室自ら

● らが定むべきものであり、國民の干涉すべきところでないとの立前に立つて、これらの事項に關する決定を完全に帝國議會の權限外に置いたのである。第二には、この憲法においては天皇の大權は極めて強大なものに定められた。

すなわち、天皇は法律に牴觸しないかぎり「公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシ」め得る旨が規定せられた(憲法第九條第一項)。また宣戰、講和及び條約の締結は無條件的に天皇の大權に屬するものと定められた(憲法第一三條)。これらの規定は、いうまでもなく、帝國議會の權限の重大な制限をいみするものである。

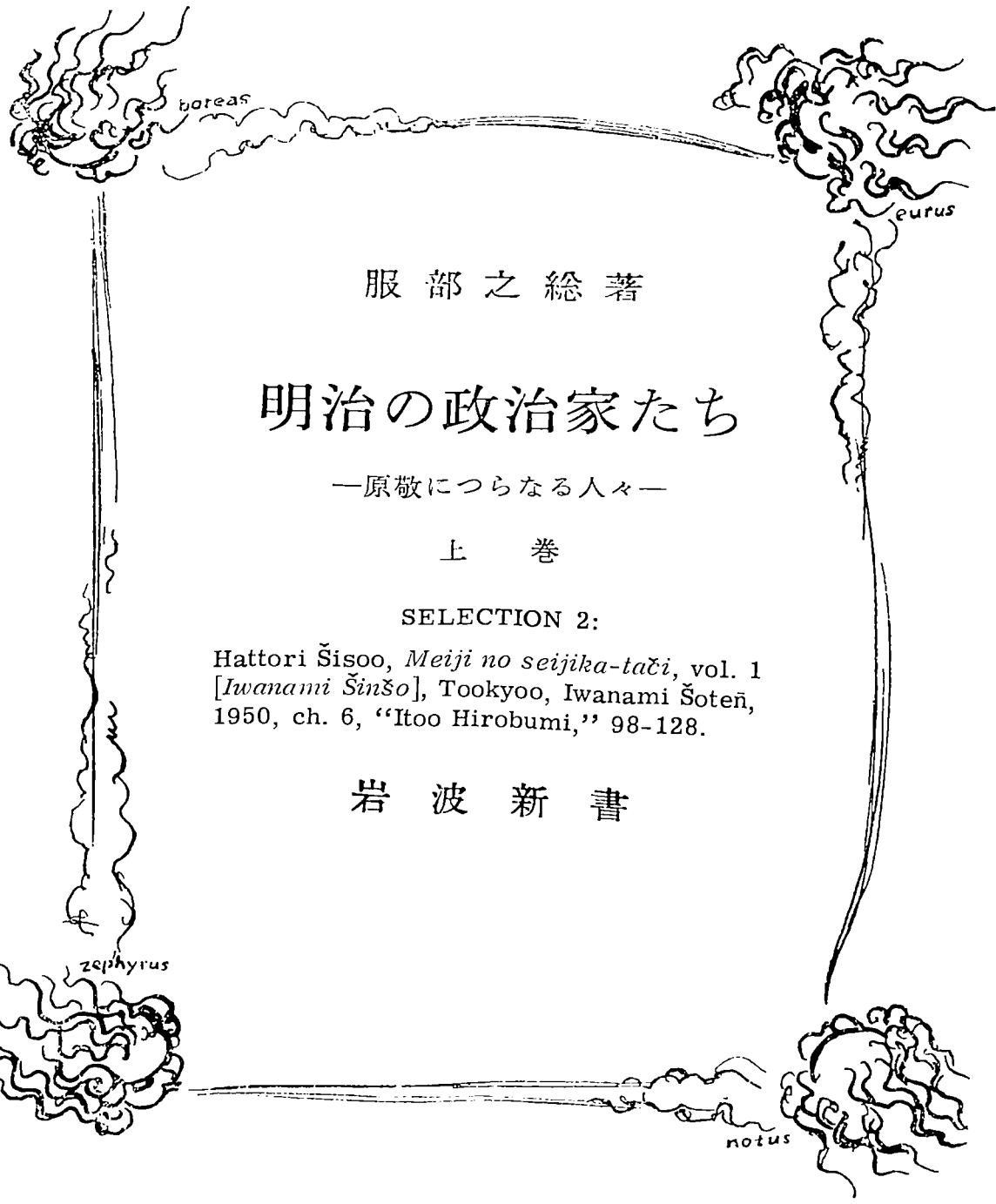
● である。第三には、統帥權はすでに、憲法發布前において慣行上國務大臣の輔弼の範圍外に置かれていたが、憲法起草者もこの慣行を維持することゝ妥當と考えた。そこで、統帥權の獨立が、憲法の成文においてではないが解釋において認められることになつた。それは、軍がその戰鬪力を高度に發揮するために迅速なる指導と祕密の計畫とを必要とするが故に統帥事項に國務大臣の干與することは望ましくないとの考えにもとづいたのである。第四に、

なお、一八八八年（明治二一年）には市制、町村制が、一八九〇年（明治三三年）には府縣制及び郡制が制定せられて、地方自治制も一應樹立せられた。但し、これらの法律によつて與えられた地方自治の範圍は極めて狭く、これらの地方團體の行政は中央政府及びその任命した府縣知事による強力な監督、統制の下に置かれることになった。

立憲政の導入

いわざるを得ない。約言すれば、自由民権運動は立憲政の導入を促進したにしても、藩閥勢力をして近代國家にふさわしい民主的憲法の制定を餘儀なくせしむるまでの迫力をもつことはできなかったのである。また憲法草案起草中において、井上毅はロesslerに對して、憲法中には國民の基本權のことを極めて簡単に漠然と規定すべきか、それとも憲法中にはそれを規定せずに憲法の前文をなす勅語の中に美しい言葉で論及するにとどめるべきか、それとも憲法の中には全然掲げぬことにするか、その何れがよいかについて意見を求めたのであつた（伊藤博文編、憲法資料、上毅、ロessler氏の憲法、上野閣問答、一〇〇頁以下）。藩閥勢力が自由民権派の主張のごときは全く考慮の外に置いて、彼らの欲するような「立憲政」を日本に布こうとしていたことは、この挿話の中にも端的に示されているといつてよい。しかも、以上のような内容の憲法が、欽定憲法として發布され且つ憲法改正の發案權は専ら天皇に屬せしめられた（憲法第七條）とき、憲法を忌憚なく批判し、又その改正のために動くことは、事實上極めて困難なこととなつた。

- さて、憲法發布の直後、首相黒田清隆は地方長官に對する演説において、政府の憲法運用の方針を説明して、政府というものは政黨からは超然として公正な政治を行うべきものであると宣言し（渡邊機治郎編、日本憲政基礎、史料、昭和十四年、四七二頁）、また樞密院議長伊藤博文も在京の府縣會議長に對する演説において、およそ政黨内閣制の行われている國でよい政治のなされてゐる例は極めて稀である、わが國においては天皇が主權を持ち全國を統治するのであり、しかして、天皇は臣民の上に位し諸政黨の外に立つてゐるのであるから、一政黨を利し他の政黨に打撃を與えるような政治をなすべきではない、そして、首相は天皇の統治を輔弼すべきものであるから、従つて、彼の政府は政黨の意向によつて動かされてはならないと述べた（渡邊機治郎編、上）。これらの演説は、今後立憲政はいわゆる超然内閣制の形式で運用されねばならないと主張したものである。藩閥勢力は、このいわゆる超然主義こそは政治における彼らのこれまでの支配的地位を立憲政の下において維持するために必要な足場であると考えたのであつた。



服部之総著

明治の政治家たち

—原敬につらなる人々—

上 卷

SELECTION 2:

Hattori Šisoo, *Meiji no seijika-tači*, vol. 1
[Iwanami Šinšo], Tookyoo, Iwanami Šoteñ,
1950, ch. 6, "Ito Hirobumi," 98-128.

岩波新書

伊藤博文

ほめる側もでてくるというものである。しかしほめる側でもかれをビスマルクに擬するものはない。にもかかわらず、日本のビスマルクがしとげなければならぬ基本的な工事をものみごとにしあげた者は、かれであった。

明治十七年七月 華族令。

明治十八年十二月 内閣官制。

明治十九年三月 帝國大學令。

明治二十年七月 文官試験試補及見習規則。

明治二十年十二月 保安條例。

明治二十一年四月 市町村制令。

同 年同月 樞密院創設。

同 年五月 鎮臺制廢止師團制創設。

明治二十二年二月 憲法發布。

● 以上一から九までのものは、それは相互の内的關連を説明するまでもなく、すべてただ最後の一つをしあげるためのものであった。伊藤が憲法取調のために出發したのは明治十五年三月であり、歸朝したのは翌十六年八月であるが、福島事件・高田事件はその留守中におこ

★

シガーのふかしかたまでビスマルクのスタイルをまねたと噂された伊藤博文のことをこれまでたれ一人日本のビスマルクに擬した評者がいないというのは、正直なものである。明治末期の政界評論家として定評のあった池邊吉太郎の伊藤博文論に、日本史上の出世がしらとして、水呑百姓——田一反歩、畑一反歩、山林六反歩の自作農が年貢の不始末から村を棄てて仲間奉公したのがかれの父伊藤十藏であった——の小忤から出世した公爵伊藤博文を太閤さんに比したくだりがある。りこうで、名がすぎ、ほまれすぎで、その名を譽を華々しく飾り立てることがまた大すぎで、陽氣なところも、また寡人有疾寡人好色というところも、太閤さんに似ているが、だが、一生を通じてみたところで、勇氣の缺乏という點があつて、それがかれを國民的英雄にしなかった理由だろうとするのである。

● だが勇氣ならば井上馨がもっていた。聞多のむかしから公爵のしまいにいたるまで、井上と伊藤のコンビは切れたことがない。このコンビをぬきにしても、伊藤の「消極的勇氣」のことなら池邊大人もみとめており、消極的勇氣こそは日清戦争を決断させた大勇だったと、

伊藤博文

國の大計に關する機密の文案、十中七八同人之起草に有之、二老薨去後、博文其遺圖を繼ぎ、纔得守其職候も、同人之助力を受候事蹟不可枚舉と存候就中立憲組織之計畫及憲章立案の重事、字々句々、其の滿腔の熱血を濺ぎ候と申而も過言には無之候云々」。

十四年政變の大政府側の舞臺監督は、この小男の肺病やみであつた。(参照、拙稿「明治十四年の絶對者」、世界評論一九四八年二月號)。狂氣じみた岩倉も、とりすましている伊藤も、太政官法制局の一書記官從五位井上毅の傀儡であるようにさえみえる。かれは教育勅語を起草してのち子爵になつてやがて死んだばかりに、ながくたれからも忘れられてゐるが、だからといってわたしはこの忘れられた屬僚の特大型の頭蓋骨のなかに、明治憲法の祕密を解こうというのではない。プロシヤ憲法に則る以外には、明治天皇の臣民の政府をもつて人民の政府に置換えるためのからくりは、絶無だったのである。

政府にとって客觀的に可能な唯一の道を、主觀的に可能にすることは智慧だけではできない。力だけでもむりがいく。大久保が生きていたら大久保流に力ごなしでやつてのけたにちがないが、伊藤はそれを名がすぎ、譽すぎ、にぎやかすぎでやつてのけたと思われている。「人望の番附を作つたら伊藤公はよほど下に就くのではなからうか……其原因が(勇氣の缺乏といふことのほかに)今一つあると思ふ。それは……公はエライ功名心家であつたやうだ。

● っており、群馬・加波山・秩父・飯田・名古屋・静岡・大阪事件は歸朝後くびすを接して起っている。その間岩倉が薨じ（明治十六年七月二十日）て、「明治大政府」の事業の一切は事實上伊藤の雙肩にかかった。明治元年いろいろの太政大臣三條實美を内大臣に引退させ、太政官にかわる内閣に初代總理大臣の椅子についてからは、名實ともに明治「専制」政府を一身にひきうけて立った。このようなことはかつて岩倉になく、大久保になかった。

● 明治憲法をプロシヤ憲法に則するという根本方針はかれの創意になるものではない。それは大久保によって決定されており、精細な研究と立案の骨子が十四年政變以前にできていたことについては、吉野博士いろいろの研究に蛇足を加える要はないほどである。彼の憲法調査外遊はむしろ彼自身の色上げでもあり、伊藤已代治や金子堅太郎の仕込みのための旅であって、その伊藤・金子の上役として明治憲法を夏島に仕あげたヴェテランは、大久保時代から十四年政變までに日本憲法の骨子をつくり伊藤について外遊もしないで練りあげていた陰沈たる兎才の屬僚、井上毅であった。井上毅について伊藤が徳大寺實則にあてた手紙の一節というのが尾佐竹氏によって紹介されている（日本憲政史、三四五頁）。

● 「同人（井上毅）は如御熟知、忠實無二の人物にて、殊に有用之學識を有し、明治八年以來、岩倉大久保二老の信任を受けし而已ならず、樞機之事務、無不與、十有餘年間、軍

伊藤博文

明治十三年四月愛國社大會の二府二十二縣にかわる三府一道三十五縣の代表四百名が參集し、國會開設上願委員にかわる三大問題建白委員に任ぜられた片岡健吉と——七年前の上願委員も同じ片岡と河野廣中の二人であったが——今度は在獄中の河野に代って舊自由黨の新指導者星亨の二人が、太政大臣ならぬ伊藤總理大臣に面會を強要する手筈だった十二月二十六日の未明、七年前の集會條例にかわる保安條例が發せられて、五百七十人の大小政客が皇居三里外に放逐された。内務大臣は山縣有朋、警視總監は福島事件らしいの腕を買われた三島通庸である。

● すべては七年前の——攻める側も守る側も——案内知った同じ手口の再演であるようにみえた。だが、歴史は繰返えすものではない。再演された歴史については、東西ともに、二幕目は茶番とことはきまっていた。

● 明治十三年にはすべての人民が戦列につく肚をすえていたのである。そのとき福島事件、群馬、加波山、秩父、名古屋の諸「事件」として展開される人民的民主主義革命の、すべてのエネルギーが内包され、準備されていた。明治絶對主義存立の條件は根柢から震撼されて、政府内部に龜裂が生じ、十四年の國會開設勅諭は、大隈一派の政府放逐と民權運動にたいする彈壓宣言を伴っていた。ついで單一人民政黨としての自由黨からの改進黨の分立は、保守

公の詩にも英雄とか豪傑とかいふ字面はよく見えて之を慕ふ意味のことが澤山ある。つまり所功名を立てたい、名譽を得たいといふ心の動機からしてエライ働きをやり出したといふ事が随分ありませう。けれども功名心といふ者は其等の動機の中であまり高尚な者ではない。尤も伊藤公のは少々リヂキユラスな點もあつて、愛嬌には十分なつて居る。勳章を作つたのも伊藤公、貴族を作つたのも伊藤公、つまり伊藤公は名譽を表彰する器具を澤山に作つて、それを自身で澤山に戴いた。瀧田樗陰が傾倒した明治民間の政評家池邊吉太郎から、暗殺されて死んだ直後にこう見られたのは、明治民主主義の調子の低さを、物語っていたともいえるであらう。

★

● 明治絶對專制政府にたいする、明治二十年の「民黨」大攻勢——地租輕減と言論集會の自由と對等條約の「三大問題」をかかげて、伊藤第一次内閣に肉迫した「大同團結」の趣向は、すべて七年前の再版であるように見えた。明治二十年九月二日の淺草井生村樓の三大問題全國有志大懇親會で決定された鬭爭方針は、全國市町村ごとに三大問題建白の小團體を結成し、各團體から委員を上京させて示威を行うことであつた。十一月十五日の有志大懇親會には、

伊藤博文

● このような大同團結の看板として後藤象二郎ほど、格好な役者はなかった。幕末政局いい彼は一貫した機會主義者であり、鬭争するどちらの側からも眞實に信賴されなかったかわりには、東洋豪傑風なその押出がものをいって、大量取引の必要のまえにはなくてかなわぬ役柄であった。これにたいして閣取引の名人は大隈重信であった。大同團結の政府攻撃をバックとして、彼は伊藤首相とのあいだで入閣の閣取引を行っていた。

● 明治十八年の伊藤内閣は、大久保以來懸案の條約改正を第一目的としたかぎりで、外務大臣井上馨の内閣でもあった。その「鹿鳴館」的「屈辱」改正案が暴露されたことで、國權論的反對の火の手が、久しく壓伏されていた民論にチャンスをあたえて、「大同團結」となったのであり、二十年九月井上が外相をやめて伊藤首相が兼攝したときから、大隈とのヤミ取引がはじまるのである。それは一石二鳥の手であった。一つには大同團結から改進黨をほねぬきにすることができ——事實改進黨は、十一月十五日の大同團結鷗遊館大懇親會にはもう一人も出席せず、年末の保安條例で放逐された改進黨員は、わずかに尾崎行雄ただ一人であった。

● 一つには伊藤は樞府に據って憲法を公式化するプログラムをたてていた。憲法議會の要求は大同團結のスローガンにはならなかったが、聲がなかったのではない。よろずドイツ仕立

的ブルジョアジの最初の裏切をいみしていた。福島事件は、この足並の亂れにつけいるように振りおろされた暴壓の、初太刀であった。

- これにたいして明治二十年の「大同團結」は、小異のうえの大同を默契のうちに承認しあつたつくりものであった。大同團結の下打合せに後藤象二郎邸に會同した面々は、自由黨から星亨、中島信行、改進黨から犬養毅、尾崎行雄、保守黨から綾井武夫、中立から末廣重恭の六人で、筋書は星が書いたといわれているが、暴壓に抗しかねて解黨したままの自由黨の指導者は、いま板垣でなく河野でなく星亨であり、ひきいられる舊自由黨地帯の黨員は、革命的自作農を中心とする先年の状態から蟬脱して、しだいに地主の指導下に收拾されつづつた。というのも、地租改正條令第八章が、明治十七年の農業危機のさなかに撤去されてのうちは、自作農すらも——そのとき土地をうしなわず残存しえたもののかぎりでは——小地主としての側面の利害に關心する存在と化し、「地租輕減」のスローガンは、事實上寄生地主と國家とのあいだの餘剩生産物の小ぜりあいの合言葉となつて、かつての日の革命的意義を喪失しつづつた。大同團結の默契も三大問題の合言葉も、このような寄生地主とブルジョアジのあいだに成立したものであり、政府にたいする取引の如何によつては、つくりものははなれもの、いつくずれてもよいとする足並であつた。

伊藤博文

れなかったということは特徴的である。そればかりか今度は後藤象二郎が三月と共に黒田内閣の遞信大臣に就任して、おれは政府に入って大同團結の主義を一貫するのだとあたamarca人民を喰った聲明をしたことで、二幕目の狂言は、約束どおり茶番の幕を閉じたのである。

★

● 大同團結をいちはやく裏切った大隈のヤミ取引きの證文一件については、尾佐竹博士の「日本憲政史」に博引傍證してある。後藤の入閣については、ゆらいろいろ説があるが、さすがの尾佐竹博士ももてあましたかたちで――

● 「それにしてもあれ丈けの勢力を得たる團結の首領として、單なる伴食遞相に甘んずる後藤も口ほどにも無いといへるが、當時の大臣の地位と政黨とは比べものにならぬ程の懸隔があつたことも考へてやらなくてはならぬ。今なら無産黨の戦線を統一した首領を大臣にしてやるといつても、二つ返事にて承諾はせないだらうが、當時と今日とはまるで時勢が違つて居つたのである」(三七八頁)。

その「日本憲政史」は昭和五年のものである。さいわいにして敗戦後の「いま」ではなかった。それにしても、時の大臣とその政府を今日にくらべて考えてみるねうちは、比較は讀

のなかに樞密院の機構だけは、ただ一つ英國にまねたものである。だがそのまねる必要は純粹に日本的な當面のものであった。憲法議會にかわって、國民から隔絶した樞密院が、憲法會議を開いてオーソライズするというのである。そのために内閣が閣僚居坐りのままで伊藤からサツマの首領黒田にゆずられる段取りがある。明治十四年十月の大隈は、國會開設の人から民運動に便乗して開拓使不正事件に火をつけ、長官黒田を放逐して下サクサまぎれに三田派憲法を賣りこもうとした。その大隈を、外務の椅子につけたうえで、黒田サツマノカミに内閣を進上しようというのである。

二十一年一月九日大隈は伊皿子の伊藤邸で、えらそうに伊藤と黒田に條件をつけた。入閣するかわりに十年のちには政黨内閣にするという誓約書を交わしてくれというのである。すかさず伊藤は芝居氣たふぷり怒氣を發してその書付をストーヴに投じた。ヘッドワークでは人後におちるサツマノカミはすっかりこれで満悦した。すると翌日大隈は無條件入閣を承認してきたものである。大隈の發令は二月。そして四月に黒田内閣が、伊藤の膳立どおりに成立した。馬鹿な人民どもはそのたびにブツといった。

● 明治二十二年二月十一日に欽定憲法が發布され、政治犯人の大赦が行われたが、かつての日に主張された民約憲法に憲法議會の要求が、すでに大同團結の民黨運動から一聲も聞か

伊藤博文

勅任官			奏任官					
内閣總理大臣	一等		二等		三等		四等	
	上	下	上	中	下	上	中	下
大	五、〇〇〇・〇〇	四、五〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	二、八〇〇・〇〇	二、六〇〇・〇〇	二、四〇〇・〇〇	二、二〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
各省大臣	四、〇〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	二、八〇〇・〇〇	二、六〇〇・〇〇	二、四〇〇・〇〇	二、二〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	一、八〇〇・〇〇
各省大員	三、〇〇〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	一、八〇〇・〇〇	一、六〇〇・〇〇	一、四〇〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
各省大員	二、〇〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	八〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇

高等官官等年俸表 (明治二十三年官員録)

を示すと、

より職務の繁閑と関係せざるが故に、閑職に在るもの高給を受け繁務に當るもの薄給を附せらるゝもの少からず。……明治十九年の改革に於て職給の制を取らざりしは實に此改革の一大欠典にして、當時の發案者が主として希望せる經費の節省は遂に之を達するを得ず却て其反對の結果を顯はしたる所以なり。……試に見よ、改革の其年即ち十九年度の經費に於て官吏の俸給全額は千三百三萬一千圓なりしもの二十年度以後漸次増加し、二十三年度に於ては一千六百五十七萬三千圓餘に昇り、僅々數年の間に於て二百五十四萬五千圓餘を官吏俸給のみに於て増加したるにあらずや」。

この官僚機構の一大ヒエラキーは、明治二十三年の高等官年俸表と判任官月俸表でそれを示すと、

者の勝手として、たしかにあるというものである。

「明治十八年ニ至リ内閣諸公ハ殊ニ一刀兩斷ノ大英斷ヲ以テ空前ノ大改革ヲ舉行シ……私門ヲ塞キ情實ヲ破リ殆ト一新政府ヲ創立セリ」

と谷干城はその「意見書」(明治政史、下、四六一頁以下)で一まず持ちあげておいて、

「而ルニ其ノ後一年ナラザルニ漸ク破壊シ百度皆改革以前ニ復歸スルノ實ヲ呈シ……有功者ヲ賞スルニ官ヲ以テシ、舊友ヲ憐ムニ官ヲ以テシ、私德ニ報スルニ官ヲ以テシ、朋黨ヲ造ルニ官ヲ以テシ、遊樂ヲ求ムルニ官ヲ以テシ、甚キニ至テハ在野有志者ノ口ヲ箝制スルニ亦官ヲ以テスルモノアリ。官途官位ヲ見ル事恰モ私物ノ如ク、國家ノ租税シ見ルコト私財ノ如ク、官吏ノ増加スルコト日ニ増々多ク、而シテ無用ノ官吏終日不要不急ノ事務ニ従事シ……限リアルノ租税ヲ以テ限ナキノ官吏ヲ養ヒ以テ目前ノ小康ヲ求メント欲ス。」

藤田茂吉の「官制の改正及職給制を設くる意見の要領」(明治文化全集、第三卷、「第一期國會始末」、五一九頁以下)にも、

「……我現行の法、勅任を二等に分ち各上下二級を設け、奏任を六等に分ち各上下三級を設け、勅任も亦六等に分ち各上下二級を設け、嚴然其段階を限れりと雖、其段階の同

伊藤博文

八等以下は判任官で十七等までである。月給だけで示すと、

八等	六〇・〇〇 ^四
九等	五〇・〇〇
十等	四五・〇〇
十一等	四〇・〇〇
十二等	三五・〇〇
十三等	三〇・〇〇
十四等	二五・〇〇
十五等	二〇・〇〇
十六等	一五・〇〇
十七等	一〇・〇〇

米價は明治十年の一石五圓五十五錢が明治二十二年六圓、二十三年は一躍して八圓九十四錢であるが、その高くなった二十三年で東京の湯錢一錢二厘、すし一人前一錢三厘、東海道
 ●の一流旅館一泊二十五錢といったあんばいだから、最下等の判任官月俸十二圓の警部補でも十分「旦那」の生活ができたわけである。民間と比較してみれば花王石鹼工場の主任機關士が月俸十五圓の辭令をもらったのは明治四十四年であつた。最高の「民間」たる三菱をとってみると、後の日本郵船社長男爵近藤廉平が明治六年三菱の社員に入社したとき月給五圓、
 ●明治八年吉岡鑛山事務長心得で三十五圓、明治十三年本社調役で七十圓、明治十六年三菱汽船横濱支配人で百五十圓、これでまだ知事には及ばないのである。剛愎を以て鳴った岩崎彌太郎はみずから八百圓の月給をとって太政大臣と同格たることを示したが、自己の最高地方官たる横濱支配人を一神奈川縣知事もしくは一大佐と對等に遇することができなかったのである。

判任官官等月俸表

下	上	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等
六〇・〇〇	七五・〇〇 _四	五〇・〇〇	四五・〇〇	四〇・〇〇	三五・〇〇	三〇・〇〇	二五・〇〇	二〇・〇〇	一五・〇〇	一一・〇〇	

これと比較するため明治十年の官員錄から官等月給表をつくってみると、

卿	大將	參議	左右大臣	太政大臣	年	月	一等(勅任)	二等(勅)	三等(勅)	四等(奏)	五等(奏)	六等(奏)	七等(奏)
同	同	五〇・〇〇	六〇・〇〇	八〇・〇〇 _四	九、六〇・〇〇	一六、〇〇・〇〇	八〇〇・〇〇 _四 — 五〇・〇〇 _四	四〇〇・〇〇 四、八〇・〇〇	三〇〇・〇〇 三、六〇・〇〇	一〇〇・〇〇 二、八〇・〇〇	一五〇・〇〇 一、八〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一、二〇・〇〇	八〇・〇〇 九八〇・〇〇
		公使	特命全權	中將	大輔	少輔							
		侍從長	大勲	少將	少輔	大書記官							
		知事	大佐	代理公使	大書記官	官權大書記							
		縣知事	中佐	總領事	官權大書記	少書記官							
		府縣大書記官	少佐	領事	官權大書記	少書記官							
		府縣少書記官	大尉	副領事	官權大書記	少書記官							

伊藤博文

いつくす國家權力機構そのものにおいて代表されているというドラマである。

「憲政政治の意義を狭く公選議員によつて組織せられる帝國議會を中心とする政治なりと解する論者は暫く措く、若し之を通常の意義の如く國民が政治に参加し、天皇の大政を翼賛するの道なりとすれば、選舉によつて議會に出づるのも、官吏となつて國政に參與するのも、本質的の相違はない。すなはち憲法第十九條「臣民ノ權利」の章下において、「日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得」と定められてゐる。一般庶民にして何等門閥又は特定の身分なくしても、一定の資格要件を有する者でさへあれば、帝國臣民たるもの誰でも文武の官となつてこの道に進み得られるやうになつたことは、國會の開設に劣らない重要視さるべき事柄である」。

この一文は伊藤公爵の憲法義解から引いたのではなく、太平洋戦争の前年に出た一政治學者の政治史の見解であるが、それによれば、

「日本政治も日本憲政も、議會の活動と同じくこの行政制度の發展と離れて考へられないのである。從來の日本憲政史或は政治史が、この重要な政治上の現象を輕視し、之を十分研究批判してゐないのは、誤れる偏見か既成の觀念に捉はれてゐるものであると言はねばならぬ」(蠟山政道「政治史」、現代日本文明史、第二卷、昭和十五年、二八七頁)。

まことに官場は、陛下の股肱として最も榮譽ある職域であつたばかりでなく、農工商を通じて貧弱な當年の日本で見出しうる最も給料のよい特權會社であつた。そればかりか、この權力をもつ親會社の保護と助成なしには、一土佐藩士岩崎彌太郎が最大「財閥」となるための基礎を築きあげることが、考えてみることもできないような關係にある。

常備軍、警察、官僚制度、僧職および裁判というあらざるなき器官——系統的にして等級的な分業の設計に従つてこしらへあげられた諸器官をもつ、集中的な國家權力は、紀野王制の時代に由來し、當時、生れかけていた中産社會のために、封建制度にたいするとの闘争における有力な武器となつていた（マルクス「フランスの内亂」）。

大久保の役割がこのような絶對主義國家權力を、西南戦争にいたる一列の舊武士的叛亂を清掃しつつ「生れかけていた中産社會のために」、こしらへあげることにあつたとすれば、加藤の役廻りはこんどは逆に、すでに出来上つたその權力機構を、いまやマニフアクチュア時代を蟬脱しかけるところまで生長しつつあるブルジョアジーおよびこれと提携して立つ農民階級の攻撃から、護持することにあつたのである。この護持は、まえにもいったようにただ一つの方式によつてのみ可能であつた。ただ一つの方式——それは、人民は一握の無能力な制限衆議院において代表されているばかりでなく、萬能にして国土の隅々までも覆

伊藤博文

薩摩の總帥黒田にひきわたすとき、閣員は原則として居据りのままであり、大隈外務大臣が玄洋社員の爆弾で文字通り失脚したことから黒田内閣を山縣がひきついだときも、原則として閣員に變化はない。首相が交替するだけで、内閣そのものは絶對主義的元勳の一貫した政府であり、首相をつとめあげた伊藤と黒田は、二十二年十一月二日附をもって「元老優遇」となっている。

● 民黨は、後藤入閣による大同團結の四分五裂で、目もあてられぬしまつであつた。舊自由黨はこのとき三派に分れていた。後藤直系の大同クラブでは、かれの女婿大江卓が福島事件の河野磐州と結んでおり、これをなまぬるしとして板垣を黨主に分立した愛國公黨は、片岡健吉や植木枝盛ら土佐派から成り、その土佐派をダシ幹と排して自から「自由黨」の光輝ある黨名を再興し最左翼を以て任じた關東派の大井憲太郎の自由黨は、黨機關紙「あづま新聞」で勞働者・貧民・小作人によびかけ、黨政策として政黨内閣・對等條約・選舉權擴張・政費節減・民力休養・地租輕減・出版集會の自由・保安條例撤廢等二十餘條を掲げつつ、黨綱領で「皇室と人民と萬世合體して變流することなきを求むべし」とするところに、限界があつた。● それにしても、第一議會は、明治十三年いらいの官民鬭争の十一年間の歴史のいわば總決算である。さらに大隈の入閣で改進黨を大同團結からひきはなし、後藤の入閣で大同團結そ

してみれば死んだ直後ばかりではなく、太平洋戦争の直前まで、伊藤は凡百の「科學的」思考にたいして、勝ちつづけたということになる。

★

● 第一議會に臨むときの絶對主義者は、鐵壁不敗の布陣にある。

● 頭首たる皇室は、明治憲法の「大權」の保持者であつたばかりでなく、またこればかりは無條件で原案通り査定された皇室費三百萬圓（官吏軍人俸給全額は一千七百萬圓）の取得者であるばかりでなく、當時三百六十五萬四千町歩の土地財産と明治二十年末で七百八十八萬五千圓の動産（その七七・五％は日本郵船其他の株式から成る）の所有者であつた。その皇室には及びもないが、すべての華族と大官と多額納稅者が、同じように日本中の土地と證券と正貨とを、めいめいの規模と比率で併せもつていたのである。

伊藤の手口は、華族と勅選と多額納稅者の貴族院を、「藩屏」として天皇の政府に羽翼たらしめることで、岩倉のせつかちで野蠻な忠誠を儀禮化しつつ實現するというやりかたである。

明治二十一年、憲法草案審議の府として設けられた樞密院に伊藤が議長となつて、内閣を

伊藤博文

「山縣は、返答に困った。實は、山縣はかれを農相に起用する決心であつたけれども、明治天皇がそれを好まれなかつたのである。明治十年の前科があつたからであらう。しかしこの事情を陸奥に打ちあけるわけには行かない……山縣は、暫く考えたのち、それでは三十日間待ってもらいたい、そのうちに、きっと貴君の面目の立つよう、取り計うであらうと誓つたので、陸奥は……直ちに關西に去つた。そして岡崎邦輔を和歌山に走らせ選舉準備を進めさせた。和歌山縣の有志は、陸奥の在米中から、かれの意志に關係なく、かれを議會に送る計畫を立てていた……」

山縣は三十日の期限を切つて陸奥の面目を立てるという約束はしたけれども、實は確かな目算があつたわけではなく、伊藤に相談したところ、伊藤は絶対に陸奥の入閣を必要とし、陛下には伊藤から御再考を願つた結果、やっと五月になつて陸奥の入閣が實現した」(二三三―四頁)。

明治十九年陸奥が辨理公使として政府に仕えたとき、星亨がなじる。すると陸奥が實はといて、自分は藩閥の内部に入つて、利用されるふりをして逆に利用し、ひきずりまわして自由民權を闘い取るのだといったというはなしも、同じ本がつたえている。後藤と科白まで似ていたのである。はたして二人は第一議會で民黨をこぎたなくひきずりまわして、危うい

● のものを三分させえたにしても、豫算審議權が議會にあり、軍備擴張と條約改正・殖産興業の課題が政府にあり、地租増徴以外に財源の見るべきものがないというとき、大隈失脚していまは後藤象二郎一人の切札では議會乗切は不安であるとされた。山縣内閣が駐米公使陸奥宗光を農商務大臣に迎えたのは、もっぱらそのためであった。二人の東洋豪傑は早晚政府に歸ってゆくだろうとした明治十六年の「政黨盛衰記」のケイ眼の記者の豫言は、おそろしいまでに適中した。

● だがさらにするどく適中したのは後藤と陸奥を起用した伊藤の眼力であったということが出来る。出獄後の陸奥をオーストリアに送ってスタインについて色あげをさせたのも、明治十九年辦理公使に起用し、二十年特命全權公使として米國に送ったのも、すべて伊藤のはからいであった。第一議會を迎える山縣内閣を陸奥で補強する對策も、伊藤・井上・山縣のあいだに成ったものである。ところで陸奥がそのつもりで歸國すると、何ということか、一足先に岩村通俊が約束の椅子農商務大臣を占めていたから、カンカンに怒って山縣にかけあうくだりがある。五ヵ月ほどのちめでたく岩村と交替したが、そのときの内情は久しく謎であったのが、終戦後起稿された老記者前田蓮山氏の「星亨」で、はじめてこんな風にあかされている。――

伊藤博文

中立

六九名

九州同志會（松田正久、河島醇）

二一名

官吏

一八名

改進黨（大隈系）

四六名

無所屬

二名

計

三〇〇名

（この數字は、當年の史料そのものでも出入りがある。假りに一つの史料に據っておく）

選舉後の最初の變化は、伊藤の手が末松謙澄を通じてはたらい、御用政黨大成會（元田肇・大谷備一郎・杉浦重剛・佐佐田懋）が、中立議員や官吏議員の間から七十九名を結成したことである。その背後には「長州」がある。そこで「薩州」が鹿兒島郷友會の河島醇（九州同志會）をはたらかせて、これまで三分四裂していた民黨の「適度な」連合をはからせたのだという説がある。第一議會のまえに利光鶴松（後の小田急社長）が出した「政黨評判記」（明治文化全集、第二十二卷）はこの説を必ずしも否定していない。だが舊大同團結派三派と九州同志會が、各々黨を解いて八月二十五日に合併して成った「立憲自由黨」は、百三十名を擁し、改進黨の四十數名を加えると百七十餘名となって、第一議會の過半数を制しうる。こ

ところで政府に凱歌をあげさせるであろう。

★

● 星亨は大同團結の事實上の組織者であつたが、保安條例につづいて祕密出版の罪名で輕禁錮一年十ヵ月に處せられ、憲法發布で大赦出獄した。石川島在監中に、同志にたいして「うちこわし主義ではもういけない」と説いたといわれている。明治二十二年二月十一日出獄するや、四月にさっさと外遊してしまった。だから、四月二十八日の大同團結委員會に始まる分裂さわざは、かれが海外に去つた直後のことである。馬城大井憲太郎——彼の經歷を星と比論することは興味があるがいまはおく——が、星に代つて關東派を牛耳つて自由黨を再建することはまえに書いたが、第一回國會選舉は小黨分立のまま舉行されて、その結果は、

● 大同クラブ（後藤系）

五五名

自治黨（井上馨系）

一七名

愛國公黨（板垣系）

三五名

保守黨（鳥尾系）

二二名

自由黨（大井系）

一七名

● 伊藤博文

立っても遂に二度と當選せず、實業界に入り、のち出家して天也と號した。

● 寝返った土佐派は「自由俱樂部」を結成した。立憲自由新聞の主筆中江兆民は、痛憤の一文「無血蟲の陳列場」を發表して、議員を辭職した。絶對主義議場は「唯々諾々、其の命是れ聽く……無血蟲の陳列場」と化して、目出たく閉幕した。このとき星亨があらわれる。彼の歸朝は二十三年十月——選舉も濟み、立憲自由黨の結黨もすんだあとで、院外にこれまで觀戰していたかたちであった。星の怪腕は、たちまち一たび裏切った土佐派を復歸させる。その日まで黨首を置かず幹事制をとっていた「立憲自由黨」を改組して、歴史的な「自由黨」の名を回復し、板垣を黨首とすることに成功したからである。この成功は、一氣に「自由黨」内に星のヘゲモニーを確立したばかりでなく、かれの不在中關東派に據って少數派

● 「自由黨」を結成し、「立憲自由黨」となったのちも鬭争の尖兵をなしていた大井憲太郎の小ブルジョア左派的ヘゲモニーを、ふんべつあるブルジョアジーの手に奪取したことを意味する。

● 明治二十四年五月の再建「自由黨」宣言は、「濫費政府反對」を呼號する半面でつぎのごとく自己を規定することを忘れていない。

「今や私益の争に由つて社會上の大變亂將に起らんとす。代議政體は愚者をして智者の

の事情が、選挙前まで民黨を三分四裂させたあらゆる事情にも拘らず、選挙後に「立憲自由黨」を合同させ、一時は改進黨をも合同せうるかと思われた経過の、祕密であった。政府は狼狽せざるをえない。

● 果然、第一議會は、反政府黨にゆるされた唯一の武器たる豫算審議權をめぐって、正面衝突の危機に乗上げた。政府提出豫算八千三百萬圓は首相山縣の施政演説に「主權線」と「利益線」の防護について述べられていたように、すでに宿命的な大陸政策を内包するところの「國防豫算」から成っていたのを、立憲自由黨員大江卓を委員長とする豫算委員會は八百萬圓を削り、軍艦新造、鐵道敷設、電話新設の費用を削除した。憲法第六十七條の豫算審議權問題をめぐって、大成會議員の必死の抗争が悉く民黨の多數を以て破れ去り、この「東洋最初の議會」の危機は、二度目の保安條例の行使をもってしても乗りきれぬかと思えたとき、議會内の自由黨の一角——大江卓、竹内綱、林有造、片岡健吉、植木枝盛等いわゆる土佐派の二十八名が自由黨を脱して、政府方に寝返った。

● この寝返りは伊藤の見込たがわず、後藤と陸奥の合作になる手柄であった。大江卓は後藤の女婿であり、陸奥とは明治十年の陰謀事件の同志であった。この裏切は高價くついた。陸奥と後藤の生活から「人民の政治家」としての幻影はこの一幕以後雲霧消散し、大江は何度

伊藤博文

●の創立とロンドンのドック労働者のストライキの大勝利は明治二十二年の、第二インタがメーデーを國際的行事として決定したのも同じ明治二十二年の、星外遊中に見聞できた「社會上の大變亂」にぞくしている。そういえば老ビスマルクの挂冠も、ビスマルクによって過去十二年間行使されてきた社會主義鎮壓法の廢止も、星亨が日本政界に復歸するまえの年表にぞくしていた。(星は滿一年半にわたる外遊の、最初の七カ月をカナダに、ついで三四カ月をワシントンとニューヨークに送り、ついで英國に一カ月ばかり、あとはほとんどベルリンにいた)。

●星が歸ってきた日本では——かれの外遊直前までの萌芽的な労働者農民問題(たとえば高島炭坑坑夫虐待事件をめぐる朝野の論争、明治二十一年八月)についてはいわぬとして、不在中の僅々一年半のあいだに石川島造船所、陸軍造兵廠、田川機械製造所、鐵道局の有志労働者によって「同盟進工組」がつくられ(二十二年六月)、「活版印刷工同志會」や「日本労働組」が創立された明治二十三年には、五月から七月までのあいだに信州飯田、越後柏崎、佐渡相川に貧農、細民、坑夫の大規模な暴動がおこっており、三重縣下では小作人同盟が内務大臣命令で解散されている。

●まだなお健在だった徳富蘇峰の「國民之友」はロンドン・ドック・ストライキの勝利を報じて労働者の組合をつくれと叫び、自由黨の一角から大井憲太郎の小ブルジョア指導は、

ル・ウーリヤノフの露帝暗殺陰謀事件は翌二十年の出来事であつた。第二のタシキサル
の大ゼネストは一八八六年——明治十九年五月のことであつた。第二の兄タシキサ
マスカ労働者にによるメーデーの創始とそれにつづくシカゴ労働者の八時間労働制のた

*

● であり、陸奥と後藤は牛太郎の鑑札を、第一議會以來さげている。取引の相手は伊
藤、取引するたため「自由黨」の操舵に、どこでしりすわつていゝ。取引は政府と自
と前におもつて眺めたら権利はもつてない。五十錢の板垣は、星にあつた星の板垣の自
前に、歴史を測る權はもつてない。星の自由黨、それと明治二十四年五月の自由黨以

● 自由主義と相戻る所なり。強て之を平均せしめ、富者、貧者、有せしむるが如き、社會主義は、社會の利
を、享け、大變は、愈々甚しき、其、反、勤、黨、の、自、由、主、義、は、問、題、の、弊、は、漸、く、或、は、各、々、其、分、に、從、ひ、法、と、富、者、に、社、會、の、利、
會、の、上、大、變、は、愈々甚しき、其、反、勤、黨、の、自、由、主、義、は、問、題、の、弊、は、漸、く、或、は、各、々、其、分、に、從、ひ、法、と、富、者、に、社、會、の、利、
働、を、爲、さ、し、む、る、に、由、り、其、智、者、が、愚、者、を、凌、越、し、問、題、の、弊、は、漸、く、或、は、各、々、其、分、に、從、ひ、法、と、富、者、に、社、會、の、利、

伊藤博文

條件である。伊藤憲法によって十重二十重に保證された絶対主義的特權はあげて保全する、そのかわり、その枠内で政府をわたせというのである。

● 明治二十一年——一八八八年——老帝ウィルヘルム一世の死をうけて新帝フリードリヒが即位するとき、ビスマルクは新帝にたいしつぎの條件の下で引きつづき宰相たることを承諾した。第一、政黨内閣を認めないこと、第二、外國勢力を利用せぬこと。

明治二十二年二月、憲法發布の翌日、樞密院議長伊藤博文は、府縣會議長にたいする演説のなかで、

● 「議會政府即ち政黨を以て内閣を組織せんと望むが如き、最も至險の事たるを免れず」と述べ、國務大臣は天皇にたいしてのみ責任をもつもので、議會でいかなる反對に逢つてもたじろぐものでないことを力説した。

「帝國ニ於テハ……宰相ハ特リ國王ニ對シテノミ責任アルモノナリ、國會ニ對シテ何等責任アルモノニ非ルナリ、宰相ハ議員多數ノ代理者ニアラズ、又國會議員中ノ人ニアラザルナリ」

「あづま新聞」をして「社會改良」を呼號させている。

● あたかも明治二十三年の日本の恐慌が前年來の世界恐慌に直接つながっていたように、「今や私益上の争に由つて社會上の大變亂將に起らんとする」あたらしい世界史に、日本の政治史も直接つながっていたのである。罷工問題と勞働時間制限法と社會主義は、「我黨の自由主義と相戻る所」であると規定した再建自由黨は、當年の日本ブルジョアジの代言人星亨の黨であった。この宣言のもとに自由黨が更生した明治二十四年——一八九一年の第二インタナショナル大會には日本代表として酒井雄三郎が出席した。だが星亨の自由黨の判斷では、日本における同盟罷工と勞働時間制限法と社會主義はまだ「兆候」であって、なお現實の恐怖ではない。恐怖のまえの拙速な妥協のかわりに、妥協のための強引の政戦がえらばれる。きたらんとする「社會上の大變亂」は諸公よくこれを防ぎうるというか？ かれらに政權を護ることによって諸公もまたはじめて安泰を保ちうるであらう、とそれは宣言していたのである。

● 第二議會を前にして、自由黨黨首板垣と改進黨首領大隈の會見によって「民黨連合」が實現した。それは議會の「多數」を武器として一舉に政黨内閣を——執行權力の政黨への引渡しを、要求せんとするのである。そのばあい、「憲法」は保全するというのが、この取引の

伊藤博文

靈ヲ安ジタルハ誰ノ功ナルカ。——が記録され、議會は最初の解散を経験し、品川内相を有名にした絶後の暴力的選舉干涉の幕となる。

★

● プロシヤハ大日本帝國憲法のワク内に政黨内閣を悠々「確立」した者は原敬であった。そのような未來がありうるか、ありえないか、その世界史的なテストが、いま、序幕を切って落したのである。白頭宰相の一身にたたみこまれた先輩の航跡——伊藤の・陸奥の・星の航跡が、巴となって交錯する壯觀の戦野を、まったく原は手頃の場所で、觀戦できたものである。まえにあらまし書いた履歴をもちどくわしく書けば、

● 明治十八年七月——二十二年四月、パリ右勤外務書記官（外務大臣井上馨——伊藤博文——大隈重信）、（三十歳——三十四歳）

明治二十二年四月、農商務省參事官（農商務大臣井上馨）

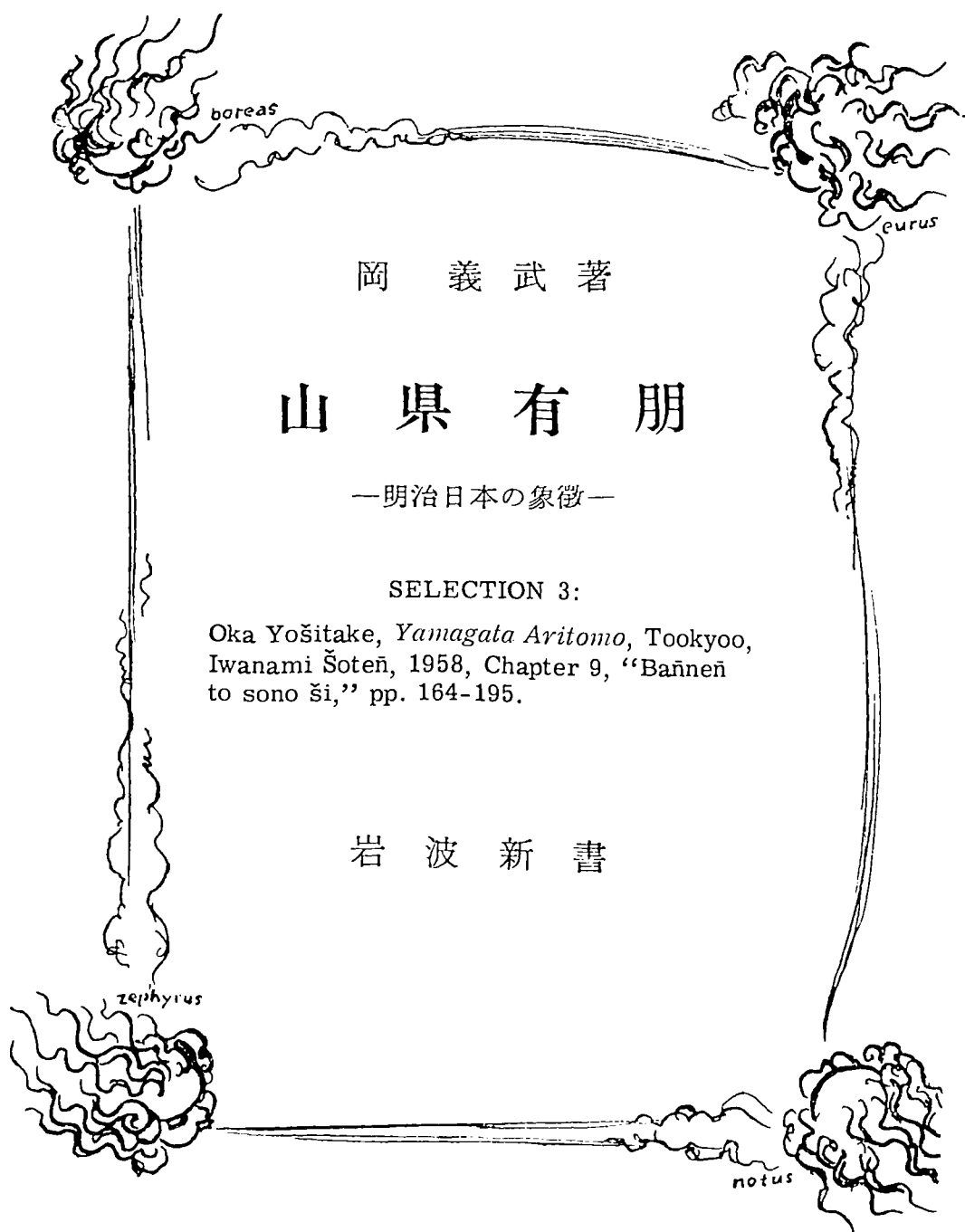
明治二十三年一月、農商務省大臣官房祕書官（農商務大臣岩村通俊）

このとき彼は奏任三等中、年俸千六百圓、正七位勳六等、官邸は富士見町一丁目一番地。次官は前田正名、勅任二等下。奥田義人は原と並んで次席の祕書官。明治七年民撰議院

とは、すでに早く明治十四年六月の日附をもつ井上毅宛「レスレル氏答議」の主權論中に讀まれる。

● プロシヤ憲法、およびそれを敷き寫しにした大日本帝國欽定憲法のワク内で、政黨内閣がゆるされうるか得ないかという問題は、世界史的にまだ解かれてはいなかった。一八九〇年（明治二十三年）三月、七十五歳のビスマルクは、二十八年にわたる「鐵血」宰相の椅子を去ったが、かれに代った宰相カプリヴィ將軍は、新帝ウィルヘルム二世の番頭であつて、議會と無縁であることはビスマルクと同じであつた。そこで、自由黨宣言の出た二十四年五月、絶對主義陣營も、總力を結集して態勢を整備する。參謀總長に復歸した山縣に代つて藏相松方を兼務のまま首相に据え、陸奥（農）、後藤（遞）、樺山（海）以外の閣僚はすべて更新した中に、内相品川彌二郎がいる。伊藤は再び樞府議長の椅子につく。

● 明治二十四年十二月の第二議會は、その直前、隈板會談をもつて「官紀紊亂」であるとして、首相松方が大隈の樞密顧問官を免ずること、火ぶたは政府側から切つておとした。星亨を議長とする議會は、これにたいして、軍艦建造費、製鋼所設立費等を削減して今度は崩れなかった。樺山海相の有名な演説——現政府ハ、内外國家多難ノ難關ヲ切抜ケテ今日迄來リタル政府ナリ。薩長政府トカ或ハ何政府トカ言フモ、今日國家ノ安寧ヲ保チ、四千萬ノ生



岡 義 武 著

山 県 有 朋

—明治日本の象徴—

SELECTION 3:

Oka Yošitake, *Yamagata Aritomo*, Tookyoo,
Iwanami Šoteñ, 1958, Chapter 9, “Bañneñ
to sono ši,” pp. 164-195.

岩 波 新 書

建白書の古澤滋は同省参事官奏任三等上。
明治二十三年七月、農商務省参事官兼祕書官（農商務大臣陸奥宗光）。

九 晩年とその死

● 得ない。従って、対露方針の確定には、英米等の対露方針を知ることが先決問題である、となしたのである。ところで、最初英仏の出兵論に反対していたアメリカはその後態度を変え、七月にはわが国に対してシベリアへの共同出兵を提議するにいたったので、それとともに山県は出兵論を支持するようになった。そして、八月わが国軍隊はウラディオストックに上陸、シベリア出兵が開始されたのである。

● さて、山県は、寺内が組閣後彼と緊密な連絡をとらないこと、また彼の意見に唯々として従おうとしないことに対して強い不満を抱くようになった。そして、大正七年四月、寺内は病氣となった本野外相の後任として後藤内相を起用しようとし、山県の諒解を求めたが、その際寺内は山県がもしこれを不可と考えるならば自分は辞職するといったので、山県は渋々これに同意した。しかも、山県は彼の眷顧する田通相が後任内相になるものと期待していたが、寺内は水野錬太郎を任命して、山県の不満を買った。また、同年七月山県は寺内に対して軍備拡張の必要を述べ、これがためには大島(健二)陸相と勝田(主計)蔵相とは不適任であるから更迭せよと要望した。これに対して、寺内は山県が是非ともそれを希望するのならば自分は辞めるといい、山県はやむなくこの希望を撤回した。こうして、山県は寺内に対して甚だあきたらなくなり、松本剛吉にむかって、大隈は辞職しなくて困ったが、寺内は二た言目には辞職というので困るといい、寺内は一向他人と打融けない人物で、「西洋料理にて盃を挙げれば懇親は出来る

九 晩年とその死

世界戦争は、その後依然前途の見通しを許さない状態で続行されていた。大正六年秋頃、山県は三浦梧楼に語って、戦後のアメリカの対日態度は懸念される。それを考えると、ドイツの敗戦が果してわが国にとって有利とも考えられないと嘆息した。山県は、それだけに、この年十一月の石井・ランシング協定の成立を日米国交の改善に役だつものとして喜んだ。

● 同じ十一月ロシアには「一〇月革命」が勃発した。そして、ついで露独間には休戦交渉が行われ、翌年三月にはブレスト・リトフスク平和条約の調印をみた。ロシアにおける事態のこのような進展は、連合諸国の間において対露干渉論を高まらせ、またわが国内、とくに軍部内にはシベリア出兵が唱えられるようになった。このような中で、山県は寺内首相、本野（一郎）外相および後藤内相に意見書を送って、わが国は独自にシベリアに出兵すべきではないと主張した。彼は述べて、そのような行動はイギリス、とくにアメリカに疑惑を抱かせ、面倒な事態を招く。かつ、現在ロシアを支配している勢力はドイツの「薬籠中」にあり、そこでドイツの勢力が極東に波及するのを阻止するため出兵する場合には、わが国はドイツおよび「露国の大部」を相手として戦わざるを得ず、そうなれば軍事費、軍需品の面で英米の援助を仰がざるを

九 晩年とその死

● ところであると、常に言い添えることを忘れなかった。それにしても、後継首相としての適任者を容易に見出しがたかったとき、彼は原のことも次第に考えざるを得なくなった。寺内内閣瓦解の直前、松本剛吉が山県に会った折、松本が後継首班の候補として西園寺、平田、伊東巳代治、清浦の名をつぎつぎに出して山県の考えを尋ねたのに対して、山県はこれらのひとびとについて、引受ける意志のないこと、不適任なこと、組閣困難なことなど種々の理由を挙げて消極的意向を洩らしたが、松本が最後に原敬の名を挙げたとき、山県は何ら可否をいうことなく、両眼をつぶった。そのとき、松本は山県が原をその意中に考えていることを直感したと日記に記している。ⁱ しかも、この頃には、大浦、平田、清浦、寺内のごとき山県直系のひとびとの間においても後継首相は原以外にはないことに意見の一致をみるようになっていた。

● 他方、原は自分が山県によって後継首班候補の一人として考えられていることを察知していた。しかし、当時原は観測して、山県としては自己の系統のものに超然内閣を組織させたいと考えており、「百計尽き」た場合にのみ或いは自分を推すかも知れぬと判断していた。しかも、そのような彼は、寺内内閣のあとに若し山県系の超然内閣が出現した場合には憲政会と提携してこれを打倒し、「政局の一新」をはかる決意を抱くにいたっていた。山県としては原を後継首班に推すことについては、かつて大隈内閣退陣問題の際に世界戦争下挙国一致の必要があると称して、加藤高明の組閣に反対した行掛りもあり、かつまた原の抱く政党内閣論を嫌悪する

と思ふ人間」だ、などと冷評したりする有様であった。

山県はその後も松本に寺内内閣の政治上の失敗を算え上げて、内閣改造のことなども自分から種々注意を与えたが、寺内は耳をかそうともしない。この様子で進むのでは到底「寺内に遣らして置く訳には行かぬ」と非難した。そして、山県はその後ついに我慢できなくなり、八月に田に旨を含めて寺内と会見させ、内閣改造を行う意志はないのかと詰問させた。このとき、

寺内は閣僚更迭を拒絶すると同時に、健康の不良を理由に辞意をほのめかした。なお、その際寺内は田にむかって、いよいよ辞職と決心したら、そのことを在野党として自分を助けてくれた原には早く話すつもりである。しかし、山県、平田などにはいう必要はないと語った。この言葉は、当時における寺内と山県との間のいちじるしく冷却した関係を物語るものである。そ

● して、九月に入ると寺内内閣はついに総辞職をなすにいたった。寺内の辞職前から、山県は後継首班については少からず思い惑っていた。彼の系統に属する平田、清浦は心に浮んだものの、しかし、それを推すまでの決心はつかず、すでに大正七年の春以来西園寺に対してしきりに後継内閣引受けを求めているが、西園寺は健康を理由に固辞して動かず、山県は焦慮を重ねた。

● 当時、山県は原敬については、過去における接触を通じてすでに高く評価していた。彼は直接に原にむかい、貴下と自分とは政治上の所見において全く一致していると一度ならずいつていた。しかし、その場合山県は、貴下が政党内閣を可としている点は自分の到底同意し得ない

九 晩年とその死

見出しえなかったのであった。それでは、何故に適任者を彼としては発見しえなかったのだろうか。

世界戦争下のわが国においては、大正五年頃から欧米のデモクラシーの思想がしきりに移入され、政党内閣制の主張、普通選挙論などが知識人の間にさかんに唱えられるようになった。

●さらに又、労働者運動は活潑化し、社会問題への関心が高まり、大正七年頃からは欧米の社会主義思想の流入、労働者運動へのその浸潤がみられるようになった。これらは、一面においては、「デモクラシーのための戦い」という連合国側の戦時宣伝、さらに大正六年におけるロシア革命が、わが国にひき起した波動でもある。しかし、戦時下のわが国内において高揚するにいたった社会不安こそ、実はこのような波動を大きく受け容れさせたのである。そして、そのような中で、寺内内閣の末期にはいわゆる米騒動が全国的に爆発をみ（大正八年八月）、政府は警察力だけでは抑え切れず、軍隊の出動をみるごとき事態を呈したのであった。以上のような社会情勢は、時代が正に大きく動き、烈しく転回しようとしているのを予示するもののように思われ、それは伝統的な国家体制をゆすぶる重大な危機として受取られたのである。

●山県は、大正六年六月公爵徳川家達とくがわいえさとに華族問題に関する意見書を送り、その中において述べて、現下の大戦争が終結した暁には「国力旺盛」「民意健剛」な国家は栄え、そうでない国は没落するであろう。わが国は戦時景気下において国を挙げて「浮華」「安逸」に陥ろうとして

気持も依然抑えがたく、容易に決断し得なかった。そこで、寺内内閣がいよいよ総辞職に決したとき、山県は松方と協議して一旦西園寺を後継首班に奏薦し、松方とともに改めて西園寺の蹶起を求めたが、西園寺は辞退し、山県に対して原を適任と考える旨を述べた。そのとき、山県はそれも「一案」だと答えた後、原は自分(山県)のことをどう考えているであろうかと問い、西園寺は閣下に対して原は隔意をもっていないようである。内閣組織の暁には常に閣下の教示を仰ぐことになる。閣下もまた時々注意を与えて頂きたい、と述べた。これを聞いて、山県はそうであろう。原と自分との間には意見の相違はない。ただ、原は政友会を大きくすることによって政友会を改善できると考えているが、自分はそうは思わない。この一点を除けば彼とは意見が一致している、と述べ、ついに原奏薦に同意した。ついで、山県は松方の賛成をも得た後、西園寺はここに大命辞退を奏上するとともに原を奏薦し、天皇は原に組閣を命ぜられるにいたった(大正七年九月)。

山県は、こうして政友会総裁原敬の組閣を容認したのである。なお、山県が、自分と原との間には政党に関する見解を除けば何ら意見の異なるものはないとかねてからいっていたことは、注目に価する。この言葉は、一面では、原の年来の山県への接近工作の大きな成功を示すものである。けれども、政党に関する見解のこの相違こそ、山県にとって本来は実は大きな問題であった。しかも、彼は、以上のように、山県系の中に組閣して政権を担当し得る人物をついに

九 晩年とその死

● 用した政党内閣を組織した。なお、海相には前内閣の加藤(友三郎)海相の留任を求めたが、陸相については山県の意向をたずね、当時の陸軍において山県の直系として自他ともに任じていた長州出身の田中義一を入閣させた。原は組閣直前に西園寺に対して、内閣組織の上は「山県等にも出来得るだけ好感を計るべきも是れも当にはならず。故に世に所謂太く短くやる決心をなすべし。徒らに長命を望んで却て短命なる様なるを望まざる決心なり」と語り、自分としては「一大決心を以て断乎たる政策を行」うことにしたと、その日記に記しているが、組閣後原はつとめて山県を訪ね、施政について彼の諒解を得るよう配慮した。しかし、原の説得も山県系のひとびとの山県への進言によって中和されてしまうという苦い経験をしばしば味わざるを得なかった。

● ところで、原内閣成立の翌々月、世界戦争は連合国側の勝利をもってようやくその幕を閉ざした。山県は由来外交問題にきわめて深い関心を抱きつづけていた。彼が常々「赤電報」のよめないものは首相にはなり難いといっていたというのも、実は彼が外交問題をきわめて重要視したことを示すものである。「赤電報」というのは、欧文電報のことである。外国語を解しない彼は、そこで、彼なりに努力して国際情勢の理解につとめた。たとえば、彼は毎朝新聞を手にとると、他の記事は余り熱心によまず、真先に外国電報をみ、外電中に些かでも判らない点があると秘書官や副官に調べさせた。秘書官、副官たちの間では、この仕事をやると外遊三年

おり、このようでは戦後の「狂瀾怒濤」をいかにして防ぎ得るであろうか。それに加えて、

「明治初年以來誤り伝へられたる社会主義的の迷想の旧説」は、とくに中国およびロシアにおける革命以來「名を衒^{てら}ひ事を好む者」によって主として「下層無知の階級」に伝播されている。そして、「無識無産の輩」はわが国本をわきまえず、この種の「甘言」に迷う有様である。また、

● 今日世上では道德は乱れ、勝手無責任な主張、功利的な思想がさかんで、甚だしきにいたっては「君主制を疑ひ、軍国主義を非議し、其の国家の泯滅^{びんめつ}を招くを知らざる者」もある、となしている。わが国の当時の世情は、山県の眼には実にこのように映じていたのである。

原敬が組閣したとき、前田連山は原に「よくも山県が目を見ましたことですね」といった。

● このとき、原は無雑作に「米騒動だな。あの時若しわが党が煽動でもしてみ給へ。大変なことになつてゐたにちがひないよ。官僚内閣の無力なことが、山県にもよく呑み込めたのだ」と答えたという。この挿話は、興味深い。山県が原の組閣に結局同意したその重要な動機は、ついに動き出しつつあるようにみえる当時の大衆の与えた無言の重圧感にあったと思われる。山県が彼の系統のひとつの中に適任者を見出し得ないと考えたのも、実は以上のような当時の社会情勢との連関においてのことであつたであらう。但し、当時の原と彼の率いる政友会とが果して大衆の要求に応え得るものであつたか否かは、もとより別の問題である。

● さて、組閣の勅命をうけた原は、陸軍、海軍、外務の三大臣を除く全閣僚を政友会員から起

九 晩年とその死

の通りであろう。「子供の時にこはく思ふた事は何年たつても其思ひを取り去る事は出来ない。山県公は子供の時に、黒船に驚かされたのである」といった⁽⁴⁾という。また、山県の歿後、徳富蘇峰は山県の生涯を論評した一文の中に於いて述べて、山県は「穩健なる帝国主義者」であった。「彼を称して武力侵略の頭目と為すが如きは、誤解も亦た甚だし。彼は寧ろ余りに外国を買ひ被つて居た。彼と雖も全く怖外病より蟬脱⁽⁵⁾する能はなかつた」といつているが、これらの言葉も、多分に真実を含んでいると思われる。

さて、山県は前述のような社会情勢についても、しきりに心を勞した。これまでは、自分は「一介の武弁」であり、経済などのことも不案内であるといつていた彼は、経済問題に強い関心を寄せはじめた。そして、その方面の学者を招いて、意見を徴するようになった。しかも、米騒動が山県に与えた衝撃は甚だ大きいものがあり、爾來彼は物価、とくに米価、また米穀不足を極度まで気にした。そして、原に對してこれらについてくり返えし懸念を述べてやまず、米価の公定、あるいは、募債してでも外米を輸入して廉売することなどを勧告したりし、果ては原が彼の意見を採用しないことについて不満を洩らした。当時、三浦梧楼は原に語つて、山県は幼稚な物価論を抱いており、米価さえ下れば他の物価は下落するといひ、「米一点張」である。「つまらぬ者等が注入する為め」だと冷評したが、入江貫一はこの頃のことを回想して、山県は実業家、学者、政府当局者等を通じて経済情勢の研究をし、「其の熱心は実に驚く計り

に匹敵するなどといわれていたといふ。⁽³⁾ところで、戦争下において山県が熱心に唱えた日露協商は、ロシア革命とともにすでに一片の反故紙^{はごがみ}になってしまい、彼は戦後のわが国の外交は「困難至極」とみて、原にもその深い憂慮を語った。すでに述べたところからも判るように、

● 山県はわが国の外交の基礎を英米との協調に置くことを年来その持論としていた。そのような彼は、戦争終了の翌年(大正九年)カリフォルニア州において排日土地法が成立をみて、日米関係が戦後早くも緊張を呈したとき、アメリカに金子堅太郎を派遣して善後策を立てさせたいと考えたりした。また、翌大正一〇年に山県は原から、イギリスがアメリカに気がねして日英同盟継続問題について苦慮しているらしいときき、少からず痛心した。

● すでにふれたところからもある程度明かなように、山県は満蒙におけるわが国の帝国主義的權益の擁護については積極的であったが、しかし、外交一般については彼の意見は防衛的、協調的な色彩が強かった。原は組閣の前年頃に田村直臣に会った際に、新聞や少壮軍人の間に高まっている日米戦争論について憂慮しつつも、「日米戦争は山県公さへ生きて居れば、起らないよ。山県公は外国に対しては腰の弱い人である。外国に対しては非常に懸念深い人である。この点は見様に依つては、公の長処とも云はれゝば、又短処とも云へる。いくら陸軍の若手が躁^{きざ}いでも、山県公の存命中は大丈夫だよ」と田村に語ったというが、原のこの言葉は、誤っていない。なお、田村は原のこの觀察を外交官日置益に述べたところ、日置は答えて、それはそ

九 晩年とその死

山県の物価調節論が実は米価に終始するものであったが、労働問題に対する彼の理解も、大正八年六月に高橋義雄に語った次の言葉からもある程度うかがうことができる。彼は述べて、日本人はとかく国体、習慣、地理を忘れて何事も西洋に模倣しようとするので、さまざまの弊害が生じている。「彼の帝国大学などの学者連は甚だ非常識にして、其言ふ所は今日の過激思想に暗合し、労働問題に八時間制を云々して、日本に於ても之を適用せざる可らざるが如く論ず」るが、自分も庭作りに植木屋を使っているが、彼らは午前七時半頃来てゆるゆる一服して三、四十分を費し、少し働くと食事休とて一時間ほど休み、その次はオヤツなどといって茶をのみ雑談し、夏などは昼寝をするものもないではない。そして、四時過ぎには引上げてしまうから、実際に働くのは三、四時間であらう。このような職人について八時間制などというのは果して適当であらうか。紡績、その他の工場では或は労働時間は正確に定まっているだろうが、「自由働きの職人」のごときは仕事は「気随気儘」で時間制で束縛できぬ。労働問題を論ずるものは自分で少し職人を使って実状を知った上でものをいってもらいたい、と語った。

ところで、山県はこのような彼なりに思い悩みながら、思想問題については原と多分に共鳴するところがあった。山県は、当時高橋義雄に「近頃帝国大学博士連の中に国体を弁へざる愚物の輩出する」のは「痛嘆」に堪えないといったが、原に対しても学者国を誤るという論をしばしば述べた。そして、原もまたその日記の中において、前京大教授勝本勘三郎が原にむかっ

で、明けても暮れても物価高低の事計り、遂に其の為に神経衰弱を起された位であつた」と述べている。

- 山県は又、社会主義思想のひろがることを甚だしく憂慮した。そのことは、前に引用した大正六年六月の意見書においても述べられているが、彼は原に対してもその懸念をしばしば語つて政府の考慮を要望した。大正七年一月新橋山荘に高橋義雄らを招いて晩餐を共にした際にも、芸術談、教育論などのあと話題が世界戦争のことに移ると、高橋によれば、山県は「前額に八の字を寄せて頻に憂慮の状を現はし」、共産主義は急速に世界にひろがりつつある。わが国の将来は実に懸念に堪えないといい、現在わがシベリア派遣軍は諸外国の兵とともに戦場にあるので、「例へば米国兵などゝ相近けば日本と米国との間の支給方が非常に相違して、我は握飯を喰ひ彼は肉食を為し、其一日の給料も我は一元五拾銭彼は幾十円と云ふが如き不平均あり。余自身にても、斯かる境遇を見較べたらば必ず彼等を羨むの心を生じて自然に不平を起さざるを得ざるならん。況んやレニン主義に感染したる露国在住の日本人などに接して彼のレニン主義の徽菌が我が軍隊中に蔓延するやうの事あらば、是れぞ国家の大事にして、殆んど之を救済するの途なかるべし。此程も日本の将校が電車中にて職人体の男の足を踏み丁寧に謝罪したるに、彼は怩然として唯詫びて済むと思ふか、露国の事を知らぬかと言ひたる者ありとぞ。誠に寒心の至りなり」と語った。

九 晩年とその死

述べるように、原内閣の成立以来原と微妙な交渉を保った。

原内閣は、組閣最初の議会である第四一議会において選挙法改正案を成立させた。これは選挙資格として直接国税一〇円以上の納付を必要としていたのを改正して三円以上とし、また在来の大選挙区制を原則的には小選挙区制に改めたものであった。原はすでに寺内内閣の頃にも山県に対して小選挙区制の必要を説いていた。その際、三党鼎立論を抱く山県を大政党内に有利な小選挙区制に同意させるため、原は前述のような世情に対して山県のもつ強い不安感に訴えることを試みた。たとえば、大正七年三月に山県が現下の社会情勢に対するその憂慮を語ったとき、原はこの機会をとらえて、もし小選挙区制を採用しかつ選挙権拡張をある限度にとどめる措置をとらないならば、閣下の痛心される普通選挙論がさかになり、一旦そうなった場合にはこれを抑止することは不可能であると述べた。原内閣が以上のような選挙法改正を実現し得たのは、一面において山県に対する原のこのような説得が当時の社会情勢を背景としてついに効を奏したことを示すものであろう。

山県は、枢密院を彼の系統のもので固める方針を依然として熱心につづけた。原は枢密顧問官補充の人事について山県が事前に首相たる彼の意見を徴するよう改めさせたものの、山県の方針を抑制することはその後事実上困難であり、この有様は原をして、枢密院に国政を附議することの無意味を嘆息させたのであった。山県は又、平田を宮内省御用掛に入れ（大

て、相続税を高率にして財産の平均をはかるべきであるという「共産主義類似」の主張をなしたと記し、「毎々学者らしき連中如此奇激の言をなせり。山県の言分には非らざれども、学者国を誤るの虞なきに非らざるべし。痛嘆の事なり」と述べている。そして、その後に原はいわゆる思想対策のむずかしいことを山県に述べ、「何か氣付あらば内示を希望」し、山県は自分としても苦心しているといい、よい策のないことを原とともに嘆息し合ったのであった。そして、大正一〇年七月に原は山県に対し、「過激主義宣伝等に対する法律の不備」を述べて取締法規を新たに制定する必要を述べたが、山県はこれに同感の意を表明した。

労働問題についても、大正一〇年一〇月原は山県に対して、物価騰貴の折柄労働賃金は下らず、労働者たちはむしろ賃金引上げを要求して「不穩の行動」がある。政府としては嚴重に取締ろうと思うが、資本家の方が譲歩して労働者の要求を容れるようなことがあり、困却すると述べたが、山県も困ったことであるというばかりであった。こうして、思想問題、労働問題については、山県は原とともに現状を嘆き、対策の容易に立ちがたいことを語り合う有様であった。

● 原内閣が施政にあたったのは、このように戦争末期から戦後にかけて旧来の国家体制の危機がしきりにひとびとの意識に上る時期においてであった。そして、山県は、この体制維持の問題については原としばしば共鳴する関係に立ったが、しかし、一般の政治については、以下に

九 晩年とその死

● かったが、しかし、原内閣にしばらく政権を担当させるほかはないことを考えて、解散も止むを得ないと原に述べるにいたった。ところで、前議会の当時未だ制限選挙論を抱いていた憲政会および国民党は、当時の世論を背景にこの第四二議会に普通選挙法案を提出した。やがて、それが本会議に上程されると、原首相はこの機会を捕えて突如議会を解散した（大正九年二月）。● そして、ついで政府は解散理由を発表し、前年に改正された選挙法が未だ一回も実施されていないことを指摘すると同時に、さらに、野党が今回衆議院に提出した選挙法改正案は「軽躁急激」で国情を深く考えない法案であり、しかも、その「理由とする所は現在の社会組織を脅威するが如き不穏なる思想」に根ざしたものであるとし、この法案は衆議院で否決されるものと思われたが「事態重大」なので、解散によって政府は「国民の公正なる判断」に訴えると称したのである。山県は普通選挙を甚だしく嫌い又恐れていた。第四一議会当時にも、彼は現在のような政治道德と政治知識の程度とで普通選挙を実施すれば「雲助政治」になると罵った。そして、憲政会総裁加藤高明が普通選挙に賛成したのを心外とし、原が山県自身と同じく普通選挙を尚早としているのを甚だ多としていたのである。原が普通選挙法案を解散の題目に選んだのは、おそらくは山県への宥和政策としてであったとともに、また山県と憲政会とを一段離間させようとの意図にもとづいたものであろう。ところで、山県は三党鼎立の持論を依然として固持していた。そこで、彼は選挙後中立議員を取りまとめることを田に依頼するとともに、当

- 正八年一〇月、波多野宮相を大隈系とみると、山県自身波多野に辞職を勧告して、中村雄次郎を後任宮相に据え（大正九年六月）、こうして彼の系統のものを宮中の要職に布置して、自己の勢力を固めることを怠らなかった。彼は、自己の系統のものを栄典にあずからせることについても、依然周到で遺漏がなかった。大正八年一〇月寺内正毅が危篤に陥ると、山県は原首相に對して大勲位、従一位、侯爵に叙するよう要望し、昇爵は結局とり止めとなったが、大勲位、従一位が死去とともに贈られた。それは当時の慣行からはまったく異例、破格の措置であった。同年一二月、山県は波多野宮相に對して古市公威への授爵を他の爵位人事と切離して至急行うように督促した。原はこの件についてその日記に「山県例の通自己の子分のみに私する事今更の事に非らざれば、同相（波多野宮相を指す―著者）と共に嘆声を放」ったが、やむなく同意した、と記している。翌年七月には山県は原に對し、樞密顧問官石黒忠憲を日本赤十字社社長であったという理由で子爵に昇すよう要求した。原は調査の結果さしたる功労もないので、たとえ山県の許へ出入しているからといっても余りにも不公平な措置であると考えた。しかし、山県は宮中方面へもすでに手を廻して諒解をとり付けていたので、公共事業に種々貢献して来た渋沢栄一を石黒と同時に昇爵させることにして、やむなく山県の要望を容れた。
- さて、大正八年一二月から第四二議会がひらかれた。この開会前、山県は原が議會解散を考えているのを察していた。彼としては解散によって政友会が絶対多数を獲得することを好まな

九 晩年とその死

局山県に枢密院議長として幹旋方を依頼するとともに、副議長である清浦に枢密院の自省と譲歩とを強硬に要求し、五月の総選挙直後ようやく改正案は枢密院において可決をみた。

枢密院における山県系勢力は、文官任用令改正に関して原にこのように譲歩した。ところで、その直後に原は貴族院の研究会の領袖大木遠吉を法相として入閣させた。山県は原内閣成立当時から、原が政友会の勢力を貴族院に浸透させていわれる「両院縦断」を企てることを予想し、児玉秀雄（長州出身）に警告を与えていた。そこで、大木の入閣となったとき、児玉は奔走して、この入閣を大木個人の資格によるもので研究会を代表するものではないということに研究会の議をまとめた。しかし、大木のこの入閣は、その後の経過からみて、山県の恐れた「両院縦断」の糸口をひらいたものであった。なお、貴族院においてはこの頃には山県系勢力は衰えて、もはや昔日の面影は失われていた。たとえば、原内閣は第四四議会に地方制度の改正を提案し、市については三級選挙制を二級選挙制に改め、町村については等級選挙制を原則として撤廃することにし、また郡制を廃止しようとしたが、それらの改正は貴族院において波瀾を生ずることなく可決された。これは、時勢の変化と同時に以上の点をも示すものである。

山県は労働争議に対する原内閣の措置については満足の意を表していた。大正九年二月における八幡製鉄所および東京市電の大ストライキについても「どうも原は偉い。電車も製鉄所も治まった。原の遣り口は偉い」と松本剛吉にむかって激賞したりもした。しかし、他方、原内

時台湾総督秘書官として田を補佐していた松本剛吉に対して、中立議員団をつくるのには相当多くの資金を要するであろう。必要ならば何時でも自分が金は提供するといった。ただし、松本はこの申出を辞退した。ところで、五月に行われた総選挙は政友会の大勝に帰し、政友会は絶対多数を獲得したのである。中立候補者の成績は不振であったが、その後つくられた庚申俱樂部は山県の前述の意向を具体化したものであった。

さて、山県は原の組閣にあたっては閣員の人選について意見を述べることを控える態度をとったが、その後彼は山本(達雄)農相、高橋(是清)蔵相、内田(康哉)外相について不満を抱き、これらを更迭すべきだと洩らしたりするようになった。

ところで、山県系で固められた樞密院は、原内閣の成立以後その施政をしばしば制肘することを試みた。原内閣は、大隈内閣下で山県の好感を買う目的で改正された文官任用令を再改正して、自由任用および特別任用の範囲を拡大しようとした。原はこの改正を計画した際山県に諒解を求めたが、山県はそのときはやむを得ないといった。しかし、彼はこの改正にももちろん快くなく、そこで山県のこの反情は樞密院の山県系勢力に反映して、改正案が樞密院に附議されると、審議は難航状態を呈することになった。この有様をみて憤懣を抱いた原は、改正案を撤回して樞密院の不当を国民に訴えるか、またはこの案を固持して採決に訴え、政府側の敗れた場合成行によって態度を決めるか、いずれかの途をとるほかないと考えた。しかし、原は結

九 晩年とその死

このような応答を記したあとに「少くも三年と言ふのか、今後三年と言ふのか、其の言語は少々不明なりき」と記しているのは、原がその進退の時期について山県の意向にいかに関心配っていたかを示すものである。そして、原は西園寺にも、内閣持続について山県の真意を探ることを依頼したりしている。

● しかも、原はこれと同時に、次期政権が反対党の加藤高明の手に移るのを阻止しようとして、山県と加藤とを離間状態に置くことをしきりに試みた。原は田中陸相に対して、加藤が組閣した晩には「群衆」の支持を頼みとした政治を行うであろう。その場合には政友会も「自衛上」憲政会の政策を上廻った急進的な主張をせねばならないから「随分天下の騷」になろうと語った(大正九年八月)が、これは彼としては田中を通じて山県の耳に伝わることをもちろん予想しての言葉であった。また、その後山県は原に対して、加藤が政権を担当したら普通選挙を実現するだろうが、これは実に危険である、自分は普選問題については貴下と同説であるといった。山県はこの頃しきりに普通選挙は国を亡ぼすと述べていたが、原はあるときには山県にむかつて、普通選挙実施の時機を誤れば真に亡国を招く。普通選挙を即行した場合に危険なのは、都会である。昔から革命は首府に起るものであるが、にわかには普通選挙を行えば東京は混乱の巷と化するであろう。恐るべきことである、といい、山県はまったく同感であると述べた。こうして、「群衆」、「普選」、それらは原にとって山県・加藤の間を離間する屈強の武器であったの

閣の施政について依然しばしば不満、非難を洩らし、しかも、それを原へは直接にいわず、野党、その他彼の許へ出入する他のひとびとに語った。このことについて、原はその日記に、山県は「何故に元老らしく政府を支持するの大度に出ざるや。若し国家の爲め不利と思ふ事あらば直接余に談話するは可なり。在野の政客にまで色々の事を云ふは、常習的の事ながら困りものなり」とその鬱憤を記している。西園寺は原に対して、「山県は兎角表面に都合能き事を言ふも、裏面に於て非難し誠意人を助るの雅量なき人」であるといい、また三浦梧楼も「兎角山県は政府に立つて成功する者を喜ばず。桂にしても寺内にしても同様」であつたと原に語つたが、それにしても、原は山県の以上のような態度について不快を抑ええなかつた。

ところで、原はかねてから、彼の内閣の存続を山県が望まなくなつた場合には、淡々たる態度で内閣総辞職を行うことが政友会の将来のため有利であると考え、山県の真意を探ることを常に試みた。すでに原は、総選挙後間もない大正九年八月に小田原の古稀庵に山県を訪ね、自分の抱いていた政策は今日までにその実現をみ、税制整理、その他だけが残っている。しかし、それらは誰にでも処理できるものである。思想問題は重大で国家のためどうにかせねばならぬが、この方は短時日では効果を挙げ得ない。それ故、自分としては内閣の進退について充分考慮した上で申し出る場合もあるかも知れないと述べた。これをきいた山県は、それは「以ての外的事」である。なお三年位は政局を担当してしかるべきである、と答えた。原は日記の中に

九 晩年とその死

団体もここに山県攻撃にむかつて動くようになり、その間にあって、薩派も島津家との幕末以来の縁故の故に、長州出身の山県に対抗する意図の下に策動する有様になった。内約をあくまで維持すべきであるとのこの主張は、関係者の間で「人倫論」とよばれた。山県は久邇宮らの主張に対して憤懣に堪えず、一旦は枢密院議長の辞表を提出するにいたったが、ついで天皇の御沙汰により翻意した。しかし、事が長引くにつれて、内定取消の論は山県らの不忠に出たものであるとの印刷物等が「人倫」派によって政界に散布され、また山県は内定変更の陰謀を弄しているとの宣伝も皇族の間にひろがるようになった。

このような中で、平田はやがて軟化して中村宮相に内定不変更の立場で事態を收拾するよう勧告し、中村はついに山県の諒解の下に、自己の責任でこの問題を解決し、そのあと辞職することになった。この頃山県は松本剛吉に対して、「純血論」「人倫論」いずれが結局勝つか知らぬが、自分はいくまで「純血論」で戦うといい、自分は「勤王に出て勤王で討死した」と昂奮しつつ語った。結局二月上旬、東宮妃内定の件は変更ない旨が発表されて、問題は一応落着きを見た。原はこの事件について、その日記の中に、「要するに山県久しく権勢を専らにせし為め、到處に反感を醸したるは此問題の最大原因なるが如し」と記しているが、それは正当であらう。

●その後、松方、ついで山県はこの問題で人心を動揺させたことを理由にそれぞれ内大臣、樞密院議長の辞表を提出したが、山県はその際に添えた封事において、「純血論」の所信を述べ、

である。

この前後にかけて、山県は原内閣の施政について依然としてしばしば蔭で不平を洩らし、また内田外相、床次(竹二郎)内相、中橋(徳五郎)文相を無能であると非難したりした。しかし、彼は原の政治上の意見および能力を高く評価しており、また後継内閣の目算も立ち得ないので、内閣の更迭を欲してはいなかった。

● このような中で、大正九年暮頃から当時「宮中某重大事件」とよばれた事件が起った。これは、皇太子妃にさきに内定をみた久邇宮良子女王について薩摩の島津家に由来する色盲の血統のあることが判り、この内定を取止めとすべきか否かが問題となった。それが、この事件の内容である。この問題は一般国民に対しては極秘にされ、宮中および政治の上層部において先ず取り上げられた。山県以下の諸元老、中村宮相、平田宮内省御用掛、原首相らはいずれも内定を取消すべきであるとの意見であり、山県は万世一系の皇統に汚れを生ずるものとして、きわめて強硬に取止めを主張したが、山県以外の以上のひとびとの論拠もこれと同様であった。この意見は関係者の間では「純血論」とよばれた。これに対して、久邇宮は一旦内約がなされた以上「綸言汗の如」くであるとなし、久邇宮からむしろ辞退を申し出るべきであるとの論をもしりぞけた。しかも、宮から意見を徴された東宮御学問所御用掛杉浦重剛は宮のこの意見を支持して、内定取消しを強硬に唱える山県を非難し、さらに問題を頭山満にも語ったので、右翼

九 晩年とその死

● ば、原は山県に対して、内閣の改造は簡単ではなく、自分はむしろ内閣の進退を考えていると述べたところ、これをきいて山県は、それは不可である。後継内閣を組織できる者はいない。奮発して引つづき政局に当れと励ました。そこで、原は、総辞職すれば誰かやる者はある。加藤高明ももう少し思慮があればよいが、しかし、常に他に強いられて動くので困るというところ、山県は加藤が政権をとり普通選挙をやるようなことがあれば、自分は単独でも政友会を助けると「勢よく」言い放った、という。

● 山県は、原が「一蓮托生」を唱えて、内閣改造を好まないことを甚だ不満とした。それにしても、彼が原の政治的能力を依然高く評価していたことは、事実である。第四四議会終了の日に彼は松本剛吉に語って、「今度の議会の遣り方は原は実に立派なものであつた。原位の間人は只今では無いと思ふ」といい、東宮妃問題で提出中の枢密院議長の辞表がかりに聴許されて「一平民になつたら原と力を合せて遣りたいものである。原には経倫が無い、抱負が無いといふ人もあるが、人格と言ひ遣り口と云ひ実に立派なものだ」と激賞した。そして、四月に原が古稀庵に山県を訪ねたとき、松本の日記によると、山県は原の顔をみると「真に貴様は鉄骨だのう。今回の議会の遣り口と君の健康には驚いたと言ひ、首相はいやもう珍説明論（それからもう一つ何か言つたが分らなかつたが―これは山県が松本に語った言葉〔著者〕）沢山聞かされたが、先づ半分居睡りして聞て居りました。只忙しいので睡眠不足には困ります」といった。

しかも、自分の措置よろしきを得ず世論を騒がせたことを恐懼に堪えないとし、一切の官職、栄典を拝辞したい旨を申し出た。しかし、その後天皇から松方および山県に対して慰留の御沙汰があり、結着をみた(大正一〇年五月)。「ひるがへす心のおくの苦しきは人にかたらむ言の葉もなし」。これは、山県が御沙汰を遵奉するに際しての歌である。けれども、それから後に西園寺が原に会ったとき、西園寺は松方の内大臣辞任の意向は強いときいていたが、このたび松方に面会したところ彼は留任と決して、内心大満足らしいと語り、原は山県の方も満足のことと思うといい、笑い合った。

山県は、原内閣の閣僚について、内田外相、床次内相、中橋文相等の更迭を依然希望し、大正一〇年四月には、原にむかって、内閣を改造してつづいて政権を担当してはどうか、というにいたった。山県はこのときの会談の模様を、後に松本に次のように語っている。「君(原を指す―著者)は身体が健康であるから、尚ほ続けて遣る方が可からう。しかし、閣臣中の外務、文部、内務の三大臣^{など}杯は如何であらうか」。「他の閣臣も余程疲れた模様と見えて、罷めたいと言ふて居ると云ふ事を己の耳に入つた。何とか此際処置してはどうだらうと言ふたら、原はいくらか立ち後れした容子の気味でにやりと笑ふて手で顔を撫で、もじやもじや口の中で言ふて、まさか加藤(高明―著者)にも遣らせられますまいと言ふたが、原の意中では何か考へのあるらしいやうに見えた」。なお、原もこのときの会談のことをその日記に記しているが、それによれ

九 晩年とその死

● 東宮妃問題との関連で目下提出している辞表が聴許されたなら、「己は一つ平民になって、新聞は六ヶ敷いが、金の五拾万も拵らへて権威ある雑誌をやつたら出来ると思ふ。伊三（養嗣子山県伊三郎を指す―著者）に身代を譲っても二十万位は己が出来ると思ふから、君は己の手紙を以て運動して呉れたら参拾万位は出来ると思ふ。そしたら雑誌を遣つて見たい」と語った。また、六月に三越の西館が竣成したが、その際に、山県は来賓として石黒忠恵をともなつてその各階を巡覧した。彼は屋上に上り、その塔から市中を望めた。そして、求められるままに「天つ日に手もとよくべき心地して富士も筑波もふもとなりけり」の即吟を眼鏡も用いずに短冊に書き記して、三越の関係者に与えた。しかし、山県は単純な好奇心で三越見物をしたのではなかった。彼はそれから二、三日後に松本に語つて、三越をみて来たが、実は「贅沢の程度、驕奢の⁽¹⁾実状」をみるためであつた。「先づあの位なら未だ亡国の兆が現はれて居るとも言へぬ」と述べた。

● 九月三日、皇太子は外遊から帰国された。かねて山県は外遊中の皇太子のことを案じ、海外での皇太子の評判がよいのをきいて少からず喜んだといわれているが、六月に巡遊中の皇太子を撮した映画が首相官邸で政府関係者を招いて映写された節、山県もその席に臨み、身動きもせず画面をみつめながら、眼に涙を湛えていた。ところで、いよいよ皇太子が帰国される前日、小田原の古稀庵に無名の投書があり、帰国の当日は警戒に特に注意を要する旨が記されていた。

さて、原はその後考慮の結果、外遊中の皇太子帰国の上は大正天皇の病状から推して摂政設置の問題の起ることを予想し、この問題の解決をまって総辞職か内閣改造かを決めたいと考えるようになった。山県は原のこのような意向を知って、原が差あたり閣僚更迭を行わないことについて松本に不満を洩らしたが、しかし、後継首班については山県にはなお成案が立たず、

●加藤高明に対しては依然不信感をもちつづけていた。このことは、彼が六月に加藤と会談した際のことを松本に語った松本の日記の次の記事によっても明かである、「己は加藤が〔現内閣下の〕収賄問題やら泥棒問題〔汚職事件を指す―著者〕を順序正しく話すから、其点に就ては同感だと答へたるのみ。加藤は連りに原を攻撃するから、悪い事もあるが、原の総理大臣としての遣り口は実に立派なものだ。君は憲政会総裁として原のやうに党員をこなして行く事が出来るか何うかと聞たら、加藤は新聞記者の言ふ如く苦虫を潰したやうな顔をして何とも答へなかつた。話は長かつたが、先づこんなものだ」と膝を打つて笑はる」。

山県は、この六月に八四歳に達した。彼はなお嬰鑠かくしやくたるものがあつた。高橋義雄は、この年の三月に山県が藤山雷太の招宴に列席したときのことを述べて、「公〔山県を指す―著者〕が八四歳の高齢にて急勾配の梯子段を上下するに他人の扶けを借らず、又六七間を隔つる座敷の片隅に立て並べたる金屏風の菊花の輪廓が分明に見ゆると云はるゝを聞き、其老て益聡明なるに驚いたといっている。しかし、ひとり健康だけではない。同じ三月に彼は松本にむかつて、

九 晩年とその死

して語った、という。¹¹⁾

● 一月三日には、山県は東京から小田原の古稀庵に帰った。そして、その夜から発熱して床についた。翌四日の夜、原首相は関西に赴こうとして東京駅にいたり、原内閣下の政治的腐敗を憤る一青年のために駅頭で刺殺された。病床でこの凶報をきいた山県は、原の辞意を自分が容れていたら、このようなことにならなかったろうにと痛嘆したという。そして、翌日に病床を訪れた松本にむかって、原は「政友会の俗論党及び泥棒等に殺されたのだ」といい、原の「勤王家」であることは自分も見抜いていた。実に残念に堪えないといって、涙を流した。

● 原の死とともに、後継首班の問題が起った。西園寺は松方と会見した後、山県の病床を訪れたが、山県はその際西園寺の蹶起を強く求めたが、西園寺は固辞した。その後山県はさらに平田を代理として重ねて西園寺に交渉したが、西園寺は翻意せず、しかも、この会談においては西園寺は高橋是清の名を出した。結局山県も松方、西園寺が協議して高橋を適当と考えるのならば、自分に異議はない旨を表明した。けれども、この間の使者に立った秘書官入江貫一にむかって、「又泥棒共の延長か」とも呟いた。¹²⁾ともかくも、このようにして、高橋内閣が成立をみた(大正一〇年十一月)。なお、この内閣のできた直後、皇太子の摂政就任が実現した。

● 山県の病氣は快方にむかわなかった。一二月に、彼は松本に語って、「近頃は明治天皇や今上天皇並に摂政宮殿下の夢と原の夢を能く見る」。摂政宮の世評がよいのをきいて、自分も

山県はこの投書を甚だ気にし、ついに深夜に入って副官と家令と呼び、夜が明けたら警視総監および神奈川県知事に警備に遺漏ないよう伝えることを命じ、その夜は憂慮の余りほとんど一睡もしなかった。三日の朝が明け午前一〇時になると、古稀庵にも皇礼砲の轟きがかすかに聞えて来た。それは御召艦の入港を告げるものであった。このとき山県は、居間の縁側に出て耳に手をあててしばらくは微動だもせず、その姿は副官吉江協中を感動させた。この日やがて訪れた松本にむかい、山県は涙を流しながら皇太子のことをいろいろと物語った。

皇太子帰国の直後、山県は田中前陸相にむかって、原は摂政設置後辞職するつもりと思うが、それでは甚だ困るといい、その留任を希望した。原は、このことを田中からきいて笑いながら、自分も疲れたから何時辞めてもよい。ただ、摂政設置の問題を控え、また近くワシントン会議がひらかれることでもあり、自分としても無責任な進退はしないと語った。そして、ついで山県と会談して、同趣旨のことを述べたが、山県はこれに対して、宮中関係の問題をはじめ大問題を控えている折柄、引つづき政局を担当することをきいて自分は安心した、と答えた。なお、この年の秋頃、山県は新橋山荘で病臥していたが、彼は警視庁が社会主義者の家宅搜索を行って押収した書類をまとめたものを杉山茂丸に示して、自分はこれだけは是非ともと思い、医師、看護婦の制止をきかずに目を通した。この中には、一度読んだら忘れようとしても忘れられぬことが沢山書いてある。自分は軍服を着て彼らと戦って死ねないのが残念でならない、と昂奮

九 晩年とその死

山県が危篤に陥ると、特旨をもって従一位に叙せられ、また外孫有光に祖父の功勞をもつて男爵が授けられた。二月三日、国葬の御沙汰あり、七日に天皇からは勅使をもつて誄詞が贈られた。それにいう、「忠純志ヲ奮ヒテ大業ヲ維新ニ賛ケ、嚴正朝ニ立チテ洪謨ヲ草創ニ翊ク。功ヲ陸軍ノ宏制ニ致シ、既ニ武ニシテ且ツ文ナリ。力ヲ自治ノ良規ニ竭シ、出テテハ將、入リテハ相タリ。勤誠久シク著ル。維レ国ノ元勳、位望竝ニ隆ク、時ノ碩老ト為ス。股肱是レ頼リ匡輔是レ須チシニ、今ヤ溘亡ス。曷ゾ軫悼ニ任ヘム。茲ニ侍臣ヲ遣シ賻ヲ齎シテ臨ミ弔セシメ、以テ哀寵ヲ昭ニス」。

● 二月九日、葬儀は国葬をもつて日比谷公園で取り行われた。当日午前一〇時品川沖に碇泊した軍艦から一九発の弔砲が轟くとともに、文武の高官の参列の下に葬儀が挙行された。しかし、不参者の数は相当に多く、場内は寂しかった。これより約一カ月前に、大隈重信が歿したが、そのときは、同じこの日比谷公園でいわゆる国民葬が行われて、雑沓、盛大をきわめた。これは、大隈が当時「民衆政治家」と称せられて世上一般の間に一種の人氣をもっていたことの現われであった。国葬翌日の『東京日々新聞』は、「大隈侯は国民葬。きのふは〈民〉抜きの〈国葬〉で幄舎の中はガランドウの寂しさ」という見出しを附して、次のように述べている、「議院議員はホンの数へるばかり、実業家の顔は松方五郎君位のもので、他は見かけない。一番端

う死んでもよい。世間では自分のことをとかくいつているようだが、自分は皇室と国家のほか子孫や孫などのことは念頭にない、といった。一月のある夜、眠っていた山県は夢をみたもののようで、大声で「何んだ。馬鹿。殺して仕舞へ。馬鹿な。馬鹿な」と叫び、松本剛吉の名を呼んで、目を覚ました。そして、枕頭の勝野軍医正に、今原の殺されたときの夢をみた。原は実に偉い男だった。あのような人物をむざむざと殺されては、日本はたまったものではない、といった。山県はまた、病床で入江貫一にくり返していった、「維新以来わが日本は絶えず苦心を要する境遇に置かれ、殊に非常な国難にも幾度か際会して来たが、幸にも殆んど常に予期しない国運の開展を見て来た。しかし、向後は困難は益々加はつて来るに相違ない。而も其国難は従前に比し数倍するものと思はれるが、それを如何に処理して行けばよいか。自分共は最早老年で国事に尽すことは出来ないが、将来局に当るものは十分の覚悟と決心とを以て事に当つて貰ひたい」。

一月末に、山県の病状はまったく險悪となった。三一日には小田原にも雪が降った。山県は病床からそれを眺めながら、「雪が降って寒いだらう」と傍の医師に呟いた。翌二月一日には、まったく危篤に陥った。天皇・皇后から贈られた枕頭の鉢植の蘭の花がこの日音もなく散ったとき、妻貞子は「賜はりし蘭の一花散りにけり君のみたまも去らんとすらん」と詠じた。午後一時、山県は死去した。

九 晩年とその死

る。

● 彼は天皇制の上に自己の巨大な勢力を構築した点において、明治の政治的伝統を身につけた政治家であったといつてよい。山県の死後なおそこに残った二人の元老の中、松方はすでに高齢であったのみならず政治的能力を欠いており、西園寺は思想において山県、松方とは異っていた。かくして、山県が小田原で八五年のその生涯を閉じた際、わが国政治における明治の伝統は、大正もその末年に近づいていたこのときに、その日の古稀庵の庭に残る斑ら雪のように静かに消えて行ったのである。

● 彼の死んだ日、夜に入ると風は風いで、遠い波の音が古稀庵へ忍び込むように聞えて来る。当時ある新聞は、その夜の古稀庵の風色をこのように記している。彼の死とともに、しかし、政治の世界においてもまた波の音は一層はつきりとききとれるようになった。新しき時代の潮騒であつた。

けれども、このひらかれつつあつた新しい時代もわれわれの日本を光明の中へ導くものではなかつた。そのことを、われわれは今日では知っている。そのことは、山県の長い生涯を辿つてその死に及んだ今、われわれの回想を悲しみと感慨とをもってみたとす。

の東京府市名誉職の席も空々寂々で、武と文の大粒なところと軍人の群で、国葬らしい気分は少しもせず、全く官葬か軍葬の観がある。また、諸新聞は、次のように報じている。山県の棺が、一旦安置されていた麴町永田町の大蔵大臣官邸を出て日比谷公園の葬場へむかう途中、沿道には弔旗を掲げた家は少く、掲げてあるとかえって目につく位であった。また国葬というのに民衆の中には喪章をつけているものはほとんどなかった。

● 山県の遺骸は、小石川護国寺に葬られた。そして、枢密院議長元帥陸軍大将従一位大勲位功一級公爵山県有朋之墓という墓柱がその上に建てられた。明治から大正にかけて、そして、これに伊藤博文の死後わが国の政界に正に君臨したといつてよい山県がその位人臣をきわめたことを、この墓柱の文字は示している。しかし、彼の擁した正に巨大な勢力は、法的には明治二年憲法の上に、しかし、実体的には明治維新に歴史的起点をもつ天皇制の上に築き上げられたものであった。すなわち、彼の支配の基礎は、民衆にはなかったのである。その晩年において宮中に、また枢密院に自己の系統のひとつとを布置して、勢力の維持につとめた事実もまた、実に一面においてそのことを証拠だてるものにほかならない。民衆は、彼にとっては、支配の単なる客体にすぎず、従つて、彼の権力意志は支配機構を掌握することへと集中されたのであった。彼は終始民衆から遊離したところの存在であった。彼から見捨てられていた民衆は、それ故、また彼を見捨てていた。そして、彼の死に対しても冷かであり、無関心であったのであ

丸山眞男 著

現代政治の思想と行動

上 卷

SELECTION 4:

Maruyama Masao, “Guñkoku šihaiša no
seišiñ keitai,” reprinted in his *Geñdai
seiji no šisoo to koodoo*, Tookyoo, Miraiša,
1956-1957, vol. 1, 83-101, 123-124.

未 來 社

三 軍国支配者の精神形態

八四

- 情勢を分析しつつ、このように述べている。われわれは是を以て単に同教授がフロイドの流れを汲むシカゴ学派に属するが故の言い廻しとして片付けてしまつていいだろうか。いな、東京裁判で巨細に照し出された、太平洋戦争勃発に至る政治的動向は、開戦の決断がいかに合理的な理解を超えた状況に於て下されたかということをもまざまざと示している。対米宣戦は世界情勢と生産力其他の国内的条件の緻密な分析と考慮から生れた結論ではなく、むしろ逆にミュンヘン協定のことも強制収容所^{コンセンツラゲ}のこと²⁾も知らないという驚くべく国際知識に欠けた権力者らによつて「人間たまには清水の舞台から眼をつぶつて飛び下りる事も必要だ」という東条の言葉³⁾に端的に現われているようなデスペレートな心境の下に決行されたものであつた。だから世界最強の二大国に対してあれだけの大戦争を試みる以上、定めしそこにはある程度明確な見透しに基づく組織と計画とがあつたであろうという一応の予測の下に來た連合国人は実情を知れば知るほど驚き呆れたのも無理はない。「日本は一方に未だ終了せぬ对中国戦争を負担し且又対ソ攻撃を準備しながら、どうして合衆国及大英帝国に対し同時に攻撃を決し得たかと、充分な根拠を以て驚いている聰明な人々も極めて多くいます⁴⁾が、この疑惑は、もし我々が日本の支配者一般及び特に日本軍閥指導者達のドイツの威力とその必勝に對する盲信を見落すならば解き得ぬものでありまして、彼等は……独逸側が約束していたソ連邦の崩壊が今日明日にも到來するであろうとあてにしていたのであります」というゴルンスキー検察官の言葉は、東京裁判の検察側においてもこの「なぞ」がいかに不可解なものとして映じていたかということを暗示している⁴⁾。だから最終論告においてもキーン検事は、「この共同謀議の分析に關連する困難の一つは、それが非常に広汎な範圍のものなるため、これが一群の人間により企図されたものとは考え難いこととあります」(No. 371)と率直に謀議を捕捉する困難性を認めた。沉んや米国側弁護人はこの多かれ少かれ連合国人に共通に懷かれている内心の驚きを百パーセントに弁護の根拠として

三 軍国支配者の精神形態

- 1 問題の所在
- 2 ナチ指導者との比較
- 3 日本ファシズムの倭小性——その一
- 4 日本ファシズムの倭小性——その二
- 5 むすび

1 問題の所在

「何故にミカドと総統とドゥチエが、モスコー前面におけるジュダーノフの反撃が成功しつつあるまさにその時にアメリカ合衆国に対して戦端を開いたのかという問題は、現在のところまだ明確な答が出ていない。狂熱主義と誇大妄想病に罹つた死物ぐるいの狂人たちがなした選択は、外交とか戦略とかいつた種類の問題ではなく、むしろ精神病理学の問題とした方が説明がつき易いのである。」

アメリカにおける国際政治学の第一人者として知られるF・シューマン教授は近著のなかで真珠湾攻撃前後の国際

三 軍国支配者の精神形態

八六

れがまさに軍事同盟が締結される僅か二カ月前のことである！ またある駐日ドイツ武官は陸海軍の対立の深刻さに驚駭して自ら調停に乗り出しさえした⁶⁾。われわれは満洲事変を経て太平洋戦争に至る歴史過程の必然性を論証するに急なるあまり、こうした非合理的現実をあまりに合目的に解釈することを警戒しなければならない。たしかに日本帝国主義の辿った結末は、巨視的には一貫した歴史的必然性があつた。しかし微視的な観察を下せば下すほど、それは非合理的決断の龐大な堆積として現われて来る。問題はこうした日本政治の非合理性や盲目性を軽視したり抹殺したりすることではなくして、それをどこまでも生かしつつ、いかにして巨視的な、いわば歴史的、理性的のパスpekティヴに結合させるかということでなければならぬ。東京裁判においては以上のように検察側の「共同謀議」の観点と弁護側の「非計画性」の観点とが激しく対立した。それは法理論の上では互に相容れない主張でもあろう。だが現実の歴史的、分析においては必ずしもそうではない。大東亜共栄圏を確立し八紘一字の新秩序を建設して、皇道を世界に宣布することは疑いもなく被告らの共通の願望であつた。彼等のうち誰一人として、これがドン・キホーテの夢であることを指摘したものはなかつた。ただ彼等のうちの或る者はその夢を露骨に表白することに照れ臭さを感じる程度の身嗜みを具えていたし、他のものは夢の実現を確く信じながらもその実現をもつと未来に嘱していた。彼等のうち最も狂熱的な者でもいよいよ風車に近づくとそのあまりの巨大さとわが槍とをひきくらべて思わず立ちすくんだ。しかも彼等はみな、何物か見えざる力に駆り立てられ、失敗の恐しさにわななきながら目をつぶつて突き進んだのである。彼等は戦争を欲したかといえば然りであり、彼等は戦争を避けようとしたかといえばこれまた然りということになる。戦争を欲したにも拘らず戦争を避けようとし、戦争を避けようとしたにも拘らず戦争の道を敢て選んだのが事の実相であつた。政治権力のあらゆる非計画性と非組織性にも拘らずそれはまぎれもなく戦争へと方向づけられてい

- 利用した。ブルーエット弁護人は開戦までの陸軍航空機の毎年度製作実数を挙げて、検察側の「圧倒的軍備拡大」という主張を反駁し、「一カ年五万機以上の航空機を生産しつつあつた米国から来た弁護人らにとつては、許多の公人の生死に關係するケースに以上の数字を以てする事は喜劇には非ずして眞の悲劇であると思われのです。今日この時代に於てこの少数の航空機を以てして全世界の征服に乗り出すということはドン・キホーテに非ずんば誰か能くこれを実行し得る事でありましょうか」(最終弁論・No. 39)といつてゐるのは、米国人として偽わらない感想であらう。
- ドイツと並ぶ典型的「全体主義」の国として喧伝された日本帝国の戦争体制における組織性の弱さ、指導勢力相互間の分裂と政情の不安定性もまたナチズムとの対比において彼等を驚かせた。「被告席に列する被告等の中には現代史のこの悲劇的時代を通じ他の列強の偉大なる戦争努力に匹敵し或はこれを凌駕する程の協調も、政治理念の一致も協力も存しなかつた」(フランケン弁護人・No. 25)。「日本政府そのものについての眞の証拠とは何か。それは本起訴状の期間内に日本では前後十五代の内閣が成立・瓦解したという事実の外ならぬ。……日本政府を構成したこれら十数代の内閣の成立、瓦解を通じて、十三人の首相、三十人の外相、二十八人の内相、十九人の陸相、十五人の海相、二十三人の蔵相が生れた。……証拠が明かに示すところは……共同計画又は共同謀議の確証ではなくして……むしろかえつて指導力の欠如……である」(同上・No. 38)。連合国とちがつて日本の戦争体制をヨリ内側から眺める機会をもつた「盟邦」ナチスにとつては、こうした政治力の多元性から来る対外政策の動揺は夙に悩みの種であつた。一九四〇(昭和
- 一五)年七月、リッペントロップ外相は佐藤・来栖大使及び河合公使との会談で、「自分は独逸が何を欲するやの点に付いては明かなる認識を有するも、日本の企図が奈辺にありやに關しては遺憾ながら明確なる知識を持ち兼ねる次第にいて、両国間の協力も必要なが先ず日本が果して具体的に何を希望せらるるやを承知致し度し」と言つてゐる。こ

二 軍国支配者の精神形態

八八

(4) 極東国際軍事裁判速記録第八五号、(傍点はすべて筆者) なお、この速記録は本論文でひんばんに引用されるので、概ね本文のなかに割註で、号数だけ入れることにした。例えば (No. 100) とあるのは、速記録第百号の意味である。ただこの速記録は遺憾ながら誤植がかなりあるので、それは引用の際には気のついた限り正ししたし、また仮名遣も不統一なので全部新仮名に統一した。本論文の主たる資料となつたこの速記録は戒能通孝教授の御厚意によつて利用しえたものであり、一年以上にわたつて、貴重な記録を貸与された教授に対してここで深甚の謝意を表する。

(5) 一九四〇・七・一〇、来栖大使より有田外相宛電報による。(No. 106)

(6) パウル・W・ヴェンネッカー大将の東京裁判での証言による。(No. 256)

(7) 九月六日の御前会議で決定された、「外交交渉ニ依り十月上旬頃ニ至ルモ尙我が要求ヲ貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ直チニ対米(英蘭)開戦ヲ決意ス」という問題の期日が切迫したところ、荻外荘で開かれた近衛首相と陸(東条)海(及川)外(豊田)三相及鈴木企画院総裁との会談において示された当時の政府や軍部の態度は鈴木貞一の口供書がよく要約している。これは近衛手記その他の資料でも裏書されている。

「海軍は日米戦争は不可能であるとの判断を内心有するが之を公開の席上で言明することを希望せず、陸軍は戦争を必ずしも望むのではないけれど、中国からの撤兵には反対し、しかも外相は中国の撤兵を認めなければ日米交渉は成立しないというのでした。従つて首相が戦争を回避しうる途は、海軍にその潜在的な意向を明かに表明せしめるか、或は陸軍に海軍の内心有する判断を暗黙の中に了解させ、日米交渉成立の前提条件たる中国からの撤兵に進んで同意させるかの何れかでした」。

つまり三者の立場が三すくみだつたのである。東条はここで撤兵に強硬に反対して遂に内閣を瓦解させるのであるが、その際でも彼は皇族(東久邇宮内閣)の力で部内の強硬論を押える可能性にいくぶん心を動かしている。

た。いな、敢て逆説的表現を用いるならば、まさにそうした非計画性こそが「共同謀議」を推進せしめて行つたのである。ここに日本の「体制」の最も深い病理が存する。東京裁判の龐大な記録はわれわれにこの逆説的真理をあますところなく物語つてくれる。^(補二) 法廷には所謂第一級戦争犯罪人だけでなく、検察側と弁護人側の延数百人に上る証人喚問によつて、当時の政治権力を構成した宮廷、重臣、軍部、政党等の代表的人物は殆どもなく登場してそれぞれの角度から日本政治の複雑極まりない相貌を明かにした。これらの人々の提示した事実内容だけでなく、彼等の法廷における答弁の仕方そのもののなかに、日本支配層の精神と行動様式が鮮かに映し出されているのである。それを手がかりにして日本の戦争機構に内在したエトスを抽出しようというのが以下の試みにはかならない。むしろ問題はあまりに龐大であり、この論稿はただその若干の側面を提示するにとどまる。しかもそこで抽出された諸原則はきわめて平凡であり、われわれにとつてむしろ日常的な見聞に属するかも知れない。もしそうならばいよいよもつて、われわれはそうした平凡な事柄がかくも龐大な結果を産み出したことに対してつねに新鮮な驚きと強い警戒を忘れてはならないのである。

● (1) F. Schuman, *Soviet Politics at Home and Abroad*, 1946, p. 438 など。シスターンがこの書を書いたときは、対米宣戦について予め日独伊三国の間にどの程度の諒解と協定があつたかがまだ明かにされていなかったために、三国を平等にならべたであろうが、少くも真珠湾奇襲に関する限り、いつもドイツに引きまわされていた当時の日本としてはめずらしく、イニシアティブをとつた。リップントロップ外相はこの報を受けて「狂喜」したといわれる。

(2) キーナン検察官に対する東条証人の答。

(3) 近衛文磨「失はれし政治」一三一頁。

三 軍国支配者の精神形態

九〇

うその別名が示すようにまさに権力的地位に就かぬ所に特色があり、その代りに権力者のところに不断に出入して彼等のうす気味悪い配下として彼等から不定の収入を得つつ舞台裏で動いていた。^(補二)あゝの法廷に立つた被告たちはむしろ彼等が地位の上では遙かに見下していた官民大小の無法者たちに引廻された哀れなロボットであるといつてもいいすぎではない。この東西ファシズム権力の相異は看過してならない重要性をもっている。東西指導者の対照は検察側によつても注目されるところとなつた。タヴナー検察官は最終論告を次のような言葉で結んでいる。

「これらの人達は犯罪の方法を完全に鍛えられ、その犯罪以外の方法を知らない、犯罪環境の屑であるニュルンベルグ裁判に立つた一部の有力者の如き破落漢（ならずもの）ではなかつたのでありまして、これらの人達は国家の粹であり国家の運命が確信的に委任されていた正直にして信頼された指導者と考えられていたのです。これらの人は善悪の別を知っていたのです。充分知悉しながら、彼等は自ら悪を選択し、その義務を無視し……自ら数百万の人類に死と傷害を齎らし……破壊と憎悪を齎した戦争への途を辿るべく選択したのであります。……この選択に對し彼等は罪を負わねばならないのであります」。(No. 416)

被告らの心理と行動がファシズム精神病理学の対象となるならばそれは彼等が国内及国際的な精神異常者に影響され感染した限りにおいてそうなのである。彼等はまさしく澎湃たるナチズムに感染した。だが彼等にとつて本来的なのはナチズムそのものではなく、むしろ感染し易い素地なのである。この相異の社会的経済的基底はすでに多くの優れた学者によつて解明されつつある。筆者は端的に彼等の戦争指導者の言動の比較によつて問題に近づいて行こう。

日独ファシズムが世界に対してほぼ同様な破壊と混乱と窮乏の足跡を残したにも拘らず、かしこにおける観念と行動の全き一貫性に対してここにおける両者の驚くべき乖離がまず顕著な対照を示している。ヒットラーは一九三九年

2 ナチ指導者との比較

- フロイド学派をまつまでもなく、ファシズムはどこでもアブノーマルな精神状況と結びついており、多かれ少かれヒステリー的症状を随伴するものである。この点では東西のファシズムはさして変らない。しかしその異常心理の構造や発現形態はナチス独逸と軍国日本ではかなり——というより著しくちがつている。なによりナチ指導者の出身とわが戦犯のそれとがまるで対蹠的である。ナチ最高幹部の多くは大した学歴もなく、権力を掌握するまでは殆ど地位という程の地位を占めていなかった¹⁾。ところが市ヶ谷法廷にいらんだ被告はいずれも最高学府や陸海大学校を出た「秀才」であり、多くは卒業後ごく順調な出世街道を経て、日本帝国の最高地位を占めた顯官である。それだけでない。ナチ指導者はモルヒネ中毒患者（ゲーリング）や男色愛好者（ヒムラー）や酒乱症（ライ）など、凡そノーマルな社会意識からは排斥される「異常者」の集りであり、いわば本来の無法者（Outlaws）であつた。わが被告たちのなかにも大川や白鳥のように本物の精神病者もあり、松岡のように限界線^{ゲイ・ライン}に位置するものも見受けられるが、全体として見れば、いかにその政治的判断や行動が不可解かつ非常識であつても、彼等を本来の精神異状者とは考え難い。
- ノーマルな社会意識から排斥されるどころか、彼等の多くは若いときから末は大臣・大将を約束され、或はもともときらびやかな祖先の栄光でかざられ、周囲から羨望される身上であつた。人間の型としても純粹な「無法者」は彼等のなかにはいない。軍閥とくに陸軍の被告には多かれ少かれその要素はあるにはある（例えば満洲事変当時の板垣・土肥原の現地での行動や、三月・十月事件の橋本などが、彼等も半身は小心翼翼たる俗吏であり、とくに地位の上昇と共にますます後者の面を強くした。「無法者」タイプはこの国のファシズムにも重要な役割を演じたが、彼等は「浪人」とい

三 軍国支配者の精神形態

九二

ちらしたスローガンにいつしか引きこまれて、現実認識を曇らせてしまうのである。元朝鮮総督南次郎大将の次の答弁を見よ。(No. 1935)

裁判長 どうしてあなたはそれを聖戦と呼ばれたのですか。

南証人 その当時の言葉が一般に「聖戦」といつておりましたので、その言葉を申したのです。

● コミンズ・カー検察官 その「聖」ということ、対中国戦争のどこにその「聖」という字を使うようなことがあるのでしょうか。(後略)

南証人 そう詳しく考えておつたのではなくして当時これを「聖戦」と一般に云つておつたものですから、ついそう、いう、言葉を使つたのです。侵略的、な、い、う、よ、う、な、戦、で、は、な、く、し、て、状、況、上、余、儀、な、き、戦、争、で、あ、つ、た、と、思、つ、て、お、つ、た、の、で、あ、り、ま、し、た、。

● 更に元上海派遣軍総司令官松井石根大将の場合を見よう。彼は口供書で日華事変の本質を次のように規定している。

「抑も日華両国の闘争は所謂『亜細亜の一家』内に於ける兄弟喧嘩にして……恰も一家内の兄が忍びに、忍び、抜、い、て、も、猶、且、つ、乱、暴、を、止、め、ざ、る、弟、を、打、擲、す、る、に、均、し、く、其、の、之、を、悪、む、が、為、に、あ、ら、ず、可、愛、さ、余、つ、て、の、反、省、を、促、す、手、段、た、る、べ、き、こ、と、は、余、の、年、来、の、信、念、に、し、て、……」。

● これは必ずしも後でくつつけた理窟ではないらしい。上海に派遣される際、大アジア協会有志送別会の席上でも

八月二二日、まさにポーランド侵入決行を前にして軍司令官に対して次のように述べた。「余はここに戦端開始の理由を宣伝家のために与えよう——それが尤もらしい議論であろうがなからうが構わない。勝者は後になつて我々が真実を語つたか否かについて問われはしないであろう。戦争を開始し、戦争を遂行するに当つては正義などは問題でなく、要は勝利にあるのである。」³⁾何と仮借ない断定だろう。そこにはカール・レーヴィットのいう「能動的ニヒリズム」が不気味なまでに浮き出ている。こうしたつきつめた言葉はこの国のどんなミリタリストも敢えて口にしなかつた。

「勝てば官軍」という考え方がどんなに内心を占めていても、それを公然と自己の決断の原則として表白する勇氣はない。却つてそれをどうにかして隠蔽し道徳化しようとする。^(補三)だから、日本の武力による他民族抑圧はつねに皇道の宣布であり、他民族に対する慈恵行為と考えられる。それが遂には戯画化されると、「言うまでもなく皇軍の精神は皇道を宣揚し国徳を布昭するにある。すなわち一つの弾丸にも皇道がこもつており、銃剣の先にも国徳が焼き付けられておらねばならぬ。皇道、国徳に反するものあらば、この弾丸、この銃剣で注射をする」(荒木貞夫の一九三三年における演説・No.270)というように、個々の具体的な殺りく行為のすみずみまで「皇道」を滲透させないと気がすまない。

ところが他方、ナチ親衛隊長ヒムラーによると、「一ロシア人、一チェッコ人にどういふ事態が起つたかということに就いては余は寸毫の関心も持たない。……諸民族が繁榮しようと、餓死しようと、それが余の関心を惹くのは単にわれわれがその民族を、われわれの文化に對する奴隸として必要とする限りにおいてであり、それ以外にはない」と。⁴⁾これはまたはつきりしすぎていて挨拶の仕方もない次第だ。むろん国内、国外に向つて色々美しいスローガンをまきちらす点ではナチもひけをとらない。しかしナチの指導者はそれがどこまでが単なるスローガンであり、どこまでが現実であるかというけじめを結構心得て用いているようである。これに反してわが軍国支配者たちは、自分でまき

三 軍国支配者の精神形態

九四

ねに悪を為」したのが日本の支配権力であつた。どちらが一層始末が悪いかは容易に断じられない。ただ間違いないという事は一方はヨリ強い精神であり一方はヨリ弱い精神だということである。弱い精神が強い精神に感染するのは思えば当然であつた。

- だから同じくヒステリックな症状を呈し、絶望的な行動に出る場合でも日本の場合にはいわば神経衰弱が蓄じたようなもので、劣等感がつねに基調をなしている。「著しい劣等感から生れ同様に著しい優等感の衣をまとふ日本人の超敏感性は、空威張と盲目的愛国心と外人嫌悪と組織された国家的宣伝をともしない、ある紛争を処理する手段と方法を、紛争そのものにくらべるとまるで釣合のとれぬほど法外に意味が深く重大なものにする」というのはやはりグルーの観察⁶⁾であるが、このようにして明確な目的意識によつて手段をコントロールすることが出来ず、手段としての武力行使がずるずるべつたりに拡大して自己目的化して行つたところに、前に述べたような無計画性と指導力の欠如が顕著になつたゆえんがある。ナチスの勃興する過程にも、ワイマール時代における下層中産階級の劣等意識が大きな役割を演じたことは事実である。しかし彼処においては、劣等意識はナチ権力者を支持した層に見られるのであつて、指導者自体は逆に「権力への意思」そのものであり、ツァラトゥストラの現代版だつた。ところがここでは指導的な政治力自体が表面の威容のかけに過敏で繊弱な神経を絶えず打ち震わせていたのである。

- 指導者におけるこうした「弱い精神」の集中的表現として誰しもすぐ思い浮べるのは近衛であろう。事実、第一次近衛内閣における日華事変の拡大や、大政翼賛運動の変質の経過、乃至は第三次近衛内閣総辞職の経緯など、いずれをとつてもそこには彼の性格の弱さが致命的に作用している。彼は木戸の証言によると、「何か起るとよくやめるといふことを言つた男」(No. 298)であり、一九四一年十月初旬、まさに日米交渉が重大な関頭に達し、九月六日の御前会

「自分は戦に行くというより兄弟をなだめるつもりで行くのだ」とあいさつしている（下中弥三郎氏の証言）。可愛さ余つての打擲の結果は周知のような目を蔽わせる南京事件となつて現われた。支配権力はこうした道德化によつて国民を偽瞞し世界を偽瞞したのみでなく、なにより自己自身を偽瞞したのであつた。我国で上層部に広い交際を持つたグルー元駐日大使もこうした自己偽瞞とリアリズムの欠如に驚かされた一人である。いわく、

- 「私は百人中にたつた一人の日本人ですら、日本が事実上ケロッグ条約や九カ国条約や連盟規約を破つたことを本当に信じているかどうか疑わしく思う。比較的少数の思考する人々だけが率直に事実を認めることが出来、一人の日本人は私にこういつた——『そうです、日本はこれらの条約をことごとく破りました。日本は公然たる戦争をやりました。満洲の自衛とか民族自決とかいう議論はでたらめです。しかし日本は満洲を必要とし、話は要するにそれにつきますのです』。しかしこのような人は少数に属する。日本人の大多数は、本当に彼ら自身をだますことについて驚くべき能力を持つている。……日本人は必ずしも不真面目なのではない。このような義務（国際的な）が、日本人が自分の利益にそむくと認めることになる、彼は自分に都合のいいようにそれを解釈し、彼の見解と心理状態からすれば彼は全く正直にこんな解釈をするだけのことである」。

- そうして大使はこう結論する。「このような心的状態は、如何に図々しくとも自分が不当であることを知つてゐるのよりもよほど扱い難い⁵⁾」。つまりこれが自己の行動の意味と結果をどこまでも自覚しつつ遂行するナチ指導者と、自己の現実の行動が絶えず主観的意図を裏切つて行く我が軍国指導者との対比にほかならない。どちらにも罪の意識はない。しかし一方は罪の意識に真向から挑戦することによつてそれに打克とうとするのに対して、他方は自己の行動を絶えず倫理化することによつてそれを回避しようとする。メフィストフェレスとまさに逆に「善を欲してしかもつ

三 軍国支配者の精神形態

九六

これはどういうことか。間が悪い、ばつが悪いといった私人の間の気がねがこのそれぞれの国を代表する外相と大使との公式の、しかも最も重大な時期における会見の際に東郷を支配して、眼前に既に勃発している明白な事態を直截に表現するのを憚らせたということだ。更にこの東郷の態度の裏には真珠湾の不意打ちに対する内心のやまし、その感情も入り交つていたかもしれない。いずれにせよ相手の気持ちの思いやりもここまで来ると相手に対する最大の侮辱と等しくなる。これを野村・来栖大使との最後の会見の際ハル國務長官の態度と比較せよ、まことに好箇の対照である。

ちようどこれに似た状況が国内政治の場合にもある。米内内閣が三国同盟締結問題で陸軍と衝突して総辞職した時のことである。あの時最も微妙な立場に立つたのはいうまでもなく畑陸相である。彼が首相に突きつけた覚書が内閣崩壊の契機となつたのであるが、この行動がどこまで彼自身のイニシアティヴに出たものか、それとも弁護側が法廷で主張したように、もっぱら閑院宮参謀総長や阿南次官以下軍務局内の意向に強要されたものかということは容易につきとめられない。それはともかく米内は次のような一場のエピソードを語っている。(No. 391)

「内閣総辞職の後、畑を私の室に呼び、私の記憶では次のように言いました、『貴下の立場はよく分る、苦しかったろう、然し俺は何とも思つておらぬよ。分つてゐる、氣を楽にして心配するな』私は彼の手を握りました。畑は淋しく笑いました。此の笑は日本人に特有なあきらめの笑でありました。彼の立場は全く氣の毒なものでありました。』」

まるでリンゴの歌のような問答であるが、ここでも支配的なのは公の原則ではなくて、プライヴェットな相互の氣持の推測である。畑の陸相としての行動が上述のいずれの場合に属するにせよ、恐らく米内との会見で彼のとつた態

議で決定された期日が迫つたときも鈴木貞一に対し「政界を隠退して僧侶になりたい」などと洩らしていた(鈴木口供書)。彼が井上日召のような、これこそ典型的な精神異常の無法者を萩外荘にかくまつて日夜接していたのもまさしく心理的な補完コンペンセーションにはかならない。近衛の弱さは或は単なる個人的性格の問題でもあり又いわゆる公卿の弱さの問題でもあろう。しかし弱かつたのはひとり近衛のみであらうか。私がここでいう「弱い精神」とは決して近衛の場合の

● ようない、いわゆる性格の弱さだけを指すのではない。別の例として東条内閣と鈴木内閣の外務大臣を勤めた東郷を挙げよう。彼は終戦時ポツダム宣言の無条件受諾を主張して軍部と抗争した立役者の一人であり、その際の態度などでは決して近衛のような弱い性格の所有者とは見られない。ところが開戦の日の十二月八日の朝、彼は外務大臣としてグルー大使を呼んで例の帝国政府の対米交渉打ち切りの覚え書を手渡したのだが、その際単に会談期間を通じての大使の協力を感謝すると述べたのみで、宣戦のことも真珠湾のことも一言もいわなかった。グルー大使は大使館に帰つてはじめて開戦の事実を知らされたのである。法廷で、何故会見の際に、戦争状態の存在について一言もいわなかったかということブレークニー弁護士から訊ねられた時、彼のあげた理由がまさに問題である。第一に、グルー大使が既にその朝の放送によつて開戦を知つていたと予測したこと——これはまあいいとして、第二に、内地では宣戦の詔勅はまだ出ていなかったから、これを必要のない場合に話すのは不適當と思つたこと——これは既に少々おかしい。しかし法廷をいたく驚かせたのは第三の理由だつた。曰く、

● 「私はグルー大使とは長年の知合いでありますから、この際あまり戦争ということを口にすることを控えたいという気持ちがありました。すなわち戦争ということを云う代りにすなわち両国の関係がこういうことになつてお別れるのを非常に遺憾とするということを申したわけであります」。(No. 342)

三 軍国支配者の精神形態

九八

であるとし、「余の観点は政治的及び軍事的理由によつてのみ決定せられた」と確信する。何たる明快さか。これこそヨーロッパの伝統的精神に自覺的に挑戦するニヒリストの明快さであり、「悪」に敢て居据ろうとする無法者の啖呵である。これに比べれば東京裁判の被告や多くの証人の答弁は一樣にうなぎのようにぬくらし、霞のように曖昧である。検察官や裁判長の問いに真正面から答えずにこれをそらし、或は神經質に問の真意を予測して先まわりの返答をする。米内光政証人のいつまで経つても空とぼけた返事に裁判長が業を煮やして「自分の聴いた証人のうちでこの総理大臣は一番愚鈍だ」ときめつけたことは当時新聞種になつた。「それでは答にならない。妥当なる答はイエス或はノーです」という言葉が一体幾度全公判過程を通じて繰返されたろう。職業柄最も明快な答弁をしそうな軍人が実は最も曖昧組に属する。大島中将・元駐独大使のごときはその顯著なものである。例えば一九三八年、三国同盟交渉の経緯に関するタヴナー検察官との問答の一節を挙げよう。(No. 322)

● 検察官 私の質問に答えて下さい。私の今言つたような同盟（独英戦争勃発の場合、日本の参加を義務つけるような軍事同盟を指す―丸山）を主張いたしましたか、いたしませんか。

大島 いたしません（この前の問答で既にしばしばかり或は否で答えるよう注意されている―丸山）……（中略）

検察官 こういうふうな同盟を結ぶというリッペントロップの提案に対してあなたは反対したのですか。

大島 日本から反対してきております。

● 検察官 私の質問に答えて下さい。

大島 私は質問を避けませんけれども、かかる複雑なことはしかりとか否ではなかなか答えられない。

度はここに語られているものからさして距離はないであろう。それにしても、中国派遣軍総司令官、第二総軍司令官として三軍を叱咤し、元帥府に列せられた將軍もここでは何と哀れにちつぽけな姿に映し出されていることか。

日本支配層を特色づけるこのような矮小性を最も露骨に世界に示したのは戦犯者たちの異口同音の戦争責任否定であつた。これは被告の態度を一々引用するまでもなく周知のことだから、キーンン検察官の最終論告によつて総括して置こう。(No. 371)

「元首相、閣僚、高位の外交官、宣伝家、陸軍の將軍、元帥、海軍の提督及内大臣等より成る現存の二十五名の被告の全ての者から我々は、一つの共通した答弁を聴きました。それは即ち彼等の中の唯一人としてこの戦争を惹起することを欲しなかつたというのであります。これは十四カ年の期間に互る熄み間もない一連の侵略行動たる満洲侵略、続いて起つた中国戦争及び太平洋戦争の何れにも右の事情は同様なのであります。……彼等が自己の就いていた地位の權威、権力及責任を否定出来ず、又これがため全世界が震憾する程にこれら侵略戦争を継続し拡大した政策に同意したことを否定出来なくなると、彼等は他に択ぶべき途は開かれていなかつたと、平然と主張致します。」

この点ほど東西の戦犯者の法廷における態度の相異がクッキリと現われたことはなかつた。例えばゲーリングはオーストリー併合についていつた。「余は百パーセント責任をとらねばならぬ……余は総統の反対さえも却下して万事を最後の発展段階にまで導いた」。彼はノルウェー侵入に対しては「激怒」したが、それは前もつて予告を受けなかつたため、結局攻撃に同意するに当つては「余の態度は完全に積極的であつた」と自認する。ソ連に対する攻撃にも彼は反対であつたが、それも結局時期の問題、即ち英国が征服される迄対ソ作戦は延期した方がいという見地から

三 軍国支配者の精神形態

100

ものではないからである。

しかしこうした戦犯者たちは単に言葉で誤魔かしてその場を言い逃れていたとばかりはいえない。被告を含めた支配層一般が今度の戦争において主体的責任意識に稀薄だということは、恥知らずの狡猾とか浅ましい保身術とかいった個人道徳に帰すべくあまりに根深い原因をもっている。それはいわば個人の墮落の問題ではなくて後に見るように「体制」そのもののデカダンスの象徴なのである。それを探るためには、まず被告らが過去の自己の行動を総じていかなる根拠からジャスティファイしようとしたかということを見ることになにより手がかりになる。そこに被告らが生きていた生活環境に内在するエトスが最もよく反映しているからである。

● (1) ハイデルベルグ大学の哲学士(Dr. phil.)の肩書をもつゲッベルスはこの点「異色」のインテリだった。むしろナチ指導者の多くはそうした地位や学歴のないことを誇りとし、それを以て大衆のなかに親近感を起させようとし、また事実それに成功した。権力獲得後まもなく、ヒットラーはベルリンのある工場で次のように演説している。

● 「ドイツの同胞諸兄ならびに諸姉よ、わがドイツ労働者諸君！ 今日余が諸君ならびに諸君以外の数百万の労働者に語りかけるに際して、余は他の何人よりも正当な権利を持っている。余自身まさしく諸君の階級の出身である。……余は自己の所属せる諸君らの階級に今日呼びかけているのである……余はわが勇敢にして勤勉なる労働者ならびに我が勤労人民、数百万の大衆のための闘争をひきいている……余はなんらの肩書也不需要としない。余が自力でえた余の名がすなわち余の肩書なのだ。」(F. Schuman, *Nazi Dictatorship*, 1936, p. 259) こういう演説を東条はたとえやりたくともやれない。

● (2) だから同じ「無法者」でもナチとは類型がちがう。参照本書第一部第二章「日本ファシズムの思想と運動」。我がファシズム運動で活躍した無法者のタイプを最も生々と示しているものとしてたとえば「日召自伝」がある。(後に「一人一殺」

ここから更に検察官は、「防共協定を締結することによつて日本がうる諸利益として若杉中佐の語つたことはつまり大島自身の意見ではないか」と訊き、防共協定の狙いを追及するのに対して、大島は協定の利益は数えれば種々あるが協定の目的は口供書にある通りだと逃げるので、

- 検察官 私（あなた）に聴いておりましたことは、……先ほどの質問にありましたような若杉の見解というものはとりもなおさずまたあなたの見解であつたのではないかといたうのであります。もしその見解にあなたが同意であるならば、そうであると言いなさい。そうでないならばそうでないと言いなさい。

大島 附帶しての利益としては、そういうことが浮んで参りまいよう。

- まだ他にも特徴的な答弁の例はあるが長くなるから省く。ともあれこうした曖昧な複雑なポーズが日本語——といつても特に漢語——のもつ特有のニュアンスによつて一層拍車をかけられて法廷を当惑させたことは看過してならぬい事であろう。言霊のさきわう国だけあつて「陛下を擁する」「皇室の御安泰」「内奏」「常時輔弼」「積極論者」こういった模糊とした内容をもつた言葉——とくに皇室関係に多いことに注意——がどれほど判事や検察官の理解を困難にしたか分らない。こうした言葉の魔術によつて主体的な責任意識はいよいよボカされてしまう。「大アジア主義」の語義が論争になつたとき判事側が「われわれは行動というものに対して関心をもっているのであつて、言葉には関心を持っていない」(No. 176) といったのは尤もな次第である。まづたく弁護側のいうように八絃一宇が Universal Brotherhood を意味し、皇道が「デモクラシーの本質的概念と一致する」という風に変転自在の理念ではたまつた

5 むすび

ほぼ以上のごときが日本ファシズム支配の尨大なる「無責任の体系」の素描である。いま一度ふりかえつてそのなかに躍つた政治的人間像を抽出してみるならば、そこにはほぼ三つの基本的類型が見出される。一は「神輿^{さそし}」であり二は「役人」であり三は「無法者」(或は「浪人」)である。神輿は「権威」を、役人は「権力」を、浪人は「暴力」をそれぞれ代表する。国家秩序における地位と合法的権力からいえば「神輿」は最上に位し、「無法者」は最下位に位置する。しかしこの体系の行動の端緒は最下位の「無法者」から発して漸次上昇する。「神輿」はしばしば単なるロボットであり、「無為にして化する。」「神輿」を直接「擁」して実権をふるうのは文武の役人であり、彼等は「神輿」から下降する正統性を権力の基礎として無力な人民を支配するが、他方無法者に対してはどこか尻尾をつかまえられていて引きまわされる^(補九)。しかし無法者もべつに本気で「権力への意思」を持つているのではない。彼はただ下において無責任に暴れて世間を驚かせ快哉を叫べば満足するのである。だから彼の政治的熱情はたやすく待合的享樂のなかに溶け込んでしまう。むろんこの三つの類型は固定的なものでないし、具体的には一人の人間のなかにこのうちの二つ

と改題増補された。

(3)・(4) ニュルンベルグ軍事裁判判決録中の引用に拠る。なお、同判決録英語版の閲覧については、外務省条約局法規課吉野事務官より便宜を得た。

(5) ジョセフ・グラー「滞日十年」石川欣一訳、上巻一一四頁。(但し若干訳文を改めた。)

(6) 同上、一九五―六頁。

(7) 3に同じ。

近代日本の精神構造

神 島 二 郎 著

SELECTION 5:

Kamišima Jiroo, *Kiñdai Nihoñ no seišiñ
koozoo*, Tookyoo, Iwanami Šoteñ, 1960,
“Seitoosei no moñdai,” 22-39.

三 軍国支配者の精神形態

一二四

乃至三つが混在している場合が多い。だから嘗ての無法者も「出世」すればヨリ小役人的にしたがつてヨリ「穩健」になり、更に出世すれば神輿的存在として逆に担がれるようになる。しかもある人間は上に対しては無法者としてふるまうが下に対しては「役人」として臨み、他の人間は下からは「神輿」として担がれているが上に対してはまた忠実小心な役人として仕えるという風に、いわばアリストテレスの質料と形相のような相関関係を示して全体のヒエラルヒーを構成している。ただここで大事なことは、神輿―役人―無法者という形式的価値序列そのものはきわめて強固であり、従つて、無法者は自らをヨリ「役人」的に、乃至は「神輿」的に変容することなくしては決して上位に昇進出来ないということであつて、そこに無法者が無法者として、国家権力を掌握したハーケンクロイツの王国との顯著な対照が存するのである。^(補一〇)

これは昔々ある国に起つたお伽話ではない。

一 正統性の問題

たる。この過程を一貫していえることは、指導者らが一つの文明における文化諸要素の全構造的連関とかそれらのもつ内在的論理の貫徹とかいうことをかならずしも明確に意識せず、また、そういう配慮をするいとまもなかったが、すくなくとも主体的には、上からは武士的エトス、下からは自然村的秩序感覚という国民常識の形成があって、これらが外来文化の摂取による内面的分解をかううじて支えていたことである。そういう主体的な国民常識がばくぜんと「国の元氣」や「醇風美俗」と考えられてこれらが鼓吹されたが、武士的エトスや自然村的秩序感覚が、滲透・拡散するにつれて衰退のきざしをみせ、摂取された対象の無秩序が摂取する主体にまでおぼされようとするや、それらの復興がこころみられ、「武士道」や「国民道徳」というように、それらがより明確化され、やがて「臣民の道」や「皇国農村」の確立運動となる。したがって、指導者たちは、おおむね伝統的秩序の根幹をなかく「教学」によって護持できると考えてきたわけであるが、さりとて、私は修身教育のあのバラバラな徳目の詰めこみ主義に大きな効果を認めることはできない。そこで詰めこまれた徳目は、そのままではひとびとの行動原理として作動しえない。すくなくとも、それらに相互関連を事実上付与する秩序訓練がなければである。私は、こういうより体系的な秩序訓練の場を学校教育における学生生徒の自治に見出そうとするものである。自治といえば近代的な感じさえ与えるが、そのじつは前近代的な訓練である。修身教育が国家秩序との関連を意識しているのにたいして、自治訓練はかならずしもこれを明確に意識しない。したがって、自然村的秩序原理は「教学」によっても端的につきとめられない、「教学」はいたずらに古代にさかのぼることによって漠然とこれに吻合するだけである。そしてその純粹培養基が自然村にあることは意識されず、自然村の秩序は国家行政の干渉下に崩壊を促進されさえした。そこにこそ、学校教育における自治訓練が、たとい国家秩序との関連を明確に意識しなかったとしても、重要な意味をもたざるをえない理由がある。

情性として国民大に存在する秩序感覚の一致がこうして保持されたが、はつきりという事実を認識した上

一 正統性の問題

私は、近代日本における天皇制の正統性的根拠は基本的には自然村的秩序におかれ、しかも、その自然村の実体の崩壊過程がこの秩序形態に逆作用してくるところに、日本ファシズムの特質があると考え。したがって、天皇制が自然村的秩序をその正統性的根拠としていたことは、一貫しているが、ただ違う点は、以前にはながくこの基礎が不明のままに放置され、ファシズム期にはそれをつきとめる必要が起ってきたことである。対外戦争の遂行が外見の強さをこえて内実の弱さを露呈し、「政治力」の問題を浮かび上げることになり、はじめてここにひととはあらためて自然村の存在意義を発見したのである。そしてそこに見出された自然村はすでにその固有秩序の崩壊過程にあった。それでは、なぜそのようなながく正統性的根拠の所在が自覚されなかったのであろうか？ なぜそのように自覚されないままで権力が維持されたのであろうか？

● 私は日本ファシズムの特質もこの疑問に答えることによって解明されると思う。なぜなら、天皇制権力は、その基礎の動揺・分裂の所在をつきとめることなく、その再編・強化を求め、同時にまた、それをつきとめなかったがゆえに、体制自体をファシズム化したと思われるからである。

私は、なによりもまず、わが国の「近代化」の特質を把握することから始めねばならない。わが国の「近代化」は、ヨーロッパ資本主義文明の摂取を余儀なくされたことに発するが、それにもかかわらずこの摂取を断然積極化してきた。(第二部一八六頁以下参照)そしてその摂取の方式は、幕末維新には「和魂洋才」^(三)に求められたが、明治に入ってこれが「探長補短」^(四)となり、大正には外来文化の「消化」ないし「同化」^(五)に進み、昭和には「日本化」^(五)を要求するに

一 正統性の問題

ところで、私がここで注目するのは、自然村秩序の維持に重要な役割を果たしている祭まつりの機能である。それでは、祭の機能とはなんであるか？

私は、これを共同体成員の情動的統合の機能であると考え。通常このような統合機能は、「和」という言葉で表わされてきたが、これは、日本人の神観念を基軸とした稲作生産と基本的に関連することを忘れてはならない。^(三)本来、

●祭の機能は、古代氏族制社会において結実し、その解体・変容につれて生産から切離された拡大・転用が可能になったと思われるが、その拡大転用の基盤は、そこに結晶した神観念が生産構造の変化につれてその構成員たる個人、家族その他に分散帰属したことに求められる。国民経済から世界経済にくりこまれた近代日本において、本来、共同生産と関連する祭の機能をなおも自然村に保持できたのは、基本的には日本農業の特質であり、それは、ほかならぬ水稲作業の季節労働性であり、その反面の事実^(三)は農閑期の過剰労働力である。というのは、近代日本においては、労働者の出稼性が指摘されたように、資本制生産における労働力の需要はここから満たされ、その点では農業生産と相補なう関係に立っていたからである。さて、こうして保持された祭による情動的統合の機能は、ほかならぬ自然村固有の物質的基礎を再生産するために要求され、それはまさに「魂と神」「個別心と共同心」という神観念を基軸として営まれた。ところが、わが国の「近代化」の過程は、自然村の経済的基礎の解体を急速におし進め、一方では神観念を自然村から解き放つとともに、他方ではほかならぬこの解放過程に祭を転用すべき恰好の場を見出した。ファシズム期においては、マス・コミュニケーションによる集団催眠とならんで、ことにその利用が顕著であるが、これについてはあとでまた触れよう。

長老主義は、これとおなじく、古くからの秩序原理であり、これはその社会における年とった世代が支配することであり、これら指導者のプールは、いうまでもなく、その社会の正式の構成員にかぎられる。知識と実証との蓄積が

第一部 天皇制ファシズムと庶民意識の問題

での作爲的な組織化の試みがほとんど行なわれていない。もっとも自然村的秩序を暗黙の前提とするかぎり、作爲そのものが拒否されざるをえないであろう。もし社会の階層分化が促進され階級対立が激成されれば、よりおおくこの秩序感覚に符合し、よりおおく国民大に近い既成組織が庶民のエネルギーを吸収することになる。なぜなら、その秩序感覚が自然村の秩序感覚に近ければ近いほど、それは外部に閉ざした感覚であり、そのばあい、ひとはややもすれば排外抗争・セクト主義に陥りやすいから、量産によっておのずから膨張した既成組織を中核とする既成の潜在秩序の顕在化という事態收拾の方法しか出て来ないと思われるからである。このような既成組織として私は軍部・官僚を考える、そしてこのような既成潜在秩序の象徴として天皇の存在を考える。

自然村の秩序原理

● 自然村は、今日の町村〔行政村〕とは異なり、「部落」とよばれるものに相当し、もとは行政村と一つであったが、明治以後、これが分合されて今日のようになり、ひとは前者をムラ、後者をソンと言って区別していた。

● 自然村の秩序は、これをつぎの五つの原理に帰着させることができる。第一は神道主義、第二は長老主義、第三は家族主義、第四は身分主義、第五は自給自足主義である。つぎに私はこれらの内容と相互の関連とをかいつまんで説明しておく。

● 神道主義といっても、ここで言うのは、民間信仰のことであって、いわゆる神道官僚を支柱とした国家神道のことではない。民間信仰としての神道主義は、家族の生活・ならびに生産・形態との関連のもとに、これらの崩壊を条件として、「家族国家」イデオロギーを結晶させ(第三部参照)、これがまた天皇制の正統性的根拠を自然村的秩序へ指向させる転轍機として重要な役割を果たした。

一 正統性の問題

も庶民においては、個人の主体的統一というよりもむしろ品位の問題として把握されていたことを注意しなければならぬ。これが社会国会に拡大転用されれば、自村の品位^(二五)・村格の問題、自国の品位^(二六)・国体の問題となる。ところで、近代における「一系型家族」の崩壊は、単位を個人に分解することによって、ふたたび身分主義を古代的長老主義に復帰させ、長老主義固有の支配服従の循環・補完の論理を復活することによって、立身出世主義者の群をつよく保守主義へと誘導することになった。

● 自給自足主義は、「閉じた社会」が自己生産をもって自己消費にあて外部に依存せずに自活する経済原則であるが、日本では、自然の暴威(飢饉!)や政治の重圧(苛斂誅求!)から住民の浮浪化ということはあるが、この経済体制の崩壊はなしくずしであり、主として文化的側面から外部との交渉がじょじょに増大した。国として過去において異民族による全面的な征服支配もなく異文化民族との大量的な接触交流もなく、そのことは村としても同様であり、住民の視圏の拡大が外部との相互観照のもとに行なわれなかったから、もっぱらかれらの一面的な好奇心を刺戟するのみであった。^(二七) そのため、かれらは外部にたいして自らを開放せず、この態度を克服しようとすれば、おのずから攻撃的姿勢とならざるをえなかった。柳田国男はワニルとオコルという言葉でこれの特徴づけてこれらの相互転化を解いてみせたが、^(二八) そこでは極端から極端へと振れてその中間に穏健妥当な態度をなりたたせない。^(二九) かれらの対外意識はこのように不安定ならざるをえないが、それにしても、自然村においては、それがともかくも一定の条件を前提として変転したと思われるのにたいして、ひとたび自然村という基本座標をはなれば、それは状況のめまぐるしい変化に應じて転移する極度に不安定なものとならざるをえず、離村浮動層によって形成された近代日本の国家社会が、^(三〇) 排外との動反動の振り子運動に身を委ねたのも、まさにこういう社会層の不安定な対外意識によるものと私は考える。そしてファシズム期にいたって、^(三一) 広域圏論を援用した自給自足圏建設の主張がたやすくうけいれられたのは、開国は

第一部 天皇制ファシズムと庶民意識の問題

もっぱら記憶と体験とに依存する社会では、年齢の高さは、それだけそれらの蓄積の豊富さを示すものだから、年長者は同時に有能者である。社会が「閉じた社会」で、外から正式の構成員を補給されることがなければ、支配者は最年長者でありうるが、正式の構成員が外から補給されるばあいは、支配者はかならずしも最年長者ではありえず、また、かならずしも最有能者とはいえないであろう。しかしこの体系のもとでは、ひとは、はじめは被支配者の立場におかれても、待ってさえおれば、やがて支配者になりあがることができる。その意味で、服従は支配と循環し補完されるから、長老主義のもとでは、かえって若い世代のなかに根強い保守意識が見出される^(三)。

家族主義は、一系家族の家長のもとに集中された統制権(家督の総領)を中心として形成された同族団の結合原理に由来するものであり、近代においては、これが、一方では事実上できた小家族に擬制され、同時に、他方では、国家社会に拡大転用されるにいたったが、それは、一系家族の崩壊を契機として現われた明治以後の特殊な現象形態である。このことは、第三部でくわしく述べる。ただここで注意しておきたいのは、その系譜がじつはさらにさかのぼってより古代的な労働統制のオヤ・コ(血族的な親子ではない!)^(二)関係を継承するものであり、それが、のちにさまざまな社会的結合形式に直接受けつがれるとともにそこに血族関係の擬制が導入されるようになったことである。このことは、たとい日本社会の基本構造を家族的構成とみるにしても単純に考えることはできないという意味で重要なのである。

● 身分主義は、長老主義と(一系型家族)との結合を条件として成立する。中世における(一系型家族)の成立は、自然村の構成単位を「家」におかせたが、家々が村の祭に参加する条件があり、これに規定されて家格の観念が成立した。家格は、家から見れば、長老主義であるが、個人から見れば、身分主義である。差別の前提としての家格から家の品位が表象される^(三)。そしてこれが個人に移されれば、人格の観念となる^(四)。近代日本における人格の観念は、すくなくと

一 正統性の問題

● 育制度、ことに学生組合の後輩訓練において特徴的に看取されたことが、すでにマックス・ウェーバーによって指摘されている。^(三三) わが国においては、これが量的にきわめて多く、それが質的な変化をもほぼ防止していた点が重視されねばならない。すなわち、学生・生徒の共同生活と自治の訓練とが、ひろく中学・高等学校・師範学校・軍学校の寄宿制度や合宿制度において行なわれ、このほか、小学校通学における部落(自然村)単位の統制、^(三四) 青年団(青年会)や青年学校(夜学会)における組教育の継承とその利用にも現われている。

● ところが、学校教育は、ややもすれば、旧来の秩序意識を破壊する契機をはらんでいたものであり、それは、ほかならぬその教課内容の知育(『技術教育』)偏重にあった。これによって変えられた人間をふたたび伝統的秩序へ再教育してくれたのは、ほかならぬ国民皆兵の名をもってする兵隊教育であった。当初は兵営生活が農民や下層民の生活水準を上回っていたから、かえって生活様式の近代化の役割をさえ担い、そのかわりに兵隊になると「ぐうたらになる」と考えられがちであった。^(三五) その後かれらの生活水準が高まるにつれて、伝統的秩序へ再教育の必要が生じ、ことに農民は兵隊教育を歓迎し、兵営訓練の終了をもって「一人前になる」とまで言うようになった。^(三六) それは、自然村的秩序の担い手としての完成を意味する。

● それでは、そこで培養された秩序意識はなんであったか？

● 郷土性のつよい小学校、青年学校その他は、すくなくともそれらが郷土生活を前提とするかぎり、その自治訓練が端的に自然村秩序原理の教育を志向することは、あらためて論ずるまでもないから、ここでは、問題を高等教育にしばって述べておこう。

● 高等教育で馴致される秩序意識として注目しなければならぬのは、第一には、寮祭や対校競技における集团的昂憤を媒介とする団結心の培養(神道主義!)であり、^(三七) 第二には、入学・入寮の行事を媒介とする「先輩・後輩」や「期」

第一部 天皇制ファシズムと庶民意識の問題

したけれども、心理的には、こうして鎖国の伝統がなおまもられていたことによるのではないかと私は考える。

拡大再生産の条件

それでは、自然村の秩序原理はいかにして拡大再生産されたか？ この拡大再生産の基本状況を理解するためには、私のいわゆる「第二のムラ」づくりについて述べなければならぬ。それに入るに先だって、私は、自然村における秩序への馴致のための伝統的方法について述べておかねばなるまい。

そもそも、自然村向けの教育は、家族はもちろんのこと、典型的には子供組・娘組・若者組(三)などによって、それぞれその宿(やど)宿親がいて面倒を見る！において用意された。この宿の制度から分化して、自然村向けからそれ以外の社会向けの教育機関として分化発達したものに塾(しゆ)があり、さらにそれから分化発達して武士社会向けの教育を用意したものに藩校がある。(三)それらの教育は、すくなくともその基調において自然村的であったことは、言うまでもないが、

なおそこには若干の違いがある。それは、被教育者が将来活動を予想される場によって規定されるものであり、いずれの場合もおなじく封建社会の一部ではあっても、その場の特殊性は否定されがたいからである。したがって、その徳目において、第一のものは温順と忍耐(三)、第二は元氣と着想(三)、第三は名譽と忠誠に、それぞれその重点がおかれた。(三)

すでに述べたわが国の外来文化の摂取方式は、その「近代的」教育制度や教課内容にあらわれたが、このばあい、德育〔秩序への馴致〕は、おのずから在来のもを継受する方向を取った。すなわち、近代日本の教育制度は、その形式における「近代性」にもかかわらず、その実質においては組・塾・藩校の教育という三つの系譜を持っていたのである。すべに述べたように、教課内容の修身的教学よりも学生生活の自治的訓練がこれらをより多く受け継ぎ、より効果的に展開していたのである。このような古いものの継受は、かならずしもわが国ばかりでなく、ドイツなどの教

一 正統性の問題

見られたようなそれぞれの特徴を文武官僚・企業・組合の組織のなかにそれぞれあい対応して定着させ、同時にまた、これが支配層・中間層・被支配層の性格をも規定する要素をなした。⁽¹⁵⁾

日本ファシズムにおいて、重要な役割を果たしたのは、全国的な恒常的統制体系を持つ文武官僚の組織であり、なかんずくそれらの国家制度の体系外に構成された組織の役割が重要である。その点でまず第一に注意すべきは、軍部のそれであり、在役武官の組織――偕行社（一八七七年創立）・水交社（一八七六年創立）、在役・在郷武官の組織――明倫会（一九三二年創立）・有終会（一九一三年創立）、その支配下に立つ下士官兵卒を含めた陸海横断の在郷将士の組織――在郷軍人会（一九一〇年創立）である。在郷軍人会のごときは、その発足と同時に特典をもって会員を皇室に結びつけ、一九二五年の規約改正によって形式上民主化されてさえおり、一九三二年以降は軍機密費その他からの資金の導入がたやすくっており、その日常的活動が活潑化された。そしてそこに貫く指導精神は、その組織と経営とに内在する自然村的秩序にあったから、その下への滲透は深く、したがって、選挙のたびごとに自然村の有力者（とくに寄生地主！）を通して非日常的に村人の支持を買いつけていた政党が、この組織によってその基礎を脅かされたのは、事理の当然と言わねばならぬ。日中戦争以後、動員兵力の激増が、軍部からそのバトンを官僚に渡させるが、これには、他方、基礎としての自然村の再発見に向かっての官僚（農林および内務官僚！）の努力が重ねられていたことも見のがされてはなるまい。

● 都市における秩序の風化

通常、社会を意味する言葉として「世間」という言葉がある。庶民の間にひろく使われているこの言葉は、たとえば、「広い世間」と「狭い世間」という使い分けをみても、おのずからそこに二つのジャンルがあることが分かるだろ

第一部 天皇制ファシズムと庶民意識の問題

の意識（長老主義！）であり、第三には家庭へのノスタルジーを媒介とする「オヤジ・アニキ」の意識（家族主義！）であり、第四には、選抜試験を媒介とする「特権」や「序列」の意識（身分主義！）であり、第五には、修業を契機とする「籠城」の意識（ハイ外主義！）である。^(三)そこには、自然村固有の経済的基礎こそは欠けているが、自然村的秩序原理の一切が具わっている。このような秩序意識の担い手が学校から社会へ送り出されるとき、これらが社会秩序の形成にも役立ったことは、言うまでもあるまい。そのばあい、学校出身者は、あたかも農村からの出稼人とおなじく、その出身校にシッポを持つことによって擬似自然村を形づくり、それによって、さきの秩序意識を温存し補強する。^(四)その紐が、クラス会、同窓会、学校祭による結合の更新（酒食が重要！）、校友名簿による秩序の確認などであることは、あたかも郷党における県人会や村祭、盆、暮、正月、法事（これらには帰省する！）による結合の更新や戸籍による地位の確認などとまったく同様である。^(五)ここで注意すべきは、自然村出郷者も学校出身者とおなじく、おおくは「第二のムラ」の住人だということである。

さて、私はここで、「第二のムラ」と「第一のムラ」との違いについて述べておかねばならぬ。第一には、その構成単位が家から個人に移っていること（出郷者のばあいは、学校と違い、自然村自体の家本位に規定される！）、第二には、もはや帰住は許されないが、つよい愛着を持っていること（学校卒業者のばあいは自明のことだが、出郷者のばあいも、じつは出身村に土地の余裕がなくて、帰住できぬことに注意！）、第三には、ムラ自体に生産面がなく消費的で、ムラビトはややもすれば労働蔑視と遊民化の傾向をつよく持つこと、第四には、ムラが出身地紐つき者の集団で、距離化されたふるさとを軸心とする団結だけがあつて、そのふるさは距離化されているかぎりで現実性を持ち、じつは現実の世界ではなく回想の世界であること、^(六)などである。

このような自然村的秩序が、「第二のムラビト」によって社会に持ちこまれるとき、それは、かつて藩校・塾・組に

一 正統性の問題

んだ。それは文化のながれにたいする鋭敏な感覚であり、〈第一のムラビト〉には「広い世間」ことにミヤコにたいする絶大な期待があり、〈第二のムラビト〉においては「世界」に向かってこのような感覚がはたらいっている。このばあいの「世間」または「世界」は、たんなる社会というよりもなにか時勢とでもいうような一種の力を含んだものとして観念されている。^(三)これは、おそらく固有信仰における他界観念の發達の文化的帰結ではないかと私は考える。^(四)しかしここではそれにふかく立ち入る必要はない。ただこれが庶民からみた都市膨脹の第一のモチーフであることだけを注意しておこう。ところで、「都鄙の感覚」は高い文化へのあこがれであるから、それは生産的基礎を度外視した消費的文化への讚美となりやすく、この価値感の偏重が自給経済と貨幣経済とにまたがる生活構造にもとづく金銭偏重と結びつき、そして資本主義文明が都市に榮え、かれらにも参与の機会さえ与えられれば、それが刺戟となって金銭の獲得と奢侈的消費とが絶大な都市への誘引となる。こういう誘引が外から村人にはたらきかけ、村人を内からおし出す力を倍加し方向づけることになる。^(五)

● それでは、村人を内からおし出した力はなんであったか？

自然村における村人の幸福は、孫子に囲まれた一家団欒^(六)という大家族的理想^(七)のうえにたゆとうており、しかも、その理想を具現するにたる開拓の余地はそこにはなく、かえって土地飢饉^{ランド・フアミ}の激化によってますますそれが圧迫されてお^(八)り、そのみならず、かつては貢納の重圧がこの矛盾を倍加し、近代においてもこのような収奪が維持されるところに、資本制経済の滲透にともない缺状^{シチュエ}価格差^レによる収奪が加わり、理想と現実との矛盾はいっそう深まりつつあった。こうして貨幣収入にたいする村人の価値感^(九)は異常に鋭敏化され、他方自給物資にたいする価値感^(十)は逆に鈍磨せざるをえない。^(十一)そこには社会的不満が累積し社会の分極化のエネルギーが潜在する。もしこれが内に向かって自覚を促がすならば、産児制限、生産力の向上さらには階級闘争を激成することになろう。しかしそれは、さきに述べた「都鄙の

第一部 天皇制ファシズムと庶民意識の問題

う。「狭い世間」は、義理にからんで固苦しいけれども、あたたかい内輪の世界であり、「広い世間」は、遠慮なく自由にあつまるけれども、つめたい他人の世界である。前者には統一と安定があり、後者にはそれがないかわりに競争と発展がある。

このような二つの社会を典型的に代表するものは、自然村と都市——ひこのいう「田舎」と「都会」である。

ところが、わが国の都市は、中央の「都」を除けば、ほとんど中世以後発達したものであり、それも、門前町、宿場町、港町または城下町としてであつて、ヨーロッパの自由都市に類するものは、堺市のような自衛化したわずかの例を除けば、たといそういう傾向をもつことはあつたにもせよ、一般的には存在せず、宗教的・政治的・文化的權威の象徴として総国の力を結集する「都」以外に、「開いた社会」としての特異な都市秩序を伝統として後代にのこすことはなかった。秩序形態として支配的だったのは、もっぱら自然村のそれであり、その国内における政治的帰結は、割拠分立・地方分権とならざるをえなかったから、すくなくとも政治的支配者が権力の集中を必要とするかぎり、人材の集中とそれにもなう富の集中とが必要であり、それには都市来住にそれだけ多くの価値の均霑がなければならぬ。そこで、都市の育成には、いささか当を失するまでに責任と負担との解除を伴なわざるをえなかった。都市の建設はこのようにしてすすめられ、やがては周囲の村人もまたこれを支持し、こうして大小都市が競いおこり、人口の浮動化がすすめられるとき、やがてそれは大都市への人口集中となる。ことに近代における大都市集中ははなはだし。その結果、都市はいかなる性格をもつたであろうか？

都市の発展が主として農民離村の結果であることはあきらかであるから、私はまず農民離村のモチーフからこれを検討しなければならぬ。ところで、農民離村には、二つの大きなモチーフがある。

第一には都会人と田舎人とに共通する一種の傾向性ともいふべきもので、これを柳田国男は「都鄙の感覚」とよ

一 正統性の問題

● こういう「自由」は、いずれにせよ、放縦として否認されざるをえないが、それにもかかわらず、それが支配的になったのが都市の現実である。第二の特徴は、奢侈と乱費とである。これは、村人の都市にたいする期待と都市における自由闘争とを基盤として出てくるものであり、それらの機能は、一方では、虚栄といわれたように、一種のハッタリであり、誇示であり、したがって、これによって相手を圧倒することを目的とする。他方では、これは、都市生活者が生産のよろこびから疎外されて法外な消費に逃避することのあらわれでもある。酒と女は、まさに奢侈と乱費の集中的表現であるとも言えよう。第三の特徴は、不安定性である。荻生徂徠は、かつて江戸在住の武士の生活を「旅宿の境界」といったが、そこにはすくなくとも庶民の生活のなかにはなお定住者の秩序と名づくべきものがあつた。しかるに、明治以後都市の膨脹にともなつて、「旅宿の境界」が庶民の生活にまで均霑されることになるや、柳田国男のいうように、「一種焦燥とも名くべき気分が、全都市の隅々まで漲つて」、これが「一転すると公道徳の頹廢となり、市政の解体とも為る」のであつた。しかし、それは都市が私のいわゆる第二のムラビトによって構成され、第二のムラビトは、主として独身者からなり、かれらは、世帯のあるなしにかかわらず、結局私のいう独身者主義（第二部一八〇頁以下参照）によることになつたからである。そして、都市が不断に膨脹してやまぬかぎり、後来者は前住者の負担を増すばかりか、その生活を脅かさずにはいない。そのことが、都市の社会的連帯意識や自生的な社会的権力の成立を阻み、都市自体の本来的な秩序形成を腐蝕し破壊することになる。あまつさえ、大衆文化の流入につれて、現代都市固有の大衆化や原子化が秩序風化の要因をますます増幅する。こうして都市は統合への一切の内在的契機を失なうことになる。

このばあい、統御の技術がはなはだ重要となるが、わが国は、諸外国に比して、過去において平和がわりあい長くつづき、そのため「悪の芸術」とでもいふべきものの発達がかえって遅れており、このことが、国際社会に入つた

第一部 天皇制ファシズムと庶民意識の問題

● 感覚」と結びつくがゆえに、いわば物理的に土地と人口との釣り合いを求め、または労働と貨幣収入との釣り合いを求めて、外に流出することになる。幕藩体制下では産業・交通・生活の一切が統制され、士農工商といわれながら、法制的社会的拘束は農にのみきびしく、自由の配分はむしろ士商工農の順であったから、明治以後、四民平等の名のもとに交通、居住、職業の自由が認められ、都市を中心に新しい国づくりの事業が起こされ、人材や労働力の吸引策が講じられるや、官員や都市にむかって人々は移動を開始する。なによりもそこで求められたのは自由である。なぜなら、「官尊民卑」の言葉が示すように、自由の配分には偏重が存在したからである。交通形態の発達、すでに労働以外にも生活あることを知った人々をして自由の身分差・地域差のみならず、利益の職業差・地域差に目覚めさせ、そのため、かえってかれらの零落感をふかめ、「人氣^(英)」をわるくし、「ところ貧乏^(英)」という言葉が示すように、ますます都市、とくに大都市にむかって人口大量がせきあえぬ奔流をなして集中することとなる。そこには、来住にも都市経営にも長期的総合的な見透しも計画もなく、アミーバーのごとく都市は膨脹をつづけることになった。これらが都市膨脹の第二のモチーフである。第二のモチーフから帰結される都市のあり方は、本来の意味における生活圏——一所懸命の地ではなく、要するにふんだくればいい、休^休のいい掠奪場であり、第一のモチーフから帰結されるのは、力と榮光と繁榮の象徴としての都市である。

このような期待のもとに建設された「近代都市」の性格はいかなるものであったか？

● その特徴は、つぎの三つに帰着させることができる。第一は、自然村における拘束の裏返しとしての「自由」(無拘束)である。「狭い世間」の拘束からの解放を意味するところの「広い世間」の「自由」——それはあの「旅の恥はかきずて」という諺に示されたような、拘束のもとに蓄積された抑圧と屈辱とを洗い去る「自由」であり、新渡戸稲造がいったという「ニャンワニズム」(犬猫主義^(英))のような、あらわな自己主張と実力闘争に終始する「自由」である。

一 正統性の問題

自然経済！）から疎外されて存在し、しかもそれ自身の主たる環境たる都市固有の秩序のなさのゆえにそのげんにおかれている経済的基礎（資本制経済！）をも疎外する。したがって、かれらの秩序はいたずらに精神主義的な方向において抽象化され、他方、現実の経済的必要は秩序に媒介されず、そのためにたえず漠然たる不安がかもされ、これが対外的危機感に転化された。

- 天皇制権力はその正統性的根拠を（第二のムラ）に媒介されて（第一のムラ）に置く。ところが、（第一のムラ）と（第二のムラ）とはかならずしもその利害を共にするものではなく、じつはかえって対立することが多い。こうして天皇制の二つの足がじつはくいちがうことによって、明治の「自由民権」も大正の「デモクラシー」も、そのかぎりで反政府的な運動たりえた。^{（六）} もちろん、そこには政治的水平面が下降し、自然村固有の経済的基礎もまた崩壊しつつあった。たしかに天皇制支配者は、そのイデオロギーを（第二のムラ）からくみとって構成し、そこにできたいわゆる「教
- 学」をもって経済的基礎から切りはなされた秩序感覚をその浮遊のゆえに吸収し、また、そうできたのである。しかし、その秩序感覚が自然村擬似的なものであることは、かれらの意識の外におかれていたから、自然村そのものの経済的基礎の補強は試みられず、むしろ崩壊に委ねられた。もっともそれが決定的にそのまま補強されれば、統一の権力の存在も承認されなかつたはずである。天皇制権力の強さは、その正統化の基礎を国民大化する自然村秩序感覚の分散過程に置き、これによって経済的不安を一応クッションすることであり、その弱さは、そのゆえにかえって経済的不安を根本的に解決できず、いたずらにこれに駆られて対外積極化することにある。すくなくとも自然村からたえず流出する人口があるかぎり、それらの不断の社会的上昇がその経路と運動とを保障されてこそ、はじめて（第二のムラ）は安定する。ところが、社会的価値の配分は本来ピラミッド型の階統秩序をなさざるをえないから、自然村からたえず流出する人口は、基本的にはそれ自身を消耗するか、そうでなければ、これが収容能力（土地、職業、地位）

第一部 天皇制ファシズムと庶民意識の問題

日本をいちじるしく不利にしたと思われるが、国内においても、方法の選択範囲をいちじるしく狭くしている。そのなかでもっとも多く利用されたのは、第一には酒と女、第二には権力、第三には暴力である。酒と女の利用は、いはやくひとを内輪にひきこみ、「醜態を⁽⁵⁾抵当にして」、かれの意志を自由にしようとするにある。権力の利用は、あきらかに圧服を目的とする。このばあい、権力につらなるグループとして〈第二のムラ〉が有効に機能する。そこで〈第二のムラ〉を権力に連結させるために、そのムラビトはしばしば総力を結集する。暴力の利用は、それによってひとの意志を破砕するにある。そのためしばしば無法者さえ利用される。

このような日本の都市は、私のいわゆる〈群化社会〉であって、ゲゼルシャフトではない。たとい農民が無限に都市へと流れこんで、都市が無限に膨脹しても、それだけではF・テンニースのいうようなゲマインシャフトからゲゼルシャフトへの歴史法則⁽⁶⁾がその秩序形成において貫かれるはずはない。そこに成立つのは、かえってゲマインシャフトへの強力な回帰あるのみである。それをしも忘れて、都市をゲゼルシャフトと見立て、国総体のゲゼルシャフト化を夢想したのは、大いなる誤まりであった。なぜなら、このばあい、ゲゼルシャフト化とは、げんに在る都市のようになることを意味し、ことに庶民においてはそうだったからである。その証拠に、かれらは都市に住むだけで「近代人」とさえ自らも考え、ひとからも考えられた。だからこそ、現実の都市と同一視されるゲゼルシャフトの統合原理たるデモクラシーは、「でも暗し⁽⁷⁾」と言われたように、厭うべき存在とならざるをえなかった。

危機の到来

〈第一のムラ〉から〈第二のムラビト〉に分散帰属した秩序感覚は、まさにそれにふさわしい経済的基礎（自給自足的

一 正統性の問題

● なの地の自然村的基礎の復興か、軸心の精神的保障を伝統的象徴に求めるか、「新天地」における自然村の建設か、または一切の秩序からの疎外かである。第一の道は、農村復興、地方分権であり、第二の道は、祖国礼拝、天皇信仰であり、第三の道は、侵略、移民であり、第四の道は、住民の浮浪化である。

● 自然村の危機は、その軸心の危機をめぐって（第二のムラ）に波及する。しかし、それは自然村出身者のそれにかぎられ、出身校にのみ軸心をおくそれには基本的には及ばない。これ、すなわち、満州事変前後の基本状況ではなかったか？

すでにこのころ、農民は第三、第四の線にさすらっていた。つぎに私は一老農の会話を引用しておこう。

——どうせな、ついでに早く日米戦争でもおつばじまればいいのに。

——ほんとにさうだ……（中略）……しかし……戦といふものは腹がへつてはかなわないぞ。

● ——うむ、そりやさうだ。だが、どうせまけたつて構つたものぢやねえ、一戦のるかそるかやつつけることだ。勝てば勿論こつちのものだ、思ふ存分金をひつたくる、まけたつてアメリカならそんなひどいこともやるまい、かへつてアメリカの属国になりや樂になるかも知れんぞ。

五・一五事件の民間行動隊の指導者・愛郷塾頭橋孝三郎はこれを聞いて自失せんばかりになった。^(き)敗戦後の現実を知る者はこの農民の言葉を讀んで思い半ばに過ぐるものがあるう。

第一部 天皇制ファシズムと庶民意識の問題

の拡大を要求しなければならない。そしてこれにこたえてその社会的上昇を保障することがまた、基本的に体制にとって国内安定の条件でもあるから、国家のたえざる膨脹発展がその基本的要求となる。もしこれがやぶれるときは、鬱積する不満は上昇運動の障害の排除かまたは対外侵出を指向せざるをえない。

しかるに世界恐慌の波及は急速な独占資本主義化を促し、まず第二のムラビトの上昇運動を停止させ、かれらの大量脱落を必然化した。こうして第二のムラは解体の危機に瀕する。そこに求められる解決の方途は、上昇経路の改造復興拡大か、第一のムラへの復帰か、権威の象徴への密着か、秩序からの疎外かである。第一の道は、国家社会主義であり、第二の道は、農本主義であり、第三の道は、天皇親政であり、第四の道は、隠遁逃避である。このばあい、学校出身者グループはより多く第一、第三、第四の道を選び、自然村出郷者グループは第二、第三、第四の道に赴くといつていいだろう。ただここで注意すべきは、かれらの結合の軸心をなすふるさとへの関心が高まったことである。それというのも、おおくは産土うぶすなの地に帰るにすべなきことこそ、第二のムラビトたる所以だったからである。帰るによしなきことは知りながらも、いとせめてふるさとの雰囲気なりと昔ながらであれかしというのが、かれらの切なる願ひであった。この願ひは根強く、しかも、その距離がそれを持続させた。

しかし、かれらも、やがて第二次大戦の戦局苛烈をきわめるころ、重い荷物を負い、老人子供をつれて群をなして急いだ疎開によってその現実を――そして偉大なる距離のマギーを発見しないではいかなかった。^(五)まことに明治以後日本（五）の近代化の過程は、自然村の経済的、精神的基礎を掘りくずし、これを「群化」しないではいかなかったからである。そして第一のムラは第二のムラへ化しつつあった。しかも、このばあい、村人はげんにうぶすな（五）の地に住むがゆえに、第二のムラとはちがい、ふるさとの距離化は不可能であるから、第二のムラへ化はかれらをして軸心の欠如を余儀なくさせる。こうして第一のムラは解体の危機に瀕する。ここに求められる解決の方途は、自らの住むうぶす

現代日本の政治過程

岡 義 武 編

SELECTION 6:

Øuji Kiyooki, “Šihai taisei no seisaku to kikoo,” in Oka Yošitake, *Geñdai Nihon no seiji-katei*, Toookyoo, Iwanami Šoteñ, 1958, 53-68.

第二部 支配権力の結果過程

- とであつて、(例えば、アメリカによる憲法改定や再軍備の示唆、コミンフォルムの野坂批判、憲法改定と再軍備を目的とする鳩山内閣と日ソ交渉、原水爆禁止運動の国際性、周恩来の岸首相批難、さらに、国内の諸政党が、その内部の分派において、それぞれ異った国際関係に対応している事実、すなわち、日ソ交渉に見られた自民党の吉田派(これを阻止しようとした吉田書翰は有名)と鳩山派、日中交流における積極的な石橋派と消極的な岸派と石井派、社会党における講和条約を繞つて生じた左派と右派、共産党の主流派と国際派等の存在)、この甚しい振幅をもつた政治状況のなかに一貫した基本線を見出すことは、かならずしも容易なことではない。嘗つて、フレデリック・シューマンは、その大著「国際政治論」(一九四八年版)のなかの、「SCAPの政治」という小節の冒頭で、「政治機構が掲げている外形的な象徴と、権力の社会的実体との関係を究めることは、あらゆる人間の文化と社会において、常に興味を惹く問題である。けれども、ここでは、日本の内部のみならず、世界政治のすべての競争場裡における諸勢力のバランスを考慮しなければならぬという理由から、とくに把握が困難であつた」と述べたが、これはひとり、占領下の政治にのみ限られず、広く、一二年にわたる終戦後の慌しい変遷についても妥当する。もとより、我々の視界に映ずる短い歴史の起伏の背後には、あたかも、巧妙な劇作家の手に成るとき首尾一貫した筋が潜んでいるのかもしれないけれども、政治の世界には、掲げられた象徴と異つて権力の争奪にともないがちの矛盾に充ちた相尅や妥協や策謀が常に渦巻いている。したがつて、これらの変転に富む政治過程の全貌を僅かの章句で説き明かすことは、とうてい不可能であり、それらについては、この序論につづく政党・官僚・資本・旧支配層等の各分野における叙述を俟つほかはない。ここでは、この複雑な政治的変転を解析してゆく緒口として、二つの主要な基本線を指摘しておくにとどめておこう。その第一は、八月一五日を境界とする新旧の政治構造の間に存する連続性であり、第二は、国民主権の具體的発動に対する支配層の恐怖という事実である。いずれも、一二年間におけるわが国の民主化と自立化の著しい後退を説明する有力な鍵といつてよい。

I 支配体制の政策と機構

第一章 政治政策の基本線

● ポツダム宣言の受諾から、訪米直後の岸内閣の改造に至るまでの一二年間、わが国の政治指導は、まことに、目まぐるしい変転を示してきた。その変転の跡は、すでに第一部の叙述が、詳しく描き出しているとおりである。すなわち、初期における嘗つてない大規模な民主化政策と平和国家の建設という意図は、今日しだいに窒息の状態にあり、無謀な戦争のもたらした惨禍への反省が生み出した現行の憲法は、それを改定するための調査会の発足や広瀬試案と呼ばれる改定案の公表という事態にまで進んでいる。朝鮮動乱と安保条約を契機に、アメリカの世界政策に緊縛された日本は、やがて、その対米一辺倒の態度を批判する国民の前に、日ソ条約の締結と日中交流を実現したが、岸首相は三転して、ふたたび随米政策に立ち戻り、国際社会におけるわが国の自主性を喪いつつあるかのようなのである。

● 統治機構と政治政策におけるこうした激しい変転には、いうまでもなく、国際・国内の両面に見られる幾多の原因があるであろう。国際的原因とは、占領時代以来の慣行にしたがって、民主化の解釈に、絶えず冷戦の勢力関係とくに主導権を握っているアメリカの戦略が反映することであり、国内的原因とは、ポツダム宣言の承認と憲法の制定にもかかわらず、依然として旧い支配勢力が、隠然(占領時代)且つ公然(追放解除によって戦時指導者の大量の復帰)政治の舞台を動かしているとともに、新しい改革勢力が、国民意識を遙かに越えた性急な歩調で前進したことである。とくに事態をいつそう複雑にしたのは、これらの二つの条件が相互に絡み合い、多面的な綾模様を呈したこ

「陛下の御下問の中心は、梅建美治郎参謀總長の見解は、米、国、本、日、本、の、国、体、を、破、壊、し、米、皇、と、近、衛、と、の、問、答、を、上、奏、文、を、近、衛、と、共、同、で、補、訂、し、た、吉、田、茂、は、そ、の、著、回、想、十、年、」(三三)において、上奏當時の天皇と近衛との問答

を次のとおり追憶してゐる。

●「上奏文を近衛と共同で補訂した吉田茂は、その著「回想十年」(三三)において、上奏當時の天皇と近衛との問答を次のように追憶してゐる。

「上奏文を近衛と共同で補訂した吉田茂は、その著「回想十年」(三三)において、上奏當時の天皇と近衛との問答を次のように追憶してゐる。

●「上奏文を近衛と共同で補訂した吉田茂は、その著「回想十年」(三三)において、上奏當時の天皇と近衛との問答を次のように追憶してゐる。

「上奏文を近衛と共同で補訂した吉田茂は、その著「回想十年」(三三)において、上奏當時の天皇と近衛との問答を次のように追憶してゐる。

第一の基本線

終戦を契機として、天皇制と呼ばれる旧統治機構の運命をいかに理解するかという点で、日米双方の側に、解釈上の大きい余地が残されていたという事実は、我々が、一二年の政治的変遷を検討する場合、きわめて重要な意味をもっている。すでに、日本においてはポツダム宣言の受諾という決定をおこなった際、追いつめられた御前会議ですら、この問題をもって激しい応酬と慎重な配慮が、政府当局の間におこなわれたことは衆知であるが、その受諾を強硬に主張した東郷外相ですら、「日本の天皇制は如何なる場合にも、擁護しなくてはならない」(東郷茂徳「時代の一面」・昭二七)決意を抱いていた。むろんここでいう天皇制は、天皇個人の地位だけを指すものではなく、戦前の機構における天皇の地位を意味するものであった。問題は、いかなる方法と形態で、これを擁護するかが、おそらく、当時の政治的指導者の頭脳をもっとも悩ませた唯一の関心事であつただろう。

●ところが、たまたま、時期を同じくして、交戦国であるアメリカ政府においても、日本の天皇制をいかに処理すべきかについて、熱心な論議を交わしていた。連合軍を構成するソ連、中国国民政府、オーストラリア等が、天皇の統治機構に占める中枢的地位が生み出した戦争責任を厳しく追求し、(一九四三年一〇月の国民政府行政院長孫科が、天皇追放を強調したことは著名)、アメリカ政府にも、多くの同調者がいたにもかかわらず、日本国民の天皇崇拜が、日本唯一の安定勢力であり、民主主義の確立目的にとって、十分利用価値を有することを主張するグルー國務次官その他の勢力もすくなくなかった(松谷久男「対日世論および占領政策における天皇」・思想一九五二・六所収)。事実、四五年の五月末から六月の初期にかけて、アメリカ國務省の起草したポツダム宣言の原案である「対日宣言文」には、当初、その宣言第一二項の「連合国占領軍は、これらの目標が達成された意志に従って、平和的傾向を持つ責任政府が樹立された暁には、直ちに、日本から撤退されるべし」の末尾に、「これは、かかる政府が、将来、日本における侵略的

第二部 支配権力の結集過程

爆投下は、いかにして決定されたか、中央公論、昭三二・九月号。原爆投下が、極めて間近に迫ったと推定された日本の降伏を目前にして、モートンのいう「ソ連の極東戦争介入を出し抜く希望」から決定されたかどうかは、こうして、依然謎のままであり、戦時中のアメリカ駐中国空軍司令官シエンノートの説くごとく、「たとい原子爆弾が投下されなかったとしても」ソ連の参戦こそが、日本の降伏をもたらした唯一の要因であるという意見にも異論が多いようである(同論文)。けれども、これらの要因のなかで、なにがもっとも重要であったか否かの詮索は別としても、結果として、原爆の突如たる投下が、その後における連合軍の日本占領において、アメリカの発言を強化したことだけは疑いのないところであった。後日、アメリカ政府の高官となったある有名なアメリカの評論家は、この点について、次のとおり書いている。「これによって(原爆の投下——筆者)ドイツやイタリアで、われわれが経験したような、日本占領権をめぐる争いが避けられたのだといえるかもしれない」。また、この文章を引用したイギリスの著名な原子物理学者もこれに加えて、「広島と長崎とに原子爆弾を、急遽投下したことは、その政治的目的がすべて完全に達成されたという意味では、決定的な成功であった。アメリカの日本管理は完璧であり、ロシアとの権限争いは、全く存在しない」(フラッケット「恐怖・戦争・爆弾」田中慎次郎訳)。占領開始直後、ソ連が、その部隊を北海道へ進駐せしめる提案をしたとき、マッカーサーがこれを峻拒しえたのも、原爆投下によって、日本におけるアメリカの主導権を逸早く克ち取っていた当然の結果といつてよからう。

● 日本降伏、原爆投下、ソ連参戦、これら一連の重要な事件の間に、果してすぐれた戯曲に見られるような巧妙な伏線があったかどうかは、いま述べたとおり、依然として判らない。またポツダム宣言が発表された七月末に、もし鈴木内閣が、「これを黙殺する」といふような含みは多いかもしれないが、見透しの利かない声明をおこなわず、直ちに和平工作を開始していたら、原子爆弾を投下する口実をアメリカにあたえなくても済んだかどうかを、詮索することも、別の課題に属するであろう。けれども、この一連の事件の継起によって、アメリカを主力とする日本占領が実

第一章 政治政策の基本線

こうして、政治の舞台裏における支配層相互の暗闘は、結局、岩淵辰雄「近衛公の上奏文」(世界文化・昭二三・八)の指摘するとおり、近衛等の意図が勝を占めることになり、したがって、降伏を最終的に決定する契機は、アメリカ軍による原子爆弾の投下よりも、むしろソ連の対日宣戦と、その満州領域への雪崩のごとき進入という事実に求められたのである。高田作太郎「天皇と木戸」(昭二三)の一節も、この間の事情を次のとおり伝えている。

●「昭和二十年八月九日朝、天皇は木戸を召された。『今暁から蘇満国境にては、既に交戦状態に入っておる。いかにこの事態に対処すべきや』とのお尋ねである。木戸は、『かねて御決意の通り、速やかにポツダム宣言を受諾して、戦争を終結にお導きになるほかはございません』と答える。」

支配層は、ついに、国体の護持、いいかえれば、天皇制の温存を、将来のアメリカの態度に賭けたのである。この事実、すなわち、ポツダム宣言の受諾が、日本の支配層にとって、その内容に約束されている民主国家の樹立という意図よりも、むしろ天皇制の維持を目的としたものであったということは、その後の一二年において、保守派支配層のアメリカへの近接が進めば進むほど、かれらは、国内における民主化の骨抜きと天皇制への復元を、アメリカに内心期待するという現象を生み出した重要な原因となったのである。

たまたま、この日本側の態度決定とほぼ同じ時機、いいかえれば、ソ連参戦の文字どおり直前に、アメリカは、最初の原子爆弾を、日本に投下した。むろん、この時機を選んで、原爆を落した真の原因がどこにあったかは、今日までのところ明確になっていない。アメリカの陸軍省戦史部次長が最近公表した記録によっても、この点については、諸説紛々として、その真相は、目下のところ究めるべくもない事情である。「最終的に日本に降伏を余儀なくさせたものは、何であったか。それは爆撃か、海軍力か、原子爆弾か、ソ連の参戦か」という自らの説問に対して、かれは、「日本を降伏させたすべての要因について、いずれがより重要であるかを厳密に比較考量してみても、無駄なことであらう」と自答し、これらの要因の組み合わせが、日本降伏の触媒となったと結んでいる(ルイス・モートン「広島の原因

第二部 支配権力の結果過程

首相の訪米と新しい日米関係の設定)、日本の安定秩序を希望するアメリカ政府にとって、天皇の存在価値は、それだけ増加していった。終戦に当たってわが国の指導層が張った賭は、その意味で、しだいに確実度を増していたのである。

- おそらく、こうした情勢の反映でもあろう。昭和二年の「百日審議」と呼ばれる帝国議会において、憲法草案が審議されていた際、天皇制に関する政府側の説明は、きわめて明確を欠き、憲法問題担当の金森國務相の答弁にもあるいは、「日本の主権は実質的に変っていない」(朝日・八・二七)と説くかと思えば、翌日には、「天皇制の性格は変っている」(同紙・八・二八)と言を改める有様で、結局、新旧二つの統治機構の間に存する差異について、なお大い解釈の幅が残っていることを、実証したのである。こうした曖昧な解釈論は、単に憲法議会の問答の場だけには限られなかった。憲法制定後一〇年近くを経過した昭和三年一月の、京都大学訪問の天皇を迎えた学生が「君が代」の代りに「平和の歌」を合唱したという京大事件に際して、閣僚のひとり「主権者に対する名誉汚損について、特別の刑罰を定めている国はあるし、現在調査中の刑法改正を機に、なお十分研究したい」(朝日・昭二六・一一・二)という、憲法の存在をまったく忘却もしくは知悉していないかのごとき発言をおこなった意識構造も、あながち滑稽な時代錯誤ともいえないわけであろう。憲法に対するこのような保守的解釈は、占領管理の緩和をおこなった昭和二年のリッジウェイ声明のなかに、絶好の根拠を認め、その前後にはじまる追放解除とならんで、終戦前の統治機構の運営に慣熟している戦時指導者の政界復帰とその活動を容易ならしめる無二の基盤ともなった。民主的諸立法や人権・自治に関する制度の歪曲が、つねに「占領行政の行き過ぎ」という、判ったようで、いつている本人にも明確にその限界が判っていない漠然たる口実で強行されてきた事実は、これを物語るものである。だが、問題は、占領行政の緩和ないし行き過ぎの是正を、制度の枠内だけでおこなうに留まらなかった点である。天皇制への強い復元志向は、ついに憲法の枠内における「法制の解釈」の最大許容量を越え、制定一〇年を機会として、「制度の改定」をすら企

第一章 政治政策の基本線

● 現し、すでに指摘したとき終戦に努力した日本の指導層の主観的な期待を受容しうる最初の条件が、ひとまず設定されたことだけはまちがいがなかった。ミズーリ号上で九月二日に降伏文書へ署名する使命を帯びた重光全権は、その直前に天皇と面会し、「ポツダム宣言の要求するデモクラシーは、その実、わが国がらと、何等矛盾するところはないのみならず、日本本来の姿は、これによって、却って顕われてくると思われます」と内奏した事実、(重光葵「昭和の動乱」下巻)この意味で、きわめて興味深い。

● もとより、日本側の主観的希望とアメリカ側の客観的条件が、そのまま容易に結びついたわけではなかった。進駐直後の外人記者会見で、マッカーサーは、「天皇の地位がどうなるか不明である」と語ったといわれ、話題を撒いた「退位説」、「人間天皇」の宣言、極東裁判の進行中における天皇喚問説や、これを繞ってなされた若槻、宇垣、米内、岡田の四重臣とキーン検事との著名な会談(若槻礼次郎「古風庵回顧録」昭二五)等の推移は、この問題の帰趨が、かならずしも明瞭でなかった印象をあたえるものである。けれども、占領の直後から内燃しはじめた米ソの対立が、日本という舞台においても例外でないことが、はつきりしはじめるや、マッカーサーにとつて、天皇は、二〇箇師団に匹敵する(朝日新聞・昭二三・七・九)といった無遠慮な見方が、アメリカ筋から現われはじめた。すでに、一九四六年四月の、陸海軍・国務省からマッカーサーへの秘密指令は、共産主義と軍国主義の両極に対抗する必要から、天皇に対する世望をひろめ、天皇制の維持を援助することを命じている(マーク・ゲイン「ニッポン日記」下巻四六年七月二三日の項)し、マッカーサー自身も、吉田首相に対し、「日本は戦争に敗れたとはいえ、皇室の存在は依然磐石の重きをなしている。この皇室を中心に団結せざれば、日本の再建は、図り難い」と語ったという(前掲・「回想十年」)。その後、一九四八年一月のロイヤル陸軍長官の「日本防壁」声明、ならびにアチソン国務長官の「アメリカの防衛線は、日本・沖縄・フィリピンを結ぶ線である」との言明に示されたアメリカの日本に対する戦略的評価が高まるにともない(朝鮮動乱による予備隊の設置、安保条約・日米行政協定の締結、MSA協定、重光外相の訪米と西太平洋共同防衛論、岸

第二部 支配権力の結果過程

首相の訪米と新しい日米関係の設定)、日本の安定秩序を希望するアメリカ政府にとって、天皇の存在価値は、それだけ増加していった。終戦に当たってわが国の指導層が張った賭は、その意味で、しだいに確実度を増していたのである。

- おそらく、こうした情勢の反映でもあろう。昭和二年の「百日審議」と呼ばれる帝国議会において、憲法草案が審議されていた際、天皇制に関する政府側の説明は、きわめて明確を欠き、憲法問題担当の金森國務相の答弁にもあるいは、「日本の主権は実質的に変わっていない」(朝日・八・二七)と説くかと思えば、翌日には、「天皇制の性格は変わっている」(同紙・八・二八)と言を改める有様で、結局、新旧二つの統治機構の間に存する差異について、なお大きい解釈の幅が残っていることを、実証したのである。こうした曖昧な解釈論は、単に憲法議会の問答の場だけに限られなかった。憲法制定後一〇年近くを経過した昭和十一年一月の、京都大学訪問の天皇を迎えた学生が「君が代」の代りに「平和の歌」を合唱したという京大事件に際して、閣僚のひとり「主権者に対する名誉汚損について、特別の刑罰を定めている国はあるし、現在調査中の刑法改正を機に、なお十分研究したい」(朝日・昭二六・一一・二二)という、憲法の存在をまったく忘却もしくは知悉していないかのごとき発言をおこなった意識構造も、あながち滑稽な時代錯誤ともいえないわけであろう。憲法に対するこのような保守的解釈は、占領管理の緩和をおこなった昭和二十六年のリッジウェイ声明のなかに、絶好の根拠を認め、その前後にはじまる追放解除とならんで、終戦前の統治機構の運営に慣熟している戦時指導者の政界復帰とその活動を容易ならしめる無二の基盤ともなった。民主的諸立法や人権・自治に関する制度の歪曲が、つねに「占領行政の行き過ぎ」という、判ったようで、いつている本人にも明確にその限界が判っていない漠然たる口実で強行されてきた事実は、これを物語るものである。だが、問題は、占領行政の緩和ないし行き過ぎの是正を、制度の枠内だけでおこなうに留まらなかった点である。天皇制への強い復元志向は、ついに憲法の枠内における「法制の解釈」の最大許容量を越え、制定一〇年を機会として、「制度の改定」をすら企

第一章 政治政策の基本線

現し、すでに指摘したとき終戦に努力した日本の指導層の主観的な期待を受容しうる最初の条件が、ひとまず設定されたことだけはまちがいなかった。ミズーリ号上で九月二日に降伏文書へ署名する使命を帯びた重光全権は、その直前に天皇と面会し、「ポツダム宣言の要求するデモクラシーは、その実、わが国がらと、何等矛盾するところはないのみならず、日本本来の姿は、これによつて、却つて顕われてくると思われます」と内奏した事実、(重光葵「昭和の動乱」下巻この意味で、きわめて興味深い。

もとより、日本側の主観的希望とアメリカ側の客観的条件が、そのまま容易に結びついたわけではなかった。進駐直後の外人記者会見で、マッカーサーは、「天皇の地位がどうなるか不明である」と語ったといわれ、話題を撒いた「退位説」、「人間天皇」の宣言、極東裁判の進行中における天皇喚問説や、これを繞ってなされた若槻、宇垣、米内、岡田の四重臣とキーンン検事との著名な会談(若槻礼次郎「古風庵回顧録」昭二五)等の推移は、この問題の帰趨が、かならずしも明瞭でなかった印象をあたえるものである。けれども、占領の直後から内燃しはじめた米ソの対立が、日本という舞台においても例外でないことが、はっきりしはじめるや、マッカーサーにとつて、天皇は、二〇箇師団に匹敵する(朝日新聞・昭二三・七・九)といった無遠慮な見方が、アメリカ筋から現われはじめた。すでに、一九四六年四月の、陸海軍・国務省からマッカーサーへの秘密指令は、共産主義と軍国主義の両極に対抗する必要から、天皇に対する世望をひろめ、天皇制の維持を援助することを命じている(マーク・ゲイン「ニッポン日記」下巻四六年七月二二日の項)し、マッカーサー自身も、吉田首相に対し、「日本は戦争に敗れたとはいえ、皇室の存在は依然磐石の重きをなしている。この皇室を中心に団結せざれば、日本の再建は、図り難い」と語ったという(前掲・「回想十年」)。その後、一九四八年一月のロイヤル陸軍長官の「日本防壁」声明、ならびにアチソン国務長官の「アメリカの防衛線は、日本・沖縄・フィリピンを結ぶ線である」との言明に示されたアメリカの日本に対する戦略的評価が高まるにともない(朝鮮動乱による予備隊の設置、安保条約・日米行政協定の締結、MSA協定、重光外相の訪米と西太平洋共同防衛論、岸

第二部 支配権力の結集過程

の受諾に旧い統治機構の温存を賭した保守的な支配層の隠れた意図と、それを受容しうるごとき条件をたまたま設定したアメリカの戦略的配慮という共通の感覚のなかに、その萌芽を潜めていたのである。

第二の基本線

この点の特色は、いうまでもなく、第一の基本線と表裏の関係に立つものである。すなわち、民主主義と対立する天皇制の維持温存を冀うわが支配層が、ポツダム宣言と憲法に基いて主権を獲得した日本国民の政治的主導権の発揚に対して、絶えずこれを警戒し抑止する態度に出た事実である。

こうした配慮は、すでに占領の初期において、かれらが、日本国民と占領軍との直結を必死で回避しようと努めた点に鋭く現われている。そのひとつの例は、ミズーリ号上で正式に降伏文書の署名を終えた直後に試みられた私の当時から名付けた「間接統治」の要請である。当時その衝にあたった重光外相は、その要請がマッカーサーに受け入れられた理由として、国民に直接軍政を布くことは、「混乱の端緒を見ることとなるかも知れぬ」と力説したことがあると述べている(前掲著書)。ポツダム宣言の実施は、日本政府が国民に向っておこなうべきであるというかれの主張は、日本政府の国民に対する指導力の崩壊を極度に惧れたためであった。

これとならんで第二に挙げる例は、憲法制定の経過である。敗戦がもたらした国際社会におけるわが国の地位について、当時きわめて不正確な認識しかもたなかった幣原内閣は、「松本案」と呼ばれる政府の憲法草案を提示したがこれは、「明治憲法の焼き直し」であり、司令部から、この案は、「明治憲法の字句の最も臆かな修正にすぎず、日本国家の基本的性格は、そのまま変らずに残されている」と批判され、且つ、「最も保守的な民間草案よりも、さらにずっとおくれたものである」ときめつけられたものであった(SCAP Political Reorientation of Japan, 1950, 国家学会雑誌六五巻一号)。当時の支配層の底の浅い終戦観を示すものといつてよからう。

第一章 政治政策の基本線

てるに至ったのである。岸首相と暗黙の了解のうえで作成され、将来の憲法改定の公式の第一原案になると予想された(毎日新聞・昭三二・四・七)いわゆる「広瀬試案」は、こうした志向の典型といつてよい。なぜなら、この試案には現憲法の前文に定めた「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」という文句をはっきりと削除し、代つて、「天皇は、日本国の首位にあつて、日本国を代表する」(二〇条)とまず謳い、さらに試案前文では、「そもそも国政は……その代表者が行使し」とこれを承け、つづいて、「国会は、国権の最高機関である」という現憲法の条文を抜きとり、結局、明治憲法下の天皇と帝国議会の地位に近似した統治機構の再現を意図しているからである。

こうして、「国民統合の象徴」という機能は、「国民統治の実体」に復帰する前夜という状況が出現するに至った。アメリカによる日本の憲法改定への勸奨が、広瀬試案に見られるほどの旧体制への復活まで含んでいるか否かはおそらく疑問であろう。だが、それにもかかわらず、終戦の時にあつて、わが国指導層が、アメリカ側に求めた賭が、すでに述べたとおりの実情であることを考慮する場合、アメリカの勸奨に快く応ずることは、とりまなおさず、かれらにとつて、ポツダム宣言と憲法に定めた新しい統治機構から、できるだけ後退することを意味することにほかならなかつたのである。アメリカが日本の真の民主国家としての自立のみを求めず、むしろ戦略的価値を重視する政策をつづけるならば、「象徴」という語は天皇ではなく、むしろ民主主義のほうに冠すべきほうがふさわしいといつてもよかつた。アメリカは、天皇が現在国民意識のなかで占めている統合の機能と、特権的支配層の描いている天皇制の映像とが、かならずしも一致していない(明治初期の形成期では一致していた)点を理解していなかつたようである。もしそうであるならば、「アメリカの政策は、目先の安定を生み出すことだろうとおもう、しかし、終局の安定に貢献するとは思えない」(テクスター「日本における失敗」・下島訳・昭二七)という、アメリカ人自身の口から発せられた批判を、もっと真剣に考慮すべきであつたらう。一二年間にわたる日本の民主的後退の原因は、まさに、ポツダム宣言

第二部 支配権力の結集過程

決意している。内閣がしない場合は、マッカーサー元帥は、自身でこの問題を、人民の前に出す用意がある」。(宮沢俊義「マッカーサー憲法草案解説」・国家学会雑誌六八巻一号)。

三月六日に画期的な現行憲法草案が公表された背後には、政治的決定が国民の手中に移行することを極力惧れた政府の苦衷が潜んでいたのである。

● 間接統治の懇請といい、憲法制定の場合といい、ともに、ポツダム宣言の実施に、国民が直接介入することを支配層が極力回避していた実相が髣髴として現われている。憲法草案が帝国議会で審議されていた時、それによって天皇の地位にいかなる変化が生ずるかという点にのみ、白熱的な論議が集中し、この憲法の制定によって、主権を得た国民の地位が、具体的にどのように変化するかについては、同じほど熱心な質疑応答が見受けられなかったという事実も、これと同じ根から出たものである。前掲の京大事件で、依然として天皇が主権者であると盲信していた関係がいたということも、これでは無理からぬところといつてよからう。対日理事会のオーストラリア代表であった、マクマホン・ボールがその著「日本敵か味方か」(一九四九年)のなかで、「私の見たところでは、占領の制限内で、今日、日本を支配している人々は、一九四一年(太平洋戦争開始の年)以前、日本を支配していた仲間と同一の仲間」に属し、同一の思想を有している」と述べたのも、むりからぬところであつた。

もとより、憲法は、数々の政治的自由を謳い、選挙権の拡大や直接請求権の制度等を新設した。国家賠償や人身保護の法律もつくられて、国民の政治的参加を保障する法制的条件は、ある程度整備された。けれども、実態において、終戦以後の相次ぐ事件の示すとおり、国民主権の具体的発動ともなれば、常にこれを抑制し、国民を政治的受動者の立場に閉じこめる政策が絶えず続けられてきたことは衆知のとおりである。労働運動の急激な昂揚の前には、御用組合の育成と幹部の馘首以外に方法を知らず、大衆運動に対しては、あまりにも過激な警戒にのみ汲々するといった、いわば憲法の保障の原理を、その本質において骨抜きにするような政策の強行は、かりに破壊的な諸現象がその

第一章 政治政策の基本線

ところが、こうした政府の雰囲気と対照的に、戦争の重荷から解放された世論は、民主化の線に沿いつつあった。

昭和二年二月三日の「日本タイムズ」の説くごとく、「かくして、諸政党およびその他の草案は、すでに憲法の民主化を要求していることが明かである。しかるに松本博士が起草した政府案は、憲法の民主化への意図を全く示していない。従って、もし政府が松本案の採択を主張するなら、世論は反対して立つであろう」(前掲・国家学会雑誌という

● 空気が、広く漂っていたのである。むろん、他の新聞をはじめ、社会党から自由党に至る線まで、この草案が明治憲法より抜け出していないことを批難していた(佐藤功「憲法改正の経過」昭二二)。こうして明治憲法の改定に対する政府の

消極的態度と世論の積極的態度が交錯している時期に、占領軍当局は、独自の立場から、憲法草案の作成を開始し、

二月一三日に、幣原内閣へ手交した。もとより、政府はその内容の民主性の故に、「大きなショックをうけ」(ホイット

ニー宛の白洲書簡、前掲雑誌)極度の驚愕に陥った。かれらはあらゆる手段を用いて、その内容の骨抜きと緩和を計った。

● けれども、終局において、この手交された原案を帝国議会の審議に付する政府案として受諾するに至ったのは、もしこの草案を拒否すれば、マッカーサー自身が、この原案を直接国民に提示するという態度の故であった。その宣告は、次の内容を含んでいたのである。

「松本委員会の提案は、全然承認できない。それは、日本が敗戦の教訓を学び、平和社会の責任あるメンバーとして、行動する用意があることの明白な証拠と連合国が考えることのできるところの民主的な線に添った日本の統治機構の広汎な自由主義的改造とはいえない。最高司令官は、彼が基本的と考える諸原理を詳しく提示することを命じた。その提示が、いま憲法草案の形で、日本政府に交付される。日本政府は、それに最大の考慮を払い、改正憲法草案の起草のための今後の努力において、それをガイドとして使うことを勧告する。それ以上の政府の行動については、私たちの強制力はないが、最高司令官は、憲法の問題が、総選挙のじゅうぶん以前に、人民の前に持ち出されるべきこと、および、人民が憲法改正に関して自由に議論し、その意志を自由に表明するじゅうぶんな機会をもつべきことを

第二部 支配権力の結集過程

る厚顔無恥の指揮権発動、ビキニの「死の灰」事件にもかかわらず、なおアメリカの原子爆実験に協力すると声明した吉田・岡崎外交を生み出すに至るや、流石に受動化されつつあった国民の側にも、護憲連合や原子爆禁止運動、社会党左派の異常な進出という形で、自主的抵抗の発現が開始された。こうした予期せざる抵抗の状況に直面して、保守派支配層の打った常套の手が、すなわち「二大政党論」である。いいかえれば、「合同」で生れた自民党の左寄り」と、「統一」でつくり上げた社会党の右寄りを前提とする二大政党論である。既存の保守政権に抵抗する国民の支持によって上り坂にある社会党の眼前に、政権の可能性を匂わせながら、同時に、政権交替の継続性という幻想で、国民生活の安定を連想させるのが、その意図する構想にほかならなかった。社会党の統一から一ヶ月後、自民党の合同の数日前、あたかも、この構想を裏書するかのごとく、経済同友会は、「議会政治擁護に関する決議」を発表した。

「たまたま社会党の統一成り、保守政党も、また、ほぼ合同実現の情勢にある。二大政党の結成は歓迎すべきことに相違ないが、しかし、そのみで政治の安定は期待し難い。それは両陣営の主義政策が、あまりにかけ離れ、このままでは、円満に政権の授受を行う条件を具有していないからである。現状のまま、単なる離合集散による二大政党が出来上るならば、或は、却って、議会政治の正しい運営を困難ならしめる危険なしとしない。かくて、保守革新二大政党の実現は、組織、政策及び運営等において、前者の近代化、後者の現実化と、議会政治の刷新によって裏打ちされなければならない、またこれを断行する絶好の機会を提供するものである」。同様のことは、合同の翌日、前自由党総裁であり、いまは亡き緒方竹虎が、記者会見で「統一社会党も、右寄りの現実的政策をとるといっているが、われわれも、これまでの社会党の政策と見られていたようなものでも、社会の現実が要求する政策は、どんどんとり上げて実行してゆきたい。従ってことさら、対立が激化することはない」と答えているし、新しい自民党の幹事長となり保守合同の最も有力な推進者であった岸信介に至っては、「私は、この三年来、二大政党論を唱えており、いつも図に書いていた。要するに、保守党は、右の方においては、暴力的ファッショ的なものに対しては、はつきりと鉄壁を

第一章 政治政策の基本線

なかに部分的に現われていたことを考慮にいれたところで、なわが国から一貫した支配層の保守的性格を露呈したものとについても過言ではなからう。こうして、権力に対する民衆の近接感、支配層ができるだけ抑制したことは、逆に旧い絶対権力の残存をもたらして、「真昼の暗黒」に象徴される数々の人権蹂躪の事件は、未だに跡を絶たない状態であるし、同時に民衆による監視をなすだけ排除したことは、特殊利益と支配層の露骨な野合をつくり上げ、昭電事件、造船疑獄、指揮権発動等をはじめとし、腐臭を放つ無数の汚職と稀に見る政治道徳の頹廃を頓発させる原因となつたのである。最近における地方自治の度重なる制限、教育の自主性を摘み取る国家統制の反動的強化、基地住民の生活権擁護の抗議に対する流血の抑圧、沖縄住民の自立要求に対する岸内閣の冷淡な態度等、いわゆる「逆コース」の現象は、いずれもいま述べた政策の自然の発展といつてよい。

なかんずく、国民の自発性を押え、国民のなかから、民主政治に不可欠である既存権力への抵抗の要素を去勢したのは、占領後半期に始まって現在に至る保守政権の恒常化である。昭電事件の反動で、芦田内閣の与党であつた民主党と社会党が大敗し、吉田総裁の率いる自由党が、一躍絶対多数の議席を占めたのは、昭和二十四年一月の選挙であつたが、この時マッカーサー司令官は、「自由世界の人々は、アジアの歴史の重大な瞬間に、保守的な政治哲学に、明瞭な決定的委任をあたえたこの熱心で秩序整然たる日本の選挙に満足することができ」と述べて、保守的支配層に本来以上の満足感をあたえた。この精神的支持を背景として、これ以後、野党の存在ないし抵抗の勢力を眼中におかないかのごとき、いわゆる保守安定政権が継続する。選挙の大勝直後、吉田内閣の閣僚である法務総裁が、「かりに世論が、政府を支持しない場合がおきても、国会を解散する必要もない。すべては国会に多数をもつものによつてきめられるとおもう」(朝日新聞・昭二四・六・二四)と、不遜にもわが世の春を謳歌したのは、ひたすら「政局の安定」に汲々としていた当時の支配層の胸臆を、おもわずも吐露したひとつの挿話であつた。

ところが、この無理押し戦法が、再軍備の強化、破防法や警察法改定に見られる治安立法の続発、造船疑獄におけ

三二年の訪米に際し、「ワシントン会議で、中立主義は絶対にとらないと明らかにしたから」「社会党と対決する体制を整えたい」と、帰路ハワイで、意気揚々と言明した事実も(朝日新聞・昭三二・六・三〇)、権力に遠い地位を占めている国民に、権力を誇示する反面、より大きい権力には卑屈であるという官僚の習癖から飛びだしたものであるというより、保守政権の永久化という当初からの隠れた意図を、アメリカ政府の支持という自信に触発されて表明したものと見てよからう(現にアメリカ滞在中、かれは、アイク政権と同じだけ長期の政権を保つと冗談にまぎらしながら発言している)。事態がこうなってくれば、せっかくの「二大政党論」も、社会党にとつてのみならず、国民主権にとつても、あたかも白粉を塗って母親に化けた狼の役割しか持ちえない結果となる。こうして、国民の政治的主導権を、公定の路線ないし軌道にはめこまねば安心できない支配層の政策は、ミズーリ号上の降伏の日から、いまに至るまで、見えつ隠れつ、続いているのである。

(東京大学法学部教授 辻 清明)

第一章 政治政策の基本線

もって、左にはスロープをもっていく。また社会党は共産主義に対し、否認する鉄壁をもち、右はスロープをもっていく」(毎日新聞・昭和三〇・一一・一六)と甘い言葉をもちかけている。

二大政党論は、古い世代の人々に、政友・民政対立の時代への郷愁を攪きたててくれるし、新しい時代の人々にはイギリスの保守・労働の政権交替を夢想させ、党争のなかに安定秩序の徒らなる攪乱を連想し勝ちな中間層の嗜好に投じやすいイデオロギーである。だが、権力と国民との遊離を絶えず図ってきた日本の支配層の真の肚裡は、それほど甘くはなかった。保守合同にもっとも主要な役割を果たした自民党の長老、故三木武吉は、今引用した岸信介の発言直後に、「社会党と保守党との話合いの機会を考えているか」と問われ、次のごとき本音を洩らしている。「考えていない。保守政党がほんとに、なるほどやったなということになれば、国民が、さらにいまよりも、強く支持する。そうになると、いやでも応でも、社会党の方でだんだん近づいてくる。保守党は左に寄れ、社会党は右に寄れ、そんなことはできるものじゃない。こんどの政綱、政策で十分だ、これを本当に実行する、実行すれば、国民はみな共鳴する。共鳴したら、それをとって、不動の態勢で、ぐんぐんいったら、社会党は来いといわんでも、自然に近寄ってくる。相寄るなんてことは、実際にはできない。必ず強いほうに寄ってくる」(同上毎日)。まことに傍若無人の二大政党論であるが、緒方や岸の偽善的表現よりも、保守派や支配層の真の意図を、これほど正直に(！)語る言葉はなかるう。なぜなら、それが証拠に、岸幹事長は、いま述べた「ソツのない発言」の舌の根も乾かぬうちに、早くも、いままでの状態を打ち壊し、国会の正副議長と常任委員長を、自民党で独占すると言明したり、教育二法の審議に際しては、たとい議論が混乱したとはいえ、警官隊の国会議場への導入に同意をあたえるというわが国に嘗て例のない不祥事件を惹き起しているからである。いうところの二大政党論なるものが、「社会党の現実化」を大義名分に立てながら、その実、国民のなかに鬱勃と湧きはじめた野党性を未然に去勢し、保守政権の長期化を狙う一種の策略であることは、看板とは打って変ったこれらの事実からも十分理解できるところである。さればこそ、首相となった同じ岸信介が、

猪 木 正 道 編

日本の二大政党

SELECTION 7:

Išida Takeši, “Hošu-seitoo no rekišiteki
tokušifu,” *Sekai*, December, 1955, pp. 96-
103, reprinted in Inoki Masamiči, *Nihon no
nidai seitoo*, 1956, 57-73.

新文化選書 XXVI

するだろうか。こうした問題を頭におきながら、政党について平素から多少考えているところをのべてみよう。

一 日本の政党は、本来の政党らしくない政党だとしばしばいわれる。その場合、たとえば日本の政党の党首に官僚や軍人出身者が圧倒的に多く、あるいは党内での、これらの人たちの比重が大きいというような事実が指摘される。あるいは政党が親分子分関係を残していて徒党的であるとか、そうしたいつもいわれることを、ここでくりかえしのべることはやめよう。私の考えるところでは、そうした現象もふくめて日本の保守政党の性格を歴史的に規定している特質は、大きくいつて二つの面からとらえることができると思う。

その一つは保守政党の社会的基盤の問題である。あるいは通俗的に地盤といっておいてもよい。あらためて指摘するまでもなく、保守政党は（もちろん、それに最も顕著にあらわれているにすぎず、革新政党であるからといって、そのことだけから以下の性格を全くもたないというわけではなく、むしろその一部には、なお強くそうした性格をのこしているのだが）特定の政策にたいする合理的判断によって投票を獲得するということはきわめて少い。このことは、党組織が幹部、一般黨員、支持者、投票者という正常の形態をとっていないことから容易に知られるし、選挙について実態調査が何よりもよく裏書きしているところである（蠟山政道編「政治意識の解剖」、「総選挙の実態」等参照）。

3 保守政党の歴史的特質（石田）

3 保守政党の歴史的特質

石 田 雄

（東京大学助教授）

最近、保守合同の問題が毎日の新聞紙面をにぎわしている。その将来がどうなるかについては、はっきりとした見透しをたてる能力を私はもちあわせていないし、またここで、それをやろうとも思わない。ただ問題にしたいことは、保守合同が「政局安定」のための前提であるといわれていることに関係している。「政局安定」という言葉じしんがきわめてあいまいなスローガンで、どのようなにも理解することができし、そのことは充分に検討してみる必要のあることだが、いまその点は、かりに問わず、さしあたり通俗的な意味でつかわれているままに考えておいてもよい。そのような意味の政局安定ということでも、保守合同によって実現されるだろうか。あるいはまた、日本は二大政党制でないから政局が安定しないのだ、小選挙区制にすれば二大政党制になって、政局が安定するという意見もある。はたして小選挙区制にすれば二大政党制になるかどうかということも問題だが、かりにそれを別にしても、二大政党制になったら政局は安定

ばしばみられた、はげしい「下からの政治化」(国民がみずからの利益要求を意識化し、これを政治的に実現する方向を、こうよんでおく)を強力的に阻止し、村落における共同体的な秩序を利用して、政治的なものは地方名望家に独占させ、それを基礎として外見的には「合意による支配」の形態をとったのが、ほかならぬ明治憲法体制であつたといえよう。その体制が法制的に確立したのも、いわゆる民党と藩閥の対立が、しばしば血を流してまで闘われたが、その民党でさえも、下からの政治化の途と切りはなされたうえでの政府攻撃であつたかぎりにおいて——客観的には、そのときの国民的要求を反映する面をしばしばもちながらも——主体的・組織的な意味での国民的要求の媒介体とはなりえなかった。幸徳秋水の「自由党を祭る文」は、こうした民党の悲劇的運命を象徴的にえがきだしている。

● このようにして民党が葬り去られたのちに「藩閥の政党化」(林田亀太郎の表現)を企図してつくられた政友会いらい、一貫してみられる官僚と政党のたちがたい宿縁も、官僚の基礎をなす前述のような地方有力者を中心とする共同体的秩序(制度的には地方自治によって媒介される)が、ひとしく保守政党の地盤でもあつたという関係に根ざすものにほかならない。しかし同時に、このときいらい「情意投合」「不就不離」等々の表現によって官僚と政党の妥協あるいは取引がなされたということは、たんなる官僚的支配による統合が困難となってきたことを示している。すなわち、上からの権力的統合が、官僚制のパイプをつうじて共同体的秩序にまでいたるとい

3 保守政党の歴史的特質（石田）

それならば保守政党は何によつて、今日にいたるまで全投票の三分の二ちかい数をうることできているのであろうか。簡単にいつてしまえば、地方有力者を頂点とする一見非政治的な（共同的な）言葉も、ある限定をつけてならつかうことができる。伝統的秩序をつうじてである。具体的に一例をあげよう。例の静岡県の村八分事件を想起されたい。参議院議員選挙にあつて不正投票の事実を投書した一少女が逆に村八分にあつたというあの事件は、二つの面で私がここにいる伝統的秩序の性格をよくしめしている。すなわちその一つは、いっぽう村民じしんが政治的判断をすることを阻まれ、有力者の判断にしたがわせるということであり、他の一つは、その強制力が非政治的な日常の近隣連帯感によつて保証されているような形をとること（投書者だけでなくその一家にたいして村に恥をかかせたというので田植の手伝いもなくなるというように）である。つまり保守政党は、国民の政治的関心を高め、それを下から組織化していくことによつて票をあつめるのではなく、逆に国民の政治的関心の高まりを共同体的秩序によつて阻止することによつて票をえているわけである。ここにわが国における保守政党の強さもあり、同時にその基礎の弱さもある。

古くさかのほれば、憲法制定にさきだつて地方自治制の施行を急いだということも、実は「中央政局異動ノ余響ヲシテ地方行政ニ波及セサシラムル」（山県有朋）意図のうらに、逆に地方における有力者を頂点とする共同体的秩序の濾過装置によつて、国民がみずからの利益を国会という政治的場にまで昇華させることをさまたげる意味をもっていたのではあるまいか。地方民会でし

よっておこない、同時に独占資本と販路および原料生産源としての農村をつなぐパイプであっただけに、その役割はそれだけ重要であったし、同時に、わが国の政党が伝統的秩序の継承と再編のうえにのっていたことは、そのような基礎のうえに展開された日本型ファシズムにたいする保守政党の抵抗を欠如させた原因であり、他方では政党によるファシズム運動の展開ではなく、より多く官僚機構のファシズム化の実現をもたらした原因でもある。

もちろん伝統的秩序は、いわば経済法則にしたがって崩壊しており、その強力的阻止も十全の効果をあげることができなかったから、政党としては、じゅうらいの地盤のほかに木堂会、床次会など個人的つながりを強め、あるいは「選挙の神様」安達が「金で票を計算し、その計数のうえに立つて地盤を協定する」（白木正之「日本政党史」というような事態をうみ出し、他方では伝統的組織からもれた大衆にたいしてアピールするために「浪費か節約か」「景気か不景気か」（第二次普選）、「守れ正貨、倒せ井上」「犬養、ドル買」（第三次普選）等々の感覚的スローガンをつかうようになってきた。けれども、このことは政治的無関心を基礎とする伝統的秩序を否定するものではなく、たとえば右のスローガンにしても、ある面では国民の日常生活についての関心と結びつけて訴えられながら、なお他面では、それを非日常的政争の次元にすりかえる機能をももっていた（この点については後述参照）。こうしたスローガンが国体や国際問題となってくると、問題が抽象的であり、あるいは必ずしも身近に感じられないために、いよいよ後の方の機能が決

3 保守政党の歴史的特質（石田）

装置だけでは矛盾をおおいきれず、まず官僚制を半官半民団体（農会、産業組合等々）で補い、さらに一見、官僚制と独自の政党というパイプをつうじて、これらの利益が反映させられることになる。実はこうしたことがおこってくるのは、農村での共同体的秩序が決して安定したものではなく、とくに小作争議などによつてはげしくゆすぶられ、それに対抗するために、地主層の団結が農会の農政運動などに反映していたことなどによるものであり、原敬のいわゆる農会縦断策をはじめとする保守政党の農会・産組への働きかけが、それと対応している。とにかく、この時期に政党という相対的に独自のパイプが支配のメカニズムのなかで存在理由をもってきたことは注目すべきことであるが、しかし政党は、階級分化を肯定して、新たに階級的利益のための集団として形成されたのではなく、やはり伝統的な非政治的にみえる共同体的関係の温存をねがっており、それがそのままの形で温存されることが不可能な場合には、外見上、自主的な集団としての農会や産業組合をつかい、そのなかに単に地主や自作だけでなく、小作・貧農も強制的にくみ入れることにより（大正一二年の農会法改正、昭和七年の産組法改正など）部落秩序を再編し、それのみずからの基礎としようとする。このような意味で、やはり政党も官僚制と根本的に基礎を異にするものではなく、むしろその再編のためには、官僚の手を多くかりなければならなかった（農山漁村経済更生運動、産組五カ年計画など）。この場合の官僚（新官僚あるいは新々官僚ときには統制官僚ともいわれる）は、もはやかつての絶対主義官僚そのままではなく、カルテル強制を国家権力に

とはいえなくなる。

実は、このことは第一に指摘した問題と不可分の関連にある。なぜなら、保守政党が政治的無関心のうえにはなく、政策の合理的判断のうえに強固な基礎をもっているのなら、あえてそうした権道によつて政権をねらわなくても、正々堂々と政策によつて国民に信をとうことができるはずである。ところが、そうでなくて、保守政党の基礎が伝統的な共同体的秩序のうえにあり、そしてほかならぬ、この後者が天皇制体制の基礎的な細胞をなしているのであるから、保守政党が議会の自主性をみずから放棄して議会に超越する天皇制的勢力の手をかり、あるいは国体のスローガンをもちいることも、かれらにとつてマイナスにならないばかりか、かえつて国体擁護者としての錦の旗を自党に獲得することさえできるのである。

● 歴史的にみれば、政党が絶対君主制の藩屏としての地位から、いわゆる大正デモクラシーとして、ようやくやや独自の（あくまで体制のうちでの相対的なものにすぎないが）存在理由をもちはじめた、まさにそのときは、じゅうらいの地盤としての農村の部落秩序が動揺しはじめているときであつた。そのさいに保守政党は伝統的秩序の克服のうえに、その社会的基盤をつくりなおすというのではなく、一方では前述のように一見、自主的な集団に伝統的秩序を再編し、他方では超越的勢力にたより、あるいは政治的シンボルとしての皇室、国体によつて統合を実現しようとする。この場合、保守政党間の政争が国体をめぐつておこなわれるということが、事態をいよいよ

3 保守政党の歴史的特質（石田）

定的となる。しかし、それはむしろつぎの問題として論じよう。

二 以上述べたところが、主として政党と下との関係というるとすれば、つぎにとりあげようとする問題は、政党の上での関係である。

わが国の政党政治が正常の発展をとげられなかった主な理由として、しばしば議会制に超越する勢力（樞密院・貴族院・軍部など）の存在があげられる。そしてその結論として、政党はつねに自由主義的・民主主義的であつて、戦争責任はなかつたと弁護されることが少くない。道義的責任のいかんは別として、政党政治をゆがめ、否定したのが超越的な勢力であつたという判断は正しいであろうか。たしかに近代史の過程において、政党が樞密院、貴族院、軍部などにいじめられたという例はきわめて多い。しかし同時に、そのさいには例外なく、在野の保守政党の側で、

● こうした勢力を倒閣のために利用していた面をも看過することはできない。樞密院による若槻内閣の「毒殺」のときに政友会は何をしたか、あるいは田中内閣を不戦条約の「人民の名において」の問題で追求した民政党が樞密院の政府いじめを、むしろみずからの強力な援軍として利用しなかつたか、あるいはもう少しさかのぼって、いくつかの超然内閣や特権内閣を成立させたうらにも、反対党に政権をわたすよりは、という思惑がなかつたか、これらの事例を思ひうかべただけでも、政党政治の歪みと破滅は、決して外から（上から）の力だけによって招来されたもの

- 私が政治的関心というのは、日常生活における利益ないし要求を意識的、組織的に政治の次元において解決する指向をとるものを意味しているのであるから、政治的関心の高さは決していわゆる政治運動への熱意や政治現象についての知識の多寡によつてはかられるべきものではない（この意味で新聞の第一面をよむかどうか、政治家の名前をたくさん知っているかどうか、というようなことで政治意識の高さをはかる世論調査は、もしそれが右にいう意味での政治的関心を測定するためなら無意味である）。右翼の活動家や保守政党における運動員は、しばしば熱心にその親分のために尽すが、そのことから政治的関心が高いとはいえないであろう。それはいわば非日常的な政治化の道であつて、決して日常的な国民要求を政治的に組織する媒介体ではないからである。むしろ何らかきわめて激しく政治の場においてエネルギーを発揮しうるのは、他方で、その基礎に広汎な政治的無関心層をもっているからであつて、この層の政治的関心が高まれば、かれらじしんの機能が無意味となるといふ性質のものである。事実、右翼運動は、保守政党が、その基礎としての共同体的秩序の動揺に対応して、そこに萌えてきた下からの政治化の動きを非日常的な方向にそらすことによつて、これを強力的にカバーするという方向の手だすけをする役割を果たしてきた。担い手の面では、院外団が保守政党と右翼との具体的なつながりをしめし（極端な例としては、政友会の一部と関係があったといわれる「防共護国団」が政・民両党本部を占拠した事件などを考えることができる）、運動の面では、国体をふりかざしての野党の政府攻撃や「積極外交」による対外侵略へのかりた

3 保守政党の歴史的特質（石田）

ぬきさしならぬものにしてゆく。政党内閣のもとにありながら「政府に反対するは、これ皇室に反対するものなり」と刑事が有権者を威嚇して歩いたという選挙干渉の事例（村山久雄編「選挙干渉概要」大正六年）のしめすように、保守政党はしばしば皇室ないし国体論を伝家の宝刀として反対党を攻撃する。この種のことは、政友会が朴烈事件を武器として若槻内閣にせまり、桜田門事件の後に民政党が、犬養内閣の辞職しないのは「臣節を全うせざるものである」と攻撃したり、あるいは政友会が民政党の「議會中心主義」は「皇室中心主義」に反するものであると非難した事例等々、枚挙にいとまない。貴族院において最初に火の手をあげられた天皇機関説排撃の運動に便乗し、各保守党がたがい牽制しあつて政・民・国三派共同提出による国体明徴に関する決議案を万場一致で可決するにいたっては、もはや大政翼賛会＝政党の自己否定への途はきわめて明かである。すなわち保守政党が、このような方法によって反対党を倒し、あるいはみずからの地盤の動揺をカバーしようとするだけ、かえつて自分じしんの存在理由を体制内において制限し、否定せざるをえない結果となつたのである。

ついでに右翼などの動きに関してみても、同様のことがいえる。政党内閣の首領がしばしばフアシストの手によつてたおされているということ、およびそうした右翼運動の担い手が、本来の共同体的秩序からの脱落者（ないしはその秩序のなかでの欲求充足に挫折したもの）であつたことからして、この運動は一見、政治的無関心を基礎とする保守政党の対立物のようにみえる。しかし、

- なくなり、軍部というような超越的勢力もいちおう除去されたが、保守政党は、前に国体を伝家の宝刀としたように、アメリカ当局の意図ということ的背景にして、あるいは国際政治の現実と、いうことを圧力として（その場合、いわれる現実とは、しばしば日本がアジアの孤児になりつつあるという現実をふくまないきわめて一方的なものであるが）、その勢力をうしろだてとし、しばしば保守党内部でも反対派を屈服させる手段としてもちいられている。（戦後、一時大きくクローズアップされた「涉外官僚」の重要性に象徴されるように、この過程における官僚の役割はみのがすことができない。これは戦後の保守政党が、戦前の基盤をひきついでいるという面からも規定された重要な特質であるが、ここでは詳しくふれる紙面がない）しかし、この場合、上の力をかりて自己の地位を強化するという戦前ときわめて類似した形をとりながら、その上の力が枢密院や貴族院ではなく、国外にあるということは、戦前におけるような上と下の両極のむすびつきを決定的に阻害している。なぜならば、その国外の力は基地問題などに顕著に示めされているように、直接共同体的秩序そのものにも衝突し、またさらに漠然とした国民感覚にさえ矛盾するからである。そのさいにおける唯一の救済手段としては、ただ共産主義による侵略への恐怖をあるということ以外にはありえない。ところがそのことさえ、世界のあいだの距離の短縮と、政府の権威による以外の自主的な国際連帯（各種の民主団体の国際会議）の発生（その影響力は、もちろん、まだ極めて小さいが）は、権力の意のままにプロパガンダをつかうということにかなりの限界をあたえている。

3 保守政党の歴史的特質（石田）

てが、歴史における事実として右の性格規定をうらがきしている。

三 以上両極からみた保守党の歴史的性格は（論旨も尽していないが、詳しくは近刊拙著「近代日本政治構造の研究」を参照されたい）、その両極が、ほかならぬ天皇制体制そのものの構造によって、たちがたく結びつけられているという点において、容易に否定しえない強さをもっていると同時に、それをうらがえせば、国民の自発的意思による支えをもたない点において、保守党はきわめて弱い基礎しかもたないということをも意味している。事実、戦前の天皇制がその末期において総力戦段階に入ったとき、国民の消極的抵抗によってなやまされたことは、いちいち例をあげるまでもないであろう。しかし敗戦後については事態は保守政党にとっていよいよ深刻である。戦後については、まだ研究が浅いので、前述の歴史的性格から判断される大づかみな見透しだけをのべれば、主要な問題点はつぎのとおりであろう。

第一には、天皇制そのものの変化である。敗戦による天皇の政治的、象徴としての機能の低下はいちじるしく、なおさまざまな、分散されたあるいは非政治化された形で温存され、保守政党としては、できるだけこれを復活強化しようとしていることは、憲法改正問題における天皇元首案からも察することができるが、それにもかかわらず、決定的な戦前との相違は、アメリカにたいする国際的な従属が誰の目にもおおいがたく現われているということである。枢密院、貴族院は

(だからといって、母親大会がいわゆる通俗的な意味での「政治的な」ものであるということを意味している

のではない、むしろ、いわゆる「政治的な」ものでないがゆえにこそ、政治的意義をもっているということが重要なのである)。このような事態をみると、じゅうらい非政治的な組織が、いわゆる有力者を媒介

介体として保守政党に重要な地盤を提供していた時代(かつての婦人団体等々)は去って、保守党

●もみずから業者の団体などを、具体的なコネクション(利益の供与)によってつかんでゆかなければならない段階にきている(このことから多くの汚職事件が起ってきているのだが)。地域的な共同体的秩序にしても、基地問題で民主党の、あるいは保守系無所属であった町村長が先頭に立って反対運動をおこななければならないところまできている。保守党内部におけるさまざまな対立も、いろいろな要素が混在しているとはいえ、こうした地盤の動揺が直接、間接に影響していることは否定できないであろう。かつて社会保障の問題をめぐって地元にも根をもつ地方議員が幹部と激しく対立した例などは、こうした事態をよくものがたっている。

このような事態にたいし保守党は、かつて昭和恐慌後におこったと同じように、政党への不信を官僚の中立性への期待にすりかえ、官僚支配の強化のたすけをかりて体制のたてなおしを考える方向に傾きがちであろうが、官僚制と政党の共通の基礎をなしていた伝統的秩序は、たんに動揺の度を深めたという量的なものではなく、一つの質的な変化の可能性をもつにいたっている。前にのべたように、非政治的な集団の活動が、ただ有力者をつうじてのみ非日常的な政治化

3 保守政党の歴史的特質（石田）

- しかし、ここで第二の問題、すなわち社会的基礎における変化（共通性は当然の前提として、ここでは変った面だけを指摘する）が、右の点と関連してとりあげられなければならない。第二次大戦後の特徴は、ただ量的に世界のあいだの距離がちかくなったということにとどまらず、原水爆の出現によって国際的な動きが直接に国民の日常生活に重大な影響をおよぼす結果となった。ワシントンでのある決定は、ただちに死の灰の問題として日本国民の日々の食卓に結びついてくる。したがって、じゅうらい抽象的スローガンとして、国内的な下からの政治化を回避するためにもちいられてきた国際政治上の問題は、もはやじゅうらいのような形で機能することは困難である。さらに、右のような客観的状況の変化は、潜在的にはあるが、その反射として大きな主体的な問題の端緒をしめしている。それは、じゅうらい非政治的な組織として、しばしば地方有力者によって利用され保守政党の側に吸収されていたものが、逆に非政治的な組織のままで、それじしん支配体制と対抗するという、客観的には政治的な意味をもちうる段階になってきたということである。この点については、まだ説明を要することが多いが、ここではただ具体的な例を一つあげておくにとどめよう。戦前においては、婦人は、いわゆる婦人運動家として、日常的な家庭の生活をぬけ出ることによって、わずかに——それもきわめて限られた範囲で——政治的役割を果したのに対して、今日では、母親が母親の座にある、まさにそのことによって、母親の日常的問題をつうじて大会に結集されるということとで、一つの客観的には政治的な意味をもってきている

の変化をみずから認識して、下からの政治化の途を少しでもひろげてゆくことによって、その地盤を新に形成しようとするならば、とうぜん外国の従属をたちきり、本来の意味での国会の自主性を回復することが必要になるであろう。またもし、広汎な政治的無関心を温存利用するという面での動揺を国際的な問題で彌縫し、一方では権力的抑圧をもつて世論をおさえ、他方では国会における形式的な多数を得ることだけによって解決してゆこうとすれば、どんな意味でも政局は安定せず、みずから政党政治を否定する途をすすむこととなるだろう。

最後に念のため附言しておきたいことは、右に述べたような保守政党の当面する困難が、ただちに進歩政党の側に有利に働くであろうと考えることは、あまりにも楽観的にすぎるといふ点である。地元有力者の秩序によって政治的無関心においこんできた保守政党の地盤が動揺しているとしても、だからといって、こんどはそれをそっくり一まとめにして（有力者を頂点とするそのまゝの秩序で）自分の側にとろうとすれば（かりに、それが一時可能であつたとしても）、結局は保守政党と同じような困難に直面せざるをえなくなるであろう。原水爆出現以後の重要な変化にしても、いわば客観的状況の変化にともなう反射としての面が強く、まだ必ずしも意識化された主体的なものとして強力に組織されるにはいたっていないのであるから、進歩政党が、保守政党の矛盾を克服してゆこうとするならば、まだまだ根本的な問題解決は今後にあると思う。なぜならば、保守政党が従来もつてきた根本的な矛盾を解決することは、たんに革新政党の票がどれだけふえるか

3 保守政党の歴史的特質(石田)

のルートをもちうるにすぎないとは異って、とにかく日常的なままで政治的意味をもちうるようになったことは、国民の日常的なものが下から政治化する可能性をあたえられたものといえる。そのことは、いわば上からの政治化が、その極点において、自己の反対物をうみ出したという意味で、前述のように、まだ反射的なものにすぎないが、もしそれを主体的に組織化しうれば(それこそ本来、政党の任務のはずであるが)日本の政治構造は根柢から変わってくることになる。

四 以上のようにみてくるならば、戦後の保守党は、表面上は制度的な国会の権威の確立によつて、たしかな存在の基礎をえているようにみえながら、実は戦前よりもいつそう困難な事情に当面しているといわなければならない。それは右にのべた二つの面(上と下との両極における)で、それぞれに、より困難になったというだけでなく、まさにその両者の関係について、そういえるのである。すなわち戦前では、伝統的秩序に根ざす面と天皇制的権威あるいは超越的勢力に依存する面とが、全体的に結びついていたのであるが、戦後における両面の変化は、両者のあいだに結びつけがたい乖離をうみ出しているからである。下における共同体的な秩序の動揺を上への依存によつて補うことは、天皇制を今日の国際秩序のなかで新しく再編しようとする企図にもかかわらず、きわめて困難な事情にあること、以上みたとおりであるとすれば、現在、保守政党は克服しがたい二律背反になやんでいることになる。もし保守政党がじゅうらいの社会的基盤

中央公論

SELECTION 8:

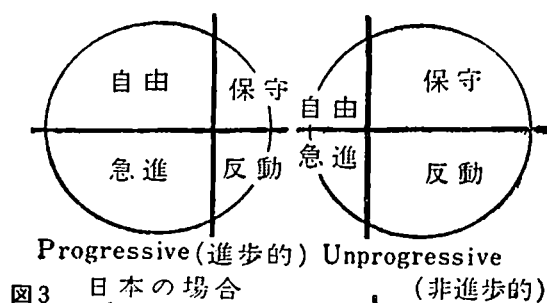
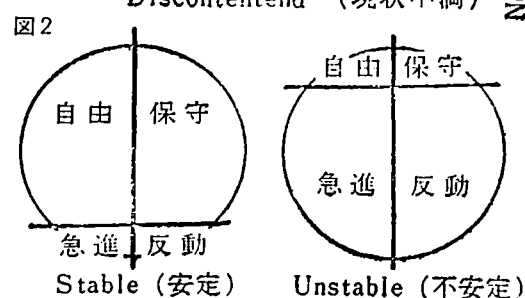
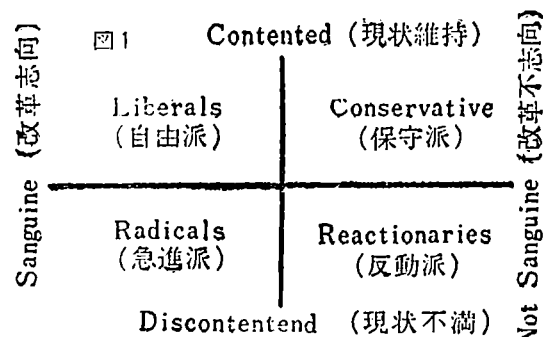
Tagučī Fukuji, “Nihon Šakaitoo-roñ,”
Čuuoo kooron, February, 1961, 32-34, 36-
42.

3 保守政党の歴史的特質（石田）

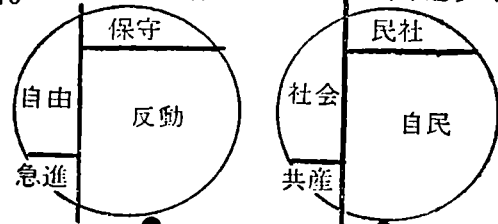
ということ（そのことさえ、実は以下にのべることなくしては長期的なものとしては不可能なのだが）ではなくて、政治の構造そのものに関することだからである。つまり国民の無関心のうえにのって議会政治を運営してゆくか、それとも政党が下からの政治化の媒介体となって国民の日常的な要求を意識化し、組織化して、みずから政治の場にまで影響力をおよぼしうるように指導するか否かにかかっているといえよう。● 「未だ政治が国民のものとなって居ず国民が却って政治家のものとなって居る」という吉野作造の言葉（「古い政治の新しい観方」）にしめされたわが国政党政治の根本問題は、いまこそ解決されなければならないときにきている。

——「世界」昭和三〇年一二月号所載——

日本社会党論



日本の場合



● 第一の日本の支持層、とくに自民党の超保守的、反動的性格であり、第二に広くいってわが国の革新勢力、狭くとれば社会党支持層のもっている特異な性格であり、第三は社会党自体の持っている特徴である。これら三つの政治的ファクターが相互に規定し合い関連し合って、日本社会党のいろいろな面での二重性格を形造っているのである。

● 実と比較しただけでも明瞭であろう。日本社会党とイタリアのネンニ社会党との類似性を指摘する議論もあるが、その他の条件の相違は別としても、イタリアにおいては共産党が名実ともに革新の主流をなし、社会党はその衛星的存在に過ぎないのに対し、わが国においては少くとも支持者数や議席数においてはその逆の関係が成立しているという決定的違いを見逃すわけにはいかない。そこで問題をより一般的に提示するとこうなる。日本社会党の独自の性格、つまりそれが西欧の社会民主主義政党のように完全に体制内存在にならず、体制からの遠心化傾向と体制への求心化傾向をともに持ちながら、しかも革新勢力の主流の地位を占めているのは、一体い

かなる理由といかなる条件によるのであろうか。この設問にはいろいろな解答が可能であるし、また多角的な検討が必要であろう。例えば、戦前からのわが国の政治および社会主義政党の歴史的特質も究明されなければならないし、またわが国の現在の経済構造（いわゆる二重構造の問題）や経済状況との直接・間接の関連性も追求されなければならない。しかしここでは以上の歴史的・経済的条件に直接言及することはさしひかえ、考察の範囲をその政治的与件ないしは社会党の置かれている政治状況との関連に限定したいと思う。そしてその政治的与件としてもっとも重要なものは、第一に社会党の主要な対立者としてのわが国の保守勢力、特に

二、日本社会党の二重性格

- 日本社会党が新安保反対闘争という反政府大衆運動の中で、そしてその結果として前進をとげながら、しかもその前進の中に後退の様相を色濃くしつつあるという事態の条件や理由は、一体どこに求められるであろうか。より一般的に考えてみても、日本社会党は現在の世界の社会民主主義政党の中でユニークな地位を占めており、いわゆる公式的な社民論では律しきれない特徴を持っている。そのことは、西独の社会民主党、イギリスの労働党を代表とする西欧の社会民主主義政党が、今やイデオロギー的には完全に脱マルクス主義化し、政治的には「政府の反対党」ないし体制内政党化している事

日本社会党のユニークな性格を規定する第二の政治的要因は、その支持者層の特質である。一千万を越える社会党の支持者層は、その階層、政治的志向等において、それこそ千差万別であるが、極度の単純化をあえてすれば、次のような諸点にその最大公約数的特徴が認められるであろう。

● 第一に、その支持者層の主要部分は、階層的には組織労働者、特に総評系労組員と、知識人層（ホワイト・カラーと一般市民を含む）であり、それらはわが国の成層構造において、中間的地位を占めている。裏側からいえば、第一に上流階級、

● 第二に零細企業主や農民等の旧中間層、第三に体制からの疎外層、つまり中小企業・零細企業の労働者や、完全あるいは半失業層等の間におけるその支持者は、相対的に少ない。その意味では、社会党は階層的中間政党としての性格を持つといえよう。

● 第二に、これらの支持者層の大部分は、社会党本来の組織活動の結果として獲得されたものではない。それは例えば総評系労組員の場合のように、企業組合幹部を媒介として間接的に一括掌握されたものであるか、あるいはインテリ層の場合

保守政党の反動的・退行的性格^{レグレッシヴ}についてはここであらためて

- 論ずるまでもないであろう。もつともなぜ彼らがそうであるのか、またいかなる条件のもとで彼らはそれなりの脱皮ができるのか、といった問題は重要であるが、ここではその点には触れることができない。ともかく、彼らは、わが国の政治のゲームの規則である新憲法の諸原理、とくに平和と民主主義の原理が、国民的規模で定着しつつあるまさにそのような状況の中で、それらの諸原理をドラスティックに破壊しようとしている点で、文字どおり反動的である。さらに新憲法秩序を破壊しようとするだけではなく、完全な復帰はむしろいかにしろ、戦前の体制——官治主義的・軍国主義的なそれ——への逆行の志向を根強く持っている点で退行的ですらある。ここ数年の岸内閣による警職法改悪・勤務評定・安保条約の改定・五月十九日の強行採決等の一連の事件だけをとってみても、そのことは明らかであろう。

岸内閣に代った池田内閣の場合でも、その支配技術におけるいちじるしい変化は認められるにしろ、その政治の基本路線と潜在的に強権的な性格は不変である、いなる意味では強化されているといえるであろう。こうして保守政党が内容的には反憲法的、形態的には反動的・退行的性格と志向性を持つ以上、後にのべるような性格を持つ選挙民を大衆的基盤としている社会党が、内容的には憲法擁護、「平和」と「民主主義」を擁護する政党、形式的には反政府的進歩的性格を

持たざるを得なくなるのは当然であろう。このように保守政党の反動的・強圧的性格と行動様式が、わが国のいわゆる革新支持層の傾向を媒介として、社会党の反政府的急進的性格や行動様式を産出していくメカニズムが、集約的に露出した典型的例は、五八年秋の警職法改悪反対運動、そして昨年の五・一九運動の場合であった。

一般に反政府大衆運動は、支配者と被治者の心理的統治双務契約における支配者側の重大な契約違反を原因として発生するといわれているが、これらの場合、特に五・一九運動の場合には、その契約違反が、戦争とその敗北とか、恐慌によるステータス・パニックと大量失業等とかいう典型的な形で発生したのではなく、まさに新安保条約の強行採決という純政治的直接的ルール違反の形態をとった点にその特色があったのである。いいかえれば、双務契約の治者自身の手による直接的ドラスティックな破壊によって大衆運動が勃発したのである。そしてそのような破壊行為は、広汎な大衆の中に「なんとも名状しがたい」混乱と憤りと不安をまきおこし、それが「反岸」「民主主義の擁護ないし再建」「新安保反対」等のスローガンや象徴に転位され、収斂されて、周知のような大反政府大衆運動へと展開していったのである。そして社会党は、先に引用した江田書記長の言葉に表われているように、自らの大衆的基盤のこのような高揚に密着し、波乗りしつつ、第一節で要約したような前進をかちえたのである。

な支持層の、意識や態度における特徴が問題となる。この点、組織労働者層とインテリ層との間にかんがりの相違はあるが、最大公約数としていえることは、彼らが「憲法」「民主主義」「平和」の維持・擁護という、政治的志向性を強く持つということと、同時に、建前の上ではともかく、本音は生活実感においては体制変革を現実的課題として考えていない、あるいは必ずしも「革命」と「社会主義」を望んでいない、ということであろう。ここから「現状維持」ムードと「革新」ムードとの、微妙な交錯が見られることになる。より詳しくいえば、「憲法」と「平和」の擁護を内容とする現状維持的態度にたいして、外側、具体的には保守党政府の側から、それを破壊しようとする攻撃が加えられれば、五・一九運動を典型とするような、少くとも行動形態においてはラディカルな、反政府の反応が惹き起されることになる。そしてすでにのべたように、自民党政府の政治的基本路線が現行憲法秩序の否定を一貫して志向している以上、この「保守するための革新的ムード（反政府性）」や、反応の行動形態におけるラディカルイズムは、いわば常態とならざるを得ない。しかしこの革新ムードは、現状の否定の否定、端的には自民党反対、民主主義擁護という消極的な性格しか持たず、直接的には体制変革の展望とは結びつかないし、またそのような願望にまで昇華することは少いのである。

この矛盾は、例えば十二月二十一日付の『朝日』夕刊の学

生欄「株」と取り組む学生たち」の記事に、集約的に表現されている。関係のある部分だけをとりあげると、「各大学のサークル証券研究会は政治的に保守的であるといわれているが、その中の一人の学生はマルクス経済学の立場に立っており、『株を研究して資本主義の矛盾を捜してみよう』と思つたのだが、じつさいは現実に引きまわされて……』と述懐する。それでもこの学生は安保デモには参加し、イデオロギー的には社会党支持だという。聞いてみた学生七人のうち五人が社会党支持。その中の一人は『憲法改正反対』という立場から、社会党支持です。しかし社会体制としては資本主義を肯定し、ちゃんのですね……』とその矛盾に悩んでいる」というわけである。このような矛盾は、ひとりこれらの学生のものであるばかりではなく、社会党支持者一般に通ずる悩みであるように思われる。

● もちろん、このような議論に対しては、少くとも総評のリーダーや知識人指導者、あるいは社会党の下部活動家は、そうではないと反論するかもしれない。たしかに、現在の総評の主流派幹部は「社会主義」理論で武装されているし、反主流派の指導者や一部の知識人、さらに下部活動家にも、社会主義への志向と政治的左翼主義のムードがあろう。しかしそれらは、第一に、社会党支持の一般大衆の上述のようなムードと、別次元でのムードであると考えられるし、第二に、より重要なことは、それらが「年功秩序の左翼的イデオロギイ

日本社会党論

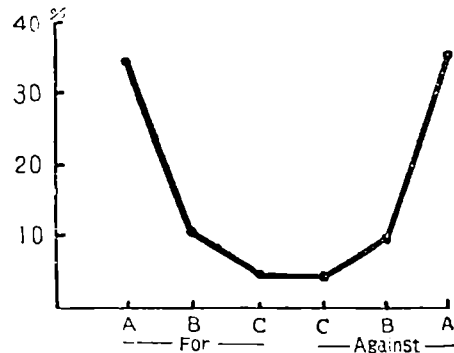


図5・厳しい不一致：均質的

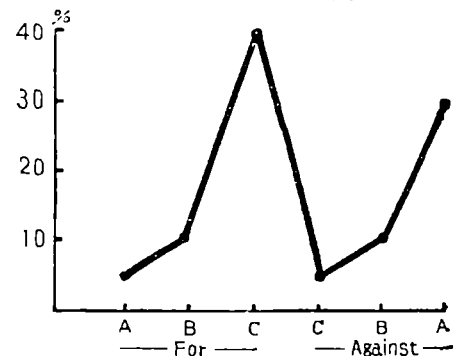


図6・厳しい不一致：不均質的

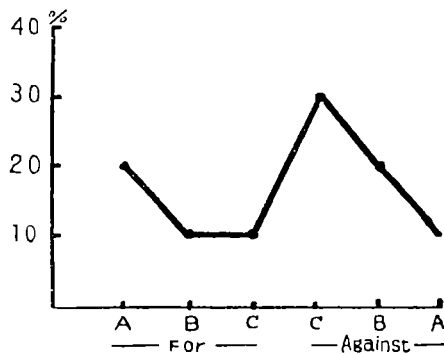


図7・憲法秩序についての賛否

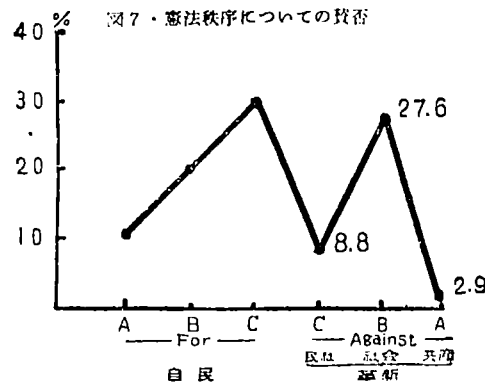


図8・政党支持率

●のように、選挙における投票行為等を通じて、偶然的に形成された統計的集合体にすぎない。社会党とその支持者との関係におけるこのような未組織性、一時性、間接性、偶然性等の特徴は、まず支持者の側における党へのロイヤリティや親密感の稀薄さと政治的無責任性、「投票のしつばなし」を結果とする。そしてそのことが、さらに党側にはねかえって、例えば党の議会外大衆組織の貧困さの克服を遅らせ、総評幹部を媒介とする組合員の一括掌握方式にますます固執させるという悪循環をうんだり、また、よかれあしかれ社会党の「世論」の動向にたいする過敏症をもたらしたりしている。このうちの後者は、「マス・コミに弱い社会党」というキャッチ

●フレーズに集中的に表現されるが、場合によっては——例えば五・一九運動のケースにおけるように——、そのような過敏症のゆえに大衆運動の高波に機会主義的に乗り、自らも予測できなかったほど急進化するという現象もおこるのである。いずれにせよ、社会党がその支持者を自ら獲得したものでないということは、総評、特にその幹部との関連において、また「世論」との関連において、悪くいえば、その圧力に流され、自主性や指導性を喪失する危険をもたらし、良くいえば、支持層の動向にたいする機敏な適応を可能ならしめているといえよう。

●ところで第三に、それが一番重要な点であるが、このよう

果が出てくるのではなからうか。

その支持層のこのような中立主義のムードや対外意識の構造にたいして、社会党はすでにのべたような理由からして、機微に適応する。そのような意識の動向に、「一步も遅れず一步も先走りせぬ」ように密着していくことが、社会党のモットーであろう。すでにのべた三党首テレビ討論会での江田委員長代理の態度や、「アメリカともソ連とも仲良くする社会党」という選挙スローガンや、米・ソを冷戦の当事者と見立て、その両者に加担しないという意味でのその中立政策は、国際情勢の変化という与件を別にすれば、このような文脈の中で解釈できるのである。

社会党の独自の性格を規定する第三の政治的ファクターは、以上のような状況との関連における党自体の諸問題である。これらの点については、私自身前掲二論文で、党構造や、社会党と総評との関係について分析をしているし、その後いくつかの同種の研究も出ているので、簡単な概括に止めたい。

社会党はいろいろな面で二重性をもっている。第一に、それはイデオロギー的には、戦前の無産諸政党の流れを引いており、種々雑多であるが、大別して労農派マルクス主義の線の左派と、改良主義的な右派とに分たれてきた（西尾派の離脱以後、特に最近表れてきた新しい党のイデオロギー状況については後述）。現行の社会党の綱領をそれ自体が、五五年秋

の統一社会党の発足に際しての左・右両派のイデオロギー的妥協の産物であることは、周知のことである。さらに事あるごとに——選挙における敗北や重大な争点をめぐっての態度決定を契機とすることが多い——そのような対立が党内議員派閥の抗争とからんで顕在化し、四九年や五九年におけるような党再建——党性格——党綱領論争（階級政党）か「国民政党」かという形で表現される場合の多い）を生んだり、五〇〇五年の講和問題や、五九年の新安保問題をきっかけとする、党の分裂や極右派の離脱を結果したことは、これまたよく知られている事実である。

したがって、社会党は自ら「社会主義」政党と称してはいるけれども、その「社会主義」なるものの内容は極めて多義的で、あいまいであり（「大衆的階級政党」という故浅沼委員長苦心の表現を想起せよ）、もし社会党が現在なんらかの意味で統一体としての実態を保っているとしても、それはイデオロギー的綱領上の一致に基づくものではなく、例えば「護憲」という最低限の目標の一致や、その他の事情によってそうなっているのである（拙稿「革新政権はいかにして可能か——社会党性格論」）。このように、社会党の「社会主義」の内容はあいまいであり、少くとも最近までは、「絵に描かれた餅」といった性格、「神棚の上の御神体」としての機能を果たしてきたのであるが、しかし、ともかくその数的には党内多数を占める左派勢力が、「理論的」にはマルクス主義を信奉しているということ

日本社会党論

としての抽象的理論主義」(労働問題「日本第一行動綱領」)であることが多いのである。いいかえれば、これらリーダーの「社会主義」は、組合の梯子をのぼって反体制エリート^(註)の地位に達するため、あるいはエリートの地位を保持するため、具身し操作できなければならぬ道具立の一つであるか(体制エリートの「はら」「徳」等の必要要件に照応するであろう)、「企業別組合を止揚するための組合原理への徹底」という総評主流派幹部の立場(太田「労働運動は労働組合に離せよ」前掲、ちなみに労働組合に離した後の組合は、政治的にどうなるのか。それは本格的「労働組合主義」以外のなものでもなかろう)を正当化する理論的外被であるか、あるいはそれは逆の、企業別組合主義の単純な裏返しとしての心情的左翼主義であるか、そのいずれかであることが多いのである。

こうして、社会党の一般的支持層の党にたいする期待は、プロGRESSIVであること、護憲のための反政府性、反自民党的性格において徹底的であることであって(民社党はこの期待を果し得ないというイメージがある)、社会主義の実現、体制変革という点には、さし当ってないといわなければならない。そしてこのような支持者の意識や期待にたいして、社会党は先きのべたような関係から、敏感に、というよりは過敏に、反応していかなければならないから、その行動は、短期的には、状況の性質に応じてめまぐるしく変化し、長期的には、二つの極限、つまり「常時」における議政党化、「緊急事態」における反体制化という、両極間の往復運動をくり

かえさざるを得なくなるのである。社会党を民社党と共産党の中間に位置する革新政党であると考えている一般人の常識は、社会党が状況に応じてこの対極のおおのに無限に接近しながらも、長期的には決してそれら自体になることはないという意味では、当たっているのである。

なおここで、第一節で指摘したような社会党の対外政策の動揺や、さらにその「中立外交」政策そのものが、社会党の支持層の一般的意識と、社会党の「世論」にたいする過敏性・密着性^(註)と、密接な関連があることを指摘しておこう。

●社会党支持層には、ここでその理由は問わぬが、一般に米・ソ両陣営間の冷戦や国際紛争に「捲きこまれたくない」という意味での、漠然とした、消極的な中立主義のムードのあること、そして「アメリカ」に対してと同様、いやそれ以上に、「ソ連」にたいする警戒・疑惑・不信等のマイナスの感情のあることは、そのことの理由や評価はさておき、事実として認めなければならないであろう。(ただし、同じ共産国でも中国にたいする感情は、ソ連に対するそれとは別である。かりに社会党支持者全体に、その関心の焦点に入ってくる国の中で、米・ソ・中・印の四国と、それぞれの国の最高指導者をとりあげ、それらについての選好の度合を調査するならば、おそらく国別では印度・中国、アメリカとソ連は同程度かソ連が下廻る結果、指導者別ではネルー・毛沢東とアイク(ケネディなら毛沢東の上)・フルシチョフの順という結

隠微な形で促進していくことも、推量できることである。ミヘルスの『政党論』の次の一節は、若干違った文脈で書かれたものではあるが、この場合にもあてはまるのではなからうか。「この傾向（社会民主党の保守化傾向）は、党の議会主義的性格によって補強される。『議会主義』とは最大限の数の

● 投票を得たいという熱望を意味する。党活動の主要な領域は、選挙のさいの煽動と、新黨員や新支持者を獲得するための直接的働きかけである。現代政党とは事実上は何であるのか。それは、選挙民大衆の方法的組織化体である。社会主義

● 政党は、同時に新黨員と新支持者を培養しようと努力する政治的集団として、ここにその本質的利益関係を見出す。というのは、その党員数や支持票の減少は、その政治的威信を失わせることになるからである。したがって、新黨員に対してのみならず、支持者や同伴者についても、大きな配慮が払われねばならない。また社会主義とか民主主義の理想的世界の外側にいるこれらの人々を驚かしたり、警戒心を起させることを避けるために、厳密な原則の上に基づく政策の追求は回避される一方、こうして実現された組織の数的増大が、その質の犠牲において得られたものではなかったかどうかについての考慮は無視される」と。

● 以上要するに、社会党の複雑な組織構成もまた、党を相反する両極に牽引する重大な契機となっているのである。なお社会党自体の問題については、他には触れるべき問題が残さ

れているが、ここではイデオロギーと組織における矛盾の指摘に止めることにする。

日本社会党論

は、その理論上、実践上の「右翼化」、体制内在化にたいする一定の歯止めの役割を果たしているといえるであろう。(例の「岡坂論文」や、党内ラディカリストのショック療法的役割を想起すべきである。)

● さて、社会党の二重性は、そのイデオロギー的側面に止るものではない。その組織構造もまた、二重三重の複雑な構成をもっている。社会党の組織的欠陥として、党員数の絶対的不足、「逆ピラミッド型」の党構造、「議員派閥政党」的性格、議会外大衆組織の欠除等が、党内外の論者によって指摘され、党基本組織の拡大強化が叫ばれ続けてきた。しかしそのような努力は、現在にいたるまで、実際にはあまり効果を挙げていない。(その理由の解明は別の機会に譲る。)そして、そのように弱体な党組織とその活動を代替しているのは、いうまでもなく総評を中心とする労働組合や大衆団体であり、社会党員である組合活動家の、組合内でのいかにも組合活動家としての資格における、政治活動である。「組合の政治活動が存在しない場合には、下部の政党活動も存在しない」(藤田、前)

といわれるゆえんである。さらに社会党が、新憲法の実施後十五年間、ともかく「憲法秩序下の政党」、つまり「議会議政党」としてわが国の政治過程に参加し、そこで重要な役割を演じてきたという事情は、組織的には、議員ないし議員候補者中心の、しかも党基本組織の統制や整序に服さない、「後援会」組織系列を生産し、再生産してきたのである。(このよう

な党の組織状況にたいして、その労組依存傾向と後援会中心主義を克服するためには、党の基本組織の拡充が急務であることが説かれてきた。しかし先にも触れたように、その点での成果はあまり上っていない。なぜそうなのか、その理由を明確にしないことには、党組織拡充論は空念仏に終るしかなかろう。その上、党の議会外大衆組織の拡充ということが、一部論者のいうように、社会党の組織的体質改善の唯一のきめ手となるわけではない。二〇世紀初頭のドイツの「社会民主党」の経験から明らかのように、そのことによって、逆に体制への求心化が促進されていく危険も考えられなければならない。もともと日本の社会党の組織問題は、そのような問題状況の発生する事態の前段階に止っているのであるが。)

ともかく、以上要約したような社会党の組織的特質は、政治的には複雑な意味合いを持つであろう。五九年の社会党大会の分裂の場合のように、党内の対立が、議会内政党とその派閥的均衡を代表とする党執行部对党下部組織のサブリーダーや活動家との対抗という形態をとる場合には、党内リーダーシップの機能麻痺と、下からのつき上げによる観念的急進化が促進されよう(この点については拙稿「社会党分裂の原因と」また、党組織の機能を代行する総評とその幹部の政治的動向は、直接・間接に社会党の政治的方向を規定するのであろう。さらに、議員の「後援会」組織の系列が、現在のような形で存続するかぎり、それが社会党の議政党化、体制への求心化を

日本の圧力団体

SELECTION 9:

Nagai Yoonosuke, "Açuryoku seiji no
Nihonteiki koozoo," *Neñpoo seijigaku*, 1960,
pp. 9-29.

年報 政治学
1960

日本政治学会編 岩波書店刊

- 図外に置かれている」(『朝日』五七・一二・一三、労働者投書)という、一般民衆のいつわらざる疎外感を背景として、議会外の、組織的な圧力活動そのものに対する反価値的な態度が、色濃く(圧力団体)の語の内包を最初から規定したことは否定できない。このような公憤は、革新政党をふくめて、元来、大衆の組織的支持を欠く、議員グループにすぎないわが国の政党構造との関係で、不可避免的にあらたな問題を派生せざるを得ない。五七年八月、長野県労組評議会が、「県評推薦議員の行動方針」を発表し、(一)県評の政策、方針にもとづいた院内活動を行なうこと、(二)日常行動にも革新議員としての品位を保つことの二つの基本方針をきめ、この二項目に反するものには勧告をしたり、または推薦の停止処分を行なうことをきめたとき、新聞は、労働組合運動の限界をこえるものとして激しく攻撃した。「労組の政党への口出しは、現在では少し度が過ぎていている感」だ。いちいち注文をつけたら、文句を言ったりしてはかえって社会党の発展を阻害することになりかねない」(『朝日』五七・八・二七)。一般の読者からも、「これでは、議員の行動範囲がせばまり、不自由を感じ、本来の使命を十分果せないだろう。県評としては理由もあり、善意から出たものと思うが、もし全国の労働組合が長野県評のような行動指針で議員の行動を監視し、ヒモをつけることになれば、日ごろの圧力団体批判の声は労働組合に集中するようになるだろう。労働組合が各議員の推薦母体となることは、いっそうに構わないが、当選後の行動は議員の良識にまかせたらいだろう」(『朝日』五七・一二・三、労働者)という投書となつてあらわれている。「中政連」でも、五七年暮に、「あなたは事業税の廃止、零細企
- 業の社会保障に賛成ですか」といった質問を四五三人の議員に対して行ない、五八年五月の総選挙直前に、(1)中小企業事業税全額免除(2)中小企業退職給付金法案の制定 (3)零細企業に対する健康保険の適用、その他の社会保障 (4)中小企業向け金融の大幅確保の四点につきアンケートを全候補者に配り、署名入りの回答を求め協力議員候補の基準とした。こうした総選挙をまえに、(金)と(金)でニラミを利かせる圧力団体の活動は、「目にあまる」ものと新聞にも報道され、とくに、このアンケート方式で候補者の(言質)をとり、ヒモつきにする運動は、自治庁でも選挙法違反の疑いが濃いと警告を発したが、「政界は圧力団体のあり方について再検討の時期にきているのではないだろうか」(『朝日』五八・五・二)というジャーナリズムの抗議となつてあらわれている。
- いうまでもなく、議会制において、いかなる事情変更(状況変化)のもとでも、すべての議員の選好(投票行動や意見)が、固定した利益と結びつき、硬直した(組織票)として凝結するかぎり、多数決原理が機能し得ないことはいうまでもなく、なんらかの選択の浮動性が前提されてのみ、「多数決原理」はダイナミックに動く。一八世紀から一九世紀初頭にかけて完成に達した古典的議会制では、制限選挙制、ロットン(又はポケット)ボロー、名望家政党などを基礎に、権力統合に必要な投票の浮動性を院内におけるスポイルズ、ファクション間の取引による離合集散による院内多数の形成によって調達していたのであつて、古典的議会主義のイデオロギーが、権力と社会との中間に介在する利益集団を嫌忌するのみでなく、「政党」に対しても極度の嫌悪と反撥を示したのは右の構造にふかく根ざしてい

圧力政治の日本の構造

永井陽之助

一 世論に映じた〈圧力団体〉

- 「静かな国会」とよばれた第二六通常国会や、二大政党下初の総選挙をひかえた五八年度予算編成をめぐって、にわかに活発化した圧力団体の「目にあまる横暴」は、とくに軍人恩給団体や地主団体の圧力活動に対する世論の攻撃となつてあらわれたことは周知の通りである。G・E・ラボー(G. E. Labow)によると、フランスの新聞紙上に「ヘロビー」という語がはじめて登場したのは、北アフリカの利益集団(北アロビー)の政治策動に世論が刺戟された頃にはじまるという。「ヘロビー」とか「圧力団体」という観念が、もっぱらいまわし
- い目的を志向する利益集団(例えば、破産恥なホテル業者、アルコー
- ル商人、植民地拡大主義のコロンや山師、死の商人といった「マフィア団」との連想で、公衆に印象づけられた点は、かなりわが国の場合と似ている。さらに、ラボーが言うように「そこで争われている利益の正統性についての道徳的、政治的判断は、意識、無意識の

- うちに圧力団体の概念そのもののなかに編みこまれる⁽³⁾傾向がある。したがって、逆からいうと、その社会の内部から発生してくる「圧力団体」のイメージのなかに、その国の圧力政治の問題性が集約されていると考えていいであろう。ただし、「政治過程に対する利益集団のインパクトは、その社会における公衆の態度の一函数にほかならない」からである⁽³⁾。
- 「議会主義民主政治の危機といわないまでも一番大きな欠陥の一つは、国会や政党が選挙の人気とりやその他もろもろの利害関係から、外部のいわゆる圧力団体の圧迫に容易に屈するところにあるといわれる。国民全体の圧倒的支持をうけているはずの絶対多数党ですら、その多数に自信を得られないで、陳情団体の圧力に屈服するような現象は最近ともすれば見受けがちであるが、これは前の説を裏書きする感を深くする」(『朝日』五七・三・一六)の「社説」に代表されるように、議会内での絶対多数を頼む政府の弱腰と、陳情団体の強腰とが対比され、「組織の力のあるものは得をし、組織のない一般市民や、社会の下積みで、苦しい生活をしている人々は政治の

- 同友会、巨大独占企業⁽⁶⁾の「匿名の帝国」に対しては眼を閉じる、というブルジョア新聞と世論への反撥となつてあらわれるのは当然であろう。もつとも、多くの場合、政府の政策と、独占資本の利益志向とが基本的に一致している結果、細部の争点における意見の不一致⁽⁷⁾がある場合を除いて、外部から圧力の測定⁽⁷⁾そのものが不可能になる、という事情のほかに、わが国の伝統的な価値体系の構造に由来するところが大きい。元来、日本の天皇制は、「政治的価値」を社会の統合機能の中核におきつつも、一切の正統性の源泉たる天皇を非政治的に価値づけた結果、派閥抗争の場としての「政界」にもつぱら「政治の世界」を局限し、非政治的にその機能を果すものであった。したがって、天皇、側近(元老・内府・枢密院)、官僚、政党、圧力団体、大衆集会、大衆運動という一連の価値序列にしたがつて、その役割構造が位置づけられ、権力核を構成する上部へ上昇すればするほど、「非政治的」とみられ、下降すればするほど、「政治的」色彩の濃厚なものとして表象される、という伝統は、戦後、正統性の根拠を、「天皇制」から「議会主義」へと転換するに至った今日でもなお消えていない。例えば、わが国の議会制における「ゲームの規則」(rule of game)の表象のなかに、その価値態度の遺産をみることができる。徹底的に日常化(世俗化)した政治体制をもついわゆる「アングロ・アメリカン」な政治的風土では、政治過程は一種の「実験室」(選挙の候補者の提供する政策が「仮説」として受けとられ、その立法の結果が体制内に急速に伝達されて、その仮説の当否が検証され、その結果が、その候補者又は政党の支持入力へフィード・バックされるというメカニズム)であり、政治の場は、与党と野党間のテクニカルな交替を内容とする一種の「ゲーム」とみられるのに対して、わが国の「ゲームの規則」をあらわす「土俵」という日本語の使用が示すように、政治は「ゲーム」であるより「勝負」であり、総選挙の結果は実質的優劣にたやすく転化してしまう(勝てば官軍)。⁽⁸⁾
- その結果、与党と野党の間には一種の価値序列がつくられ、しかも価値の優者である与党は、公権力に近接するものとして、自己を非政治的に価値づけるから、官僚、政府与党に結びつく諸グループは政治的には中立的で超越的であるかのように一般民衆からも表象され、「党利党略」をはなれた「公平無私」のスタイルで、非政治的大衆に臨み、大衆も、また、そうであることを支配層に期待する。日本における政治的グルーピングは、そうした政治的風土の文脈のなかで不断に価値づけられていることを忘れることはできない。
- しかも、自己組織を欠き、所与的な自然的秩序に依存するわが国の体制政党は、もともと「反政党的政党」(anti-party party)であるばかりではなく、「反組織的政党」(anti-organization party)であり、自然的秩序から離脱して形成される自発的、自主的な組織を忌避するバイアスをもつ。「陳情」と「大衆運動」の中間を往復し、後者へ傾く潜在性をもつ圧力団体は、その限りで、体制の側からも、反価値的に評価される可能性をまぬがれない。こうした事情を反映して、
- 「本連盟は全国の中小企業経営者及び従業員の民主的団結による政治的圧力団体として目的の達成を期す」と、自ら綱領にうたっている中政連を、ほとんど唯一の例外として、大部分の圧力団体は皮肉にも、「圧力団体」の語でよばれることを極度に警戒するに至っている。全国の医師八万人を会員として、衆参両院を合せて約二〇人に

- るのである。フランス革命に発する「強制委任」の禁止規定に象徴される反政党的態度は、また同時に、いわゆる理性的討論と説得、妥協という政治理論の楯の反面をなすものであった。各議員が自己の（良心）の命ずるところにしたがって投票し、なんら個々の党派や選挙区民、政党、その他の外部の利益団体の強制にしたがわないという思想は、一七七四年、エドモンド・バークの有名な「プリストル演説」に表明されているが、この前提なくしては、古典的な代表機構で議会内での多数決による決定はどうい機能しえないからである。右の世論に見られる（圧力団体）への反価値的態度のなかには、
- この古典的な議会制を基礎にした国民代表の理想像が、その公憤の底流をなしていることは容易に看取できよう。しかし、現代の普通平等選挙制、厳しい党規律と忠誠を要求する大衆政党、強力なリーダーシップによる大衆の日常的組織化を、その正統な発現形態とする大衆民主政においては、右の世論にみられる利益観念は、そのま
 - までは、無力な正論におわるほかはない。大衆政党と名望家政党という（二つの魂）をいだくわが国の政党構造の畸型性のなかにこそ、問題の根底がひそんでいるからである。
 - ところで、予算編成期ごとにくりかえされる（分捕り競争）に対しては、支配層の側からもつよい非難の声があがった。例えば、臨時恩給等調査会会長の日本化製社長原安三郎氏は、「いまのように弱い政府では恩給は際限もなくふえていく。代議士は目先にちらつく選挙がこわいばかりに遺族会の意のままになっている。……軍人恩給増額に刺戟されて、旧地主二百万人が農地改革に対する補償要求の運動を始めている。この調子で行けば、文字通り恩給亡国になるだろう」（『週刊朝日』五八・二・二）と警告し、さらに、日本傷痍軍人会をまとめて恩給増額のために動いた野村吉三郎元海軍大将も、「赤紙一枚で国に殉じた遺族は当然報いらるべきだと思う。大蔵省も金勘定だけで遺族の氣持を無視するのは困る。だが国の財政にも当然、限りがある。負担は全部、国民の肩にかかる。また旧軍人や遺族が過去の権利だけを主張し、無理な運動をつづけて国民の反感をかうとしたら、少しくらい恩給がふえても結局マイナスになる。ことに国会議員が圧力団体の利益代表だけになってしまうと、当然、国民は議会政治に対する信頼を失う。これが一番こわいと思う」（『週刊朝日』同右）と自ら「その行き過ぎ」に対する「世論の反撥」を警戒している。以上のような世論を背景に、自民党の川島幹事長は早くも、「最近の陳情はすべて戦後の労働運動の影響だと思う。今後は圧力をかけたら絶対に受けない」（*Japan News*, 1958, 2.12）という強い意見として表明された。しかもN・H・Kの街録問題におけるように、政治に対するすべての組織的圧力に対して、（圧力団体）の語が使用され、労働組合、日教組、婦人団体、その他、戦後の民主的解放によって下から形成された自主的団体にまで、その語が拡大されるに及んで、元来、自発的、能動的な結社形成を拒否する政治的風土のなかで、あらたな政治的（組織象徴）として機能し始めるのである。したがって、革新陣営から、しばしば指摘されるように、（圧力団体）への非難が、もっぱら旧軍人恩給団体や中政連、主婦連、その他、もろもろの下級の圧力に対して加えられ、ヨリ強力な中級・上級の圧力——つまり、「官僚機構の周辺にむらがる千をこえる各種の外郭団体と政府の審議会およびその背後に存在する経団連、経済

(13) う」というエッセイの指摘は、そのまま、日本の圧力政治に妥当するであろう。

- (1) George E. Lavau, "Political Pressures by Interest Groups in France," in Henry W. Ehrmann (ed.), *Interest Groups on Four Continents*, 1958, pp. 60~61.
- (2) *Ibid.*, p. 61.
- (3) Henry W. Ehrmann, "Pressure Groups in France," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Sept. 1958, p. 148.
- (4) 拙稿「二大政党制の理論と実態」(『法律時報』一九五九・一月号)参照。
Cf. Samuel H. Beer, "The Representation of Interests in British Government," *American Political Science Review*, Sept. 1957.
- (5) 京極純一「現代日本の政治的行動様式」(『思想』一九五九・一〇、一二月号)参照。
- (6) 木村毅八郎「三十三年度予算をめぐる圧力」(『中央公論』一九五八・五月号)、杉本文雄「統一戦線と「圧力団体」」(『前衛』一九五八・一月号)、等参照。
- (7) Cf. R. A. Dahl, "The Concept of Power", *Behavioral Science*, vol. 2, July 1957. R. A. Dahl, "A Critique of the Ruling Elite Model," *American Political Science Review*, vol. 52, no. 2, June 1958.
- (8) Gabriel A. Almond, "Comparative Political Systems," *Journal of Politics*, vol. 18.
- (9) H. W. Ehrmann, "Pressure Groups in France," p. 148.
- (10) A Comparative Study of Interest Groups and the Political

cal Process, Report on the Planning Session held at the Center for Advanced Studies in the Behavioral Sciences, Stanford, Cal., April 5~10, 1957, Gabriel A. Almond, *the reporter*, cf. *Amer. Pol. Sci. Rev.*, March 1958, p. 270 ff.

- (11) Samuel H. Beer (ed.), *Patterns of Government*, 1958, pp. 128~129.
- (12) Samuel H. Beer, "Group Representation in Britain and the United States," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, vol. 319, Sept. 1958, pp. 139~140.
- (13) H. W. Ehrmann, "Pressure Groups in France," p. 148.

II 圧力政治の風土的構造

政治生活は、人間の欲求に比して稀少な社会的価値の配分をめぐる不可避的に生ずる紛争を、その発生母胎としている。しかし、すべての潜在的な利益の対抗関係(紛争)が政治の世界へ浮上し、あらゆる社会的要求が公共の争点へ転化していくわけではない。いかなる種類の紛争(利益の対立)が政争に転化するかは、それぞれの政治体制の基底にある政治的風土(political culture)によって異なり、紛争の社会化(又は政治化)されるプロセスにも、おのずと段階と濃淡の風土差があることはいうまでもない。〈紛争の政治化〉(socialization of conflict)という観点から、政治過程を捉えるならば、所与的な支配関係の非対称性を、正統なものとして承認し、ただ、「民間有志」の陳情と、それに対応する官憲の慈恵的な答意による利益配分が、その一方の極に位置する。つまりは、〈官憲政治〉の下部組織としての末端に立つる伝統的なカグループの役割構造が縦の

- も及ぶ(医師議員)をもち、議會勢力としても「日教組」に匹敵するといわれる日本医師会の武見会長は、「世間では日本医師会のことを圧力団体というが、とんでもない。むしろ被害者団体だよ……」としばしば発言し、「これは決して局部的な利害の問題ではない」として、「医は仁術なり」という封建的な考え方につよい抵抗を感じつつも、自己利益を、自己利益として政治に表現する論理を見出し得ないまま、「学問のために圧力をかけることが批判されるというなら、そういう批判は甘んじて受けよう」という苦しい抗弁となっている(『朝日』五八・八・二「この人の立場」、『中央公論』五八・五月号)。また、旧在郷軍人会の戦後版として五六年十一月に発足した社団法人「郷友連盟」の岡村元大將は、「近頃、政治、政党に対する圧力団体という言葉が流行しているが、われわれは善き政治、政党に対する強力な鞭撻団体に成長したい」(機関誌「桜星」一月号)と述べ、わが国の地域社会に根づく残存する(醇風美俗)の Promotional Group として自らを正統化している。この「郷友連盟」における「一日戦死」という労務提供による労賃積立などに象徴されるような「滅私奉公」の精神や、同じく「中政連」一つの宗教で、私を開祖である」というような新興宗教まがいの(現世利益)という形でしか、自己利益の正統性を確信しえない「中政連」幹部のエートスにみられるように、近代市民としての(自我の合理化)を経由せず、もっぱら「滅私奉公」原理によって社会的エネルギーの調達を図ったわが伝統的価値体系は、戦後なお多くの利益集団のリーダー達をふかく呪縛している、といっているであらう。
- 以上のように、わが国の圧力団体は、あらゆる方面から道徳的困難を浴びている点で、フランスの場合と奇妙に似ている。H・N・エアマン(H. N. Ehrmann)によれば、フランスでは、「保守派の政治家から、自由主義者から、王党派から、社会党の大統領から、ド・ゴールから、マンデス・フランスから、あらゆる方面から圧力団体は、攻撃にさらされている」といわれる。その結果、大企業組織すらも、公然と大規模な圧力活動をなし得ないといわれるほどで、この点は英米の場合と全く対照的といっている。「フランスの政治的コミュニケーションにおける細分化」(利益集団間の不信とデイスコミュニケーションの条件を反映している)といわれる所以である。古くから、アメリカ以上に、(集団政治)に対する正統性が確立し、「アメリカよりはるかに個人主義的ではなく、個人の意志と公共政策とを媒介する連合体の干渉を非難さるべきものとはされない」イギリスの政治的伝統では、アメリカの圧力団体活動(例えば、N・A・MのPR活動)のように、自己の特殊利益をこころから社会や道徳的な正義感で粉飾する必要がなく、公然と特殊利益を追求しており、また、社会からも、それを当然としてあやしまれない。したがって、公衆に対するPR活動やマス・キャンペーンはアメリカに比してはるかに少ない。これは主として、ヴィクトリア朝時代の自発的結社による圧力活動と異なり、現代では、公衆に対するPRや宣伝の機能が、もっぱら(政党)へ移譲され、(政党と圧力団体との間に明確な役割構造の機能分化が存在することと無関係ではあるまい。フランスのように、「国家が経済生活の全面に干渉しなから、なお且つ、その周囲をとりまく利益集団の連合体より、力の弱いことを自ら証明している国家は、絶えず不安定な状態にあるだろ

- する社会的エネルギーは、戦後の混乱と経済生活の崩壊の下で、一気に急進主義へとつき進み、四六年五月十九日の食糧メーデー、四七年二・一ゼネストにおいてピークに達する。この全面的な政治化は、やがて国際政治の変動に伴う占領政策の変化、ドッジ・ラインを転機とする経済政策の転換を境として急速に退潮を開始し、再び、私的領域へと封じ込められていく。その非政治化の反動は、まず、ラディカリズムに対する根ふかい庶民の反撥感情を利用して、上から弾圧を強化するという方式で進められた。まず、言論・集会・結社の自由は、四九年各地に相つぐ公安条令に始まり五二年の破壊活動防止法に至る一連の弾圧法規により、法の制限のもとにおかれることとなった。そして四八年七月以降、国家公務員法の制定によって、公務員は政治的中立を強制され、いわゆる教育二法、新教育委員会法などの成立は、地方公務員法の制定と相まって、ますます、公務員の非政治化を促進することとなった。こうした法制化は、前述の、わが国の価値体系の文脈のなかで機能するとき、参議院選挙の全国区では、建設・農林・運輸などの各省出身の高級官僚が、いわゆる「利権票」を地盤に、目白押しに上位当選者を占める実情に対して、下級の公務員や教職員の正当な市民的権利をも、事実上、剝奪することを意味する。さらに農地解放に伴う中小農家の受益者化、労働運動における「政治主義」から「経済主義」への転換等によって、圧力政治の基盤は徐々に形成されて行った。こうした権力による上からの非政治化工作は、五八年十月の警官職務法改正問題において、プライヴァシーの防衛を発条として政治化する民衆と交錯し、一つの「接点」を結ぶわけである。⁽³⁾
- 無論、以上のような権力による非政治化工作は、底辺における伝統的な非政治化作用と相互に見合っていることはいうまでもない。地方自治から政党性を排除し、地域社会に党争を持ち込むことを極力避けながら、戦後、法制的に確立された地方自治の財政的負担にたえきれず、補助金を求めて、中央政界へ陳情せざるを得ない地方諸団体の行動は、いわゆる「地方六団体」において最も強大な発現をみせる⁽⁶⁾。また、地方の名望家「有力者秩序」が担当していた伝統的な小宇宙の支配者としての地位と役割が、戦後の経済的困難の加重によって次第に崩壊し、もはや「属性主義」(生得的な家柄・身分による名望家の威信)による非政治的な、地位の保全は不可能になるや、役職名望家として、また、体制の末端につらなる各地方組織「農協」をはじめとする「役職」を占める中間層ボスとして、地方利益の増大を、政府への陳情によって、立証する「業績主義」へと漸次、移行せざるを得ない。五七年三月新しく統一結成された「全日本農民組合連合会」の綱領の中心の一つに、「特定政党の政治的意図に左右されることをやめ、農民の利益への要求を土台とする」とうたわれていることがよく象徴するように、かつて中央諸機関団体との中間媒介項として最も有力な存在だった地主の消滅により、新しく誕生した独立の自営農民は体制の受益者として、それぞれ各自「実利」を獲得しようとして、自らを非政治化しながら、中央政府と直結することになるのである。⁽⁷⁾殊に、経済事業団体、農民の地域的組織体、経済行政の下部末端機関という「三つの顔」をもつ「農協」は、「農協をつかみ損ねたら選挙に勝てない」という体制政党の弱点を利用して、主として「農政運動」の担い手として活潑な陳情活動を開始するに至る。

- 関係で系列化される。他方の極には、潜在的な準集団(quasi-groups)の成員間に相互のコミュニケーションが存在し、ぜんじ明確な階級意識をもつ「対抗集団」(conflict groups)へと分極して行き、両者の間で利益の調整が行なわれる「政党政治」が位置する。その政治社会における紛争の非政治化(privatization of conflict)の濃度がこくなるほど、前者に傾き、紛争の政治化の度合がこくなるほど後者へ傾くチャンスが増大する。また、権力と社会の間で、縦のコミュニケーションに優位がおかれ、横の準集団間のディスコミュニケーションを特徴とする政治的風土では、前者に傾く可能性がより、底辺における所与的な自然村的秩序と、頂点における官僚機構という組織構造が、利益志向の正統なチャンネルとなる。それに対して、各準集団間の横のコミュニケーションが解放され、権力への抵抗性を発条とする自発的なグルーピングが高度化すればするほど、長期的な視座にもとづく政策(又は体制)の選択に訴えるチャンスが増大するから、おのずと後者へ移行する傾向性がたかまる。

● 圧力政治(Pressure politics)は、両者の中間段階において成立する政治様式である。シャットシュナイダーの言葉をかりれば、圧力政治は、「紛争を政治化しなかったために敗れたものが、その結果に堪えがたくなり、救済を求めるところから生ずる。圧力政治に関して重要なことは、それが私的利益の紛争ではもはやなく、しかも政治の世界に私的紛争が持ち込まれるという点にある。故に、それは紛争の政治化の一段階であり、紛争を政治化すまいとする試みの失敗」なのである。たとえば、戦後日本の再建コースの中で、いわゆる日本資本主義の二重構造の不可欠の要素として「日蔭者」の位置に

- おかれた中小企業は、一方では農村から流出する低賃銀労働、他方では巨大企業が吐き出す失業者群のプールとして、また、独占資本が労働者を低賃銀に隷従せしめるための経済的緩衝装置として、体制の重圧をシワ寄せされつつも、旧中間層のもつ伝統的な意識と行動様式のゆえに、相互の不信とディスコミュニケーションをその特徴としていた。したがって、組織化のもつとも困難な階層とされていたものである。へ中政連は、そうした「中小企業界の風土病」から脱し、「失地を回復する」ため、中小企業問題はあくまでも「政治的に解決しなければならぬ」という自覚に立つて、中小企業界の共通の要求を実現させるため結成されたものである。しかし、「そのために新党をつくることは不得策であり」、「政党となると外交問題とか文教政策とか何もかも手がけねばならない。だから圧力団体ということにしたのである」という中政連の広報局長の言葉が端的に物語るように、自らの非政治性に敗れて、公権力に救済を求めながら、その結果に対して政治的責任を負わない利益志向は、圧力団体固有のものである。

したがって、戦後日本の圧力政治の風土的構造を捉えるには、紛争の政治化及び非政治化を促がす風土的条件の究明から始めるのが順序であろう。

- 戦後の民主化が、非軍事化のための民主化という占領軍の初期占領政策に援けられ、わが国において、はじめて、社会の底辺から、紛争が政治化される機会が訪れた。労働者、農民、婦人層も政治的、社会的に解放され、反体制的政党としての共産党をはじめ、もろもろの政党が相ついで結成された。急速に増大する労働運動を中心と

(12) 然し、院内多数の形成や、投票行動において、陣笠議員に対する党規律と統制力はアメリカよりはるかに強く、〈交叉投票〉の生ずる余地は少ない。その意味で、アメリカのように専門的なロビイストの立法活動にまつより、むしろ、各議員がイギリス型の *resid M. P.* として、地元の陳情団と関係官庁とを媒介する斡旋装置として機能することになる。(13)

● 压力団体の活動目標が主としてどこに向けられるかによって、その政治体制の権力所在がわかる、といわれるが、派閥化と寡頭化を特質とするわが国の政治権力が一元的に集中していないことを反映して、压力団体も、おのずと、関係官庁、国会、政党、委員会等のすべてに压力をかけざるを得ない。例えば、五八年の暮、地方六団体が「おきまりの人海戦術」によって、大蔵省を攻略した作戦過程をその一例として引くならば、まず、第一に、大蔵官僚と犬猿の仲の自治庁幹部と表裏一体の体制を固め、愛知自治庁長官のシリをたいて、退却や妥協の道を封じること。第二に自民党内の旧内務官僚出身議員や、政調会の地方行政グループなど、地方団体のシンパを総動員して、下から党幹部を突き上げること。第三に、これと並行して、党六役のひとりひとりを地元の知事や、市町村長が口説き落し、党内で佐藤蔵相の立場を孤立させること。——右のような作戦を立てて実行に移した。自治庁と大蔵省の折衝が暗礁に乗り上げて、いよいよ問題が政府、与党の首脳部会議に持ちこまれることになった三十日の午前、六団体は、「あくまでも大蔵原案を取下げないなら、重大決意にふみ切る」という共同声明書をつきつけて、「三十四年四月の地方選挙と六月の参院選挙では、一切自民党に協力しない」という最後の切札を出すに及んで、大蔵官僚と、地方六団体との攻防戦は勝負がついた、といわれる。(14)

六〇年度予算政府原案でも、地方六団体などの压力団体をバックにした自民党政調会の压力が予想以上につよく、いままでにない難航を続けたが、かつて外遊帰りの河野一郎氏が同じく中国帰りの松村謙三氏を相手とした対談(『日経』五九・一二・一三)で、「本年度予算といい、補正予算といい、みんな予算を自分のために分捕っている。昔は各省でやったものだが、いまは個人のために予算をとっている」と嘆かしめるに至っている。岡義達氏が指摘されるように、「元来、派閥化は、支配集団がその支配手段として集権的官僚制に専ら依存し、こうして自主的リーダーシップから解放されることにより拡大する恣意領域にねざす」ものである以上、政党人は対官僚の点で優位を維持することはできない。行政立法の技術能力(政策の調査・立案)の点で圧倒的優位に立つ官僚は、政党内への侵入のルートとして、压力団体を利用し、間断なく、〈権限〉拡大を意図する。自由党の歴代政務調査会長に、官僚以外で就任した者が例外的にわずか二名しかいなかったこと、現在、自民党の政務調査会、政策審議委員の三分の二以上が官僚出身議員によって占められていることが示すように、官僚の政党内への進出は日増しに増大している。

● 一方、国会議員は、選挙区民と官庁を結ぶブローカーとして機能するには、官僚に顔売りをし、つねに、これと接触していなければならぬ。陳情の内容は大半、所管の官庁の上級ないし中級の事務官僚の権限内のことに属する。官僚は、自己の権限、又は顔のきく範囲内で国会議員にとりつき、国会議員の側で、政界への野心をいだ

しかも、全国的な市町村合併がおこなわれて以来、市町村長や市町村会議員の数が減るとともに、かれらが部落の農民から浮きあがる傾向をみせているとき、もとの旧町村の区域を単位に組織化されている(無効)は、体制政党における選挙の末端組織として、日増しにその重要性を増しつつある。

以上のような、体制の底辺及び中間項における変貌に対応して、権力の上部構造にも明確な変化があらわれてくる。サンフランシスコ講和条約締結後、占領軍という超憲的権力の空白化を跋行的な二大政党制の確立によって補充し、以前の派閥の対立を利しての提携・同調と利害の妥協調整に必要な緩衝地帯を、院内から排除した自民政党は、旧来の「院内闘争」や「駆け引き」「話し合い」の余地を野党の手から奪い、絶対多数の硬着した固定票を武器として、「国会正常化」を図りつつ、下部の安定した政党組織の欠如を、もっぱら補助金行政によって補完しようと試みるのである。元来、マス・デモクラシー下の政治権力は、表見的に、「公共の福祉」を掲げ、福祉政策の実施を目指すように見えても、その基本的動機は、権力の維持・拡大(すなわち、得票数の極大化)にあることはいうまでもない。A・ダウンス(A. Downs)の明晰な規定をかりれば、「歳出の結果、得られる限界投票数が、財政調達から生ずる限界投票数の損失と均等するまで資金撤布を継続する」という政党政府本来の政策決定の合理性がようやくわが国の政治過程に貫徹し始めたことを意味する。もし、権力に対抗する大衆が、自己利益の実現を志向し、「効用の極大化」を求めて、二大政党を選択するならば、両党政政策志向はぜんじ一点に収斂し、結果的に、「公共の福祉」の増大に役立つ、という

ロジックが利益にもとづく政党政治本来のものであり、いたずらに「公平無私」な官僚の総花的配分を期待するのは現実的ではない。こうした権力の変化を示す一例をひくならば、政府の予算編成権を、大蔵官僚の手から、政党の手中におさめんとする動きは久しい以前からつづいていたが、五十六年度予算編成において、五十六年七月の参議員選挙を迎え、進出めざましい官僚出身議員のバックアップで、大蔵省の原案を、党の基本方針によって大幅に修正することに成功し、党が予算編成の主導権を握るという形をつくりあげた。そのとき、はじめ大蔵省が考慮していた国鉄運賃の値上げと食料特別会計

の赤字穴埋めのための消費者米価の引上げなどは、一言のもとに、「票をへらす、政治性のないものだ」とはねつけ、また大蔵省で削った公共事業費についてはかなりの増額を行なったといわれる。この顕著な一例が示すように、大衆から徴収した国税、財界からの寄附による党資金を、もっぱら、選挙地盤の培養費として、(得票数の極大化)の(効率)から撤布するのは政党政治の生理であって、かならずしも病理ではない。しかし、わが国の政党が、自己組織をもたず、しかも、その末端組織に代位していた地方名望家・有力者秩序が解体しはじめ、それに由来する地盤の根上りを、議員個人のヘウデン(実力)による票田培養でカバーせざるを得ない事情によって、その撤布政策は一段と恣意性と総花性を増大せざるを得ない。日本の圧力団体は、その活動効率を、もっぱら政党の無能(選挙資金や自己組織の欠如)に依存している点で、いわば(放任された子供)(children of neglect)であり、その圧力の源泉を、(政治体制の孤児)としての各議員の役割恐怖症に負っている。その点でアメリカと似てい

- 活動もハエ退治、大掃除、各種のリクリエーション、役所の文化活動、講演会等の行事であり、地婦連のスローガンも、いきおい、非政治的、超党派的なものにならざるを得ないし、地域社会の中間層ボスの組織基盤として利用される危険のあることも否定できない。
- 地域性と土着性から離脱し、一定の明確な目標や理念で横断的に結合する「有志団体」の方は、団体支部数八八四、会員延べ数五万二二八四人で、「地域団体」に比してその数はいちじるしく劣るが（五九年四月現在）、会員意識もはるかにつよく、政治的関心も高いが、抽象的なスローガンのみ浮き上り、日常的な問題を不断に公共問題に結合していく力にはまだ弱いという傾向は否めない。最も広く婦人の小集団を連結していく可能性の高い「母親連絡会」についても、「組織というピラミッドの頂点がさきでき上ってしまったところに共通した弱さがある」と指摘される所以であろう。⁽¹⁷⁾ 自民党が五九年六月、七役会議で母親大会を「ヘアカ」⁽¹⁸⁾と決めつけ、補助金打ち切りなどの対策をたてて全国支部会長と所属議員に通告を出し、二十日には「日本母親大会と国内外左翼団体との関連図」という怪文書を各方面にバラまく等の妨害・分裂工作を行ない、世論の総反撃をうけたことは記憶にあたらしい。松田官房副長官は、「母親大会を批判したため、かえって反感を買ったようだ。原水協はともかく、女性を敵に回すやり方は不得策だ」（『道新』五九・八・二五）と自己批判したが、これは、一方では、補助金打ち切りによって動揺する婦人団体の弱さと、弱き「女性の故」にもつ強さとをよく示した例であるが、五六年の都議会議員退職金問題に示されたような、純理に立つ「公憤」の担い手として、また、小宇宙のささやかな幸福を外部から侵害するものに対するはげしい抵抗を発条として、しだいに政治化していく婦人団体は、わが国における大衆運動の一つの可能性を示している、といっている。戦後、ともかく、下から自発的な大衆組織が形成され、ひろい大衆の組織化に成功した顕著な例が、原水爆反対運動、基地反対闘争、警職法改正反対闘争であったことが示すように、新憲法の精神は、受益者意識として深く私的領域の中に根をおろしている結果、権力の滲透が、「土地」という私的利益に対する侵害であろうと、警察権力の私生活への侵入であろうと、空気の汚染であろうと、それはいづれも、小宇宙の幸福を侵す外敵として、はげしい抵抗をよびおこさずにはおかない。その実感的世界に人権意識は定着している。しかも、大衆社会では、地方的、私的利益が、階級的、国民的利益へと、ぜんじ媒介上昇していくプロセスを一挙に短絡してしまう。国際的インパクトが最底辺にまで直接に下降し、「土地」という私的利益は、いや応なく、国際政治の場へ動員されていく。底辺で合理化されつつも、いまなお、頂点で合理化されず、社会の各領域に微分化されて散在する利益を積分して、明確なナショナル・インタレストのイメージを造型するには至っていない。そうした革新陣営におけるリーダーシップの停迷を結果している組織上の理由を、政党と労働組合の関係から概観してみよう。
- (1) R. Dahrendorf, *Class and Class Conflict in Industrial Society*, 1959, pp. 176~189.
- (2) E. E. Schattschneider, "Intensity, Visibility, Direction and Scope," *Amer. Pol. Sci. Rev.*, Dec. 1957.
- なお、シャットシュナイダーによれば、「アメリカ政治につい

く官僚の要求をきき、ときどき、中央政界の機密情報をもらすことで官僚の御機嫌をとりむすぶわけである。この官僚・議員・圧力団体の三者連合が成立するかぎり、国会の常任委員会が各省官僚の出店化することは不可避である。

● 実力者、河野一郎氏が鳩山内閣の農相時代、行政管理庁長官を兼任して、同庁の政務次官宇都宮徳馬代議士を中心に、野心的な行政機構改革案を作ったが、官僚派議員の抵抗を受けて失敗した。この例が象徴するように、その後では、「官僚は各常任委員会で常任委員を官僚側にひきつけ、行革案の骨抜きに献身させる。官庁のヒモツキ議員は、行革案の審議未了化又は骨抜きによって官僚に恩を売⁽¹⁶⁾り、また利権、陳情によって借⁽¹⁶⁾りを返す」という間断ない取引が行なわれているわけである。

わけても、地方において、「政務次官」の肩書の方が「党幹事長」よりも高い威信をもって受けとられるような官尊民卑の風土では（たとえば、ある地方では、大臣に随行する秘書官の方が、その大臣に同行する「代議士」より上位に坐わられたという例がある）、政府に「公正無私」を期待する庶民の眼には、「党利党略」に狂奔する政党人の権威は失墜せざるを得ない。結果的には、官僚への心理的同一化となって環流するのである。

● 最後に、官憲政治への抵抗という観点から、圧力団体としての婦人団体の位置を検討して、この項を結びたい。支配体制の一切のシワ寄せを「家」の中で一身に引きうけてきた婦人屈が、戦後、政治的・社会的に解放され、「母親」△「子供」という正統化の象徴と、「台所」という利益とを「組織」に結合して、戦後、有力な圧力団体として活動

するに至ったこと。この「非政治性」の積極的政治性を、その極限において示す好例といつていい。牛肉値下げ、配給の不良マッチ退治等をめざし、「生活防衛」「家庭経済の安定（規約）の目標を掲げて、四八年主婦連合会が発足して以来、現在、地域婦人団体、農業協同組合婦人組織、生活協同組合婦人部、

● 在、地域婦人団体、労働組合の主婦会などの「地域団体」と、日本母親連絡会、日本婦人有権者同盟、主婦連、YWCA、日本婦人団体連合会などの「有志団体」とを合わせ、婦人団体の全会員数を合計すると、婦人有権者の約半数がなんらかの組織に加入していることになる。いわれるほどの巨大な組織に成長した。しかし、その大半は、いわゆる「会費族」である。この傾向は「地域団体」に特につよく、組織上からみれば、わが国の組織集団に特徴的な「丸ががえり」一括加入がここでも目立つのはやむをえない。地域婦人団体は単位団体数が二

万三一九、会員数は、七四七万七四六七人の膨大な数に達し、その連絡体である地婦連（全国地域婦人団体連絡協議会）がマンモス団体といわれる所以である。農協婦人組織も多く、約三一五万人。地域団体を合計すると、単位団体数は約三万八〇〇〇、会員は延べ数は一〇九〇万人（五九年四月現在、労働省婦人少年局調べ）の膨大な数にのぼるが、意識は低く、五九年の社会教育法の改正で、地域の社会教育団体が国・市町村から補助金を交付されるという点が問題となったとき、各婦人団体は強く反対したが、どの団体よりも直接、この改正に利害関係をもつ地婦連は最後までハッキリした態度を示さなかった。この例は、地域団体が、零細な補助金の好餌によって、行政機構の末端に系列化されやすい傾向性を示している。その地域

だけ増大し、地方六団体(全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会)は、五五年、珍らしく、團結して、地方財政確立対策協議会を結成し、はげしい圧力活動を開始した。(『朝日年鑑』五六年)

(7) 神谷慶治「農民組織の動向に関する研究」(昭三三年度「農林漁業試験研究報告書」第一分冊。

(8) 「農協役員に関する調査研究」(一九五五・九)協同組合経営研究報告第二八号(刊行物第五一五)参照。

●一例をあげれば、「農協の理事は各部落から一人ずつ出すようにしたのと、適当な人さえあれば村中で自由に選ぶのと何れがよいか」の質問に

対して、部落七一%、村中二三%、どちらでもよい六%であり、選挙の単位に関する希望は、(部落)が圧倒的で、現実生活に

める部落のウェイトの大きさをよくあらわしている。

●農協地方幹部の政治意識の一調査も、底辺における非政治性のもつ政治的意味をよく示している。なお、石田雄「農業協同組合の組織論的考察」わが国圧力団体の特質究明のために、「

●「社会科学研究」一〇巻四号)、石川英夫「農協の三つの顔」(中央公論「五八・五月号」)参照。

(9) A. Downs, *An Economic Theory of Democracy*, 1956,

農協地方幹部の意識調査

	役員選出方法			政 党 支 持			農協労働組合		
	自選	由推	不明	保守	革新	無記入	困る	作らば	不明
愛知	39.6	54.5	5.9	64.0	2.7	33.3	90.5	4.5	5.0
宮崎	34.9	49.2	15.9	50.8	3.2	46.0	84.1	12.7	3.2

校井誠：組合長は農協をこうみる『農業協同組合』1959年8月号

pp. 51~74.

(10) 毎日新聞社報「官僚につまん(五六年)二(四二)五頁、

(11) 総花的配分による零細な補助金の悲喜劇は枚挙にいとまがないが、その極端な一例をあげるにとどめる。保溫折衷苗代設置補助は冷害地帯緊急救済農対策実施要綱にもとづいて冷害地帯に交付される建前なのに、実際は鹿児島を除く全都道府県に行渡つていて、大阪府に対する交付額は僅か四万三千元、香川県では六万四千五百円という実例がある。農林記者クラブ編「農林省」一四四頁。

(12) E. E. Schattschneider, "Pressure Groups vs. Political Parties," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Sep. 1948.

(13) イギリスの議會制に特有の(Interested MP)の欠如が、アメリカの圧力団体が主として、ロビイストに依存する理由である、とは、S. E. Finer, *Anonymous Empire: A Study of the Lobby in Great Britain* (London, 1958).

イギリスの圧力団体の活動目標は、第一に、行政部であり、政党は第二にランクされる。利益集団と各省官庁との接触は、各省の政府委員会、特別調査会、その他のレベルで常時行なわれ、両者の関係は、決して、なれあいではなく、努力によつて達成されねばならぬ信頼関係にある。名誉・責任感・コンセンサス等で結ばれているので、もし信頼感の上に立つ情報を乱用すれば、たゞちに、両者の関係は破れる、といわれる。(S. E. Finer)

(14) 岡田任雄「政治の内幕」(五九、有紀書房)七二―七七頁。

(15) 岡義達「政党と政党政治」(現代日本の政治過程、岩波書

- ての諸文献を一瞥すれば、紛争の非政治化と政治化へ向う相対立する二傾向間の永遠の闘争が存することがあきらかになる」という。一方に、紛争の範囲を限定して、なるべく公的領域から排除しようとする傾向——「privatization」を促進させるイデオロギー的契機として、「個人主義・自由経済・地方主義・私的自由・経済」があげられ、それに対して「紛争の政治化」に資する思想として、「現代文明における普遍主義的思想、平等思想、法の下における平等、正義、言論・集会・結社の自由」等が指摘される。わが国の風土的条件では、「(privatization of conflict)の諸契機のうち、特に、伝統的な、地方主義(地方自治における政党性の排除)や、「党より人へ」「公明選挙運動」その他一連の非政治化思想を追求することが可能であろう。
- (3) 鮎川義介「中小企業と新日本のバックボーン」(わが国の中小企業を生かす道「改訂版」)中小企業者は元来、共同動作が好きでなく、集団運動に関心が薄いので、全体の利害は個々のそれと結局において一致するという私共の信念から敢えて遠ざかろうとする。「元来、小型企業の経営者は小なりと雖も概ね資本家であり、かつ一騎打の勇士揃いです。それだけに抜け駆けの功名に憂き身をやつしつ共倒れになりがちです」——これが、「中小企業界の風土病」と彼はいう。なおリーダーシップの発想の由来として、第四回全国大会資料(五八・六・二〇)に、「我が国では、昔は士・農・工商でありましたが、今の中小企業は昔の工商の事で、うだつのあがらぬ点でついぞ変わりありません。大企業は榮えて、中小企業の不振なのは、歴代の政府が大企業を助けて中小企業を見捨てたからです。……中小企業は国家から何の保護も受けてないという事です。……中政連に入れる皆さんのこれからの運動は、唯々、失地回復の範囲を出な

- いものと御承知あります(三頁)とある。
- (4) 加藤子明「中小企業政治連盟の実体」(中央公論一九五八・五月号)。なお、中政連の主張「常任総務政策局長、松崎(吉著)は、一文一答の形式で、中政連を圧力団体と自らを「理由」について、「近頃、圧力団体という、何か不当に横車を押す政治団体であるかの様な暗い印象を与えるようになりまして、ほんとうの圧力団体というのはそうではありません。……」の説明があり、また、前掲の鮎川義介氏の「中小企業と新日本のバックボーン」に「幸いわが国では中小企業問題は、どの政党もとり上げて居るので、わざわざ別個の新政党をつくって対敵行動に訴える方法ではなく、業種別の全国的系列を経線とし、選挙区毎の各従業者の団結を横線とした集合体を以て、政治結社を組織し、これが恰も労使関係における総評に相当するいわゆる圧力団体(プレッシュユア・グループ)の立場によって、政府や政党に向って正々堂々と働きかけることにより目的の貫徹をはかる行き方の方が現在の現状に最も適しているのではないかと私は考えついた」という言葉は、その発想の由来をよく示している。
- (5) 警職法改正反対運動に参加した団体は、国民会議参加団体(一〇月一三日に生れ、社会党、総評、全労、新産別、中立労連、護憲連合、全日農、婦人団体、青年団体などの九団体が幹事団体となった)を除き、六〇四団体に達した。しかも、注目すべきは、福島県阿東郡東村、栃木県足尾町、新潟県南魚沼郡小出町などの地方の議会で反対議決をだしたところが出たことである。
- (6) 朝日年鑑(一九五九年)
- (6) 五四年度(昭二九年度)の赤字団体数は二二八一団体で、実質的な赤字額は六四八億八千万円で、前年度よりも一六八億円

において明確な限界性を当初からもっていたことを意味する。と同時に、それは、下層中間層の子弟の上昇ルートとしての旧軍隊組織に代位する新しい榮達のチャンスとして巨大な社会的エネルギーの開発を意味したことを忘れてはなるまい。敗戦直後の労働組合運動を指導した中核的人物は、戦前、ならん労働運動の経歴をもたない人びとであり、技能や職種においても、既存の事業場で、すでに中枢的地位を占めるサブ・リーダー級が中心になっている。つまり、「一般的にいえば、年齢三一四〇歳、勤続年数五一〇年、学歴高小卒中卒程度の中堅の職員および役付工員が主体であった」といわれる。その後、日本の労働運動の基本性格を決定した、といっているであろう。

● この点を「組織」の点からみれば、しばしば、指摘されるように、「無差別一括加入の企業別組合」という日本の風土に密着した「軟性組織」としての組合組織をつくり出すことになった。西欧社会のように、個別企業を超え、その外に、横断的に組織された独立の組合組織をもつことができず、戦後の労働運動の指導は、企業別組合とその連合体である「単産」によっておしすすめられてきた。しかし、全国組織としての「単産」は、全造船や全損保の場合のように、既存の所与的な企業組合をそのままルースにつなぎあわせた連合体——つまり、*naked coalition*——にすぎず、官庁の労組統計によっても、終戦直後から現在に至るまで、単位組合総数のうち、企業別組合の比率は一貫して九〇%前後を保っている。わが国の労働市場は、農村コミュニティの不完全な分解による過剰人口のハケ口として、また大都市の下層生活者の世帯や中小企業その他の下請的零

細企業世帯から流出する過剰家族員の賃労働者化によって提供されたものである。したがって労働ボスや雇用主の恣意による選択や、縁故採用にみられる労働市場の非公開性と縦断性は、労働条件の横断的統一性を破壊し、近代的労働市場の成立を不可能にするばかりでなく、地域社会の土着性を基底に、たえず縦の個別企業体に対する垂直的な忠誠に価値がおかれ、それを通して労働モラルが調達されることを意味する。こうした企業組合の自己充足性と内的凝集性とは、本来、横の連帯とコミュニケーションに依存する労働運動を、つねに分断せずにはおかぬ。この組織上の特質が、労働者層の意識面に反映するとき、血縁的・地縁的な紐帯に結びつけられた自然村的な「融合の集団表象」や家族意識がたえず労働者の中に、そのまの形で持ち込まれることになる。いうまでもなく、高度の社会理論やイデオロギーへの要求は、こうした自然的、所与的な伝統的秩序から解放され、広大な社会的空間において、似たような環境、労働条件、生産様式によって、いわば無機的に結合しなければならぬ階級社会においてのみ可能である。自然的、所与的秩序からの完全な離脱（離村）を、精神的な孤立感——*separation anxiety*——として経験せず、たえず、各企業内の帰属感を通して、慈恵的に保護されてきた労働者層に、真の階級的主体意識の成熟を期待しえないのは当然といわねばならない。

● この企業別組合の特異性は、組合運動のリーダーシップにとって、さまざまな歪みをもたらすことは不可避である。第一に、全国的レベルで、横に、組織を拡大し、中小の企業を組合の傘下におさめ、横断的に組織化しようとするほど、組合の平均規模は狭隘化

店)九五頁。

(16) 渡辺恒雄「派閥—保守党の解剖」(五八、弘文堂)六九頁。

(17) 北海道新聞(六〇・一・八)「婦人組織のあり方」——東京都立大学の三井為友助教授の言葉。

三 政党と労働組合

政党と労働組合との関係については、労働組合運動が自己の政党をつくりだしたイギリスでは、政党が、民衆に対し、政策の選択の機会を提供するものであるかぎり、なしくずしにせよ現存体制の改革を意味するから、党組織は「硬性組織」として、他の利益集団と明確な役割の分化をもち、他の利益団体との差別性は徐々に強化される。イギリス労働党では、個人加入の党員は党費を支払い(一年六シリング)、党員証を保持する等、明確な規定があり、他方で、労働党系の組合の成員は、とくに異議のないかぎり団体加入党員(約八〇の労働組合が労働党に加入している)として、党費の大半を醸出して、いる。したがって、組合員は組合費と、いわゆる「党費」(Political levy)の二重会費を納める。そして、労働党のみならず、保守党においても、政党が各団体の利益団体の単なる「生の連合体」(naked coalition)とならず、政党綱領は、各種の利益団体の要求を包摂するから、多様な要求を盛った「百宝袋」(a rag-bag of miscellaneous demands)とはならない。野党としての政策決定において、労働党は組合とよく協議し、その要求をもちたて盛込むことに努力する。

したがって、選挙戦にはもっぱら、中立諸派(主體的浮動層)の利益に訴えて、それぞれ利益を政策内容に包含することに専心する。

政権獲得後は公約を明確に法案化し、それを現実化する強い指導力と規律をもつ。ここから、しばしば、イギリスでは「政党がロビーより強い」といわれる。が、それは「政党に結びついたロビー」は、政党の外に立つロビーより強いということの反射であり、政党は、諸利益の統合体として、そのロビーの利益をよく代弁する。S・E・ファイナーは、そうした政党と利益団体の関係を、ヘエソー現象(Esau phenomenon)とよんでいる。つまり、「その舌はヤコブである。しかし、その手はエッソーの手である。」

それに対して、「その基本的特徴が階級的憎悪と、その非政治的態度である」といわれ、サンジカリズム的色彩のつよいフランスの労働運動の場合と、一面、近似しつつも、政党との関係で、特異な結びつきを示すが国の労働組合運動については、すでに多くの研究があり、ここでは、前項を受けて、問題点の要約を示すにすぎない。

戦後の労働運動を特徴づけるものは、終戦当時ゼロに等しかった組合が、「ほとんど一夜にして起った」といわれる急速な組織の拡大であった。終戦翌年の四六年六月には組合数一万二千、組合員数三六八万を突破し、四九年春までに組合数は毎年一万、組合員数は毎年百万単位で急増し、ゼロから約七〇〇万に増加するという躍進を示した。元来、下からの社会的エネルギーの調達が、もっぱら、「特別主義」と「業績主義」の価値体系に依存するわが国の風土では、戦後の労働運動が、非軍事化と民主化のため労働運動の育成を必要とした米軍の初期占領政策によって保護され、上からの絶対的權威によって「公認され」「正統化された」労働運動として出発したことは、その爆発的な組織の拡大にもかかわらず、権力への抵抗性に

と第三勢力論の論争を機として表面化した総評内部の対立は、単に労働戦線にとどまらず、政治戦線にも波及した。五四年の総評大会で事務局長のポストをめぐる高野派と太田派の争いは、一応、高野派の勝利におわったが、「労働運動は低調とはいえ、労働市民との提携など新しい芽はえがえてきている。MSA下における労働運動は、国民的要求を盛り上げて、〈国民総抵抗〉の中に闘うべきだ」と主張した高野派に対して、太田派は「第二組合などが発生し、組織的には弱体化している現在、労働運動はまず主体性を固めて、地味な経済闘争から再出発すべきだ」と主張し、国鉄、全通、全電通、全日通等の支持のもとに、第六回大会(五五年七月)を契機として太田・岩井ラインが主導権を掌握し、社会党の統一と歩調を合して、総評は、社会党左派の強力な圧力団体へと転化していく。

しかし、企業別組合の構造基盤に立つかぎり、〈政治主義〉と〈経済主義〉は無媒介のまま分裂せざるを得ない。これを、さらに各組合員の政治意識において捉えると、いうまでもなく、下から自発的な大衆運動として、紛争をナショナルな場で政治化し、近代的大衆政党へと成長していったイギリスとは異なり、大多数の組合員は社会党に属してはいない。極く一部の組合幹部が、党員として押し出されていくにすぎない。職場で「相当数の社会党員がおり、社会党の職場班が組織されている例はきわめて少なく、東交、国鉄、炭労、全国金属、全専売、全電通など少数の組合内部にかぎられている」といわれる実情で、一般組合員にとっては、〈政党〉は、依然として、日常性をこえた別の世界(民俗学でいうヘゲ)の世界に対する〈ハレ〉の世界)として映ずるのみである。選挙において、「組合で推す人」に、

受動的に一票を投ずるにすぎない以上、選挙において、その会社の社長が立候補すれば、企業従業員の票は、社会党の予定票から除かねばならないという事情に通ずるのである。こうした非政治的な組合員を基盤として、労働組合と政党の結びつきは、主として〈組合幹部〉を介する人的なつながりにすぎないと、いった方がいい。あたかも、〈地方自治における政党性の排除〉のスローガンのもとに、名望家・中間層や地方の役職ポストを媒介として、保守政党と底辺の非政治的民衆とが間接的に結合しているように、〈政党支持の自由〉のスローガンの下に、政党と組合はそれぞれの媒介項を介して微妙に結びついている。(例えば、党と産別会議がヘフラクションを介して結合していた共産党の場合や、社会党幹部が組合幹部を兼ねるという総同盟の形態)。総評と社会党左派の場合は、「職階制の確立にともなって成立した職場秩序の中から選出された幹部が、組合活動を全国的に展開しようとする時、政治的な障害に突当り、その打開のため左派社会党と結合する、そしてその関係を緊密にするため、さらに幹部が大量入党するという形態」をとっている。したがって

総評の場合は「政党支持の自由と政党との結合を結んでいる環は外ならぬ組合幹部」といってよい。(9) 総同盟にも産別にも組織基盤をもたず、五六年の社会党分裂後、十六名の少数党に転落した左派社会党は、五七年三月の総評大会で、「来るべき選挙は左派中心に社会党を支持する」という総評の大会決定によって力を得、総評を自己の大衆組織の基盤として、組合出身の候補者を優先的に多数左派から推薦し、組合員のカンパによって選挙資金を醸出し、組織の力で、かれらを当選させることになった。総評の支持を独占した左派は、

- (例えば、イギリスでは労働組合、約九五〇万のうち六八〇万組合が組織され、一組合、平均組合員数一万三〇〇〇であるのに、日本では一組合二〇〇名となる。)するばかりではなく、それは各企業別の経営内容の個別性(個別企業の業績による貸銀支払能力、福祉厚生施設、その他の限界)と多様性を組合内部にそのまま持ち込むことを意味し、戦線分裂の基本原因となる。しかも、全員の無差別加入の結果、いわゆる工職一本の「混合組合」のぐるみの性格は、争議の長期化に伴なつて、第一組合と第二組合の分裂を促進する。その上、「業績主義」と「特別主義」の価値体系を中核として組織化されている企業別組合では、組合員は、従業員としての地位と、組合員としての地位との矛盾に絶えずなやまざるを得ない。両者は単なる機能上の分化ではなく、実質的な意識(正統性意識)の葛藤を意味するからである(労働争議におけるアノミーの深刻さは、しばしば、自殺者を出すことや、裏切者への異常な憎悪、あるいは、争議行為のスタイル——ハチ巻き、その他よく示される)。また、企業別の各組合は、西欧の横断的組合の主たる活動たる組合員の福祉事業(共済厚生活動)を、もっぱら企業者側の「観心」に頼り、主として賃上げ闘争、誠意度対闘争の年中行事化(経済主義)におわるのに対して、全国的組織(単座)は、その本来の任務である団体交渉指導権の欠如により、いさお抽象的観念的なイデオロギーと政治的な派閥の主導権をめぐる政争に専念することにならざるを得ない。その結果、下部の各企業組合に潜在する経済的要求を統一的な政策に収斂して、総資本に対決する主体性をついに持ち得ない。S・レヴィン(S. Levine)の言葉をかりれば、「根本的にみて、この現象は、敗戦

- 日本の労働運動が、一つには上層部の労働中央組織を「下へ」、もう一つは企業別組合から上へという二つの方向に成長した」といふ、垂直的・権威主義的組織化に由来する矛盾といふことが得ない。それで、全国組合はもっぱら「政争」にあけくれ、企業別組合は、団体交渉等で全国組合を利用することに無関心となり、また社会党は、各政治団体が、企業別組合の支持を獲得するため、計画的な行動を行なうことになることから、(争議)は、全国組織の(政治的)目的に利用され、争議本来の目的から逸脱して、「泥沼化」する。したがって、全国組合と中央組織に残された主要な機能が、政治運動のリーダーの提供源、あるいは国会議員として(政界)にうつて出る一つのルートとして、政争の選挙機関化することを避けがたい。
- 各企業別組合員の意識においては、組合員意識と従業員意識とが客観情勢(外部から提供される基準)に応じて、あるときは前者が、あるときは後者が表面に出ることになる。戦後の労働運動に特有の——一時的昂揚と、長期的沈滞のサイクルの底には、企業別組合にひそむ二つの魂の振動がひそんでいる。こうした職場の従業員意識と、(職場制)を基盤に、二・一スト直後の労働運動の動揺期のなかから、共産党の労組支配に対抗する民同(民主化同盟勢力として成長してきた総評は、第一回大会で「社会党支持、反共」の基本方針をおき、)らかにした。他方、総評三〇〇万の支持を獲得し、次第に政権主義へ移行しつつ体制化する社会党と、占領政策の遂行と、スト規制法の制定にみられるような上からの弾圧に対して、次第に政治化していく労働運動とは、体制内の政党と圧力団体の関係として定着するわけである。ところで、五三年の総評大会で、いわゆる平和勢力論

- (7) 大河内一男『戦後日本の労働運動』(岩波新書)一九五五年参照。
- (8) S・レヴィーン『日本の労使関係』(藤林・川田訳一九五九、ダイヤモンド社)一二六頁。
- (9) 大河内・氏原編『労働組合の組織と運営』(一九五七、弘文堂)三二三頁。
- (10) 隅谷三喜男『労働運動における飛躍と連続』(岡義武編『現代日本の政治過程』所収、同書四〇五—四一二頁)。
- (11) 杉本文雄『総評組織綱領案と政党支持』(五四頁)、田口富久治『日本社会党論』(『中央公論』一九五八年九月号)参照。
- (12) A Comparative Study of Interest Groups and the Political Process, Report on the Planning Session Held at the Center for Advanced Studies in the Behavioral Sciences, Stanford, Cal., April 5—10, 1957, Gabriel A. Almond, the reporter, cf. *Amer. Pol. Sci. Rev.*, March 1958, p. 270 ff.

おわりに

以上のわが国の圧力政治にみられる風土的特質は、一言にしていえば、ひろく後進社会にみられる利益集団間の「安定した、明確な役割構造の欠如」であり、それに由来する高度の「役割の代替性」(substitutability of roles)の存在にはかならない。⁽¹⁾民衆の下からの組織的支持を欠く政党は、選挙基盤と資金を、もっぱら外郭団体と利益集団に依存し、政策立案と審議の点で、官僚の順使に甘んじるほかない。今の日本の政党は形成的には統治担当者でありながら、官僚制支配の第二奏者の地位に転落し、その実質は空白化しつつある

といつてよい。しかし、元来、権限の主体であつて、状況の主体とはなり得ない官僚は、現代社会の統治担当者として不適格であるばかりでなく、かつての(天皇の官僚)ではもはやなく、政党に対して面従腹背とはなりえても、指導の自主性をかれらに望むべくもない。かくて国政担当の主体の喪失という危機状況が潜在化しているといわざるを得ない。あたかも、わが国の福祉政策の貧困を、各種の新興宗教の大衆組織が補完し、人口政策や経済政策の空白を、零細企業や家族労働が埋めているように、政治指導の面でも、各グループが、役割を肩替りさせ、上から下へと、政治の責任をシワ寄せしているのが現状といつていい。丸山真男氏は、この間の事情を次のように明確に要約されている。「政党が本来の政治的機能を果していないために、労働組合など元来経済闘争を建てる前とする団体や新興宗教団体がその真空を埋め、さらに(子供を守る会)とか、留守家族の組織のような、社会の最底辺で組織された(急)急的集団が、⁽²⁾団体の役割を演ずるといふ風に、一段ずつ機能集団の役割が、⁽³⁾しているのが現代日本の状況である。」

デモクラシーは、本来、安定へ向う傾向より、混沌へ流れる傾きがあるといわれる。そして、現代では、特殊利益を追求する各利益集団の盲目的圧力の自然的帰結によつて公共政策がもたらされるといふ観念はすでに過去のものになっている。とすれば、われわれは、まず現代政治における(政党)の優越性を確認し、政治組織としての政党の潜在力をフルに使用することを学びとるとき、圧力政治の(官僚)官僚支配への傾斜を復元することができよう。

それは、議会制のまゝに、政党制の問題であり、政党制のまゝに

- 五十七年十月の総選挙で一躍十六人から五十四人に、さらに五三年四月総選挙ではついに右派を抜いて七十二人にのし上った。左社が急速に勢力を強め、統一社会党の主導権を握った背景にはこうした総評の全面的支持があつたのであるが、組合の側からみれば、「企業組合であり、従業員組合である多くの組合では、幹部の新陳代謝に当って、功、労のある組合幹部をいままら旧職場に返すわけにはいかないという配慮から、排泄作用のような法則性で、かれらを社会党議員として国会におくりこもうとする。そこで、労働組合が社会党の人事に大きな発言権をもつ必要が生れてきた」という事情と表裏をなしているのである。上下の人的交流の場として、党と組合が結合する以上、組合からつきあがる下圧は、たえず、党内派閥の分裂を逆に促進する側圧に転換されざるを得ない。党のもつ縦の指導性の喪失が、逆に横の関係で、自己の主張をつらぬく側圧として利用されることは、五一年十月の社会党分裂から、五九年の第五次分裂に至るまで一貫してみられる法則である。五九年、党再建・安保改定阻止と銘うった社会党の再建大会は、さきに岩井事務局長の党大会冒頭のあいさつにおける西尾氏非難によつて口火を切られた派閥抗争を表面化させ、戦後、五度目の分裂を誘発した。ここに、西尾氏を中心とする再建同志の訣別声明―新党結成準備という劇的な結果をもつて幕をとし、最初の分裂によつて生れた再建同志会(西尾末広派)と、つづいて第二次分裂によつて離党した河上派の一部とが合流して、五九年十二月、民主社会主義新党準備会が発足し、六〇年一月新し、民主社会党(党首西尾末広氏)が誕生した。五五年秋の両社統一、保守合同以来、つづいた二大政党対立は五九年十月の
- 社会クラブの結成により終止符を打たれ、ここに正式の第三党の出現をみることとなつたのである。「政党が利害集団を支配する」ときには、政党は、プラグマティックな特殊利益を方式化する利益集団の能力を封じ、政治的イデオロギーの内容を利益集団の活動におしつける。利益集団が政党を支配するときには、特定の利益を、ヨリ広いアッピールをもつ綱領に結びつける政党の能力を、利益集団が封じてしまう」というG・アーモンドの報告の一節は、戦後日本の労働組合と政党との関係について、そのまま妥当するであろう。
- (1) A. Surnthal, *Unity and Diversity in European Labor*, 1953, p. 41.
- (2) S. E. Finer, *Anonymous Empire: A Study of the Lobby in Great Britain*, 1958, p. 51.
- (3) イギリスの「自由党のニューカッスル綱領」に対して、浴せられた悪口。S・H・ビーアが「綱領というものは、明確な階級的利益にもとづき、首尾一貫した社会哲学で表明されるかぎり、かつて自由党のニューカッスル綱領に対する悪口のような、〈雑多な要求を盛り込んだズタ袋〉とはならない」と述べた箇所からの引用。
- Samuel H. Beer, "The Representation of Interests in British Government: Historical Background", *Amer. Pol. Sci. Rev.*, Sept. 1957, p. 646.
- (4) S. E. Finer, *op. cit.*, pp. 51~52.
- (5) M. Duverger, *The French Political System*, (translated by Barbara & Robert North), 1958, p. 112.
- (6) 東京大学社会科学研究所編『戦後労働組合の実態』(一九五〇、日本評論社)八八頁。

思想

1960

SELECTION 10:

Kyoogoku Junichi and Nobutaka Ike, "Seigo
sooseikyo ni okeru toohyoo-koodoo,"
Shiso, August, 1960, pp. 21-33.

岩波書店

政党組織の問題であり、政党組織のまゝに、大衆運動と思想の問題でなければならない。それは、何よりも、社会の各領域に散在する準集団の各成員が横に交流しあうことによって、各々の利益の潜在的不一致を自覚し、その上で自己と他者との利益の一致点と妥協点とを発見しようとする努力をおいてないであらう。

(1) Gabriel A. Almond, "Comparative Political Systems," *Journal of Politics*, vol. 18.

(2) 丸山真男「現代政治の思想と行動」『未来社(上巻)』二二四頁。

(追記) 本稿執筆に当って、石田雄会員に資料その他の援助をえたことを感謝する。

(北海道大学助教授)

が通例であり、その限り各回の総選挙は毎回ユニークなイシューに対する有権者の反応を示すものであって、つねに個性的であるといわなければならない。しかし反面では、総選挙が制度として反復運用される間に、関係当事者の行動に何らかの定型が成立し、それが総選挙における「予測可能性」——よし極めて限られたものであるにもせよ——の基礎となつていることも否定できない。そして、ここでは、前記六回の総選挙の各回の個性に関する解釈と評論を加除集積することではなく、六回を通じる定型ないし傾向を追求することに主眼があるのである。

● 第二に、ここでは選挙区が「まとめ」と分析の単位とされている。もし我々が特定の社会集団の投票行動に焦点を合せるのならば、市区町村ないしその下部の単位に「まとめ」て研究することの方がはるかに適切であり、選挙社会学的知識をうるにはこれが最初のステップである。そして、こうした知識が政治学にとって基本的な重要性をもつことはいうまでもない。しかし、米国における選挙の研究の多くが例証するように、選挙社会学的な知識だけでは、政治体制全体の中で選挙が果たす機能を捉えるのに、必ずしも、充分ではない。⁽³⁾ とくに日本のようないわゆる中選挙区制度を採用している場合、投票と衆議院の議席との間におかれている選挙区という変換装置の果たす作用はかなり特異なものである。従つて、日本全体の政治過程との関連を視野の中におくために、ここでは選挙区が単位とされている。その結果、後述するように、選挙社会学的な精密さは当然に犠牲とされている。⁽³⁾

● 第三に、定型ないし傾向を捉える方法として、ここでは統計学的検定が用いられている。そのため、まず昭和二十一年に行われた第二二回の総選挙は大選挙区と複数投票という制度上の非連続性

の故に、我々の取上げる対象から除かれた。同様にして、昭和二十九年二月の特別選挙以来一名の衆議院議員の定数を与えられている奄美群島区も対象から除かれた。従つて、我々のとりあげる対象は、昭和二十二年(第二三回)の総選挙から昭和三十三年(第二八回)の総選挙に至る間、その地理区分と定数とが制度的に連続してい

表 1 A 選挙区の構成

	大都市的	都市的	半農村的	農村的	計
3人区	4	3	14	19	40(34.19%)
4人区	6	4	10	19	39(33.33%)
5人区	4	4	18	12	38(32.48%)
計	14 (11.97%)	11 (9.40%)	42 (35.90%)	50 (42.73%)	117(100.00%)

表 1 B 標本となった選挙区

	大都市的	都市的	半農村的	農村的
3人区	東京 2 東京 3	石川 1 大阪 5	愛知 3 香川 1	長野 1 長野 4
4人区	大阪 1 大阪 2	埼玉 1 福岡 4	静岡 3 兵庫 4	群馬 3 千葉 2
5人区	東京 6 京都 1	東京 7 兵庫 2	京都 2 福岡 3	福島 2 島根 ^(全県一)

21 戦後総選挙における投票行動(上)

戦後総選挙における投票行動(上)

京 極 純 一
ノブタカ・イケ

昭和三十三年八月から三十四年八月に至る間、我々はスタンフォード大学フーヴァー研究所において、そこにある資料を用いて、「近代日本における政治行動」を主題とする基礎研究(basic research)を共同して行った。この間の作業に基いて、

たい。また本稿の基礎となった殆ど無数の計算作業は、当時スタンフォード大学ビジネス・スクールに留学中であつた高山檀氏(現在山陽バルブ勤務)が多忙な勉学のかたわら研究助手として分担された。あわせて謝意を表したい。

●三十四年八月十一日から十七日までカリフォルニア州カルメルで開かれた「日本の近代化における都市と農村」研究会議にペーパーが提出された。(このペーパーの大部分は東京大学

一 まえがき

教養学部社会科学科紀要第九輯(一九五九年)に「Urban-rural differences in voting behavior in postwar Japan」と題して発表されている。)元来このペーパーは米国の日本研究者として予想したものであって、「思想」編集部求めによって、それを適宜要約したものが本稿である。

戦後すでに七回の衆議院議員総選挙が行われている。これらについては、日本においても米国のにおいても少なからぬ研究が発表されている。これらの中で本稿は、昭和二十二年から三十三年にいたる六回の総選挙について、公式の開票結果を基本資料として利用しながら、(一)この六回を通じて捉えられる投票行動の特徴を(二)選挙区を単位として(三)統計学の方法によって取上げようとするものである。以下我々の取上げ方について簡単に説明する。

●なお、京極の旅費は在日合衆国教育委員会によってまたその滞在費はスタンフォード・東大研究協力計画によって負担され、我々の共同研究の諸経費はスタンフォード・東大研究協力計画およびスタンフォード大学東亜研究委員会によって支弁された。これらの組織に対してここに謝意を表しておく

ここでは第一に、六回の総選挙を通じて認められるパターンの発見が中心的な課題とされている。元来総選挙は、その性質上、毎回何らかのイシューを中心として争うという形を与えられるの

くに婦人有権者で無職の人々との存在によって、かなりのズレがあることは説明するまでもない。従って、ここでえられる比率は、近似的な指標である。

我々の作業中には、昭和三〇年国勢調査の各府県別報告をもれなく入手し利用することが出来なかった。従って、昭和二五年以後昭和三〇年までにみられた工業の急速な成長に基づく社会的変化は、この比率には取入れられていない。この意味で、この比率は近似的かつ暫定的なものである。

(6) ここにあげた四つの地域的グループの操作的な定義については、cf. J. Kyogoku & N. Ike, "Urban-rural differences in voting behavior in postwar Japan", in *The Proceedings of the Department of Social Sciences, College of General Education, University of Tokyo*, 1959, pp. 48-49.

これらの地域的グループは、それぞれの中で、社会的経済的諸条件が大体同質的である、と想定されている。そして、特定された社会集団についてでなく、制度の枠によって「まとめ」られた社会的諸集団の複合体が問題とされている。

なお、後述するように、これらの地域的グループ相互の間には、(一)大都市的グループと残りの三つのグループとの間のしばしば顕著な差と、(二)残りの三つのグループ相互の間はかなりな差とが見えられた。

(7) 後述するように、定数によるグループ別が実質的な変動因になっている場合は、例外的にしか捉えられなかった。その限り、定数によるグループ別は、日本の総選挙の分析において、無視できるものであるが、なお将来の研究によって決めるべきことである。

(8) 一一七の選挙区の一二のグループの中での位置について

は、cf. J. Kyogoku & N. Ike, *op. cit.*, Table A, pp. 57-60.
(6) 本稿の検定方法については、cf. *ditto*, Appendix I. Technical Notes, pp. 48-54.

二 総選挙と有権者

投票行動の研究は有権者の規定から始めなければならない。一方で公職選挙法第九条の示すように、¹⁾「日本国民で満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」²⁾しかし他方で、法律上の有資格者といえども、同法第四二条の示すように「選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない」³⁾従って、我々は、ここで、法律上の有資格者と登録された有権者とを概念として区別しなければならないであろう。そして、実は、日本の有権者登録制度には比較政治的に重要な特徴が認められるのである。それが(一)「上から」(二)全国一に均しく(三)と洩れなくなされているからである。

公職選挙法によれば、選挙の都度作成される補充選挙人名簿が法律上の有資格者の「申請により」作成される場合(同法第二六条)を除いて、基本選挙人名簿そのものの作成の義務は市町村の選挙管理委員会にある(同法第二〇条)。そして、これらの名簿は、各選挙を通じて用いられる(同法第一九条)。こうした有権者登録制度は、第一に、国家の法律に基いてなされる結果、全国一な性質をもつ。有資格者の登録を阻むために、たとえば人頭税とか読み書き能力の検査とかいった地方的操作が許されないからである。第二に、有資格者をほとんど洩れなく登録することになる。生活関係の緊密な地方農村においては勿論、人口の流動性が高く、相互の生活が疎遠な大都市においてさえ、たとえば住民登録制度

23 戦後総選挙における投票行動(上)

る一一七の選挙区である。

これら一一七の選挙区は、昭和二五年国勢調査の各府県別報告にある各市区町村毎の産業別人口構成に基いて、それぞれ第一次、第二次、および第三次産業に従事する人口の比率を算出したもの⁽⁵⁾。

●大都市的(metropolitan)、都市的(urban)、半農村的(semi-rural)、農村的(rural)の四グループに分類された。また、公職選挙法別表第一の定める定数に依りて、三人区、四人区、五人区の三グループに分類された。両者合せて十二のグループから、無作為標本としてそれぞれ二つずつ選挙区が抽出され、総計二四の選挙区が標本として用いられることになった。表1A一一七の選挙区の構成を、表1Bは標本となった選挙区を示す。なお、この標本に適用された検定方法は主として分散分析であり、計算作業の基本資料は、衆議院事務局刊行の各国の総選挙についての『衆議院議員総選挙一覧』および各種年鑑類と『朝日新聞』である。

(1) 例えば蠟山政道編『政治意識の解剖』、同編『総選挙の実践』、藤原弘達『国会議員選挙要覧』、清水馨八郎『戦後日本の選挙の実態』など。

●また、Clubbok, Alfred B. "Japanese conservative politics 1947-1955" in Robert E. Ward, ed. *Five studies in Japanese politics*; Department of State Division of Research for East. An analysis of the 1947 Japanese House of Representatives election, 1947. など、これらにシガン大学日本研究所によって、かなり多面的で詳細な総選挙分析がなされている。

(2) 総選挙における「予測可能性」について、(一)何をどの連帯系から予測するのか、(二)その時の方法は何か、(三)またそ

の時の予測の精度はどの位か、(四)予測の精度のもつ意味をどの当事者の立場から評価するか、(五)予測の方法と精度との向上の可能性の大きさはどの位か、ということなどを一応区別して考えなければならぬ。そうでないと、論議が不必要に混乱するであろう。

●(3) 選挙社会学的な研究には、(一)政党あるいは候補者が組織して行くという働きかけの面よりも、投票者が組織されて行く上での受動的な反応の面に、多くの場合、注意が向けられる、また(二)全国的な共通性と地域的な特殊性、(三)連带的に認められる定型ないし傾向と一回限りの特殊性との解析が、必ずしも、充分でない、といった特徴のあることが、とくに米国における研究の場合、多いのである。もっとも、米国の場合は、小選挙区制度という制度的条件が背景にあることを考慮しなければならぬ。cf. V. O. Key, Jr.: "The Politically Relevant in Surveys" *Public Opinion Quarterly*, Spring 1960, pp. 54-61.

(4) この点で、本稿は、実のところ、中途半端である。総選挙の体制的な研究としては、(一)資料の不足、(二)時間切れなどの理由で、我々自身にとって不満足なものである。また選挙社会学的な詳細さを織りこむことも、(一)外国にいたこと、(二)資料の不足などで、充分にできなかった。

●なお、公式の開票結果が、東京・大阪などの大都市の場合、区で「まとめ」られていることは、こうした研究を外国で行う場合、非常に不便な条件になることを付け加えておかなければならぬであろう。

(5) 国勢調査で職業をもっている人と報告される人々と有権者とは、少くとも(一)未成年で有職である人々と(二)有権者、と

表 2A 衆議院議員1名当り有権者数

	昭和22年4月 (第23回)	昭和24年1月 (第24回)	昭和27年10月 (第25回)	昭和28年4月 (第26回)	昭和30年2月 (第27回)	昭和33年5月 (第28回)
大 都 市 的(I)	99.76	111.80	153.26	149.78	165.72	179.90
都 市 的(II)	90.91	93.68	103.74	106.76	112.85	124.40
半 農 村 的(III)	88.67	88.98	94.97	95.67	99.23	104.22
農 村 的(IV)	88.60	87.70	91.11	91.55	92.55	94.82
順 位 相 関	=	P<0.05	P<0.05	P<0.05	P<0.01	P<0.01
定数による差	=	=	=	=	=	=
地域による差	=	P<0.005	P<0.0005	P<0.0005	P<0.0005	P<0.0005
I—II	=	>	>	>	>	>
I—III	=	>	>	>	>	>
I—IV	=	>	>	>	>	>
II—IV	=	=	=	=	>	>
$\frac{I+II}{2} - \frac{III+IV}{2}$	=	=	>	>	>	>
$\frac{I+II}{2} - III$	=	=	>	>	>	>
$\frac{I+II}{2} - IV$	=	=	>	>	>	>
$\frac{I+II+III}{3} - IV$	=	=	>	>	>	>
I—全 国 平 均	>	>	>	>	>	>
IV—全 国 平 均	=	=	<	<	<	<

● て、この点に関する有意差を発見することはできなかった。その限りで、三人区、四人区、五人区という現行制度は代表の不平等を伴うものではない、という通念が確認されたわけである。

● しかし第二に、大都市的、都市的、半農村的、農村的という地域的グループについて代表の平等を調べてみると、事情は全く別である。第二三回の総選挙の場合には代表の不平等を示す有意差は認められない。しかし、その次の第二四回以降この四つのグループの間にはたえず有意差が認められ、標本値が示す四つのグループ相互の間の差はますます大きくなっている。そのズレは、昭和二三年(第二八回)の標本値によれば、農村的選挙区が十名の定数ならば、半農村的選挙区は十一名、都市的選挙区は十三名、大都市的選挙区は十九名の定数を与えられなければならないほどである。表2Bは現行定数と三年の標本値で再割当てしたと仮定した場合を比較したものである。なお、表2Aの下段は q -統計量による比較を示すものであって、大都市的選挙区は第二四回以来、都市的選挙区は第二七

25 戦後総選挙における投票行動(上)

などのため、有権者登録における脱漏は決して多くないと想像されるのである。なお、法律上の有資格者と登録された有権者とを区別してそのズレを調査した報告のないことも、登録効率の高さが自明とされていることのひとつの傍証となるであろう。ともかくこのズレに関する実証的資料のない限り、我々は有権者登録率について想定する外方法がない。そして、我々の知る限りでは、日本における法律上の有資格者の登録率は一〇〇%に極めて近い、と想定して差支えないようである。なお、上記二点は、後述するように、日本における開票結果の統計的取扱いを、米国の場合に比べて、非常に簡単にすることになる。以下では、法律上の有資格者と登録された「有権者」とのズレは、無視して差支えないほど小さい、という規定に基いて、分析が加えられている。

第三に、日本の登録制度は、すでにみたように、有資格者の自発的な「申請」を原則として前提しないで、「上から」なされるものである。そこには、全国一にほとんど洩れなく登録がなされる利点がある。しかし、一般に大衆民主政において、一方で普通選挙権制度と他方で自発的市民ないし公衆という人間像の想定との矛盾をとくための制度のひとつが、法律上の有資格者の自発性に基礎をおいた有権者登録制度である、ということ想起するならば、「上から」の有権者登録制度は日本民主政にある種の体制的必要性の存在を示唆する、といつてよいであろう。少くともこの制度と後述する集権防止運動とをセットとして捉える限り、有資格者をその意向如何に拘らず選挙に参与させる必要性の存在だけは否定することができないであろう。要するに、投票が「市民の権利」でなく「国民の義務」である日本の事情の発端は、実はこの有権者登録制度にあるようである。

(1) ほかに、有権者が、米国のように、自分の政党別を明らかにしないでもよい、という点もある。このため、政党の支持者数を捉えるための簡単な指標がないことになる。反面で、有権者が様々な社会的ないし政治的圧力に過度に露出されるおそれもない。

(2) ここで述べてきた想定は、標本調査によって、容易に検証されうる種類のものである。

(3) 「上から」の有権者登録制度は、個々の有権者に加えられる社会的ないし政治的な圧力を迂回して、すべての有資格者に投票の機会を保証しようとする「慈悲的」な面ももっている。しかし、「慈悲的な民主政」が異例の概念であることは、まず否定できないであろう。

1 代表の平等

議会制度の発展史において、代表の平等が基本問題のひとつであったことは今更説明するまでもない。そして、普通選挙権制度の採用とともに、選挙区に対する議員数の割当ては、大体算術の問題になってきている。以下では、法律上の有資格者数と登録された有権者数とがほぼ相等しい、という前述の想定に基いて、各選挙区の有権者数と定数との代表関係について、衆議院議員一人当りの有権者数を対数変換したものを検定してあり、表2Aはその結果を示す。

第一に注意すべきことは、三人区、四人区、五人区の間代表の平等性の問題である。割当てられた衆議院議員の定数が三人、四人、五人であることによって、代表の不平等が生じうると、少くとも理論的には、考えられるのであるが、六回の総選挙を通じ

こと、都市的選挙区の成長率が残り二つのグループより有意に大きいことが知られる。(なお、全国平均の比較はこの表にあわせてのせてある)すなわち、代表が不平等だけでなく、その不平等の基礎をなす議員一名当りの有権者数の成長率が四つのグループを通じて均一でないのであって、少くともこの六回の総選挙に関する限り、代表の不平等がますます増大してきたことは疑いない。以上要するに、一方で日本の社会経済的諸条件に基本的な変化がなく、他方で定数の再割当てのない限り、代表の不平等というこの傾向を将来に延長して考えても不当ではないであろう。

ここで、産業社会としての日本がもつ諸条件は基本的にはまず変化しない、と考えて差支えない。他方で、定数再割当ての必要性が全然知られていないわけではない。元来、衆議院議員の定数割当てを規定した公職選挙法別表第一には「本表は、この法律施行の日から五年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によって、更正するのを例とする」旨規定されており、再割当ての具体的必要性も識者によってしばしば論議されていることは周知の通りである。しかし、日本民主政における制度的特徴は、いうまでもなく、この再割当てが、当事者である衆議院の議決をへてのみ可能な点である。この国には、この再割当てを中立的・算術的に行うべき制度も、その作業を担当する独立の機関も存在しない。

前述したような代表の不平等を修正するには、一方で衆議院議員の総数を増すか、あるいは他方で総数は現行のまま再割当てするかしかない。農村的選挙区出身の議員数を減らさずに大都市的ないし都市的選挙区に割当てる定数を比例してふやすとすれば、我々の計算では、総数をおそらく五五〇乃至六〇〇名に増す必要がある。そして、これには会議体としてまた建物の条件から限度

があるようである。総数を増さないで半農村的ないし農村的選挙区の定数を減らすとすれば、それはこの地域出身の現議員に政治的自殺を要求することであり、とくにこれらの地区を牙城とした保守勢力にとって容認しがたいことにもなるであろう。

このほかに、小選挙区制度問題という周知のような事情がある。昭和二五年六月から開始された再軍備のため、昭和二二年憲法の改正が政治問題になってきた。このため、国会の両院でもそれぞれ三分の二の議席を占める必要が保守政権に生れ、野党の議席を減少させるために、小選挙区制度の採用が唱えられるに至った。

その結果が昭和三〇年末から三一年春に亘る周知のゲリマンダリングさわきである。このようにして、定数の再割当てと選挙制度の改正とが今日まで関連をもつに至っている。

こうした事情からして定数の再割当ては、しばしば論議されながらも、実際問題として棚上げ状態にある。その結果、大都市的ないし都市的選挙区がおそらくはますます過小代表され、半農村的ないし農村的選挙区がますます過大代表される傾向は、ここ当分の間は日本民主政の制度的特質として持続しそうである。もっとも、農村が過大代表される一時的な傾向と「不自然な」選挙制度が政治的理由から維持されることは、戦後日本にだけ特有のものではなく、いわゆる民主政諸国にもしばしば例のあることを附加しておかなければならないであろう。

(1) 定数の割当ては、通例、人口を基準としてなされる。しかし、人口中の成人人口ないし有権者の比率には地域差があるから、衆議院議員一名当りの人口数で検定する場合と、同じく有権者数で検定する場合とは、若干異なった結果になりうる。本稿の場合には、有権者数で検定するため、人口数に

27 戦後総選挙における投票行動(上)

● 自動的に修正する制度が民主政にビルトインされているか否かが、

一般的条件の下では、米国のように定員の再割当てが定期的に行われるか、この場合でも時間の遅れはさげがたい——、あるいは代表の不平等が放置されるか、いいかえれば、代表の不平等を自動的に修正する制度が民主政にビルトインされているか否かが、

表 2B 定数のアンバランス

	大都市的	都市的	半農村的	農村的	計
現行定数	56 (12.00)	45 (9.65)	172 (36.95)	193 (41.40)	466 (100%)
表2Aの第28回 の再割当て による場合	91 (19.52)	50 (10.72)	161 (34.55)	164 (35.21)	466 (100%)
差	+35	+5	-11	-29	+40-40 =0

● 回以来、他のグループに比べて有意に過小代表されていることが知られる。要するに、大都市的なないし都市的選挙区が過小代表され、半農村的ないし農村的選挙区が過大代表されていること、またこの不平等が年とともに拡大してきた傾向のあることが、現行選挙制度の特徴である、といつてよいであろう。● もっとも、都市が過小代表され農村が過大代表される傾向は、近代の産業社会とセットになった議会制度一般のもつ構造的特質であつて、戦後日本にだけ特有なものではない。仮りに農村における出生率が都市のそれよりヨリ高いにしても、産業社会に伴う地理的・社会的人口移動の結果、成人人口つまりここでいう有権者がたえず都市に集中する傾向が一般に存在するからである。● とくに戦後日本の場合は、復員、疎開者の復帰、海外引揚げなどのほかに、産業の回復に伴つて人口が急速に

表 2C 衆議院議員1名当り有権者数

(a) 回 帰			
	回 帰 式	回 帰 の 検 定	二倍になるための年数
大都市的(I)	$\bar{Y}_X=103.875 \cdot 1.05614^X$	$P<0.01$	(12.7 年)
都市的(II)	$\bar{Y}_X=89,257 \cdot 1.02942^X$	$P<0.01$	(23.0 年)
半農村的(III)	$\bar{Y}_X=87,325 \cdot 1.01558^X$	$P<0.01$	(44.8 年)
農村的(IV)	$\bar{Y}_X=87.426 \cdot 1.00687^X$	=	(101.2 年)
全 国 平 均	$\bar{Y}_X=87,963 \cdot 1.02253^X$		(31.1 年)

$\bar{Y}_X$ =議員1名当りの有権者数
 X =昭和22年4月より数えた年数

(b) 回帰係数の検定			
I > 全国平均	$P<0.01$	I > II	$P<0.01$
II = 全国平均	=	I > III	$P<0.01$
III = 全国平均	=	I > IV	$P<0.01$
IV < 全国平均	$P<0.01$	II > III	$P<0.05$
		II > IV	$P<0.01$
		III = IV	=

● 民主政一般にとって重要なことなのである。表2Cは、この点を追求するため我々の標本を回帰分析にかけた結果を示すものである。③四つのグループについて四つの回帰式とおのおのにおける衆議院議員1名当りの有権者数の「成長率」とが示されている。成長率つまり回帰係数の検定によって、大都市的選挙区における成長率が他の三つのグループより有意に大きい

表 3A 全有権者棄権率

	第 23 回	第 24 回	第 25 回	第 26 回	第 27 回	第 28 回
大都市的(I)	38.81 %	36.85 %	43.77 %	44.59 %	38.11 %	35.48 %
都市的(II)	35.10	26.81	24.11	27.58	25.85	24.84
半農村的(III)	30.65	18.92	17.55	20.92	20.79	18.81
農村的(IV)	33.41	21.15	16.86	19.05	16.97	16.30
地域による差	=	=	=	=	=	=
定数による差	P<0.001	P<0.001	P<0.0005	P<0.0005	P<0.0005	P<0.001
I—II	=	=	>	>	>	>
I—III	>	>	>	>	>	>
I—IV	>	>	>	>	>	>
II—III	>	=	=	=	=	=
II—IV	=	=	=	>	>	>
$\frac{I+II}{2} - \frac{III+IV}{2}$	>	>	>	>	>	>
$I - \frac{III+IV}{2}$	>	>	>	>	>	>
$II - \frac{III+IV}{2}$	=	=	=	>	=	=
$I - \frac{II+III+IV}{3}$	>	>	>	>	>	>
$\frac{I+II}{2} - III$	>	>	>	>	>	>
$\frac{I+II}{2} - IV$	=	>	>	>	>	>
$\frac{I+II+III}{3} - IV$	=	=	>	>	>	>

認められない。しかし第二に地域性を示すグループの間で、第三に男子・婦人の性別によって、非常に高い有意差が一貫して認められるのである。

● まず、大都市的、都市的、半農村的、農村的という四つのグループの間には、全有権者、男子、婦人ともその棄権率に非常に高い有意差が六回の総選挙を通じて認められる。下段の「統計量の表」を照合すると、この四グループの間に六回を通じて一貫して認められるパターンは、農村的選挙区の棄権率が最も低く、大都市的選挙区の棄権率が最も高く、その中間の選挙区の棄権率は前二者の間におさまる、ということである。そして、とくに大都市的選挙区は、ほとんどの場合他の三グループより有意に高い棄権率を示しているのである。このパターンが統計的に最も顕著なのは表3Bの男子棄権率であり、最も不明瞭なのは表3Cの婦人棄権率であって、表3Aの全有権者の場合、この両者の示す傾向

29 戦後総選挙における投票行動(上)

よる場合よりも、都市の過小代表がより明らかに捉えられている。しかし、民主政が「市民の自治」である限り、未成年者を除外する取扱いにも、ひとつの正当性が認められなければならない。

(2) 本稿を通じて、ある事象が起りうる確率が5%およびそれ以下であると計算された場合、有意である(significant)という。なお、5%を有意水準とするのは、社会科学一般の慣行である。

(3) 表2Aの順位相関は、一方で都市的である順位と他方で過小代表されている順位との間の相関を、一一七の選挙区からとられた一四の標本選挙区について、検定したものであって、第二四回およびそれ以後の二つの順位の間有意な相関があることが知られる。要するに、第二四回およびそれ以後においては、より都市的である選挙区ほどより過小代表される傾向が、認められるのである。順位相関を用いた理由、その方法などについては、cf. J. Kyogoku & N. Ike, op. cit., p. 53.

(4) 我々の二四の標本を四つの地域的グループという四つの母集団のパラメーターの推定に利用して差支えない「幸いな」条件については、cf. *id.*, pp. 52-53.

(5) 表2C(a)につけた「二倍になるための年数」は、我々のとりあげている十二年間における各地域的グループの成長率の大きさを直観的に捉えるための目安であって、この期間の後に二倍になるという長期予測の意図を示すものではない。勿論、今後百年ほどの間定数の再割当てがなく、平均的な成長率に変化が起きなければ、この予測の通りになるであろうが、それは、問題の性質上、余りに多くのことを仮定することに

なるであろう。

(6) ここでは代表の不平等という一般的傾向を考えているのであって、将来(一)代表の不平等の差が小さくなったり、(二)右のべた成長率の差が小さくなったりしうる可能性をもこの一般的傾向に含めている。

(7) 後述するように、仮に表のように定数を再割当てしても、各地域的グループにおける保守政党と社会党とによる議席の獲得率が実質的に変化しない場合には、総議席の三分の二対三分の一という議席分布の大勢も変らない。後出表8参照。

2 棄権率

登録された有権者が、総選挙の当日、指定の時間内に指定の投票所において、実際に投票しない限り、投票行動は起らない。そこで、(一)およそ有権者が投票するかしないか、(二)投票するとして誰にまた何党に投票するか、という二重の問題になる。ここでは、第一の棄権率の問題をとりあげる。

さて、日本の総選挙について棄権率を研究する場合、事情は非常に簡単である。何故ならば、前述したように、法律上の有資格者と登録された有権者とがほぼ相等しいと想定して差支えないから、登録しない有資格者に由来する棄権と登録した有権者の棄権とをわけたりまとめたりする——実際的には非常に困難な——作業が不必要となるからである。

表3A・3B・3Cは、棄権率の標本値を逆正変換したものに検定を加えた結果を示すもので、3Aが全有権者、3Bが男子有権者、3Cが婦人有権者についての表である。第一に、当然のことであるが、三つの表とも三人区、四人区、五人区の間では棄権率に有意差が

表 3C 婦人有権者棄権率

	第 23 回	第 24 回	第 25 回	第 26 回	第 27 回	第 28 回
大都市的(I)	45.81 %	43.08 %	48.53 %	49.98 %	43.08 %	38.27 %
都市的(II)	39.00	33.00	28.07	31.66	30.06	27.56
半農村的(III)	30.82	23.26	20.59	24.32	24.42	21.05
農村的(IV)	37.70	27.53	20.89	20.83	20.53	19.30
定数による差	=	=	=	=	=	=
地域による差	P<0.025	P<0.005	P<0.0005	P<0.0005	P<0.0005	P<0.005
I—II	=	=	>	>	>	=
I—III	>	>	>	>	>	>
I—IV	=	>	>	>	>	>
II—III	=	=	=	=	=	=
II—IV	=	=	=	>	>	=
$\frac{I+II}{2} - \frac{III+IV}{2}$	=	>	>	>	>	>
$I - \frac{III+IV}{2}$	>	>	>	>	>	>
$II - \frac{III+IV}{2}$	=	=	=	=	=	=
$I - \frac{II+III+IV}{3}$	>	>	>	>	>	>
$\frac{I+II}{2} - III$	>	>	>	>	>	>
$\frac{I+II}{2} - IV$	=	=	>	>	>	>
$\frac{I+II+III}{3} - IV$	=	=	>	>	>	>

● らは、その高、政治意識からして、個々人が必ず自発的・自律的に投票し、従って何らかの単位でまとめた場合このような人々の住む地区が高い投票率を示す、と考えて差支えない。しかし、我々の知る限りの調査報告によれば、農村的選挙区に自発的市民ないし公衆という人間像に対応する投票者が最も多く、大都市的選挙区に最も少い、しかも、これがこの六回の総選挙の間を通じて日本社会の持続的特質であった、と考えることはまず無理である。従って、棄権率の示すこの地域差は、むしろ有権者動員の効率を示す指標として捉えなければならない。

● 有権者動員の担い手のひとつは、いうまでもなく中央政府である。昭和三年最初の普通選挙権制度実施以来、棄権防止運動は中央政府の一貫した政策であり、その結果、「投票は国民の義務」という感覚が培養されるに至っている。この政策は戦後もとくに公明選挙運動として復活している。このような

31 戦後総選挙における投票行動(上)

表 3B 男子有権者棄権率

	第 23 回	第 24 回	第 25 回	第 26 回	第 27 回	第 28 回
大都市的(I)	33.00 %	30.50 %	38.91 %	39.05 %	33.04 %	32.61 %
都市的(II)	26.57	20.10	19.78	23.15	21.29	21.88
半農村的(III)	20.46	14.70	14.10	17.04	16.70	16.28
農村的(IV)	22.00	13.89	12.27	13.18	12.95	12.88
定数による差	=	=	=	=	=	=
地域による差	P<0.0005	P<0.0005	P<0.0005	P<0.0005	P<0.0005	P<0.0005
I—II	>	>	>	>	>	>
I—III	>	>	>	>	>	>
I—IV	>	>	>	>	>	>
II—III	>	=	=	=	=	=
II—IV	=	>	>	>	>	>
I+II—III+VI	>	>	>	>	>	>
I—III+VI	>	>	>	>	>	>
II—III+VI	>	=	>	>	>	>
I—II+III+VI	>	>	>	>	>	>
I+II—III	>	>	>	>	>	>
I+II—IV	>	>	>	>	>	>
I+II+III—IV	=	>	>	>	>	>

が相殺されて現われている。要するに、半農村的選挙区の投票率は、大都市的選挙区の投票率よりつねに高いのである。

つぎに、各選挙区ごとの男子の棄権率と婦人の棄権率との差について符号検定を加えると、四つの地域的グループ内ごとにも、全国を通じる標本についても、六回の総選挙を通じてつねに高い有意差が認められた。しかも、すでにのべたように、男子、婦人両グループの中では地域的グループ間の差も認められるのである。従って、棄権率の地域的な差の背後にある事情と婦人の棄権率の方が男子よりつねに高いという性別による差の由来とは、複雑な関係をもっていると考えられる。

ここで、農村の方が投票率が高い、という事実の説明は、おそらく、農村の方が有権者の「駆り出し」あるいは動員が徹底している、という一般的な事情に求められるべきであろう。自発的な市民ないし公衆という人間像を想定するな

3B・3Cが都市と農村との棄権率の差を、実際よりも、控え目に示していると考えた方が安全であろう。

(3) 四つの地域的グループの中では毎回 $P < 0.02$ 、一七の選挙区全体からの一四の標本選挙区においては毎回 $P < 0.0001$ であり、ともに有意であった。詳細は cf. J. Kyogoku & N. Ike, *op. cit.*, Table 3, pp. 53-54.

(4) 「高い政治意識」のイデオロギイ的分析や意味論的分析をする場所ではないが、とりあえず操作的には(一)自発的関心、(二)情報収集量、(三)情報処理操作、(四)行動の自律性などがその要素として考えられよう。そして、本稿冒頭の注(一)で引用した研究のほか、数多くの調査報告が、都市に比較して農村の投票行動の方がヨリ「伝統的」であることを示している。

また新聞・雑誌の購読部数、ラジオ・テレビの普及度、平均教育年数、世論調査に現われる「D・Kグループ」など右にあげた諸要素と相関をもつ諸条件が示す限り、都市より農村が、「高い政治意識」の関連条件においてヨリ不利な事情の下にあることが見なされるのである。

(5) とくに英国において、通例支持している政党に対する不満を表現するため棄権がなされることが知られている。しかし、いわゆる中選挙区制度をとる日本においては、このことがしばしば起きているとは考えられない。

(6) 有権者動員の基本条件である日常的な生活組織が、都市よりも農村において、ヨリ伝統的であり、ヨリ濃密であることは周知の通りである。

もっとも、とくに大都市的選挙区に対する定数を前出表2Bのように増加すれば、有権者動員のインセンチヴが増すから、それに伴って有権者動員の効率がよくなり、棄権率が今より

もかなり下るかもしれないと想像することもできるであろう。(7) 本文では、戦後の新しい内容の学校教育による効果をとり扱っていないが、これは制度的には中央政府による有権者動員の潜在的な一翼と呼べる面をもつものである。

なお、戦後次々に成年に達した有権者たちが、四つの地域的グループの中で、大都市的選挙区よりも農村的選挙区にはるかにヨリ多く集中し、その結果、後者で棄権率が最も急速に低下したと考えると、前節で捉えた代表の不平等の基礎にある事情と矛盾するであろう。

(8) 選挙人名簿には有権者の生年月日が記載されているから、名簿だけを使って年齢別を指標とする標本調査を行うことが可能である。

33 戦後総選挙における投票行動(上)

事情の中で高い投票率が自己目的化されるに伴って、市町村当局は棄権防止運動を实地に推進する。しかもその成功には名譽や報賞も伴うのである。高い投票率を推進する第三の担い手は、地盤——候補者個人のマシーン——を構成する地方の名望家・有力者層である。これら三者の複合による有権者の動員が、農村的選挙区で最も効率的でありうることは、説明を必要としない。棄権率の標本値を、各地域的グループごとに六回を通じて検討した場合、男子・婦人両者を通じて共通に認められることは、棄権率の最も低い農村的選挙区における棄権率の変動係数が最も大きく、以下残りの三グループを通じて棄権率の低さの順序とその変動係数の大きさの順序とが一致していることである。おそらくこのことは、もともと棄権率の低い農村的選挙区に戦後再開された有権者動員が最も有効に浸透し、そこで棄権率が最も急速に低下した、という想像を支持するひとつの傍証となるであろう。

● 男子・婦人の性別による棄権率の差については、我々の知る限り、充分な調査報告がない。ただ、各地域的グループ内の棄権率の変動係数を男子と婦人とで比較すると、婦人の変動係数がどの地域的グループにおいても男子のそれよりも僅かに大きいかほぼ等しいかからして、有権者動員の効率は男子・婦人双方に、おそらくはほぼ同じ程度に認めるべきであろう。この場合には、出発点における差を考慮に入れること、あるいは有権者動員を受けつけない人々の構成と大きさが性別によって異なる、と考えることもひとつの方法となるであろう。ともかく、有権者動員に対してある範囲の婦人が特に強く示す「消費者抵抗」に接近するには、年齢別、社会階層別、家族生活の条件別、教育水準別などの指標を手がかりにして調査を行い、近代日本の「伝統」の内実を実証

的に取上げることが必要である。そして、とりあえずは、それは本稿の範囲外である。

最後に、ここで指摘された事態が日本の政治全体の中でもつ体制的な意味を検討してみよう。すでにのべたように有権者は「上から」登録される。「上から」登録された有権者は、「投票は国民の義務」とばかり動員される。しかも、有権者が第三者として候補者のために自由に積極的に行うべき選挙運動は広汎に禁止されている。この中で、高い投票率あるいは選挙への参加が示される。こうした事情は、一方で投票することそのもののへの広い参加を導き出すとともに、他方で「票」の他律的な造出を広汎に行うことを意味しうるであろう。その限り、低い棄権率は自発的市民ないしは公衆という人間像の想定に対応しない投票者の過大代表をも意味しうるのである。そして、こうした事情の中に日本民主政のもついくつかの体制的特質のひとつの基盤があるといつてよいであろう。

(1) 米国のように登録しない棄権者の多い場合には、標本調査と人口調査とを組み合わせながら、棄権率について概略の推定をするほかない。人口の地理的流動性の高い米国において、この作業が困難なものであることは、説明するまでもない。従って、棄権率の国際的な比較に当っては、定義に注意する必要がある。

(2) 登録もれの有資格者は、おそらく大都市的選挙区に最も多い、と想像されるから、公表された棄権者数と実質的な棄権者数との差もこの地域で最も多いであろう。しかしその差が、分母・分子ともに大きい大都市的選挙区の棄権率に実質的な影響を及ぼすほど大きいか否かは、判らない。ただ、表3A.

總選舉の實態

蠟山政道・鶴飼信成・辻清明

川原次吉郎・中村菊男

編集

SELECTION 11:

Rooyama Masamiči, “Ippañ šimiñ,” in
Rooyama Masamiči, Ukai Nobunari, Œuji
Kiyooki, Kawabara Jikičiroo, and Nakamura
Kikuo, eds., *Sooseñkyo no jittai*, Tookyoo,
Iwanami Šoteñ, 1955, pt. 1, ch. 2, sect. 2,
68-75.

岩波書店

第二章 選挙運動の組織と方法

果した役割も亦少くないであろう。それは、一般住民に「なぜ熊本さんを出すといいのですか」ときいても具體的な利益を示すのではなく、ただ漠然と「土地の人だから」、あるいは「土地のために働いてくれるから」といつているにすぎないことから消極的には推測できるのではあるまいか。

このように候補者自身をふくめて地元有力者が得票を支配する型は、一般市民の場合において、右社から右の各黨得票方法の最も主要な型であるといえよう。

ロ 「ボス」発生の原因

しかし、こうした地元有力者の支配が強くとめられるということは、選挙民の選れた意識の結果でもあることは否定しえないとしても、單にそれだけで片づけられないものを含んでいるのではあるまいか。われわれはもう一步進んで、「地元」意識の基礎をなすのは何かという點を究明しなければなるまい。その場合、ボス発生の原因についてのローカル新聞記者の次のような言葉は、極めて重要な問題點を示している。

「ボスは どうして生れるかというと、息子がブタバコに入られたとき、もらい下げに行ってもらうためにも融資の斡旋を頼むためにも必要だ。とくに飲食店など商賣をやっているものについては使所の数とか臺所の設備とか、そういった制限が多く、警察・保健所・都廳・税務署などにわたりをつけないととてもやっていけないというやみが強い。こうして世話になった親分には、今度頼まれたときに斷れないという關係が生れてくる。」これは、

もとより一新聞記者のカンによるものであるが、われわれの調査の中でも、こうした關係は枚舉にいとまないほど夥しく存在していた。

しかもこうした結びつきは、單に一回的、および一人對一人の問題ではなく、固定化（ステロタイプ化）されて一つの傳統的組織に凝集しているところに大きな意味が見出される。このようにしてこそ、はじめて、有力者が一定数の票をその地盤として握っており、一定候補者の爲に賣りこみ、選挙をある方向に動員することができるのである。それならば、このような組織化は具體的にどのような姿をとって現われるであろうか。以下これら組織における有力者の生、態を選挙運動に關係する面から調べてみよう。

二 防犯協會（自治會）

イ 自治會の性格

敗戦後町内會・隣組が禁止され、一時、組織的地域團體は表面に消滅したかにみえたが、實體はあくまで温存され、「民主警察」の財政的援助の名目で「警察後援會」が作られ、ついで「防犯協會」となって現われた。

それは一方では明かに町會の代りとして「役所の方の希望で」（自治會幹部、僧侶三〇歳位の談）出来た経緯からも、當然官僚機構の末端としての性格を備えていると同時に、他方では第一章で見たように「常習博奕の宿だったような家や、闇で儲けた家が支部長となり」選挙では「こういう人はただでは動かないので結局

第二節 一般市民

一 「地元」の意味（市民の傳統的組織化）

労働者を対象とし、社会主義政黨を自ら標榜している社会黨右

派においても、以上にみたように、地域性に依存している面が極めて大きい。「地元だから」という言葉は、われわれ調査者には奇異に感ぜられる程大きな比重をもって選挙民の心理を支配している。「地元」意識は同一地域の出身であるということを示すのはもちろんであるが、實はそれを基底において支えているのは、町の有力者を中心とする地域的連帯性に基く強固であり、地元意識とは、根本においてボス支配による一つの體制に對する依存意識を示すものである。

イ 「地元」有力者の役割

● 「ボス化するおそれはあるかもしれませんが、町で人から信頼をうけているような人をつかまえることが第一です。たとえば小さな商賣人などは病氣になると困るので、これらに對してもよい相談相手になることが大事です」（右派社会黨都議A談）という黨下級幹部自身の言葉の示すように、社会黨右派が多くこれに依存していることは否めない事實である（表75参照）。

● もちろん右社熊本の場合「地元だから」というのは、單に有力者を通じる間接的なものだけではなく、同じ地域に居て、よく顔をみ、名前をきくという一般的親近感と、彼の子飼の子分の言葉の中に「熊本は土地のために身體をはって努力して来た。特に水防には熱心で『彼が口を開けば水だ』と言われている程です」とのべられているように、地域住民の切實な要求をとりあげてくれるだろうという依頼感が強く作用していると想像される。

しかし他方では、そうした雰囲気醸成する上に地元有力者の

第二章 選挙運動の組織と方法

● 会とかいって御免株をかついたり、金をもらった奴が動きまわるだけで、実際は大抵一人できめまします」というある自治会幹部（前述村）の話は、多少割引をしなければならないとしても、後にのべるように事實によっても裏書きされている。

● こうして農村における場合と異って、單に地縁的な紐帯は、次第に稀薄化している事實は、候補者の側からも屢々票のよみちがえをするという結果によっても立證されてくる。それを補うものとして、重要な役割を果しているものに職業的な結びつきを考えなければならぬ。

三 同業組合

イ 商業組合の實態

● 城東商店街連合會に組織されている一六團體は、その名こそ「通り會」、「商業會」、「共和會」、「商委會」、「親委會」等々異なるが、すべて同じ性格を有する商店街の組織である。これら組合の

● 加入者たちは税金などについてかなり統一した動きをすることもあるが、多くは街燈の共同建設とか、共同の賣り出しといった程度の連帯性をもつにすぎず、選挙に關しても必ずしも同一の歩調とは限らない。ただ漠然と「商人はやはり自由黨ですね」といった雰囲気を示しているにすぎない（もちろん場所によっては社會黨支持者もいる）。それに反して、同じ業種の組織となると、その團結力はやや強固となる。

● その最も顯著な場合として、花街のそれをあげることができ

る、銀戸の二業組合長Kは完全にその一角を支配しており、登録者數四〇〇の中表面上は九〇％、實質は八〇％まで確實に握っており、今回はこれが全部島村に行つたと考えられる（後述Wの談）。さらに前述の伊東泰治の第二の子弟で、區議をやっている

● Wを組合長とする甘味品組合六〇軒も、一税金から何から何まで一緒にやるので大體確實です」とWはいつている（彼が同時に城東地區P・T・A連合會長、江東同志會——伊東泰治が都議に出るときは支持團體——の會長をしているのも注目すべき）。そのほか料飲組合の票が城東で二、〇〇〇票あるがこれについては充分掘っていないということである。

● さらに「天野は食糧營團をおさえていたのでいまでも米屋さんに支持者の地盤をもっています」（某婦人會幹部談）とか、後にのべるように信用組合を通じて票をつかむというようなことが一般にいわれているが、その實態は必ずしも明かでなく、限票も次第にあらわにされている。

ロ 下請企業の從屬形態

● このほか鐵工關係の中小企業（従業員二〇名以下）が集つて城東鐵工協同組合が作られており（昭和二五年五月設立、當時四八一軒現在約三〇軒、初代理事長熊本、現在も顧問）熊本を強く推していたが、今日では共同受注、共同販賣という機能も充分に果たさず、大した存在理由ももっていない（同協組書記談）。

● しかし中小鐵工場主は、それ自身小所有者として一かどの有力者の意識をそなえており、現實に自分の工場の労働者（住込みの

買収となる」という悪縁をもちつつ地元有力者の基礎的な組織となつてゐる。

第一部 都 市

● 防犯協會は後防犯というのでは狭きに失するといふので、——
 そのうちには上からのおしつけに對する反撥があつたことはいふまでもないが——多くの町では自治會という名前に變えて防犯事務をその事業の一つにとり込んでゐる。ある自治會幹部（前述僧侶）によればある程度防犯協會にレジストする要素を含んでゐるかの如くであるが、それは上から防犯協會、防火協會、水防協會などに多額の金（四三頁参照。これはほとんど全部都への運動費として使われる）をとられることに對するサボタージュにすぎず、いまでも「警察や役所でもこれがないとやつて行けない」（自治會長、元署長談）という事態は變つていない。

□ 自治會を握るボス

● こうして、上からの支配の浸透と、下からの連帶的意識による（？）非自發性（？）とを媒介する自治會組織を現實に動かしているのは誰であるか。舊隣組（いまでは班といわれる）毎に互選（名ばかりで實は推薦と同じである）されててきた班長たちの間で、選挙または推薦で部長が定められる（町によつて必ずしも同じではないが、北砂町四丁目の例についてみると總務、防犯、防火水防、保健衛生、青年、渉外、地域の六部がある）。部長の間で推薦會議を伴つて町吏支部長（自治會長）を決するというのが大體の順序である。

● こうして出てきた自治會長（防犯支部長）たちをみると城東内

の三七名中區議は三名、落選區議は二名であるが、大體において彼らは區議級の地位（プレステイジ）をもっているばかりでなく、前にのべたような警察へのもらい下げ、税金その他の生活相談などの世話役活動によつて、地元有力者としての役割を果している。たとえば城東地區の消防團及び防犯協會長をしてゐるのが山鷲都議の伊東泰治であり、彼が島村を推しているために多くの區議、自治會長が島村派にはしり、城東地區内で約三、五〇〇票（熊本について第二位）を集めることに貢献するところ大であつたといわれている。

● このような世話役活動は、同じく有力者として数えられる民生委員についても大體同様である。貧窮のために民生保護をうける場合に世話になることはいふまでもないが北砂町の同潤社の住宅で「内職は民生委員となかの人（同潤社内の有力者のこと）の世話がほとんどです」といふ言葉をきき、また區役所の吏員も「民生委員が授産所の世話をしている」ともいつてゐるうちに、低賃金はそれを補うための内職を必要とし、そして内職の世話によつて地域の有力者の地盤が作られるという一連の因果關係がみられる。

● とにかく、このようにして選挙運動をする側にとっては、こうした有力者をどれだけつかむかが大きな關心事となる。特に有力者にとっては、この際どれくらい高く自分のもつてゐる票を賣りつけるかが問題である。しかし、「自治會長だつて本當は大して握っているわけはありませんよ。賣りこみのために票が確實なような顔をしてゐるだけで、いまでは墮落した青年層が青年文化

第二章 選挙運動の組織と方法

● 青年團體についてみても、前述のように一方では「墮落した青年層」が青年文化會とかいって「バクくさい」題目をならべながら保守派の御先棒をかつくという現象がみられ、事實それを利用しようとする候補者の動きもあるとともに、他方ではこれに反感をもつて、なにか青年らしい批判的な態度を示そうという動きが明かに芽生えている。全國的には「官製獨善の運動」としての公明選挙連盟から絶縁しようとする日本青年國協議會の動き（一九五三年二月九日朝日夕刊参照）にもその現れがみられる。

● この地域ではそれ程明かなものでないが、東大島神社の總代および年寄（大島地區の區議クラスが集っている）に對する若睦會（東神會）という壯年層の團體があり、その下に二〇代の青年によつて中若（山神會）が作られ、これがある程度ボス化しようとするのに對しては、内部に革新の聲が起っていることなどはその一例といえよう。しかも總代や若睦會などが表むきは選挙になるべくふれないようにしているにも拘らず、現實には幹部がかなり自分の地盤擴張の意圖をもつて動いている。これに對して青年層の中には警戒心と反感とが高まっていることも注目に値する。

● もちろん少くともこの地域に關する限りでは、こうした青年層の心情が何らかの形で直接に選挙に影響を及ぼしたと考えることは早計であり、事實城東では青年を中心とする公明選挙運動さえ行われていないが、將來何らかの形で保守的な有力者による傳統的組織化に對する摩擦を生ぜしめる一つの契機と考えられるであらう。

口 婦人團體

● 婦人團體についても大體同様で、この地域ではとくに派手な公明選挙運動もなく、かえって選挙法改正と取締強化という條件の下では、「啓蒙運動をやりたいのですが、變な目でみられたり、警察が調べにきたりするから、選挙のことは一切話さないことにしました」という某婦人會幹部の言のように、むしろ萎縮した傾向が強くみられた。

● しかし他方では「婦人區議Fが自由黨婦人部を作っています、雇出一三〇人で、それ自身としては大した動きをしていません」（同右談）というように、保守派からの組織化も必ずしもはかばかしく進まず、今のところ未知数の状態を示している。このことは表44における婦人の棄権率の高さ、および表45における投票決定の時期の遅さ（この點については一般的には決定の時期が遅

表 44 こんどの選挙で何黨の人に投票なさいましたか

性別	黨別	男		女	
		労働	一般	労働	一般
自由	山進	21	36	14	20
改進黨	社	6	5	41	2
右左	産同	40	27	11	43
共協	農	11	8	4	3
*協	無所	0	2	0	0
*勞	属	0	0	0	0
無所	属	0	0	0	0
諸派	属	0	1	0	0
いく	属	1	0	0	0
いた	属	1	4	5	6
棄権	属	20	17	25	25
空	属	0	0	0	1
%		100	100	100	100

* 立候補者なし

市 場合には家族または使用人との區別が明かでないが)を自分の意思に従わせる場合が少くない。そればかりでなく、彼らは主として日本化学とか、東京鋼材とかいう大企業の下請として、從屬しながら、しかも不況に際しての安全瓣として温存せしめられているので、そうした上部企業からのヒモがついて來ることは不可避である。

大メーカーから仕事のおりる徑路をみると、大抵この邊の町工場に來るまでに最少二つ位の仲介者が入っており(それは一〇〇人位の從業員をもつ中工場から、自分の消化能力以上の受注をした小工場や、ほとんど専門化したブローカーまでを含む、朝鮮事變勃發當時操業率一〇〇%に近かった鐵工場も、いまでは三〇%ぐらしか動いていない状態(前述鐵工協同組合事務員談)である以上、半企前場、殘金はでき上ってから三カ月の手形拂という惡條件でなんとかして仕事をとろうと競っている。また生産のための資金の不足分は(金融機關は資金回轉の悪い、しかもいつ不埒になるか分らない工業などには容易に融資しないから)材料屋からの前借によって補填されるをえない。ここでも中小企業者の從屬形態が現れてくる。こうしてK製鐵工場主(從業員七五人)の語ったように發注先から債權者もちこまれるという事實も起る。

● も起る。このような場合前場と選舉とは別だと表ではいいながら、やはり發注者及び仲介者に対してはあらゆる手段をつくして取入らざるをえないのである。經濟的從屬が、どれだけ政治的從屬となつて選舉にそのまま反映するかは容易に檢證し難いが、も

うけがなくいつキャンセル(契約破棄)になるか分らない特需を下請させられ、そのために一〇人の工場は五人に、五人は三人に、そしてさらには倒産に(今日では昭和初年の經濟合理化過程をきりぬけてきたもの以外は大概だめになっており、生き残ったものも、もう二三カ月たつとどうなるか分らないとはA鐵工場主の談である)という運命をたどりながら、なおほかない望を軍需生産にかけ、「設立當時は社會黨支持が多かったが、いまでは自由黨の人が多い」という鐵工協同組合の書記の言葉の示すような事實があるとすれば、經濟的從屬と政治的從屬との相關は、勿論、後述のマス・コミュニケーション、その他の力の介在を考慮に入れない。

四 青年・婦人團體

ところで、以上のような經濟的關係による組織の他に、一般市民にとって重要な意味をもつものとして、青年・婦人團體および宗教團體(神社をめぐる集團)を考へておかなければならない。城東地區では、これらについての統一的な動きはないが、そのことは決してこうしたタイプの集團の意味を小さく評價してよいことにはならないし、とくにこの種集團において、傳統的組織化の要素と、それへの反抗とが交錯して存在している點に注目しなければならぬ。

イ 青年團體

第二章 選挙運動の組織と方法

に代って新興階級が主として財力によって新しい地盤を作っているということ自体が、伝統的組織の形態変化を示すと同時に、それが稀薄化する兆候をあらわにしたものといえるであろう。

□ 職業的従属性の変化

- 職業的な紐帯についてみても、従来極めて強固であった町工場
の徒弟関係においてさえ、(比較的人的交流の少ないガラス工業に
は依然として一つの身分的ともいふべき従属関係は残存している
が) 鐵工場などでは、仕事の関係で他所へ出張工事に行った場合
などには、他の労働者との接觸を生じ、「なかなか昔のようなわ
けにはいかず、選挙のときなどは、私たちのいうことだつてきき
ませんよ」(鐵工暴主)という事態も起つて來ている。

- また表面上は古い身分的な關係を維持しているようにみえて
も、それは便宜的な粉飾にすぎず、實は有力者の考えているのと
別の候補者に投票している場合が少くないらしく、「このごろで
はすっかり人情地に墮ちた」という慨嘆の聲を有力者からきく場
合すらある。また前にものべたが「候補者は土地代表として彼ら
(防犯支部長などの有力者)を握れば票がとれると考えている
が、表面的に握っているようにみせかける賣りこみのハタリが
多い」(北砂町G氏談)ともいわれているような状態であつてみ
れば選挙運動をする側にとってみても、従来のような安定した地
盤(傳統的組織)の上に安んずることはできず、ずい分無理な選
挙運動によって、それを補強することに努めなければならない。
今回の選挙が公明選挙のかけ聲にもかかわらず、きわめて多く

- の違反を生んだのは、一方では取締が嚴重だったからだという説
明もあろうが、他方ではこうした地盤の補強におけるあせり(こ
の地域では大してなかったが、とくに追放解除者にとっては、今
度出られるか否かが、政治的生命の存否に關するためそのあせり
はとくに大きかったと思われる)の反映ではなからうか。以下目
を轉じて、候補者あるいはそれに追隨するものの側からする選挙
民への働きかけの方法を概観してみよう。

第 一 部 都 市

表 45 その人に投票すること
をばらきりおきめになっ
たのはいつでしたか

性 別 C2	男		女	
	労働	一般	労働	一般
投票日	7	14	12	14
投票直前	28	24	45	32
公示后	10	17	9	7
公示前	32	23	8	20
忘れた	3	0	2	2
空白	20	17	24	25
%	100	100	100	100

*投票直前……投票日前一週間以内

いことが意識
の低さを示す
ものとは直ち
に結論できな
い。が、個別
的なインタビュー
とあわせ
て考えると
やはりそうし
たことの一つ

の指標といえるだろう」というような結果を生んでいる。

しかし「再軍備のことをいうときには、氣をつけたいとあぶな
い。とくに婦人層の氣持をつかむことが大事だ」という保守系某
候補者候補士の言葉のように、とくに平和か戦争かという問題を
めぐって婦人の関心が高まって来ていることは明白に看取され
た。

一般的にいつて、労働者の多いこの地域では、青年、婦人の自
覺した言は戦場を通して組織される機会が多く、そのために地域
的な青年婦人組織に参加するのは、有組織性が比較的に多いとい
う點、および職場の組織が地域とのつながりをもととせず、ま
たそれだけの餘力をもたないという點に、この地域におけるこれ
ら集團の不活動さの最大の原因があるのではなからうか。

五 傳統的組織性の稀薄化

イ 地域的組織の變化

地域性の原理によるにせよ、あるいは、より職能的なものによ
るにせよ、とにかく傳統的人間關係による組織化は、一般的にい
って戦後明かにその限界を露呈し、次第にその色彩を稀薄化して
いることは何人も否定しえないであろう。たとえば、神社の氏子
としての義務を果すという點からみても、戦前には、これを怠る
ものは地域の住民から有形無形の制裁をうけることを覚悟したけ
ればならなかったが、今日では、戦災によってかなり新住民者が
増加したというような事情もあって、神社奉賛會に入らないもの
も必ずしも例外ではなく、とくに都営住宅や労働者の集團住宅に
ついては、有力者の側でも、はじめからこうした古い型の集團へ
の組み入れを或る程度斷念している事實さえみられる。

「赤い羽根、P・T・Aの寄附、防犯協會の事務、住民登録など
は皆管理人を通してきます。ですから地元との關係は住宅の人間
について間接的だといえるでしょう」(都営住宅管理人Y談)と
いう言葉は、一方では管理人自身が新しい地元有力者となりう
る可能性を示すと同時に、他方では従来のような直接的な人間運
鎖が、そのままの形では、この中に浸透しえないことを示してい
る。まして古い地主層というものは、戦災後ほとんど土地を離れ
て不在化するか、あるいは土地を手離しており、現在では一部に
民生委員などにわずかにその残滓をとどめているにすぎず、それ

丸山眞男 著

現代政治の思想と行動

上 卷

SELECTION 12:

Maruyama Masao, “Nihoñ ni okeru
našonarizumu,” in his *Geñdai seiji no
šisoo to koodoo*, Tookyoo, Miraiša, 1957,
vol. 1, pp. 149-166.

未 來 社

五 日本におけるナショナリズム

一五〇

が今更のように暴露されたという問題である。そこには決して共産党だけの事柄として済まされない深刻な問題が伏在している。上に触れたような、わが国におけるイデオロギー的分岐の多様性もむしろ世界史の上で日本の占める地位が未だに混沌としていることの結果にはかならない。日本のナショナリズムという問題の複雑さも結局そこに由来しているのである。

- 日本のナショナリズムを把握するに当つて直面する困難性はさしあたり、その構成内容とその時間的な波動の特性という二点に帰することができよう(むしろこの両者も相関関係にあるが)。第一の構成内容という点では、なにより日本のナショナリズムがそこでの社会構成・政治構造ないしは文化形態に規定されることによつて、一方において、ヨーロッパの古典的ナショナリズムと区別された意味でのアジア型ナショナリズムに共通する要素をもつと同時に、他方において、中国、インド、東南アジア等に見られるナショナリズムとも截然と異なる特性をもち、むしろその点ではヨーロッパ・ナショナリズムの一変種形態とも見られる面をも具えているということからくる複雑性を挙げねばならない。第二の時間的な波動の特性とは何かといえ、それが、一九四五年八月一日という顕著なピークを持ち、その前後の舞台と背景の転換があまりにはなほいたために、問題の一貫した考察をきわめて厄介なものにしていることである。そこからまた日本のナショナリズムの今後の性格と他の極東諸国のそれとの間のデリケートな関連性が生れてくる。今日アジアのナショナリズムの動向は、とくに朝鮮事件以来世界の最大の注視的となつており、いつてもいい過ぎではない。朝鮮でも中国でもインドでも、東南アジアでも、いまや民族運動は巨大な革命的な力として立ち現われている。そこには切迫した戦争と平和の選択が賭けられているだけでなく、そのいずれの方向がとられるにせよ、今世紀後半を通じて、世界政治は恐らくこのアジア・ナショナリズムの勃興を基軸として旋回するであらう。そ

五 日本におけるナショナリズム

——その思想的背景と展望——

1

- 日本におけるナショナリズムの考察は特殊の困難性を包蔵している。それは日本のナショナリズムの発展の型態がきわめてユニークであるところからきている。さらにそのことを突詰めていえば、結局日本の近代国家としての発展自体の特異性に帰せられるであろう。その世界的な位置づけがいかに困難であるかは、今日、過去から将来にわたる日本の政治的・社会的進化の方向と型についてのハッキリした認識が、実政治家の間でも、専門学者の間でも未だ殆ど確立されていないということをもつてしても明らかである。これは決して日本におけるイデオロギー的対立の幅がきわめて広いという問題にだけは解消し切れない。その証拠には、最も明確な世界観と理論に基づいて戦略戦術を打倒している宮の共産党内部においても、日本の天皇制ないし帝国主義の歴史的規定や農村における階級関係といった根本問題について重大な見解の相異が見られるではないか。例のコミンフォルム批判以来の紛争でなにより重要なことは、はかならぬ日本共産党において、日本革命のパターンについての一致した把握が欠如していること

五 日本におけるナショナリズム

一五二

してその精神構造の側面から戦前と戦後との関連性をつきとめるのに重要と思われるいくつかの特性に注目しつつ、今後の発展形態の考察への手がかりとしたい。もとよりきわめて粗雑な概観以上に出るものではない。

2

近代日本のナショナリズムはその発生を、いうまでもなく幕末におけるヨーロッパ勢力の衝撃に負うている。この事情は極東諸地域に概ね共通している。そしてすでにこのような発生状況のうちに西欧ナショナリズムと異なるさまざまな特質が胚胎しているだけでなく、この衝撃に対する反応の仕方の相異が、日本のナショナリズムに他の極東諸国、なかんづく、中国のそれと著しくちがった歴史的課題を課することとなつたのである。

ヨーロッパは近世民族国家が生成する前にすでに、^{ユニヴァーサル}の普遍主義をもつていた。ローマ帝国がまずその礎をきずき、それはやがてローマ・カトリック（普遍）教会と神聖ローマ帝国に象徴されるヨーロッパ共同体の理念——*corpus christianum*——に受けつがれて行つた。ルネッサンスと宗教改革にはじまる近世民族国家の発展は、この本来一なる世界の内部における多元的分裂にはかならなかつた。従つてナショナリティの意識の勃興は初めから国際（*international*）社会の意識によつて裏付けられていた。主権国家間の闘争はこの国際社会の独立の構成員間の闘争であるといふことは自明の前提であり、さればこそ、グロチウス以来、戦争は国際法の中に重要な体系的地位を占めてきたのである。「ヨーロッパの諸国は、それら相互の間で一つの見えない国家を形造っている」というルソー、ないし「隣国として、商業関係を結んでいるすべての国家は一つの大きな団体、一種の共同体を形成している。例えばクリスト教によつて、共通の利益と恐怖と用心をもつところの一種の普遍的共和国が形づくられている」というフェネロ

- の際日本のナショナリズムがどういう内容と方向をとるかということはきわめて重大な意味をもっている。八月一五日のビークを境として、ある意味では、日本のナショナリズムには従来植民地乃至半植民地であつた他の極東地域におけるそれと多分に共通する課題が課せられた。「民族の独立」ということが少くも表面的には自由党より共産党に至るすべての政党の共通のスローガンに掲げられているのは、ともかくこの新しい事態が多少とも政治的自覚をもつ国民の本能的な直覚になつてゐることの反映にはかならない。しかし、世界の他の諸国はもとより、日本の内部でも、日本の今後のナショナリズムと他の極東諸地域のそれとを單純に一括して論ずることに對する躊躇が見られるのは何故か。いうまでもなく、日本がまさに八・一五以前において、「アルトラ」という形容詞付きで呼ばれている最高度のナショナリズムとその慘憺たる結末とを一度経験しているからである。アジア諸国のうちで日本はナショナリズムについて処女性をすでに失つた唯一の国である。他の極東諸地域ではナショナリズムは若々しいエネルギーに満ち青年期の偉大な混沌を内にはらんでいるのに對し、ひとり日本はその勃興——爛熟——没落のサイクルを一応完結した。歴史において完全な断絶ということがありえない以上、このかつてのナショナリズムと全く無關係に、今後のそれが發展するということは考えられない。新しいナショナリズムは、旧いそれに対する反撥として起るにせよ、それとの妥協において、ないしはその再興として發展するにせよ、自らの過去によつて刻印されざるをえないであろう。しかもそのいずれの形態をとるかによつて、大にしては世界の、小にしては極東の情勢は著しくその相貌を變ずる。このようにアルトラ・ナショナリズムという既知と今後のアジア・ナショナリズムに共通する未知との結びつき方には実に多様な可能性がある以上、現在のところまだ到底その透明な見透しは困難といわねばならない。
- そこで私は以下において問題を限定して、まず素材を維新以後、日本ナショナリズムの辿つた足跡にとつて、主と

五 日本におけるナショナリズム

一五四

夷」という言葉がよく出てくる。つまり、人民が敵と内通することに対する猜疑と恐怖を表現した言葉で、「姦民」が「狡夷」と同じ次元で問題にされていることが重要である。第二に、ここでは国際関係における対等性の意識がなく、むしろ国内的な階層的支配（ヒエラルヒー）の眼で国際関係を見るから、こちらが相手を征服ないし併呑するか、相手にやられるか、問題ははじめから二者択一である。このように国際関係を律するヨリ高次の規範意識の稀薄な場合には、力関係によつて昨日までの消極的防衛の意識はたちまち明日には無制限の膨脹主義に変化する。そこには全く未知なるものに対する原始的心情としての恐怖と尊大との特殊なコンプレックスが当然に支配する。もとより上のことはごく一般化した云い方で、個別的には種々のニュアンスがあるし、またそれらは多かれ少かれおよそナショナリズムの非合理的源泉をなすエスノセントリズムに共通した要素でもある。しかし最初から一つの共通した規範意識から出発したヨーロッパ・ナショナリズムに比して、東洋諸国のそれがナショナリズムの合理化、とくに国際主義との一応の均衡に到達する上に多大の困難を経験しなければならなかったのには、このような発生事情の相異が少なからず作用していることは否定できない。

ところで、前期的ナショナリズムの担い手としての旧特権層は実際にヨーロッパ世界の圧倒的に優越した産業・技術・軍備に直面して見ると、古い世界を新しい世界に対して防衛するという彼等の目的を達成するためにも、自らを「敵」の文明で武装せねばならぬということを否応なく意識させられた。ところがそこには異常に困難な問題が伏在していた。なぜならば、ヨーロッパ文明を取入れないでは、もはや支配層は古い世界自体を維持できないにもかかわらず、それをまた全面的に、取入れることは旧い体制の根本的な変革を結果し、従つて彼等自身の権力の没落を招来するからである。このパラドックスから脱出する方法は、ただ一つしかなかった。すなわち、ヨーロッパ文明の採用を

- ン（以上 H. Morgenthau: *Politics among Nations*, 1949, p. 160—161 より引用）の言葉はヨーロッパが主権国家に分裂して後にも普遍主義の伝統が脈々と流れていたことを物語っている。ところがいわゆるアジア世界はどうか。「東洋」は存在するかという周知の論争にどう結末をつけるにせよ、そこには、歴史と伝統においてそれぞれきわめて高度の自足性をもったインド・中国・日本といった文化圏が並列しており、その間にさまざまな交渉関係はあつたにせよ、それがヨーロッパの意味での共同体ないしは国際社会を構成してはなかつたことは明白である。むしろこれらの多かれ少かれ閉鎖的な世界に、対して、「国際社会」は一体として「開国」を迫つた。いいかえれば、東洋諸国は国際社会のなかで、自らを自覚したのでなく、むしろ「国際社会」に武力もしくは武力の威嚇によつて——強制的に引き入れられたのである。そこで東洋諸国での素朴な民族感情はどこでもまず最初にこのように外から迫るヨーロッパ勢力の圧力に対するリアクションという形で起つた。それを最も敏感に意識したのは、例えば中国でも日本でも旧国家における特権的支配層であつた。彼等の「民族意識」はなにより伝統的な政治社会体制をヨーロッパのクリスト教と産業主義の浸潤から防衛するということ意味をもつていた（これはヨーロッパにおいて旧支配階級としての貴族がむしろ世界主義的で、これに対して新興ブルジョアジーがナショナリズム運動の担手となつたのと対照をなしている）。この第一段階におけるナショナリズムをかりに近代的ナショナリズムと區別して「前期的」ナショナリズムと呼ぶならば、その典型的表現がすなわち「攘夷」思想であつた。この攘夷思想にはどういう特徴があるかということ清朝末期や幕末におけるそれについて検討すると、とりわけ次のような共通性が浮び上ってくる。第一には、それが支配階級によつて彼等の身分的特権の維持の欲求と不可分に結びついて現われたところから、そこには国民的な連帯意識というものが稀薄で、むしろ国民の大多数を占める庶民の疎外、いかな敵視を伴っていることである。幕末水戸学などの文獻には「姦民狡

五 日本におけるナショナリズム

一五六

日の事態にも致命的に影響しているという点が重大なのである。

- すなわち、中国は支配層が内部的な編成替によつて近代化を遂行することに失敗したために、日本を含めた列強帝国主義によつて長期にわたつて奥深く浸潤されたが、そのことがかえつて帝国主義支配に反対するナショナリズム運動に否応なしに、旧社会Ⅱ政治体制を根本的に変革する任務を課した。旧社会の支配層は生き残らんがためには多かれ少かれ外国帝国主義と結び、いわゆる「買弁化」せざるをえなかつたので、彼等の間から徹底した反帝国主義と民族的独立の運動は起りえなかつた。一方における旧支配構造と帝国主義の癒合が、他方におけるナショナリズムと社会革命の結合を不可避的に呼び起したのである。孫文から蒋介石を経て毛沢東に至るこの一貫した過程を跡づけることはここで必要はなからう。ただこうしたナショナリズムとレヴォリュションの一貫した内面的結合は、今日中国において最も典型的に見られるけれども、実はインド・仏印・マレー・インドネシア・朝鮮等・日本を除くアジア・ナショナリズムに多かれ少かれ共通した歴史的特質をなしていることを一言するにとどめる。

- ただひとり目出する極東帝国はこれと対蹠的な途を歩んだ。ここで徳川レジームを打倒して統一国家の権力を掌握した「維新」政権はそれ自体旧支配階級の構成分子であり、彼等はただ「万国に対峙」し「海外諸国と併列」する地位に日本を高めようという欲求にひたすら駆り立てられて急速に国内の多元的封建勢力を解消してこれを天皇の權威の下に統合し、まさに上述の「使いわけ」を巧妙きわまる仕方です行しつつ、「富国強兵」政策を遂行した。この上からの近代化の成功はまことにめざましかつた。かくて日本はその独立を全うしつつ「国際社会」に仲間入りしただけでなく、開国後半世紀にしてすでに「列強」の地位にのし上つたのである。しかし同時に、近代化が「富国強兵」の至上目的に従属し、しかもそれが驚くべきスピードで遂行されたということからまさに周知のような日本社会

産業・技術・軍備等いわゆる「物質文明」に限定して、クリス教とか個人主義・自由民主主義といった思想的政治的諸原理の浸潤を最小限度に防、あつ、することがこれである。この使い分けは橋本左内の「器械藝術彼に取り、仁義忠孝我に存す」或いは佐久間象山の「東洋道德、西洋藝術」（芸術とはむろん技術の意である）というような言葉に古典的に表現されている。しかもこの使い分けにすら容易ならぬ問題が存することは見易い理である。なぜなら、いわゆる物質文明がしかく簡単にそれをばぐくんだ近代精神と分離できないだけでなく、できたとしても物質的生活環境の近代化が思想や意識に逆、作用するのを喰いとめるということは極めて困難だからである。中国と日本との歴史的運命の岐路、従つてまた両国のナショナリズムの発展形態の巨大な差異は、まさにこの歴史的試煉に対する両国の旧支配階級の反応の仕方に胚胎しているのである。

中国でも日本でも支配階級の比較的進歩的分子のなかからこの「使い分け」のための必死の試みが「富国強兵」のスローガンの下に興つた。そうして、日本は周知のように明治維新による上からの革命に成功してともかく東洋最初の中央集権的民族国家を樹立し、ヨーロッパ勢力の浸潤を押しかえしたばかりか、世界を驚倒させるスピードでもつて、列強に伍する帝国主義国家にまで成長した。ところが中国では、曾國藩らの「洋務」運動から康有為の「変法維新」運動に至る一連の上からの近代化の努力も結局、清朝内部の強大な保守勢力の前に屈伏し、その結果は一九世紀後半の列強帝国主義の集中的蚕食を蒙つて、半植民地、いな孫文のいわゆる「次植民地」の悲境におちた。むろんこのような中国と日本の運命のひらきには、両国の地理的位置とか、「開国」の時期のずれとか、旧社会の解体過程の相異とか、支配階級の歴史的性格とか、いろいろの要因が挙げられるであろう。しかしここではそうした原因論が問題なのではなく、むしろ、こうした出発点の相異が結局両国のナショナリズムに殆ど対蹠的な刻印を与え、それが今

五 日本におけるナショナリズム

一五八

の程度においてもいちじるしく立遅れさせたこと周知のとおりであるが、それはまたナショナリズムの思想構造なし意識内容に決定的な刻印を押したのである。頂点はつねに世界の最尖端を競い、底辺には伝統的様式が強靱に根を張るという日本社会の不均衡性の構造法則はナショナリズムのイデオロギー自体のなかにも貫徹した。そうしてあたかも日本帝国の驚くべき躍進がその内部に容易ならぬ矛盾を包蔵することによつて同様に驚くべき急速な没落を準備したこととまさに併行して、世界に喧伝された日本のナショナリズムはそれが民主化との結合を放棄したことによつて表面的には強靱さを發揮したように見えながら、結局そのことが最後まで克服しがたい脆弱点をなした。あれほど世界に喧伝された日本人の愛国意識が戦後において急速に表面から消えうせ、近隣の東亜諸民族があふれるような民族的情熱を奔騰させつつあるとき日本国民は逆にその無気力なパンパン根性やむきだしのエゴイズムの追求によつて急進陣営と道学的保守主義者の双方を落胆させた事態の秘密はすでに戦前のナショナリズムの構造のうちに根ざしていたのである。次にその主要なモメントを概観して見よう。

● まず第一に指摘されねばならないことは、日本のナショナリズムの精神構造においては国家は自我がその中に埋没しているような第一次的グループ（家族や部落）の直接的延長として表象される傾向が強く、祖国愛はすぐれて環境愛としての郷土愛として発現することである。これはもとよりあらゆるナショナリズムの起源としてのトライバルリズムに共通する要素であるが、近代ナショナリズム、とくに「フランス革命の鬼」（G・P・ゲーチ）としてのそれは決して単なる環境への情緒的依存ではなく、むしろ他面において、「国民の存在は日々の一般投票である」という有名なE・ルナンの言葉に表徴されるような高度の自発性と主体性を伴っている。これこそナショナリズムが民主権の原理と結びついたことによつて得た最も貴重な歴史的収穫であつた（だから日本でも明治初期の自由民権運動の担

のあらゆる領域でのひずみ、或いは不均衡が生れた。そうして、日本のナショナリズムの思想乃至運動はその初期においてはこのゆがみを是正しようという動向を若干示したが、やがてその試みを放棄し、いろいろニエアンスはあるにせよ、根本的にはこの日本帝国の発展の方向を正当化するという意味をもつて展開して行つたのである。従つてそれは社会革命と内面的に結合するどころか、玄洋社——黒龍会——大日本生産党の発展系列が典型的に示しているように革命に対して——というより革命の潜在的な可能性に対して、ある場合にはその直接的な抑圧力として作用し、他の場合にはそのエネルギーの切換装置たる役割を一貫して演じてきた。しかも他方それは西欧の古典的ナショナリズムのような人民主権ないし一般にブルジョア・デモクラシーの諸原則との幸福な結婚の歴史をもほとんどろくに知らなかつた。むしろそれは上述のような「前期的」ナショナリズムの諸特性を濃厚に残存せしめたまま、これを近代ナショナリズムの末期的変質としての帝国主義に癒着させたのである。かくして日本のナショナリズムは早期から、国民的解放の原理と訣別し、逆にそれを国家的統一の名においてチェックした。そのことがまたこの国の「民主主義」運動ないし労働運動において「民族意識」とか「愛国心」とかいう問題の貞剣な検討を長く懈怠させ、むしろ挑戦的に世界主義的傾向へと追いやつた。そうして、それはまたナショナリズムの諸シンボルを支配層ないし反動分子の独占たらしめるといふ悪循環が生れたのである。

●日本のナショナリズムが国民的解放の課題を早くから放棄し、国民主義を国家主義に、さらに超国家主義にまで昇華させたということは、しかし単に狭義の民主主義運動や労働運動のあり方を規定したというだけのことではなかつた。それは深く国民の精神構造にかかわる問題であつた。つまり日本の近代化過程が上述のように「使い分け」の見事な成功によつて急激になされたということは、一般に国民大衆の生活地盤の近代化を、そのテンポにおいても、そ

五 日本におけるナショナリズム

一六〇

帝國的膨脹によつていよいよ強化された。自我の感情的投射としての日本帝国の膨脹はそのまま自我の拡大として熱狂的に支持せられ、市民的自由の狭隘さと、経済生活の窮迫からくる失意は国家の對外發展のうちに心理的代償を見出した。不断に對外的危機感を鼓吹しつつ——そうして十九世紀末からの帝國主義時代はその恰好の地盤を提供した。

——支配層は史上稀に見る巧妙な国家術数によつてこの国民感情の動員に成功し、社会的分裂の一切のきざしを未然に防遏しえた。「日本国民の精神的団結」は外国のほとんどあらゆる日本研究書の第一頁に特筆されるに至つた。

しかしわれわれはこの場合もメダルの裏を見ることを忘れてはならない。なにより、国家意識が伝統的社会意識の克服でなく、その組織的動員によつて注入された結果は、しばしば指摘されるように、政治的責任の主體的な担い手としての近代公民^{シトワイゼン}のかわりに、万事を「お上」にあずけて、ひたすら権威の決断にすがる忠実だが卑屈な従僕を大量的に生産する結果となつた。また、家族意識や郷党意識がすなおに国家意識に延長されないうで、かえつて国民的

●連帯性を破壊するセクシヨナリズムを創り出し、家族的エゴイズムが「国策遂行」の桎梏をなす場合も少なくなかつた。徴兵制施行後かなり長い間、家族制度を尊重して長男を兵隊にとらない方針が行われていたが、これを逆用し、次男以下の息子を他家の養嗣子にして徴兵を忌避する傾向があつたことはよく知られている。「君死に給ふこと勿れ」という晶子の歌は、言葉の厳密な意味での反戦歌というよりも、第一次的集団への愛着感情の素朴な表現であり、むしろ国民感情の「公然の秘密」を大胆に表明したからこそショッキングだつたのである。さらに「わが国民の愛国心●は一旦緩急的の愛国心にして行住坐臥の物にあらず」(「大正の青年と帝國の前途」)という蘇峰の指摘も別にめづらしくないが、これまた国家意識が市民生活のなかにでなく、その外部に、自我のエモーションナルな投射ないしは補償として発露されることの当然の結果といえよう。日本ナショナリズムの「前期的」性格からくるこうしたマイナス面

たナショナリズムには不徹底ながらこの側面が現われている。日本は維新のあのような変革様式のために、明治政府の指導者たちは民衆の間からの自発的能動的な国民的連帯意識の成長に依存しえず、しかも彼等の不断の対外的危機感からして、急速な愛国心の喚起に迫られて、国家教育によつてそれを上から作り出さねばならなかった。それが組織的に行われたのは例の森有礼文部大臣以後のことであり、その時既に日本の「近代化」は自由民権運動の陰惨な弾圧の上に押しすすめられていたのである。従つて国家意識の注入はひたすら第一次的グループに対する非合理的な愛着と、なかなづく伝統的な封建的乃至家父長的忠誠を大々的に動員しこれを国家的統一の具象化としての天皇に集中することによつて行われた。ここで「忠君愛国」(忠君の愛国に対する先行性)の観念や皇室を国民の総本家とする家族国家観等について詳しく述べることはなからう。こうしたイデオロギー教育について、明治時代を親しく経験した知識人の中には、むしろ今日ではその効果が過大視されていることを指摘し、そうした「国体」教育の徹底は最近のアルトラ・ナショナリズム段階だけの現象で、明治時代はもつとはるかにリベラルで「啓蒙」的であつたというような論をなす者が少くない。しかしその際論者はさきの頂点と底辺の間の不均衡性の問題を逆に過小視する傾向がありはしないか。論者自身の属する知識層の間ではたしかに国体イデオロギーの浸透度はそれほど徹底しなかつたであろう。ちやうど帝政ロシア時代のインテリと同じく、彼等の教養は圧倒的に西欧的なそれだつた。しかし暗くよんだ社会的底辺に息づく庶民大衆——「全人民の脳中に、國の思想を抱かしめる」ことを生涯の課題とする決意を福沢に固めさせたほど、「國家觀念」に無縁であつた大衆——はまさにこの「義務」国体教育によつて忠勇義烈なる精神と、最小限度に必要な産業・軍事技術的知識とを、F・ヘルスのいわゆる「魔術的実践と科学的実践」とを、兼ね備えた帝国臣民にまで成長したのである。そうしてこのようにして能率的に創り出された国家意識は相づく對外戦勝と

程、とくに大衆の国家意識の構造を考えただけでも、それは決して突然変異ではないことが知られる。およそ発展的なナショナリズムはかならず一定の国民的使命感 (mission idea) を伴っている。皇道宣布とか大義を宇内に布くとか八紘一宇とかいうのはいずれもそうした使命感の表現であり、それが知識人にはいかに荒唐な響きを持とうとも、その底に流れる非論理的論理は過去の日本において強靱な神秘的支配力を国民大衆の間にふるつてきた。その精神構造については皆て述べたことがある(『超国家主義の論理と心理』本書第一部の二)ので再説を避けるが、要するにそれは、天皇を中心とする国内のヒエラルヒー構造の観念を横に、国際関係に延長したものである。ところでこの皇国観念が中国の中華意識の世界像と似ているようで決定的に異なる点は、後者が文化的優越を中心観念としているのに対し、前者がどこまでも武力的優越を後述のように唯一のではないが不可欠の契機にしていたことである。だから中華意識の場合には夷狄に武力的に征服されても別に本質的な打撃を蒙らないが「金甌無欠」という観念は皇軍必勝と神州の領土を嘗て侵されたことがないという「歴史的事実」(一)に裏づけられていたから、この点からも敗戦は皇国のシンボルの決定的な価値低落をもたらしたのであった。しかも更に注意すべきはさきの橋本左内の図式と使命感との関係である。R・ミヘルスは使命感を全体的使命概念 (Integralmissionsbegriff) と部分的使命概念 (Teilmissionsbegriff) —— 例えば芸術とか政治とか産業とかいったなんらか特殊な領域における自国の使命を強調するもの——とに分けているが (Der Patriotismus, S. 38-9) まさにこの点で日本は維新後、東洋の「精神文明」と西洋の「技術・物質文明」を総合し、これに日本固有の「尚武」文化を加えることによつて実に典型的な全体的使命感を発展させて行つた。「国体」はそうしたすべての価値の統合体にはかならなかった。もし部分的使命感なら、それが心理的な挫折や坐礁を経験してもまた他の使命感に転換して出直すことが可能である。しかし日本の使命感は全体的であつただけ、それ

は、今度の戦争のように戦争がいわゆる総力戦的段階に進化し、国民生活の全面的組織化を必須とするにおよんで叫喚的スローガンと逆比例して暴露されて行つた。ひとはただ強制疎開計画の実施や労働力の徴用配置や工業生産力の拡充がほかならぬ家族主義や「農本」思想や「郷土愛」によつていかに根強い心理的抵抗を受けたかを想起すれば足りる。大政翼賛会が例の東条翼賛選挙の際、各地で演じた紙芝居のなかには、「縁故や情実による投票の悪弊を断乎廃して国家公共の見地から候補者を選択せよ」という、皮肉にも近代の選挙の精神に通ずる趣旨が繰返し説かれていた。これらはいずれも日本帝国の支配層がナショナリズムの合理化を怠り、むしろその非合理的起源の利用に熱中したことによつてやがて支払わねばならぬ代償であつた。彼等は国家総動員の段階に至つて初めてその法外の高価に気づいたが時はすでに遅かつた。

3

● 一たびは中国の半ばと東南アジアおよび西南太平洋をほとんど完全に制圧した大日本帝国は敗戦によつてたちまち維新当初の渺たる島国に収縮した。「国体」は国内国外の根底的な批判にさらされつつ変革せられ、それに附随した諸々のシンボル（神社・日の丸・君が代等）の価値は急激に下落した。そうして、こうした帝國的シンボルに向つて集中していたナショナリズム意識はその中心的支柱を失つて同じく急激に退潮したのである。敗戦はむしろしばしばナショナリズムの焰をかきたてるにもかかわらず（ナポレオン征伐後のプロシヤ、普仏戦争後のフランス、日清戦争後の清国、第二次大戦後のドイツ等）、日本の場合には前述のように外人を驚かすほどの沈滞、むしろ虚脱感が相当長い間支配した。この事態にはおろろいろいろの要素が原因になつてゐる。しかし上に述べたような日本ナショナリズムの成長過

の輩出もこの還流現象と関係があろう。そこには嘗ての右翼団体の直接的継続ないしは擬装と認められるものも少くなかった。これらは天皇及び皇国への忠誠心の「転位」が多少ともアブノーマルな形で行われた例であるが、元来、日本の社会的底辺はどこでも多かれ少かれ家族主義的構成を持っているので、もつと「真面目」な職場なり社会集団なりにおいて、目に見えないがそれだけに大規模な国民の精神的復興が行われたわけである。右翼団体のメンバーや旧将校が食糧増産運動や開拓運動に転換し、或いは地方金融機関、引揚者団体、神社清掃奉仕団などに入り込んで行つたのは前二者の中間形態と見ることができる。さらに微視的な観察を下すならば、今日大衆の間で流行をきわめている競馬、競輪その他スポーツ娯楽のなかで広範囲に軍国的な勝敗観念が「自演」を行っている。オーティス・ケーリ氏はシールズ軍との日米野球を見に行つて最初は日本に勝たせたいと思つたが、観衆と選手の態度を見てむしろシールズが勝つたことを喜んだといい、さらに古橋遠征の場合のラジオや新聞、いな日本中の沸きかえり方をながめて、「このままでもいいのだろうか」と真剣に考えた。平和の道具で「敵前上陸」した気合である」（日本の若い者、二八三頁）と率直にある危惧を訴えている。つまり過去のナショナリズムの精神構造は消滅したり、質的に変化したというより、量的に分子化され、底辺にちりばめられて政治的表面から姿を没したという方がより正確であろう。

ところでこのような伝統的ナショナリズム感情の分散的潜在は今後の日本ナショナリズムに対してどのような衝撃をもつてあろうか。第一にそれはそのまゝの形では決して民主革命と結合した新しいナショナリズムの支柱とはならないことは明白である。なぜなら、まさにその醗酵地である強靱な家族主義的社会構成とそのイデオロギーの破壊を通じてのみ、日本社会の根底からの民主化が可能になるからである。もし進歩的陣営がかりにもその断片的な発現形態に眩惑されて、これを将来の民族意識の萌芽と見誤つたり、或いはその前期的性格を知りつつこれを目前の政治

だけその崩壊がもたらす精神的真空は大きい。戦後、新憲法の制定とともに「平和文化国家」という使命観念が新装を凝らせて登場し、さまざまの「理論づけ」がほどこされたにもかかわらず、国民に対する牽引力をほとんど持たず、敗れたから止むをえずのスローガンだというような印象を払拭しきれないのは、逆説的にはあるが、旧日本帝国の使命感の全体性をなによりよく説明している。国民の多数は今なお、資源に乏しく人口過剰で軍備もない日本が今後の世界のなかで一体どのようなレーゾン・デールを持つかについてほとんど答えを持っていない。今後新しいナショナリズムがどのような形をとるにせよ、この疑問に対して旧帝国のそれに匹敵するだけの吸引力を持つた新鮮な使命感を鼓吹することに成功しないかぎり、それは独自の力としての発展を望みえないであろう。

この点でもう一つ注目すべき現象は従来のナショナリズム意識の社会的分散ということである。地方的郷党感情や家父長的忠誠などの伝統的道徳ないしはモーレスの組織的動員によつて形成された国民の国家意識は、中央への集聚力が弛緩すれば直ちに自動的、分解して、その古巣へ、つまり社会構造の底辺をなす家族・村落・地方的小集団のなかに還流するのは当然である。このいわば国家意識の動員解除もきわめて急速に起つた。例えば戦争直後の社会的・経済的混乱のなから到るところ「テキヤーや闇商人の集団が生れ、また地方には何々組、何々一家等の半暴力団体が広汎に輩出或は復活して、それらが新宿の尾津組や新橋の松田組の例に見るように、地域的に警察機能を代行するような現象を呈したこと周知のごとくであるが、そうした集団には多くの復員兵が吸収されて行つた。そうしたいわゆる「反社会集団」は概ね親分子分の忠誠関係と軍隊に類似した組織的訓練をもっているから、それだけに中心的なシンボルの崩壊から生じた大衆の心理空白を充たすにはきわめて適合しており、その階層的秩序と集団的統制に服従することによつて社会的混乱からくる孤立感と無力感を癒すことができた。また戦後の怪しげな小政党の驚くべき多数

五 日本におけるナショナリズム

一六六

はなして見れば、それほど大した事件ではないが、それが警察予備隊の設置とか海上保安隊の増強とか、日本再武装の問題とかの文脈^{コンテクスト}のなかで考えられる場合には、そこにある政治的動向の萌芽を認めても、あながち杞憂とばかりはいえないのである。

しかしこの政治的動向は簡単に戦前のナショナリズムそのままの復活とも目しえない、複雑な相貌をもっている。

- により、経済的にも、軍事的にも日本が嘗ての「帝国」時代に持つていたような、実力と威信を国際社会において復活しようということは殆ど考えられないからである。イデオロギー的にいつても、今後天皇や君が代や日の丸のシンボル価値がどんなに回復しようと、もはや戦前のような、「万国に冠たる国体」として現われることは不可能であろう。とすれば伝統的シンボルをかつぎ出して、現在まだアモルフな形で分散している国民心情をこれに向つて再び集中させる努力が今後組織的に行われることかあつても、そこで動員されるナショナリズムはそれ自体独立の政治力にはなりえず、むしろヨリ上位の政治力——恐らく国際的なそれ——と結びつき、後者の一定の政治目的の手段として利用性をもつ限りにおいて存立を許されるのではないかと思われる。日本の旧ナショナリズムの最もめざましい役割はさきにのべたように、一切の社会的対立を隠蔽もしくは抑圧し、大衆の自主的組織の成長をおしとどめ、その不満を一定の国内国外の済罪^{ハム・ライツ}羊に対する憎悪に転換することにあつた。もし今後において、国民の愛国心がふたたびこうした外からの政治目的のために動員されるならば、それは国民的独立というおよそあらゆるナショナリズムにとつての至上命題を放棄して、反革命との結合という過去の最も醜惡な遺産のみを継承するものにほかならない。それをもなおナショナリズムと呼ぶかどうかは各人の自由としよう。ただその際いずれにせよ確かなことが一つある。この方向を歩めば、日本は決定的に他のアジア・ナショナリズムの動向に背を向ける運命にあること、これである。

目的に動員しようという誘惑にかられるならば、それはやがて必ず手ひどい反作用となつて己れに返ってくるであらう。上のような伝統的ナショナリズムが非政治的な日常現象のなかに微分化されて棲息するということが、戦後日本の民主化が高々、国家機構の制度的・法的な変革にとどまつていて、社会構造や国民の生活様式にまで浸透せず、いわんや国民の精神構造の内面的変革には到っていないことをなにより証明している。「デモクラシー」が高尚な理論や有難い説教である間は、それは依然として舶来品であり、ナショナリズムとの内面的結合は望むべくもない。それが達成されるためには、やや奇矯な表現ではあるが、ナショナリズムの合理化と比例してデモクラシーの非合理化が行われねばならぬ。

では第二に、社会的底辺に還流した旧ナショナリズム感情は、再び政治的表面に姿を現わして古い帝國的シンボルに向つて再動員されるであらうか。もしそれが政治的に動員されることがあるならば、それはその構造原理からして溝を流れる水のように皆ての反動的な方向を辿るであらう。この意味で最近日の丸掲揚や君が代復活、さらに神社参拝というような傾向、とくに国民教育における旧シンボルの再抬頭が喧しい論議の的となつてゐるのは当然である。ある人々はこの個々の現象のうちにすぐさまアルトラ・ナショナリズム或いはファシズムの再興の兆を読みとる神経質を笑つてゐる。たしかにシールズ野球や日米水上競技の観衆の熱狂を一直線に軍国主義精神の抬頭に結びつけたり、それは滑稽というほかない、そこでは前述のとおり問題は明白に非政治的、私的領域のことだからである。●ケリー氏もそれほど直接的な意味で「危惧」したわけではなからう。しかし政治の力学はまさにそうした一見政治とはかかわりのない日常的行動様式が蓄積されてある瞬間に突如巨大な政治的エネルギーに転換することしばしば教えている。それが政治的世界に姿を現わす地平線はきわめてデリケートである。日の丸や君が代の復活も一つ一つ切り



INDIAN INSTITUTE OF ADVANCED STUDY

Acc. No.

